二〇二一年度博士論文

伝承の民俗学的研究

―その視座と可能性―

加藤 秀雄

#### 目次

序章 本研究の問題意識と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
はじめに
第一節 本研究の問題意識
一 近年の民俗学の動向
二 伝承の縮小
三 伝承の文化財化
四 消滅の語りを超えて
第二節 伝承研究の課題
一 伝承概念の問題点と可能性の提示
二 伝承の仕組みと動態性の把握
三 近代化と伝承
第三節 アプローチの方法と本研究の構成
一 アプローチの方法
二本研究の構成
【第一部 伝承概念再考】
第一章 伝承をめぐる研究史・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
はじめに
第一節 『民間伝承論』以前
一 伝承に対するまなざしの萌芽
二 民俗学草創期における伝承概念の位置づけ
第二節 柳田国男の伝承観と伝承母体論
一 伝承の分類と特徴
二 伝承母体論とその問題点
第三節 現代民俗学と伝承
一 伝承母体論批判と個への注目
二 自治を支える伝承
小活
第二章 伝承概念の脱/再構築のために・・・・・・・・・・・・・・・37
はじめに

第一節 伝承をめぐる二つの立場

i

第一節 芸予諸島・鵜島の概要はじめに
第五章(伝承意識と伝承の変化―芸予諸島・鵜島の氏神祭祀を事例に・・・・・・・・85
小活
第三節 伝承母体と伝承の変化
二 トウヤのワタシ儀礼
一 主婦権とワタシ儀礼
第二節 ワタシの儀礼
二 役割概念と社会科学
一役割交替と伝承
第一節 役割交替について
はじめに
第四章 役割交替と伝承の相関性―主婦権とトウヤのワタシ儀礼周辺から・・・・・69
【第二部 伝承の仕組みと動態をめぐる考察】
小括
第三節 眼前の事実としての自治
二 柳田における世代間倫理
一 柳田による経済的自由主義批判
第二節 柳田国男の自由主義批判
第一節 現代社会のシステムと伝承
はじめに
第三章 伝承研究の現代的課題―柳田国男による自治論の再検討・・・・・・・・・57
小活
二 伝承の歴史哲学
一 「ポストヒストリー」としての『民間伝承論』
第三節 伝承概念の可能性
三 行為論的伝承論
二 もう一つの伝承論と国民、民族の表象
一 伝承の「凍結」
第二節「凍結」される伝承と行為論的伝承論
二 伝承概念への批判
一 フィールドに伝承をみる、伝承からフィールドを考える

- 一鵜島の生業
- 二 島外における労働
- 二 鵜島の信仰と伝説
- 四親島の歴史
- 第二節 鵜島・宇佐八幡社の神祭
- 一 氏神と氏子の関係と一年の神祭
- 一 鵜島宇佐八幡社の大祭と当家・当組
- 第三節 氏神祭祀と伝承意識
- テクストの蓄積と伝承意識
- 一 伝承意識と血縁/地縁
- 三 伝承意識と伝承の変化の共存

小活

#### 第六章 伝承の仕組みと動態をめぐる考察―鵜島における "歴史 の構成 $1 \\ 1$

はじめに

第一節 伝承の仕組みと動態をめぐる先行研究

第二節 鵜島の "歴史"

- 一 古記録『家系日記』について
- 二 伝承・文書の編集と「日記」の結合
- 二『家系日記』の具体的内容
- 第三節 鵜島の "歴史" にみる伝承の実態
- 一 編著者の関係性と歴史叙述への影響
- 二 「家系日記」「隠居之日記」「清兵衛の日記」の比較
- 三 鵜島の "歴史" をめぐる現状
- 第四節 伝承の仕組みと動態をめぐる考察
- 一 伝承の通時性と共時性
- 二 鵜島の"歴史』にみる「民俗学的原史」
- 二 出来事と伝承の関係性、その動態

小赶

### 【第三部 現代社会と伝承】

第七章 伝承の変化に見る高度経済成長期―千葉県浦安市の事例か ら 3 3

はじめに

第一節 本章のフィールド

一 千葉県浦安市の概要

- 海と生業
- 海の汚染と埋め立て
- 第二節 浦安の伝承
- 海苔養殖と投網の技術
- 三 庚申講 水神祭り
- 第三節 伝承の変化に見る浦安の高度経済成長
- 小活 漁業からの転業 一人々の語りに見る環境の変化

# 第八章 システムと伝承―平成の市町村合併を事例に

はじめに

- 第一節 平成の市町村合併と新自由主義
- 二 新自由主義と自治のゆくえー 平成の市町村合併の背景
- 第二節 民俗学の立場から
- 二 平成の市町村合併から伝承を考える一 民俗学者は市町村合併をどう見たのか
- 第三節 システムと伝承の関係性
- 二 システムに抗する伝承 システムが伝承にもたらす影響

#### 小括

### 第九章 伝承と自治の再生に向けて-震災被災地における中間集団と相互扶助・ 1 7

はじめに

- 第一節 創造的復興と被災地の現状
- 一新自由主義と「創造的復興」
- 復興の主体をめぐって
- 被災地の現状
- 第二節 地域社会の自律性
- 普請と建設
- 中間集団
- 契約講について
- 契約講と相互扶助

初出一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	参考文献・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	二 共の民俗学へ	一現代民俗学との関係	第五節 伝承研究の今後の課題	三 システムと生活世界の対称性を回復する伝承	二 歴史と自治の主題化	一 伝承の動態への注目	第四節 本研究の結論	三 現代における伝承の可能性	二 システムと伝承の関係性	一 伝承の変化に見る近代化	第三節 近現代的状況下における伝承	三 世代交代と出来事への着目	二 伝承意識と伝承の変化	一 集団・社会の維持と伝承の変化	第二節 伝承の仕組みと動態性	二 伝承研究の問題意識と可能性	一 伝承の静態的把握と動態的把握	第一節 伝承概念の問題点と可能性	はじめに	終章 本研究のまとめと今後の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
•	•																				•
2 2 2	2 0 7																				1 9 1

第三節

一 伝承と共助 一 伝承と共助 一 伝承と自治の再生の萌芽

# 序章 本研究の問題意識と課題

#### はじめに

なるものとなっている。 に、私たちの社会は急速に変化し、 今から百年前、 日本の民俗学は徐々にその輪郭を現し始めていたが(1)、この一世紀の 人々の暮らしやものの考え方も過去のそれとは大きく異

にした日本民俗学の創始者、柳田国男の問題意識が奈辺にあったかという点については、一 た。その過程で旧来の生活文化は広範に解体されていったが、このような状況を目の当たり 九二八年に刊行された『青年と学問』における次のような発言が参考になる。 て、西洋からもたらされる様々な知識や技術を吸収し、それを普及させることに腐心してき このような変化の時代に民俗学が成立したことは偶然ではない。近代の日本は国を挙

改まる。 づ之に適応せねばならぬ以上は、幾ら伝統の教育に力を入れても、改めらるべきものは 何ほど現状維持を望む者があっても、時勢は外から変つて来るもので、人の 近世の如き激しい変遷こそは無かったけれども、 いつの時代でも親の仕来りの 生存は先

て居り、 子が受継いだといふことは無かつた。百年を重ねぬうちに前の生活は古風になつ 長生をした老人は大抵は不平であつた。たゞ旧式の教育法の下では、 一応は前

1

から教育の系統が改まつた為に、今ではよほど困難になつたのである〔柳田 の型だけは究め尽して後に、必要に応じて端から更へて行つたのであるが、 (一九二八) それが根本 一九九八

とする学問の体系化が図られることになるのだった。 題である「伝承」と換言できるものである。柳田はこうした伝承を、「少なくとも若い ここでいう「旧式の教育法」、 新たに適当なる選択改良を為さしむ」ため、「熟知せしめる必要がある」と続けるが 一一一〕、このような問題意識から、 そしてそれによって伝えられる「古風」とは、 全国各地に伝えられてきた(いる)伝承を対象 人た

付けるというものであった。いわゆる重出立証法である。 る方法とは、 にある」と述べている〔柳田 一九九八(一九三四) 及ぼす必要もある」とし、「我々の方法に拠れば、過去ばかりか現在をも知る可能性は十分 らこそ比較可能であり、その比較によって得られた知見は、私たちの生活を正しく理解する ここでも柳田は、「百年前の当り前が、 田が伝承概念を前面に押し出すのは、一九三四年の『民間伝承論』においてである⑴。 全国各地の民間に伝わる伝承を収集し、それを比較することで、 今日の不可思議である場合もあり得ることを、 四一、一九三〕。ここでいわれてい 柳田の認識では伝承は変化するか その変化を跡

ことに寄与するはずのものであった。

ポジウムの趣旨が述べられている。 俗学会年会のシンポジウム「『近代』と民俗」では、柳田が『明治大正史世相篇』(一九三一) ことになったのである。この「近代」という問題が、民俗学で明確に意識化されるようにな その変化をもたらす様々な近代的要素は、民俗学の主題ではないという認識を生じさせる で展開したような問題意識を後続の研究者は継承してこなかったとし(II)、次のようなシン わち近代化以前の人々の生活における「旧式の教育法」や「古風」が伝承であるとすれ しかし伝承概念は民俗学の独自性を担保すると同時に、ある桎梏を課すことになる。 は、二〇世紀末に入ってからのことであった。一九九七年に開催された第四九回日本民

どちらかといえば、変化する部分よりも、変化しにくい部分により関心を注いできたと 承」の取扱い方とも関わっているように思われます。 る人は少ないのではないでしょうか。それは、民俗学が研究の対象にしてきた「民間伝 ように思われます。また「近代」の問題を強く意識して、ご自分の民俗研究を進めてい いうことと無関係ではないといえます〔谷口 民俗学の研究者にとって、「近代」という言葉はそれほどなじみのあるものではな 一九九八 つまり、日常の生活文化のなかで、  $\frac{1}{2}$ 

すべき基本的な問題として位置づけられる。 るということである。この対立は、伝承を主題とする本研究の出発点であるとともに、 のは、伝承に「持続」を見るか、あるいは「変化」を見るかという認識論的な対立が存在す 民俗学で一般化したことを、この一文は示唆しているといえよう。ここで押さえておきたい とされている。先に見た「伝承は変化する」という柳田のテーゼと真逆の認識が、その後 ここでは変化しにくい伝承が研究対象であったことにより、 民俗学が 「近代」と乖離した

め込まれたものあることを示しているといえるだろう(型) 学の定型的な語り口として存在してきたが、それは持続に偏った伝承認識が、 過去から現在にかけて変化し続けてきたものであり、未来においても変化する可能性を孕 在の伝承に見出そうとするまなざしと不可分の関係にある。しかし、柳田が述べていたよう んでいる。このような変化を、伝承の「衰微」や「消滅」として捉える言説は、長らく民俗 伝承に持続を見る認識は端的にいえば、フィールドやそこに住む人々の過去の生活を、 決して「今は昔ではない」〔千葉 一九九八〕。民俗学者がフィールドで見出す伝承は、

それではなぜ、このような伝承に対する認識の変質が生じたのだろうか。これが本研究で議 期段階においては、 ていく大きな問いの一つである。 『青年と学問』と『民間伝承論』の引用で示したように、 その 「持続」ではなく「変化」にウェイトを置く議論が行われてい 伝承概念の登場の

### 第一節 本研究の問題意識

#### 一 近年の民俗学の動向

関っており、 年の民俗学の動向を簡単に整理しておきたい。なぜなら本研究は、これらの研究動向と深く 象と方法、そして目的をめぐる問いは、今も不断の課題として存在し続けているのである。 究は大きな成果を挙げたといってよい(x)。 めである。 のあり方をめぐる問題があらためて浮上し、近年は議論百出の観を呈している。民俗学の対 オークロリズムの議論や民俗文化への国の政策、文化財化、観光産業などの影響に関する研 「現代」を意識した研究の蓄積は相応に進んだ ⑴。特に構築主義的なアプローチによるフ このような状況を念頭に置いた上で、本研究の問題意識を明確にするために、以下では近 「『近代』と民俗」のシンポジウムから二十年経った現在、 それを発展的・批判的に展開する問題意識に基づくかたちで構成されているた しかしその蓄積が進むに従って、 民俗学におい ても「近 今後の民俗学

海外との学問的な没交渉に起因している」とし、「他国の民俗学を深く理解し、 話会で、「ここ数十年来続く日本民俗学を取り巻く閉塞感や沈滞感は、 単なる海外の研究動向把握のみを意図したものではなかった。菅豊は本シリーズの初回談 提出された日本民俗学会国際交流特別委員会の答申を受けて実施されたもので、国際的な 研究動向の把握を目的としている。しかし、そのタイトルからも看取されるように、これは 月まで、本シリーズの談話会が計七回にわたって開催された。この談話会は、二○○七 俗学』―新しい の新たな課題と方向性を明確にする意図が、その背景にはあったといえよう。 して新しい方向性を模索することにもっと積極的にならなければならない」と述べてい 菅 二〇〇八年九月に開催された日本民俗学会第八三六回談話会は、「シリーズ・さらば 二〇〇八 一五一〕。すなわち海外の研究状況を参照することによって、 《民俗学》の再構築に向けて」と題したものであり、以後、二〇一〇年一二 ひとつにこのような 日本民俗学 それと対照 『民

動きは二〇一〇年代に入ってからも継続しており、 その設立が、先の日本民俗学会の動きと連動するものであったことが窺い るとともに、世界各国の民俗学との交流を確立する」という三つの課題を提示しており(セ)、 おいて自明視されていた知的前提や技法を明晰に表現し、 鋭化―民俗学の先人たちを乗り越え、新たな理論の構築を目指す」、「2、実質化―民俗学に の土台を作り出す」、「3、国際化―国際的な広がりを前提とした日本民俗の把握を推し進め い学会も二○○八年五月に発足している。現代民俗学会は、その設立趣旨において「1、尖 立て続けに出版された〔岩本ほか編 二〇一二、菅 本民俗学会で、このような活動がなされていたのと同時期に、現代民俗学会という新し 今後の民俗学の方向性を問うような著 1 10 1 111)° 他分野との対話と開かれた議論 い知れる。 こうした

れら 意識を共有しており、 とりわけ は現代社会やアカデミズムの状況に民俗学として、 「民俗」 や「常民」、そして「伝承」といった従来の民俗学を特徴づけて その文脈でこれまでの民俗学のあり方が鋭く批判されることに どのように対処するかとい

り、代わって「人」や「生きる方法」、「伝統」などの新たな研究対象にフォーカスした民俗 最近は若手研究者の間でも、 きた諸概念は、「すでに耐用年数が過ぎ、無条件には使えない言葉となっている」とされ 「このような学問の硬直化、陳腐化に対応する方法論的検討がなされるべき」であるとする 点などは、 提唱されている〔島村 近年の民俗学の状況を端的に表しているといえよう〔菅 二〇〇九 こうした概念が民俗学の「足枷」になっていると批判されてお 塚原 門田・室井編 

#### 二 伝承の縮小

性を失ったのは、これらの概念が含意する定義とイメージが、現代の社会状況にそぐわな ているということができる。 べきだとする議論には説得力がある。「民俗」、「常民」、そして「伝承」といった概念が有効 今後の民俗学に のとなっているからだろう。 おいて理論的裏付けのないまま、 その限りにおいて、 これらの概念は民俗学の 旧 来の概念を用いることに慎重 「足枷」に 一であ な

る民俗学の対象と学問的意義をめぐる問題については、次のような菅豊と福田アジオの 概念批判と新しい民俗学の模索をめぐる動きの背景にあると考えられる。現代社会におけ このような対象の縮小、そして学問としての存在感の希薄化に対する危機感が、 を民俗学の対象の基礎に据えた場合、その研究領域は必然的に縮小せざるを得ないだろう。 れは二一世紀に入った現在も進行中である。こうした状況下で、通時的同一性を持った伝承 は想像以上に大きい。 たため、「近代」へのアプローチを遅らせることになったが、この概念規定がもたらす弊害 に、過去の民俗学は、伝承を過去から現在に至る通時的同一性を持った存在として位置づけ る点に注意しなくてはならない。「『近代』と民俗」のシンポジウムでも述べられていたよう だが現在批判されている伝承概念は、先に見た「持続」に偏った意味内容を持つも 参考になるだろう。 日本では高度経済成長期以降、人々の生活は劇的に変化しており、 近年の伝承

菅 民俗学が縮小していく、民俗が縮小していくというそのもの以上に、伝承され ならば、我々が取り扱っていけるものが、やはり縮小しているのだという現象は起こ ような知の伝達システム自体が大きく変わっている。 っているのではないでしょうか。 要するに、 旧来の観点からする てい

田 当然起こっているんですよね。だから、寂しい じゃないですか 〔福田/菅/塚原 ながら、 六〇]。 民俗学は 消えて V 11 11  $\mathcal{O}$ 

田アジオを乗り越える-やりとり 菅のいう「民俗の縮小」と「知の伝達システムの変化」は、「伝承の縮小」とも は、  $\frac{-}{\bigcirc}$ ·私たちは『二〇世紀民俗学』から飛躍できるの 一○年七月に開催された現代民俗学会のシンポジウム か?」でなされたも 「《討論》

5

ように拡げていけばよいかという問題意識によるものだが、福田はそうした状況がある以 いい換えられるだろう。この菅の問いかけは、硬直化した民俗学の対象と方法を今後、どの 民俗学は歴史的使命を終えつつあるという見解を示している。

は大きく変わっており、その変化は、 とし、記述してきたものが「本来の伝承」だとすれば、それを現在も同一性を持ったものと る。「伝承の縮小」は、社会の変化によって生じるが、それは過去に存在した「本来の伝承」 が衰微、消滅したものとして把握されていることを示している。確かに過去の民俗学が対象 して描き出すことは困難である。例え過去の研究対象が現在、存在したとしても、その内実 ここで注目されるのは菅と福田が、「伝承の縮小」という認識自体は共有している点で 伝承の衰微や消滅として把握されることになるのであ

#### 三 伝承の文化財化

成五年度)」における民俗文化財の位置づけを見ておきたい。 とになるが、参考のため以下では、文部科学省(※当時は文部省)の「我が国の文教施策(平 形・無形の民俗の記録がなされていく。こうした動きの中で「伝承の文化財化」が生じるこ 調査の成果は、 四)、民俗資料緊急調査(一九六二)などは、高度経済成長期の社会変動のなかで、 生じている。そして伝承の衰微や消滅に対する保護、記録措置が課題として浮上することに いるが、本書の 「本来の伝承」の姿を留めていくかという問題意識に根差したものであった。民俗資料緊急 このような「伝承の縮小」をめぐる言説は、基準となる「本来の伝承」を設定することで 住生活」に至るまで約三十年間にわたり、全国規模で「緊急」に調査を必要とする有 文化財保護法における無形文化財指定制度の整備と民俗資料分野の創設(一九五 一九六八年に設立された文化庁の編集による『日本民俗地図』に収められて 「第一巻 年中行事」が一九六九年に刊行されてから、二〇〇〇年の「第一 いかに

継承してきた有形・無形の伝承で、 れらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件など、人々が日常生活の中で生み出し. 民俗文化財とは衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこ 人々の生活の推移を示すものである。

善されて今日まで伝えられてきたもので、それぞれの地域の伝統文化の基層的なもの で欠くことのできない文化財として位置付けられている (イ)。 が残存している場合が多く、 民俗文化財は、それぞれの地域の風土や社会生活との関係の中で創造され、 地域文化の理解、 ひいては我が国の伝統文化を理解する上 工夫・改

に「基層的なものが残存」しているとされている点に注意しておきたい。 うな文言が続く。 は保護される対象としての民俗文化財と伝承がイコー -ルになっ ており、 このあと以下のよ その内実

期における保護措置は、 在も進みつつあることから、 しかしなが ら、これらは人々の生活の一部として伝承され、その間の変形や消長は現 非常な困難を伴うものとなっており、 現代のように人々の生活様式が激しく変化しつつある時 適切な保護が課題となっ

続した認識が確認できよう。 盤を置くものであり、戦後の急激な経済活動の進展、 |変貌する傾向にある」といったかたちでなされている(10)。 様の指摘は、「平成十一年度 我が国の文教施策」でも、「民俗文化財は、 生活様式の変化により、近年、 「伝承の縮小」に対する継 急激に

作用をもたらしたのである。 を果たしたことは間違いない 定とその保護をめぐる動きは、学術的に重要な民俗資料を記録、 る部分を除けば、この文脈に位置づけられるだろう。このような「民俗文化財=伝承」の規 ることが理解される。先に引用した菅と福田の対談における発言も、 上のことから、現在の「民俗文化財=伝承」を取り巻く一般的な認識は、 「変形や消長」をしており、「適切な保護」を講じるべきものと見なされて が、 同時に「本来の伝承」の規定を強化し、それを固定化する 保存するうえで重要な役割 「適切な保護」をめぐ これが

#### 四 消滅の語りを超えて

指す 民族誌的な記述にどのような影響をもたらすのかということについて、 化、グローバル化などによって変質し、消滅に向かいつつあるとするような語り口のことを オードが『文化の窮状』(二〇〇三) において示した観点で、ある文化現象が近代化、 の語り」の一種として見ることが可能である。 ここまで見てきた「伝承の縮小」をめぐる言説は、ポストコロニアル人類学が批判する「消 〔クリフォード 二〇〇三〕。文化人類学者の小田亮は、そのような「消滅の語り」が 「消滅の語り」とは、 ジェイムズ・クリフ 次のように述べて

眼前 とえば、Tシャツにジーンズなんて服装文化には目もくれず、TVでアメリカ映画を見 に記述したのです。 ている生活にも目をつぶり、 民化やグローバル化に「汚染」されない伝統文化を調査して記録しようとしました。た にして、それを救いあげて記録し保存するという作業が急務だと考え、なるべく国 つての文化人類学者は(そしておそらく民俗学者も)、 (ジェー ムズ・ しかし、 クリフォードのことば) そのようなやり方は現在では「サルベージ人類学」 そんな生活があたかもなく、伝統文化を維持しているよう だと批判されています(11)。 消滅しつつある地域文化を

7

す様々な要因に焦点をあて、地域社会や生活の場が、それをどのように受容、 とになった。「生成の語り」とは、「消滅の語り」が主題化してこなかった文化変容をもたら 影響やフィールドにおけるその受容と葛藤に対する視野が閉ざされてしまう点である。文 しているのかに注目するものである〔山下 一九九九〕。 このような「消滅の語り」とそれに伴う文化の記述が孕む問題は、変化をもたらす外部 このような「消滅 の語り」に対し「生成の語り」による記述が模索されるこ あるいは抵抗

化」が生じている具体的な状況に焦点を当てた、新たな分析視角を提示することだろう。 た場合、重要なのは、通時的同一性を持ったものとして伝承を捉える見方を転換し、その「変 以上のような「消滅の語り」と「生成の語り」をめぐる議論を民俗学の伝承研究に敷衍

放棄するのではなく、この概念の問題点を明らかにし、その上で現代、 意図を持っている。本研究も、この問題意識自体は共有しているが、そのために伝承概念を においても活用できるものとして再生させることを目指していく。 られたものであり、 現在の伝承概念に対する批判は、通時的同一性を持った存在としてのそれに対して向け この概念を放棄することで民俗学の新たな研究領域を開拓するという そして未来の民俗学

### 第二節 伝承研究の課題

# 一 伝承概念の問題点と可能性の提示

伝承概念批判を乗り越えるような、 なものへと変質したのか、これをまず明らかにしなくてはならない。そして伝承を再び動態 いるが 考古学が互いに連携し、「dynamic なものの研究を進めて呉れることが望ましい」と述べて るのである〔柳田 一九九八(一九三四) 四○~四一〕。柳田は同書で、民俗学と人類学、 変遷と新生とが其中に雑居」しているといったかたちで、「伝承の変化」を再三強調してい 誰もが承知して居る明らかな事実」、「変化するのが人間の本性」、「(※筆者注:伝承には、) されなかった。また『民間伝承論』でも、「我々文化人の生活が変化し推移して来たことは の内容にあったように、柳田の伝承観には、これを「変化しにくいもの」とする考えは見出 本節では、伝承概念の再構築に必要な課題を整理する。本章の冒頭で示した『青年と学問 捉える視点を確保するのが、本研究の一つ目の課題である。この作業によって、 [前掲書 五五]、このように動態的存在として捉えられていた伝承が、 新たな伝承観を提示することを試みていきたい なぜ静態的

統文化」を理解することができるといった点には求められない。柳田の議論に倣えば、 する必要がある。新たな伝承観の提示は、そこに何らかの意義があって初めて意味を持つこ ような「変遷の理解」だけに収まらない極めて現代的な可能性が存在する。 とになるが、それは伝承に「基層的なものが残存している」ことや、そこから「我が国の伝 から明らかになるのは、「文化は変遷する」という事実である。 のなのかを示すのが、 次に伝承概念が民俗学において、いかなる問題意識に基づき示された概念なのかを検討 本研究の二つ目の課題である。 しかし伝承概念には、 それがい かなる

が後景化していった。しかし近年の民俗学では、伝承そのものではなく、人々の相互行為と の伝承研究においては、 してこれを動態的に捉える研究が主流になっている。ここでは、伝承を「民俗的知識」 して挙げられるのが、実際のフィールドにおける伝承の実態を描いていくことである。過去 て位置づけなおし、これを対象化した渡邊欣雄の議論を参照しておきたい。 伝承を動態的存在として位置づけなおし、この概念の可能性を確認したあと、次 「遺物」や「残存」として扱ってきたきらいがあり(一)、そのことによって伝承の変化 フィールドで得られたデータを文字資料や考古資料と並立する過

実際には調査したある時点でのみ用いられてきたのである〔渡邊 二〇〇四 不変的に今日まで伝えられている」と〈想定〉するか、「人びとが昔から行なってきた」 つまり、民族誌的現在において「毎年くりかえし行なわれているであろうから、内容が きわめて安易に〈動態的に不変であろうと静態的に想定〉してこれを用いている。 「伝承」という概念は、そもそも知識の動態を指していう。にもかかわらず多くの したから不変の伝承と〈想定〉したのか。いずれにせよ「伝承」という語は、

在として浮上するのが、伝承の主体である「個人」と「集団(コミュニティ)」だが、 し、民俗的知識の変化をめぐる具体的な様相を描くべきだと主張している。そこで重要な存 このように渡邊は、 これらの存在と伝承の関係について次のように述べている。 従来の研究が伝承を静態的で不変の存在と見なしてきたことを批

8

識の非伝統性であり創造性」である。従来は後者の問題を、環境の変化や変化をリード 識を獲得しようとする要求がある。前者を「知識の伝統性」というならば、後者は ニティにおいては前代の知識を極力継承していこうとする反面、前代にはなかった知 しばしば話者の原因解釈と相容れない場合がある。話者にも伝統をうち破るべき理由 つとめてきた研究者が多い。 民俗的知識 客観視しうる社会の動態的主要因―たとえば社会の生産力など―に求めようと は個人のうちに変化しうる特徴をもっている、ということである。 のエミックとして十分これを重要視すべきであろう しかしその研究者側の、 知識の変化や創造の原因説明は、 〔前掲書 コミュ 知

動態的主要因」とは、 この渡邊の指摘を踏まえると、伝承の動態を把握する際には、その変化をもたらす要因 現代社会における伝承の変化を考える上で重要なトピックである。しかし、 の内と外の二つの視点に分けて考える必要がある。 産業構造の変化や技術革新、 グローバリゼーションなどの外的要因で 渡邊が述べる「客観視しうる

側からこれを見ていくことも忘れてはならない。それは伝承の変化をエミックの視点で描 体である個人や集団のうちで、いかにして伝承の変化が生じるのかという、フィ くものとなるだろう(三)。こうした作業を経て伝承の動態性を具体的に示し、 把握するかを示すのが本研究の三つ目の課題である。 それをどのよ ル ドの

#### 三 近代化と伝承

変化を考える際に、その内的要因を見ていくだけでは不十分である。すなわち、伝承の変化 外的要因についても、あわせて考察する必要があるのだ。 頭では、伝承の動態性をエミックの視点から描いていく必要性を述べた。しか し伝承の

に至って、初めて意識化された存在だといえよう (三)。 も民俗学は、近代という時代状況の中で成立した学問であり、その研究対象である伝承も近 伝承の変化の外的要因として第一に挙げられるのは、 「の過程で「発見」されたものである。伝承は、 その変化をもたらす近代という時代状況 いわゆる「近代化」である。 そもそ

にむかいあうことが、あらためて必要になってきている」と指摘している〔佐藤 近代をどうとらえ、また自分自身がどのようにとらえようとしているのかの問いに自覚的 をかけてい」るとし、 家族化・商品化などの特定の変動の実態をさして比喩的に使われることも多く、混乱に拍車 代化概念は、明示されないまま、工業化・都市化・民主化・合理化・世俗化・官僚制化・小 『日本民俗大辞典』(一九九九)の「近代化」の項目で、 五五。 しかしここでいう「近代化」とは、いったい何を指すのだろうか。社会学者の佐藤健二は、 存在しないとした上で、次のように述べる。 同様の指摘は島村恭則も行っており、 「民俗学のなかでこの概念を使おうとするばあい、 民俗学には「近代」をめぐる明確な概念規 「(※筆者注:民俗学における)近 それぞれの論者が 一九九九

容(衰退・消滅)という観点からのみとらえ、生活の場の編成、諸条件の 代化」によってどのように変化したかというように、「近代化」の影響論として捉える モロジー 傾向が長く続いていた。…民俗学者たちは、 的に問うという作業ではなく、それまで変化することなく伝承されてきた「民俗」が「近 (※筆者注:これまでの民俗学の議論においては、)「近代」そのもののあり方を民 の様態といった「近代」生活のあり方自体を問う方向には進まなかったのであ 一一三~一五〕。 「近代化」を、 要素としての 関係性、 「民俗」 コス の変

の内実を問う姿勢だといえる。このような記述のあり方は伝承の変化に焦点を当て、社 らの議論を敷衍すると、伝承の変化の外的要因について考える際に重要なのは、 「近代化」という概念によって説明することではなく、 伝承の変化をとおして

ている [前掲書 一二〇]。 会の変遷を描く民俗学の方法とも合致しているといえるだろう (「玉)。そこで明らかになる のは、私たちを取り巻く「近代世界システム」のあり方である。この言葉は先に引用した島 の議論で言及されているものだが、 歴史学や社会学の近代論との照合が不可欠だとされ

るのか明らかにすることである。 変化をとおして私たちが生きる時代状況を描き出し、 社会における伝承の持つ可能性が浮き彫りになるだろう。本研究の四つ目の課題は、伝承の は、伝承がシステムにとって代わられる過程が見えてくるとともに、システム化された現代 議論も参照しながら、それが伝承の変化といかなる関係にあるのか考察していく。そこから 以上の指摘を踏まえて、本研究では「近代化」、あるいは「システム」に関する他分野 その中で伝承にいかなる可能性があ

# 第三節 アプローチの方法と本研究の構成

#### 一 アプローチの方法

前節では本研究の課題を四つ挙げたが、 あらためてそれを整理すると以下のようになる。

- 1 伝承概念が、 動態的概念から静態的概念に変質した背景を明らかにする。
- 2 伝承概念がどのような問題意識によって提示された概念なのか検討し、 その現代的
- 3 伝承の動態性を具体的事例によって示し、 この概念の位置づけを明確にする。
- 4 伝承の変化をとおして私たちを取り巻く時代状況を描き出し、その中で伝承にい る可能性があるかを示す。

これらの課題に、 それぞれどのようにアプローチするのか、 以下では述べていきた

#### 【第一部 伝承概念再考】

承が「発見」されたあと、民俗学でこの概念がどのように位置づけられていったのかを確認 伝承を論じているものであるかを適宜示しておきたい。第一部の導入では、資料としての伝 を人間による文化の伝達継承の「行為」として捉える見方が併存することを意識し、先行研 う。第一部の基本となる分析枠組みは、 しての伝承」は、「存在としての伝承」ともいい換えられるだろう。 まず①と②の課題に対しては、本研究の【第一部 (存在)としての伝承」と「行為としての伝承」の両者を扱うが、各章の議論がいずれの いずれの伝承を主題とするものであるかを明確にすることである。このうち「資料と 伝承を民俗学の「資料」として捉える見方と、これ 伝承概念再考】で学史・理論研究を行 本研究でも、この

のような研究史の整理を経た上で、 ①と②の課題に取り組んでいく。 特にここでは、

の変質に与えた影響を論じたい。この作業によって伝承がなぜ動態的概念から静態的概念 の民俗学で盛んに議論された「民族性論」と「基層文化論」を取り上げ、これが伝承概念 かが明らかになるだろう。

伝承を動態的概念として再定位する議論を行いたい。 検討する。柳田は伝承を民俗学の基礎資料に位置づけたが、その伝承観は静態的なものでは なく動態的なものであ その上で柳田の『民間伝承論』の内容に立ち返り、そこでなされている議論をあらため った。本研究では、これを補完する近年の歴史哲学の 議論も参照し、 7

すなわち「自治」を担保するためのものであったというのが、本研究で主張したい 拠点にするという実践的な目的があり、翻って「行為としての伝承」は地域と生活の自律性、 的概念として措定された背景に、大きく分けて二つの問題意識があったことを明らかにす あり方を「行為としての伝承」から考えるというものである。 識とも密接に関わっている。この二つ目の問題意識とは、地域社会や生活世界の 示された概念なのかを明らかにする②の課題に取り組む。本研究では、 あわせて現在の社会状況を意識した考察を進めていくことによって詳論する。 つである。これについては、 してこなかった領域の「歴史」を描くために提示された概念であり、これは二つ目の問題意 して地域や生活の 伝承を動態的に把握する視点を示したあと、伝承概念がどのような問題意識によ 一つ目は、「資料としての伝承」による歴史叙述である。伝承は過去の歴史学が対象化 「歴史」を理解することには、これを「近代」を適切に受容するための 柳田が自治と伝承の関係をどのように捉えていたの 「資料としての伝承」をとお 伝承が民俗学 か 「自治」の 論点の一 って提

# 【第二部 伝承の仕組みと動態をめぐる考察】

枠組みは、 ける具体的な存在/行為としての伝承を見ながらアプローチする。第二部の基本的な分析 人の関係」から見ていくことである。ここでは、そのキーワー 「世代交代」の三つを挙げておきたい。 ③の課題に対しては、【第二部 特定の地域や集団の中で個人がいかにして伝承の主体になるのかを、 伝承の仕組みと動態をめぐる考察】で、個人と集団にお ドとして「役割」、「伝承意識 「集団と個

研究では儀礼、民俗語彙である「~ った。 て見ていきたい。 て当該社会の個人、 みと動態」に深く関わるものとして本研究では位置づけている。フィールドの 「役割の体系」として捉えられ、 しかし個人や集団における伝承行為を分析する際に有効な視点であり、「伝承の仕組 「役割」についてだが、この概念は従来の民俗学においてほとんど用いられてこな 集団が「役割の交替」を行うとき、 伝承はその体系の維持と不可分の関係を有し ワタシ」に注目し、 具体的な伝承の仕組みと動態に そこには必然的に伝承が伴うが、本 ている。 社会や集団 つい そし

「伝承意識」は、 あるい は認識のことを指す。 伝承の当事者が自らの行為に対して持つ、過去から「伝わっ 前節で引用した渡邊欣雄の議論にあるように、伝

瀬戸内海・芸予諸島の鵜島という小さな島に伝わる氏神祭祀と、それを担う祭祀組織の人々 志向性も持っている。そして伝承意識は、伝承が変化しても維持される特徴を持っており、 の伝承意識を事例としながら、 個人や集団のうちに変化しうる可能性を有するが、翻って伝承を持続させようとする は伝承の持続と変化が、 実は対立する問題系ではないことを示唆している。 伝承の持続と変化の関係を論じる。 本研究では

世代交代に伴う伝承の変化は、当該地域に伝存する古記録『家系日記』の内容と、現在の鵜 具体的には、「伝承意識」について論じた鵜島の事例を引き続き見ていくが、鵜島の人々の おける "歴史"をめぐる状況を比較することによって明確になる。 特定の地域、 集団の 「世代交代」が伝承に変化をもたらすことを明らかにする。 『家系日記』には、

この現象は、 る認識とその記述内容を比べてみると、その「濃淡」が変化 その歴史叙述には明らかな「濃淡」が存在する。さらに現在の鵜島の人々の 研究の第二部の目的である。 鵜島に現在の住民の先祖が入植してから幕末期に至る様々な出来事が書き継がれているが 伝承の仕組みと動態を具体的に明らかにし、それを把握するための視座を示すのが本 伝承の動態性を直截に反映するものとなっている。これらの事例を見ていくこ していることが確認されるが、 "歴史" に対す

#### 【第三部 現代社会と伝承】

によって、どのように変化したのかを見ながら、そこにいかなる問題があるかを明らかにす き出し、その中で伝承にいかなる可能性があるのか提示する④の課題に取り組む。その基本 教育制度、 ることである。本研究では、そのような変化をもたらす市場経済、科学技術、 となる分析枠組みは、 第三部 マスメディアなどを「システム」と呼びたい。 現代社会と伝承】では、伝承の変化をとおして私たちを取り巻く時代状況を描 特定の地域の存在/行為としての伝承が市場経済の浸透や技術革新 法、 官僚制、

多くは、この時代に求めることができるだろう。 市の伝承の変化を取り上げる。本章の第一節三項で引用した文部省「平成十一年度 傾向にある」とされている(エヤン。ここでいわれている「戦後の急激な経済活動の進展、 であり、戦後の急激な経済活動の進展、 の文教施策」の内容をあらためて確認すると、「民俗文化財は、 第三部の導入部では、システムが生活世界を覆っていく状況を描き出すため、千葉県浦安 の変化」はいわゆる高度経済成長期に生じたものだが(ユセ)、現代的な生活 生活様式の変化により、 近年、 日常生活に基盤を置くも 急激に消滅変貌する  $\mathcal{O}$ 「起源」 我が国

このことが浦安の生業と深く関わる技術や信仰に与えた影響は大きかったが、 業構造の中心は水産業を主軸とする第一次産業から第二次、 の時代の浦安では、行政と民間企業による大規模な埋め立て開発が行われ、それまで当 域で営まれて いた生活は激変した。 生業の場である遠浅 第三次産業へと移行していく。 の海は埋め立てられ、 それは生活 、浦安の

を支える存在が伝承からシステムへと移行したことを示しているといえるだろう。

性を次のように述べている。 を生活世界とシステムの二つの部分からなる全体として捉える視点を提起し、 主に社会学者によって理論的な深化が図られてきたが〇〇、本研究では、特にその中でもユ ルゲン・ハーバーマスのシステム論を参照する。これはハーバーマスの議論が、近代化と伝 0 このような「伝承からシステムへ」という変化を確認したあと、システムがもたらす問題 問題を射程に収めたものであると筆者が考えるためである(」九)。 いて考えたい。社会を有機的なひとつの全体、 すなわちシステムとして捉える観点 ハー バー マスは、 両者の関係

内部構造を侵食することへの反発に由来しているのだ。…そこには必ず、 活形式の生態系に闖入してくることへの、 び行政的合理性にのっとった一面的な近代化が、文化的伝統の継承や社会的統合、さ (※筆者注:新保守主義が理解していない「近代」の問題は、) すなわち社会の近代 経済成長や国家による組織的活動のもつ強制力に促されて、自然に生い育った生 は教育等の課題を芯に持つ生活領域に闖入してきているという現象がある。 つまり、 歴史的な生活世界のもつ対話的 経済的およ

領域に侵入して来ているのである〔ハーバーマス 単なる合理性とは異なった基準、ようするに対話的合理性の諸基準に依拠した生活 11000 一九~二〇〕。

代化論のポイントの一つであるが、これは現代社会の分析視角としても十分に有効性を持 つものだといえよう。 」と呼んでいる〔ハーバーマス 一九八七〕。このような事態こそ、ハーバーマス -マスは、 っとった一面的な近代化」 「歴史的な生活世界のもつ対話的な内部構造」に「経済的および行 が闖入する現象を、「システムによる生活世界の の近 植民 政

伝承が生活の場で果たしてきた(いる)、社会的機能が明らかになるだろう。 という点については、本研究の第八章で議論するが、それは結果的に地域社会の自律性、 自由主義がいかなる思想であり、これが「平成の市町村合併」とどのような関係を持つの に深く根付きはじめていた新自由主義(ネオリベラリズム)の思想的影響が看取される。新 なわち「自治」を脅かすものとなってしまった。その具体的な様相を見ていくことにより、 よび行政的合理性」に基づき実施された行政改革だったが、その背景には、当時の日本社会 「平成の市町村合併」を事例として取り上げる。平成の市町村合併は、まさしく「経済的 本研究では、システムが生活世界に与える影響を見るため、二〇〇〇年代に実施され

これらの議論を経て最後に本研究で取り上げるのが、 た最大の自然災害であり、福島における原子力発電所の事故とあ 問題である。 二〇一一年三月一一日に発生した東日本大震災は、 東日本大震災の被災地における「復 いまって、私たちが生 戦後の日本社会が経

という言葉に見られるように、近代の日本社会が推し進めてきた開発主義と連続性を持つ 復興に向けた様々な取り組みが続いているが、そのプロセスと目標とされているものは、 きる社会と時代 「現代」の時代状況を色濃く反映している。それは震災後に盛んに喧伝された「創造的復興」 この点については農村社会学者の中田英樹による次のような発言が参考になる。 への問いを否が応にも喚起するものとなった。被災地では、現在に至るまで

この「復興」の現在に至る始点が、すでにそもそも(公害や原発など様々な問題を孕む) 東日本大震災で大切なものの多くが消え去った。そして「復興」がはじまった。だが

高度成長へと向かう「戦後復興」だったはずだ。ならばいまこの、 私たちの暮らしてい

的諸経験とそれ る 八二七七〕。 0) 毎日は、 への反省が含みこまれたうえで考え直されるべきだろう この「復興」概念そのものからまず少なくとも戦後開発の歴史 中田

は明らかにしたい。これが、本研究の最後の課題である「現代社会における伝承の可能性」 そのような現代において別の世界のあり方、別の未来を示すものとなりうることを、ここで に闖入する「近代と連続した現代」の現象であることが理解されるだろう。しかし伝承は、 ながら、その上で「近代化」を特徴づけるシステムの問題点を論じる。これらの議論を念頭 の考察へとつながるものになる。 に置いて被災地の現状を見ていくと、そこで行われている復興もまた、システムが生活世界 既に触れたように、本研究では「戦後開発の歴史的経験」を、伝承の変化をとおして描き

これと対応する本研究の各章の概要を示していく。 以上、本研究の課題にそれぞれどのようにアプロ ーチするかを述べていった。

#### 二 本研究の構成

考】の「第一章 伝承をめぐる研究史」で伝承の研究史を概観するが、本章は本研究におけ で柳田国男の『民間伝承論』を再検討し、その主題が「歴史」であったことを示すが、本章 では、前章で示した伝承概念の問題点が、どのようにして生じたかを明らかにする。その上 る先行研究の整理として位置づけられる。 つづく 「第二章 伝承概念の脱/再構築のために 議論によって「動態的存在としての伝承」の輪郭が明確になるだろう。ここで示す伝承の 本研究は三部構成をとっており、それぞれ三つの章からなる。まず【第一部 第二部 伝承の仕組みと動態をめぐる考察】で具体的事例を見ていくことによ

第三章 伝承研究の現代的課題― 柳田国男による自治論の再検討」では、 柳 田が伝承に

15

概念であることが明確になるが、 ことを明らかにする。ここにおいて、伝承が「歴史」と「自治」の二つのテーマを柱とする 可能性を論じる【第三部 した可能性を更に掘り下げて考察 現代社会と伝承】の内容と接続されるものである。 本章の「自治」をめぐる議論は、 し、伝承研究のもう一つの主題が、 現代社会における伝承の 「自治」であっ

持に不可欠のものであることが確認されるとともに、そこには常に変化の可能性が胚胎 替が伝承と深く関わるものであることを示す。 えられてきた「~ワタシ」と呼ばれる民俗語彙と儀礼に注目し、特定の個人、集団の役割交 伝承」の実態を具体的なフィー ていることが明らかになるだろう。 役割交替と伝承の相関性―主婦権とトウヤのワタシ儀礼周辺から」では、 伝承の仕組みと動態をめぐる考察】では、第一部で示した「動態的存在とし ルドの事例をとおして見ていきたい。その導入である 本章の議論によって、伝承がイエやムラの 日本各地に伝

新たな伝承観を提示したい。 章ではその実態を見ていくことで、 有されてきた。そして鵜島の人々は、先祖達の時代から続く氏神祭祀に対する伝承意識を有 家によって伝承されているが、 と伝承の変化を見てい 戸内海芸予諸島・鵜島で伝承されてきた氏神祭祀を取り上げ、この島の人々の「伝承意識 しているが、その内実に変化が生じているにもかかわらず、伝承意識は維持されている。本 つづく「第五章 伝承意識と伝承の変化 . <\_ 鵜島の氏神祭祀は、トウヤと呼ばれる役割を担う個人、あるい その役割は、「トウワタシ」という儀礼によって島全体で共 伝承の持続と変化という認識論的な対立を乗り越える ―芸予諸島・鵜島の氏神祭祀を事例に」では、

だが、その「濃淡」をとおして伝承の仕組みと動態の要因を明らかにし、 されてきた伝承や資料を編集するかたちで構成されており、そこに記されている内容には この島の "歴史" が約二百年にわたって書き記されているが、この古記録は世代間で共有 どのような作用をもたらすのか見ていく。本章で分析する鵜島の古記録『家系日記』には、 析視角を示すのが本章の目的である。 「濃淡」が存在する。この「濃淡」は『家系日記』の編著者の世代交代によって生じたもの 「第六章 前章に引き続き鵜島の事例を取り上げ、この島の人々の **伝承の仕組みと動態をめぐる考察―芸予諸島・鵜島における** 「世代交代」が伝承の それを把握する分 "歴史"  $\mathcal{O}$ 

し、その中で伝承にいかなる現代的な可能性があるのかを考える。 現代社会と伝承】では、伝承の変化をとおして、私たちが生きる時代状況を描

ちが生きる時代状況を特徴づける「システム」の問題について、「平成の市町村合併」 浦安市の伝承の変化から高度経済成長期の時代状況を描き出すことを試みる。 浦安の事例は、 公害、産業構造の変化といった事態は、戦後の日本社会で広範に見られたもの つづく「第八章 伝承の変化に見る高度経済成長―千葉県浦安市の事例から」では、 「近代化」と伝承の関係を考える際のモデルケースとして位置づけ システムと伝承 -平成の市長村合併を事例に」では、 本章で取り

かすものとなってしまった。本章では、 例としながら考察する。「平成の市町村合併」は、「経済的、行政的合理性」への志向によ が「自治」の中で果たしていた(いる)機能を明確にする。 て推進された新自由主義的な行政改革だったが、それは地域社会、生活世界の「自治」を脅 システムが生活世界にもたらす影響を確認し、 0

けることを目指すものである。 ちが生きる社会と時代の特徴を浮き彫りにし、それを相対化するものとして伝承を位置づ 的な可能性を論じるが、第三部の各章の議論は、システムと伝承を対置させることで、私た というテーマが現代においてこそ問われるべき問題であること示す。その上で伝承の現代 集団と相互扶助」では、東日本大震災の被災地の状況を見ながら、前章で論じた伝承と自治 第三部の最終章である「第九章 伝承と自治の再生に向けて--震災被災地における中間

終章では以上の議論を再度整理し、 て述べる。 本研究の結論を示した上で、今後の研究課題と展望に

#### 注

- 査が実施された〔福田 二〇〇九 八六〕。 自身が「日本では最初の試み」と述べる神奈川県津久井郡内郷村(現・相模原市)の村 一九一三年に柳田国男が高木敏雄と雑誌『郷土研究』を創刊しており、 (一) 日本の民俗学がどの時点で成立したかは、論者によって立場が異なると考えられるが 一九一八年には柳田 落調
- 善が、その大部分を執筆したものである。したがって初版本の巻末小記で後藤が述べるよう は、「現代科学といふこと」(一九四七)の中で、本書の「失敗」に言及しているが 〔柳田 ついては、岩本通弥の研究がある〔岩本 ○○四 (一九四七)]、この著作のどのような部分に柳田が不満を持っていたのかという点に (二) 周知のように『民間伝承論』は、一九三三年に柳田が行った講義内容をもとに後藤興 厳密な意味で柳田の著作といえるものではない〔伊藤 二〇八八。 一九九八 六五〇〕。また柳田

と見てよい。そしてこの著作の刊行の翌年(一九三五)に「民間伝承の会」が設立されたこ ずれたものはまずないといってよい」と述べるように〔大藤 なる講義でその定式化を図ったとすることに異論はないだろう。 とからも明らかなように、柳田が自らの学問の対象を「民間伝承」に措定し、本書のもとと 承論』の中核をなす伝承概念の位置づけなどは、当時の柳田の考えと一致するものであ しかし後藤とともに柳田の講義に参加した大藤時彦が、本書の内容は「先生の意向からは 九八〇 二四四〕、『民間伝

化にウェ 以前の日 と民俗学」が挙げられる〔桜田 (三) 近代化の問題を民俗学の立場から論じた早い時期の例として、桜田勝徳「『近代化』 本独自の生活様式や日本人らしさを抽出する意図が柳田にあったためだとされて いた議論を行っている点を批判しており、その理由として近代化、 一九七六〕。桜田は、『明治大正史世相篇』が近世の生活文

(四) 菅豊は、伝承概念の問題点を次のように指摘している。

110111 110]° が少なからず含まれており、 く、)過去からの時間的な継続性と連続し、そして現実社会における稀少性という意味 ていた。…この表現にも、やはり(※筆者注:「フォークロア」や「民俗」の語と同じ 本民俗学では、「伝承」という言葉が、「残存」や「残骸」と同様の意味作用を持 残存や残骸という表現と類似した特性をもってい

学周辺の状況を「近代ブーム」といってよいほどのものであったと述べている。 民俗学における近代研究の画期であったことを示しているといえよう (五)松崎憲三は、一九九八年に刊行された『近代庶民生活の展開』の冒頭で、 〔松崎編 当時の民俗 この時期が

- **分** 例えば、〔岩本編 二00七、 俵木 <u>二</u> <u>八</u> などの研究が挙げら れる。
- (七)(現代民俗学会、online: about\_us.html) 参照。
- (八)(文部科学省、online: hpad199301\_2\_055.html)参四
- (九) 前掲注八参照。
- (一○) (文部科学省、online: hpad199901\_2\_216.html) 参照
- ( | | ) (GARAGE SALE' online: 1446413717) 参照。
- (一二) 前掲注四参照。

側」からの視点と要約されることもある。 見出し、その概念を用いて文化を描く方法を指す。これに対してエティックは研究者が設定 はエミックの視点によるものである。 ィックな視点に貢献するための試みだが、そのために行う具体的なフィールドの伝承研究 した概念によって文化の記述を行う方法を指すが、前者は「内側」からの視点、後者は (一九八七)を参照した〔吉田 一九八七 一〇六~一〇七]。 (一三) 文化人類学におけるエミックは、対象となるフィールドで意味のある概念・用語を エミックとエティックの定義は、『文化人類学事典』 本研究は、伝承概念の再構築という民俗学のエテ

(一四) 田中宣一は、近代における伝承の「発見」について次のように述べている

ならず、 体系的把握が試みられるようになるのは、大正時代後期から昭和に入ってからである いに刺激した〔田中 が、この過程において伝承概念の確立と体系的把握を牽引したのが、柳田国男であった。 ようになったのは、明治時代後期だとみてよいのではないであろうか。…さらにそれの 伝承の「発見」は近代において民俗学というひとつの学問を誕生させたが、それのみ わが国の文化研究において伝承というものを積極的に掬いとり、それらに対峙する 日本文学や宗教学、地理学、日本史学、社会学、教育学など既成の諸学問を大 二〇一七 一一]。

五) 例えば柳田国男の 『明治大正史世相篇』 は、 柳 田の生きた「近代」 という時代状況

18

在を理解する」という方法には、伝承の変化を描き出すことが必要不可欠なのである。 とおして自らが生きる「近代」を理解しようとしたといえる。民俗学の「過去をとおし 九八(一九三一)〕。すなわち柳田は、伝承に過去を見ようとしたのではなく、伝承の変化を を、その「前代」である近世後期の文化状況と照合して描き出す試みであった〔柳田

#### (一六) 前掲注一〇参照。

若干のズレを持っている点について、次のように指摘している。 的である。しかし経済学者の浅井良夫は、民俗学者が対象とする高度経済成長期が、これと (一七)経済史的には、一九五五年から一九七三年の期間を高度経済成長期とするのが一般

11010 七三]。 に、民俗学者は関心を寄せる。そうした変化は、高度成長に端を発しているものの、む 都市コミュニティーの衰退や都市周辺の団地の建設がもたらした都市社会の変化など 大移動による農村の過疎化や農業の機械化によって生じた農山村社会の変化、 一九七○年代ないし八○年代までの三○~四○年間の変化を見ることになる ては、一九五〇ないし五五年から七三年だけを区切って考察しても意味はなく、 しろ、高度成長後に急速に進んだ。したがって民俗学(社会学も同様であるが)におい 民俗学者は経済成長率の行程よりも長期間の漸次的変化に着目する。都市への人 旧来の П

目内容による。 八)『社会学小辞典 〔新版増補版〕』(二〇〇五) における以下の 「システム理論」  $\mathcal{O}$ 項

績を批判的に継承するかたちで、ルーマン、 ている〔濱嶋ほか編 二〇〇五 は社会科学の有力な理論的源泉となった。その後、社会システム論は、パーソンズの業 第二次世界大戦後、パーソンズが社会システム論を確立するにいたり、 三八。 ハーバマスらによって新たな展開がなされ システム

八七)は、伝承論として読むことが可能である。中岡成文による次のような要約を見れば、 理解されよう。 ハーバーマスが社会における「コミュニケーション=伝承行為」の問題を扱っていたことが (一九) ハーバーマスの主著である『コミュニケイション的行為の理論』(一九八五 

第一に、コミュニケーション的行為は、了解(意思疎通)を可能にすることにより、文 による行為調整に従事し、 化的伝統を受け継いだり更新したりする。第二に、コミュニケーション的行為は、言葉 コミュニケーション的行為は三つの点で、 「社会化」のために、 個々の人間が社会の中で成長し、自分なりの人格的同一性を達成するために 人々の社会的連帯を作り出す。第三に、 中心的な役割を演じる〔中岡 社会生活にとって不可欠な役割を果たす。 二〇八 コミュニケーション 一六五

第一部 伝承概念再考

#### はじめに

九二)における議論を踏襲したものであるが、「民間伝承」の項目には以下のような内容が ており、いずれも平山和彦の文責になっている。これは平山の『伝承と慣習の論理』(一九 おきたい。『日本民俗大辞典』(二〇〇〇)には、 記されている。 本章では民俗学における伝承の研究史を整理するが、 「伝承」と「民間伝承」の項目が立てられ まずその一般的な定義を確認して

また、文化を上下の二層に分けた場合には基層文化の基本的な要素といえる。 伝承は上層文化にも存在するのであるが、民間伝承と、特に民間という熟語を付した理 めであった
〔平山 由は、研究対象が上層文化ではなく、生活文化ないし基層文化にあることを明示するた 民間伝承は主に人々の日常生活を構成する文化だという意味では生活文化に近く、 1000 六三二]。

チャーにも存在するが、それ故に「民間」という語が重要性を持つのである。平山のこのよ うな定義は柳田国男の『民間伝承論』(一九三四)に倣ったものだが、 できるだろう。ここで重要なのは、民間伝承が日常生活の中に存在するという点、そしてハ イカルチャーに対置して位置づけられている点である。平山によると伝承自体はハイカル 「民間」の位置づけについて次のように述べている。 この文章は伝承が、どのような文化の層に存在するのか言及したものとして読むことが 柳田は本書の冒頭で

ことは格別苦にしない。 との二種類が有らうとは思はれぬ故に、此の伝承は遍く官吏なども引きくるめた民間 に、求めることが不可能では無いからである〔柳田 一九九八(一九三四) …私は此意味に於て、我々の民間伝承の「民間」という語が、元よりも広く解せられる のやうにも解せられて居た故に、近頃僅かな間にも早や色々のをかしい誤解があった。 日本在来の語感では、 つまり人間に古風な慣行や考へ方を持つ者と、全然持たない者 「民間」は用途やゝ弘く、 時としては官吏に非ざるもの 九。

書 二〇]、これらの柳田の発言からは、あらゆる階層の人々が「有識ぶらざる境涯」にお 有識ぶらざる境涯に於て)、文字以外の力によって保留せられて居る従来の活き方、又は働 ては伝承を有しているという認識が見てとれる。 これに加えて『民間伝承論』の目的が、「民間即ち有識階級の外に於て(もしくは彼等の 考へ方を、弘く人生を学び知る手段として観察」することにあるとしているが 平山は民間伝承とハイカルチャーの伝

承を区別しているが、官吏などの有識階級の人々であっても、「有識ぶらざる境涯」におい ては民間伝承の担い手として見ることが可能なのである。筆者は、この「有識ぶらざる境涯」 「日常」や「生活世界」などの概念と置き換え可能なものとして捉えている。

まり「われわれ自身の経験やわれわれが両親や教師から受けついだ経験」に基づいている 知識」は「この世界についてこれまで蓄積されて準拠枠として働くようになった経験」、つ 釈されてきた世界」とされている〔シュッツ 一九八〇(一九七〇) 二八〕。そして、こ るか以前から存在し、他の人々や私たちの祖先達によって秩序ある世界として経験され解 と思われる定義は、 は伝承それ自体は、 ○一九〕、アルフレッド・シュッツによると「日常生活の世界」とは、「私たちが生まれるは として近年、 の世界に関するどのような解釈も、「手もちの知識」によってなされるが、 「日常」と「生活世界」は民俗学、文化人類学の研究対象、あるいは研究領域を指す 掲書 <u>一</u> 八。 注目を集めており〔松田 二〇〇九、及川/ゲーラット 二〇一八、島村 このような知識と経験こそが、 どのように定義されるのだろうか。近年の民俗学で最も参照されてきた 以下のようなものである。 本研究の対象となる伝承である。 この「手もちの

する行為だと考えられるのである〔平山 継承である。したがって伝承を大まかに規定するなら、上位の世代から下位の世代に対 して何らかの事柄を口頭または動作(所作)によって伝達し、 空間的な伝達継承は伝播の範疇に属することであって、伝承は世代間にお 一九九二 三二]。 下位の世代がそれを継承 ける伝達

の文脈で展開していくことになる(\_)。しかし平山は、「伝承論はこれにとどまるわけではな のか」という課題を挙げることができるだろう く、論点はすこぶる多岐にわたる」と指摘しており、その中でも本研究全体の関心と関わる のとして、 このような 「文化にとり、 「行為としての伝承」という立場による研究は、 また人間にとって伝承とはいかなる位置と機能を有するもの 〔前掲書 11[1] (1]) 0 特に民俗芸能研究や祭礼研

## 『民間伝承論』以前

## 伝承に対するまなざしの萌芽

民俗学の術語として確定する以前から、過去と何らかの関係を持つと思われる民間 存在するが、決して一般に多用されるような言葉ではなかった。しかし、伝承という言葉が らだとされる
〔田中 への興味は存在していた。ここでは近代以前の いくことにしたい。 「伝承」が日本語として定着したのは、田中宣一の整理によると大正時代後期に入 『日本の民俗学 二〇〇九一〇〇〕。 野」 の学問の二〇〇年』(二〇〇九) それ以前にも平安時代中後期ごろから使用例は 「伝承に対するまなざしの萌芽」を、 の整理に依拠するかたちで見 福田ア の事象

文章を引きながら、その先駆性を次のように評価している。 を与へる」ものだとしている〔柳田 という文章は、柳田も『郷土生活の研究法』(一九三五)で引用しており、 二〇〇九 二〇]。荻生徂徠、本居宣長といった国学者の著作にも同様の認識が見て取れる しば っていた」ことを、 宣長の『玉勝間』(一七九三~一八〇一)における「ゐなかに古のわざの しば行われていることを指摘し、近世後期にはそれが「多くの文人たちの共通認識とな 田は、近世前期の紀行文の中で、既に「地方には古いものが残っている」という解釈が 西川如見の『町人嚢』(一七一九)を例に挙げながら述べている 一九九八(一九三五) 九〇。 福田は『玉勝間』の 「民俗誌家に印象 ゝこれる事」

- 1 までの言葉に対する認識を行為にまで拡大した点が重要である。 婚礼や葬式を例にあげ、地方に古い行為(わざ)が残っていると指摘しているが、 それ
- 2 実際に地方に赴いて聞き書きを行い、「古のわざ」を記録に残しておきたいという願望 は無いが、このような意志表明自体は評価されるべきである。[福田 二〇〇九 が表明されている。宣長自身が具体的な調査計画を立てたり、誰かに調査を勧めた形跡

賢の 三五巻に分けて取り上げており、その解説は「故事来歴を文献で詮索するのではなく、現在 活事象を記述する百科事典的な試みも幕末期には現れてくる。喜田川守貞の『守貞漫稿』(一 活事象の来歴を古典に求めて解説する考証随筆も化政期には盛んに書かれた (ii)。特に喜田 覧記」(一七八三~一八二九)と総称される紀行文を書き残している。 村信節の の様相に記述の重点を置き、 八五三)は、時勢・地理・家宅・人事・生業・雑業・男扮・女扮・男服・女服・食物などを こうした地方の「古風」や「風俗」を収集・記述しようとした代表的な試みとして屋代弘 = 0「諸国風俗問状」(一八一三年頃)があり、同時期には菅江真澄ものちに「菅江真澄游 『嬉遊笑覧』(一八三〇)は、柳田も著作でたびたび引用しているが、網羅的に生 近年の変化に注意している」ことが特徴として挙げられる また人々の身近な生

生活事象を丹念に描き出すこれらの試みは、 根川図誌』(一八五五) のだといえよう。またこれらと同時期に、 このような「現在の様相」から、その変化に着目する視点は、 ったと位置づけられる。 といった地誌類も盛んに刊行されているが、特定の地域で営まれる 鈴木牧之『北越雪譜』(一八三七)、 日本における伝承に対するまなざしの萌芽で のちの民俗学と共通するも 赤松宗旦 『利

# 二 民俗学草創期における伝承概念の位置づけ

柳田の造語ではないかと推察する」と述べているが〔平山 民俗学の術語として伝承が登場するのは、 山は 『伝承と慣習の論理』の中で、 「民間伝承という術語はもとより、 一九一三年に発行された『郷土研究』第一号所収 一九九二 二三]、 伝承の語もまた 管見の限り

考になる。 話・伝説・昔話といった現在の口承文芸を指す言葉として用いられていたということだろう。 あるが、これらの用例から窺い知れるのは、「傳唱」、あるいは「口誦傳承」は、基本的に神 ○)にも「童話の性質として常に口頭に傳唱せらるゝが故に、 誦傳承」という言葉を用いているし、上田敏の「文藝世運の連關」(『帝國文學』五―一、一 る「伝承」の用例は存在する。例えば高木は一九○四年に発表した『比較神話学』の中で「□ 木が当時、伝承をどのようなものとして見なしていたかについては、 しかし高木の 八九九)には「傳唱」なる語が見える。芳賀矢一の「日本童話の淵源」(『教育』四、 の髙木敏雄による「郷土研究の本領」が初出である。このことは田中宣一も指摘しているが 田中 二〇〇九 「郷土研究の本領」においては、その意味内容に若干の変化が認められる。 一〇〇~一〇一〕、それ以前から近代の文献学・国文学・神話学におけ 絶えず多少の變更を受く」と 以下のような一文が参 九〇

とがある。要するに文化民族の間にありては、この両種の伝承はその価値に於て、 ものも入込んでゐる。文献伝承が一方に於いては数百年の間形を変へずに残ってゐる のに、この伝承から生じた口碑が田舎に於いて僅か数十年の間に、非常に形をかへるこ の事実と過去の伝承である。…田舎には古い風習言語がのこってゐると同時に、新 (※筆者注:郷土研究の) 材料となるものは、凡ての文献科学に於けると等しく、現在

たる別区は無いものと見るが妥当である 〔高木 九一三

ことが理解されよう。 る。このような拡がりを見せつつあった伝承の意味内容が確定するのは、後で取り上げる柳 田の『民間伝承論』を待たなくてはならないが、その嚆矢が、高木の議論にも胚胎してい ここで注目されるの は、 伝承の指し示す範囲が「風習」の領域にまで拡張している点であ

方法をめぐる綿密な議論が積み重ねられていった。ここではその一例として、 きに値し、現在の観点から見ても通用するものだといえよう。高木のこの発言が、同時代の 識化 を扱うスタンスを強調し、現在と過去、事実と伝承、文献と口碑といったテーマを明確に意 入門』(一九四二) 高木は自らの専門である文献学の方法を意識しながら(四)、「現在の事実」と「過去の伝承 ロッパにおける最新の学問であった民俗学を想定したものであったことは論を俟 している。これが民俗学の揺籃期、それもその初発の段階からのものであったことは驚 日本の民俗学が学問としての体裁を整える一九三〇年代以降も、 の「緒論」における関敬吾の発言を見ておきたい。 その研究対象と 『日本民俗学 たな

は民族である。後者と雖も民俗学が直接取扱うところのものは民間伝承であり、 最初に述べた如く民俗学には二つの対象が考えられる。 …一つは民間伝承であり、

まりか、 である。 象と範囲の規定は同時に研究者自身の立場を明確にすることでもある〔柳田・関 はいえない。勿論これは研究の進行と並行して絶えず反省されなければならない 研究対象やその範囲の検討もまたこれに対する反省も決して十分であったと …これまでのわが国の民俗学研究者の間にあっては、特殊問題の研究に急なあ が、対

#### 〇一 (一九四二) 三]。

ところの伝承的観念と解する」と位置づけた〔前掲書 八〕。すでにこの頃には言葉だけで 俗学の研究対象としての民間伝承を、われわれの行為や言葉や物に現れる生活を規定する シャーロット・バーンなど諸外国の研究者による民間伝承の定義を確認し、「われわれは民 省も決して十分であったとはいえない」と批判しているが、その上で、フランツ・ボアズ、 接取扱うところのものは民間伝承であり、文化財である」と述べている。そして従来の研究 が個別の研究対象に拘泥してきたため、 は民俗学の対象を「民間伝承」と「民族」に設定しているが、「後者と雖も民俗学が 行為や有形文化を包含するものとして伝承が見なされていたことが理解されよう。 「研究対象やその範囲の検討もまたこれに対する反

井徳太郎、 下では柳田国男が伝承をどのように捉えていたのかということについて、 かたちで伝承は重視され続けることになるが、これについては次章で検討することとし、 要な位置づけを与えられていたことが窺い知れる。戦後の民俗学においても和歌森太郎、桜 しておきたい これらの高木や関による発言からは、伝承が民俗学の研究対象として、 井之口章次、平山敏治郎らの論者によって(云)、民俗学の方法と関連づけられ その草創期から あらためて確認

# 第二節 柳田国男の伝承観と伝承母体論

#### 伝承の分類と特徴

部分類」と呼ばれる伝承の分類に関するアイディアの片鱗が垣間見える。 初期の段階のものとされるが〔平山 承論』以前から、たびたび伝承の分類を試みており、『木思石語(一)』(一九二八)がその 論』の中で柳田が、これをどのように位置づけていたのかという点である。 伝承概念について考察する際に必ず問題となるのは、 一九九二 二五]、 一九三四年に発表された『民間伝承 すでにこの時期からいわゆる 柳田は『民間伝

能だが、 以」だとされている 「わずかな例外を除き外人は最早之に参与する能はず。地方研究の必ず起らねばならぬ この三部分類とは、「第一部・生活外形 第三部は同郷人でなければ理解の及ばない微妙な問題をはらむものであるため、 (俗信)」とされており、目・耳という身体器官による採集が第一部と第二部は可 (柳田 一九九八 (一九三四) (習俗)」、「第二部・生活解説 (口碑)」、「第三部  $\stackrel{-}{\underline{\mathbb{Z}}}$ 

この三部分類案は翌年発表された『郷土生活の研究法』でも採用されており、 心意現象というかたちで示されている。 『民間伝承論』と比較した場合、 有形文化、 これら

には、 より細かい下位分類が設定されている点が注目されるだろう(セ)。

方法である。 較綜合」により人々の生活変遷を明らかにすることであった。これが重出立証法と呼ばれる 専門家になる前に、「全体に対する見透し、即ち一通りの知識を用意することが絶対に必要」 うち最も小である」としているが、それぞれの伝承は連関しているため、 であると注意を喚起している〔前掲書 柳田は、 大半は此部に属して居る。第三門の心意諸現象は採集のし難いだけに、 その方法が歴史だけでなく現在をも射程に収めたものであることを力説している〔前掲 一九三〕。 「第一門は非常に範囲広く従うて分量も大きく、 柳田は「我々の方法に拠れば、過去ばかりか現在をも知る可能性は十分にある」 一〇二〕。そしてその目的は、 我々の採集しようと欲するも 集められた伝承の「比 特定の研究対象の 採集量も三部門の

柳田の他の著作における「伝承」、「民間伝承」 しており、 その特徴を整理すると以下のようになるだろう(小)。 の用法もここでい われている内容と概ね

- 1 安易な民俗事象の 説明、 解釈の 「反証」となる。
- 2 全国各地に存在する「類似」 歴史的状況における位置づけの理解の糸口になる。 した豊富な資料。 それを「比較」することで資料の特
- 3 伝承に「起源」を見出すのではなく、「変遷」を理解することが重要。 も歴史的な変化の過程の中に存在する。 伝承はあくまで
- 4 文字による媒介と強く関わり「文藝」と相関性を持ちつつも、それとは区別される の世界に存在する。「印刷技術」の登場が両者の関係のバランスを崩した。  $\Box$
- (5) 人々の 「無意識」とともに存在する。 「計画記録」の外にあるも  $\tilde{O}_{\circ}$
- 6 歴史学の資料としての「記録」、考古学の資料としての 「伝承」。 伝承は歴史と現在の双方に位置づけられる。 「遺物」、 民俗学の資料としての

俗学は広義の歴史学であるということができる。このことは、 証する民間伝承」という批判にまで遡るが しているとおりだろう。 一づけられていることが理解される。 た「おたま杓子」における出口米吉の議論に対する「かくの如き断案に矛盾し、 田による「民間伝承」の古い用例は、 確かに伝承研究の目的は「歴史」であり、翻って民 一九一八年の『土俗と伝説』第一巻第三号に掲載 九)、 他の用例からも伝承が 柳田が『民間伝承論』で明言 「歴史資料」として 又は反

け落ちている重要な観点が浮き彫りになる。 かし例え伝承という言葉を用いていなかったとしても、 柳田がどのようなまなざしを向けていたのか分析すると、従来の伝承論からは抜 その一例を一九二九年に発表された『都市と農 明らかにそれと見なせる存在

激するといふ類の、気軽なる調和性も既に其弊を露はして居る。…只素直なる模倣をし 村の経験があるのである〔柳田 いもの でもか ならば、村の周囲には無数の先例と指導とがあり、更にそれよりも適切なる :でも人の言ふことを聴き、昨日は左の講演に動かされ、けふは右の書物に感 一九九八(一九二九) 1000]°

たらうが、父老は尚之に対しても更に大なる努力を吝まなかったのである。 ている〔前掲書 のみは後々に残って居る。先づ第一にはムラ限りの問題は、悉く自分の力を以て解決し の教科書は記憶であった。即ち文書を以て伝ふるの必要は見なかったけれども、 都市の新たなる圧迫に対立して、古い生活法を維持しようといふことは困難 三〇七〕。 彼等の教育 其成績 で 0

段々に思慮を正確にする。 以て、保存して置かなければならなかった」、「比較は練習の便宜を供し、学術と統計とは 心理と、それに培はれて生育した制度慣習とは、実は今少し注意深く、土地の人自らの手を む議論がなされているが(一〇)、 る共有地の収奪、遊び仕事が持つ経済的・社会的意義など、今日的観点から見ても示唆に富 として人々が持ち伝えてきたものである。 てとれよう。 ふことが出来ればよいのである」といった発言である〔前掲書 『民間伝承論』で示した伝承観と研究構想が、『都市と農村』でも開示されていることが いわれている村の周囲の「無数の先例と指導」、 此上は只問題の討究の為に、 伝承との関連で特に注目されるのは、 『都市と農村』では純農化の弊害、 自分の生活を客観視する習慣を、 あるいは 二八七、二九六〕。 「経験」、 「この複雑なる農民 外部資本によ 柳田

なりうるだろう。この点については、本研究の「第三章 例の討究が重要になってくるが、それは未来の地域社会のありかたを構想する試金石とも 定されていたのである( ̄ ̄)。「伝承と自治の関係」については、 恢復」にあり(二)、伝承によって明らかとなる歴史は、その「恢復」に寄与するものだと想 による自治論の再検討」であらためて議論したい。 このような柳田の『都市と農村』における議論の最大の目的は、「失われたる経済自治 伝承研究の現代的課題―柳 過去、 現在における個別事 田国男  $\mathcal{O}$ 

### 二 伝承母体論とその問題点

俗学の方法論の主要な位置を占めることになった。ここではその批判の内容と伝承母体論 批判を展開しており、これ以降、比較研究法にとって代わって個別分析法、 生活変遷を理解することにあったが、柳田の方法の根幹にあったのは過去と現在、ある 重出立証法というかたちで示した。そしてその目的は当時の歴史学が顧みなかった人々 先に確認したように、柳田は『民間伝承論』で伝承の分類案を提示し、 間の 「比較」だったといえる。 これに対し福田アジオは、 一九七〇~八〇年代に痛烈な その資料操作法を 伝承母体論が民 V  $\mathcal{O}$ 

の概要を整理しておきたい。

が他の民俗事象の変遷とどのように連関しているのかを明らかにできない」とし、 し指 び変遷の 福田は比較研究法の欠点として、伝承の新旧に関する序列を設ける際の基準の不備、 連関という構造機能主義的な視点を提示した〔福田 .摘している。その上で「仮に資料の比較から単一事象の変遷が判明したとしても、 次のように述べている。 要因に対する視座 の欠落などを、 『日本民俗学方法序説』(一九八四) 一九八四 七八~七九](三三)。 の中で繰り返 伝承の機 それ およ

俗事象の がそれを定着させ、 されなければならない あり方を明らかにするはずのものである。過去から超世代的に伝承されている諸民 民俗事象は相互関連し、一定の機能をはたしているのであ の存在形態とは異なる…その研究は当然伝承されている伝承母体での民俗事象 相互連関、 機能を分析することにより、 維持してきたのかを明らかにする個別分析法としての民俗学が指 〔前掲書 九〇~九一〕。 伝承母体におい り、他の史料(文書や遺跡・ ていかなる歴史的条件

を集めることになった。この社会伝承研究で重要な意味を持つことになったのが、伝承母体 神祭祀組織(宮座等)は歴史的深度を持った規範、伝承を保持する「社会伝承」として注目 年会・同業者組合などが具体例として挙げられている(「四)。特に村落社会内の水利組織や氏 承基盤などとも捉えられる」とされ、村落社会・地域社会、 が有する文字資料である。 『日本民俗大辞典』によると、「民俗を保持・伝承する単位。伝承単位体・民俗継承体 ここで福田は 「伝承母体」、「個別分析法」などの新たな概念を示しているが、 福田は「伝承母体における種々の実年代的な過去を示す史料の利 家族・親族・村組・ 講集団 伝承母体 一・青 は



写真1:氏子組織が保管する文書、通帳など ※茨城県河原町、2017年1月筆者撮影

2017年 1月 でもない」と述べており〔前掲書 九一〕、個でもない」と述べており〔前掲書 九一〕、個でもない」と述べており〔前掲書 九一〕、個でもない」と述べており〔前掲書 九一〕、個の話である」として、その重要性を強調している〔前掲書 七一〕。

によっては、その最初期に書かれた文書が中世 ※などの伝承母体にはトウヤ文書などの文字資 料が伝存している場合が多く(写真1)、地域 料が伝存している場合が多く(写真1)、地域 とが指摘できるだろう。確かに氏神祭祀組織 できるだろう。確かに氏神祭祀組織

性、規範性を有する存在として見なされる契機を、この文字資料と伝承の相関性に見出すこ 島・鵜島の氏神祭祀を事例に」でも取り上げるが、これは年ごとに更新され、神祭で行うべ る文字資料は、その持続の具体的証拠とされてきたのである。 とは不当ではないだろう。伝承の持続は伝承母体の持続に支えられており、 の文書自体が神聖視される例も存在するが(「ヨ)、伝承母体が保持する伝承が反復性、類型 にまで遡る場合もある。トウヤ文書については、「第五章 組織構成などの記録、 マニュアルとして機能する側面を持つ。またこ 伝承意識と伝承の変化し 伝承母体が有す

化に対する関心は希薄である。 体におけるその前の世代あるいはさらにその前の時点の事象も知ることが出来る」とも述 存在は想定されていない。「社会組織が構成員に一定の規制力を持って民俗を保持」させて を持って保持させている事象と定義出来る」と述べているが〔福田 一九八二 六〕、 落の民俗的構造』(一九八二) の内容から確認しておきたい。福田は村落における伝統的 は伝承母体(集団)が構成員(個人)に対して与える規範などの諸現象によって、「その母 と位置づけている。その上で、「民俗とは超世代的に存在している社会組織が一定の規制力 諸社会組織を「超世代的な存在」であるとし、「少しずつ交替しながらも続いていくもの」 べているが〔福田 いるのであって、構成員が主体的な意思で受容、 の伝承母体論においては、伝承を変化させる要因としての「主体性を持った個人」のような ここで福田自身が伝承と伝承母体に対して、どのような認識を持っていたのかを『日本村 一九八四 二五九〕、 福田のこのような伝承観には、 変化させているのではないのである。 個人や現代的な変

主題化しない傾向を持つ点だろう。福田は自身のフィールドの伝承と伝承母体について、 とでもいうべき議論」を前提としており、現実の家族や社会の状況とかけ離れたものになっ 向」だとされるが、 会諸関係の分析単位を個人ではなく、 とが指摘できるだろう。方法論的集団主義とは、方法論的個人主義に対置されるもので、「社 ついており、 に陥る」欠点を持つ(云。だがそれ以上に問題なのは、 「近世初頭に設定された家格制が生きているところではしばしば特権的な宮座組織に結び これらのことから伝承母体論は、社会学的には方法論的集団主義に属する理論であるこ ると批判されている〔岩本 一九八二 八二〕、岩本通弥によると、こうした議論は「伝統不変論・構造不変論 またそれを支える社会組織にあり経済的格差が存在する」と分析しているが 「この方法が極端化されると、個人の役割や自律性を極小化する考え方 一九九八 集団もしくはより下位の社会関係に求める方法的志 五三。 伝承母体論が現代的な伝承の変化を

## 第三節 現代民俗学と伝承

# 一 伝承母体論批判と個への注目

言から見ておきたい。 承母体論が持つ欠点については、 福田自身による反省の弁が見られるので、 まずその

析し考察することで人間不在に陥って久しい。 的なムラ人の生活が描かれていない点である。 日々生活してきたかを明らかにすることができてはじめて民俗学は生きた学問に うであった。個々の人間がこのようなムラの組織や制度の下でどのように行動して (※筆者注:自身の研究の欠点は、) ムラの組織や制度の調査分析のみに終始 田 一九八二 三六七]。 その末端に位置する私自身の研究 民俗学が民俗事象のみを取り上げて分 もそ

た関沢まゆみも「動態的視点に立ちながら、生活者としての村人、 らえる研究視角」による民俗学の方向性を打ち出している〔関沢 とどまらずに個人の視点も重視」する研究の必要性を訴え〔湯川 このような福田 の反省を踏まえて湯川洋司は、「伝承母体論といった民俗の集団的把握に 個々人の次元で民俗をと 11001]° 一九九八〕、これを受け

 $\overline{\bigcirc}$ を持った存在ではなく、多様性を持つことへの指摘として読むことができよう〔安井 今日の村落の状況を捉えることはできない」と主張している。これは村落内の住民が同質性 りとして」のみ描かれてきた状況を批判し、「村に生きる人々の多様性を描くことなしに、 落研究では、集団としての村落のみが強調され、そこに生きる個人は、単なるムラ人のひと 民俗学の歴史志向から現在志向への転換として位置づけられるものだろう。また「従来の 落研究の可能性として、「村落社会に生きる個人に注目した研究」を提唱している。これ では、近年の変わりゆく村落の姿に対応しきれなくなっている現状を指摘し、これからの るものだろう。安井は近世村落の影響を受けているムラの姿を補足するための伝承母体 伝承母体論の人間不在、個の捨象に対する批判の中で、最も先鋭的なのは安井眞奈美によ 一四二]。 は

現実があるとして、「『伝承』や『民俗』という無時間性の中に幽閉された既存の人間観は打 るキーワードは、「個」、「多様性」、「主体性」、 論考が収録されているが〔谷口 二〇一四〕、こうした「人間中心的アプローチ」に共通す 破していく必要がある」と述べる〔門田 二〇一四 らの研究も、 いえば、本書には谷口陽子による「村落研究の再考-ての伝承、民俗に拘泥してきたことにより、そこに存在する〈人〉と向き合ってこなかった 『〈人〉に向き合う民俗学』(二〇一四) が挙げられる。門田は従来の民俗学が文化現象とし こうした批判を踏まえた近年の試みとして、門田岳久・室井康成らの若手研究者達による 現代の時代状況、知的流行とリンクした動きとして捉えておく必要がある。 「創造性」などだといえよう。 二二〕。また、伝承母体論との関係 -同質化に抗する個人の生活史」という

持つ可能性を模索し続けたいと考える。次章で確認するように、現在の伝承概念に対する批 を現在の民俗学の停滞と結びつけ(「ゼ、その対案を示すような議論とは距離を置き、 判者たちは、この概念がどのような来歴を持ち、どういった経緯で現在の硬直化した状況に 安井、門田らの批判は一定の説得力を持つが、本研究では伝承などの「足枷となる諸概念」

性と対立するものと見なし、個を称揚するような議論は要素還元主義に陥りかねないもの 既往の伝承のカテゴリーにこだわり、そこに含まれるものだけに着目して記述と分析を行 至ったのかという分析を経ないまま批判を展開しているという問題を孕ん うような視点からは抜け落ちるものもあるだろう。だが伝承を人間の多様性、 人間や社会にとって伝承が持つ意味や機能の分析は棚上げされることになるの んでいる。 か

ろうか。 考えている。 な深化と現代的な可能性を論じることは、 筆者は現在の民俗学、さらには社会全体の状況を鑑みた場合、伝承概念をめぐる方法論的 その放棄は、 「盥の産湯とともに赤ん坊を流す」ことにつながるのではない 民俗学全体の再活性化に寄与するものであると

### 二 自治を支える伝承

六 三]。そして、「明治町村制の市町村は、住民が徒歩あるいは自転車で行き来できる範囲 ることで各家の生活・生産の条件を維持発展させる」ものとして位置づける〔福田 や行政の単位ではなく、それとは区別される地域社会であるムラ」であるとし、「人々が互 出されるものであった。 観の片鱗は、 済活動、生活の基盤としての伝承母体観が新たに示されている。実は、このような伝承母体 であり、そこに共同性の範囲があり、社会関係での共同性も形成された」と指摘しているが では議論されていなかったその特徴が示されている。まず福田は、 収の福田アジオ 「市町村合併と伝承母体―その歴史的展開」 の内容は頗る示唆的である。 こ [前掲書 一五]、ここでは過去の歴史志向がなりを潜めており、 に面識関係があり、 今後の伝承研究の方向性を占う上で、二○○六年に刊行された『日本民俗学』二四五号所 福田が伝承母体について自ら論じている直近の議論だが、ここには従来の伝承母体論 『日本民俗学方法序説』の「第一篇五章 生活と生産のさまざまな互助関係を形成し、さらに地域として共同す 社会史としての民俗学」の中にも見 村落における共同性、経 「民俗の伝承母体は支配 100

させる余裕がほとんどなかった」とされるが〔家永 一九七八 一八四〕、福田は「ここに 対する認識を挙げている。家永によると近世の はみごとに近代主義的歴史観が示されている」と批判し、「部落に封建制を見、 たといってよい」とし〔福田 して称揚しているわけではない。集団による個人の抑圧、それによる多くの悲劇を歴 っていると論じる 福田はその中で、「近代を善とみる考えは、 ら見ていくことの重要性を村八分や差別を例に引きながら説いているが、 の創意による文化創造の可能性がとぼしかったばかりでなく、経済的にも、生活を向上 の自立、すなわち近代化の夢を託し、 〔福 田 一九八四 一九八四 一一一〕、その一例として家永三郎の近世村落 前近代における個の埋没にその悪の基本を見 村落は、「共同体の拘束が強くて、農民には 部落を陰湿なものとして描くこと」は間違 もちろん福田は単純に過去を美化 その解体に だからとい 史的事

と述べているのである。 て人々が地域社会の中で連帯 Ļ 協力・共同 してきた事実までをも無視することは 誤 ŋ

破する方に魅力を感じる」と述べている〔宮田編 受け入れている人生観とか、ものの考え方とかいうよりも、そういうものと闘ってそれを打 ○二〕。家永もこうした進歩的知識人の一人であったが(□○、 市民的自覚」、「ムラの閉鎖性からの脱却」を、その文脈で説いてきた〔大窪 市民社会論者達の考えを次のように要約している。 知識人、あるい った市民社会論 田がここで仮 は民主的文化人たちは、「自立した近代的自我の獲得」、「権利主体とし であろう。丸山真男、大塚久雄らの戦中派近代主義者を先頭とする進歩的 想敵として想定して いるのは、 恐らく戦後の学術世界で大きな影 一九九二 柳田との対談では、「習慣的に 一八八]。 福田は、 二〇二四 こうした ての 力

間はばらばらの個人として自立して存在することが望ましい姿ということになる 行動できる状態になることが新しい文化を創造するという考えを延長させれば結局人 生産を共同することは、個人に対する拘束であり、その拘束がなくなって各人が自由に 一九八四  $\mathcal{O}$ 人間 が他人と一定の社会関係を形成し、 その関係の中で行事や儀礼あ る 11

代状況に合致した学問へと早急に脱皮する必要があるという危機感も見て取れるだろう。 思える。そして、 念に拘泥することは、民俗学の後進性を示すものでしかないという考えが存在するように 造性と対立するネガティブなものとして映っており(「宀)、そうした旧来の研究対象や諸概 伴う民主化が進行していた当時の時代状況と、 議論が、市民社会論と親和性を持つものであるように思えてならない。 分を失うことにつながるものと考える。 になるべきだが、伝承概念の批判者達にとって「ムラ」や「伝承」は現在も個の主体性 筆者には、 し繰り返しになるが、筆者は伝承へのまなざしを閉ざすことは、 伝承と人間の主体性、 その先にあるのは研究対象の消滅と学問的停滞でしかないので、現代の時 創造性を対置し、集団ではなく個への注目を促す近 現代の状況を同じ水準で語ることには慎重 民俗学の最も良質な部 戦争の終結とそれ

度を持って蓄積・共有されてきた知識・経験と、 は近代的自我を持つ「ばらばらの個人」の集まりによってなされるものではなく、歴史的深 る地域社会の衰退や、 に支えら えなおすことは、今後の伝承論における最も重要な課題になってくると思われる。ここにお 重視するものに変質したが、それを支えていた(いる)伝承の意味や機能を、 いて伝承と「自治」の関係性という新たなテーマが浮かび上がってくるが、地域社会の自治 先に見たように福田の伝承母体論は、 れてきたものではなかったのか。 人々の孤立などの原因の一端を、 人々の相互扶助、生活の維持発展とい 筆者は現代の日本社会で大きな問題と化してい それとの兼ね合いでなされる人々の共同性 伝承の機能不全とそれに伴う自治意 いま一度、考 った共同性を

的使命ともいえるのである。 の重要性と伝承の可能性を未来に向けて示していくことは、 の後退に求めることができると仮定しているが、その状況を具体的事例から見定め、自治 民俗学に課せられている現在

### 小恬

用例を分析することにより、その過程を整理した。 生活の中に存在することを発見し、その変化に注目したが、そのまなざしには、後の民俗学 芽」が、近世の文人学者達にもあったことを確認した。彼らは「古風」や「風俗」が地域や あることを示した。その上で第一節から研究史の整理に入り、「伝承に対するまなざしの萌 っていくが、ここでは二〇世紀前半の、国文学者達や高木敏雄、 の基本的認識と共通するものであった。そして近代に入ると、徐々に伝承概念の輪郭が定ま 「文化、あるいは人間にとって伝承が、どのような意味と機能を持つのか分析すること」に 本章では、まず「伝承」と「民間伝承」の一般的な定義を確認し、本研究の問題意識 関敬吾らによる「伝承」の

市と農村』の議論に即すかたちで指摘したが、筆者は『都市と農村』でなされている議論が 研究の現代的課題―柳田国男による自治論の再検討」であらためて議論する。 であったことをあらためて確認した。 「伝承と自治の関係」を示唆するものであったと見ている。これについては「第三章 第二節では、まず柳田国男の『民間伝承論』の内容から、柳田の伝承研究の目的が「歴史」 その上で従前の伝承論で看過されてきた問題を、 伝承

社会で生活を営む具体的な個人へのまなざしを欠いているとする批判が噴出することにな 母体に着目する個別分析法を主張した。しかし、その歴史志向は伝承の現代的な変化や地域 較」であったが、福田アジオが提唱した伝承母体論は、そのアンチテーゼとして現れたもの である。福田は、比較研究法の理論的な不備を指摘し、構造機能主義的な立場によって伝承 『民間伝承論』で提示された重出立証法に象徴される柳田の方法の根幹にあったのは、「比

を「変わりにくいもの」として静態的に把握するような視点は、 念は、戦後民俗学の学術的潮流の中で変質したものであることに留意する必要がある。 しなかった。次章では、この問題を詳しく取り上げ、 近年の民俗学では、これまで排除されてきた「個」を捉えるための様々な試みがなされて 照らし出す作業を進めていくことにしたい。 その文脈で伝承概念も批判にさらされている。しかし、ここで批判されている伝承概 伝承概念が本来持っていた可能性を再 もともとこの概念には存在

### 主

響が看取される「レイヴ/ウェンガ られる。これらは、 〔福島編 レイヴ 一九九五、大石 /ウェンガーによる「正統的周辺参加」 一九九三 (一九九一)]。 二〇〇七、 中里  $\mathcal{O}$ 議論から などの研究が挙げ  $\mathcal{O}$ 理論的な影

- この他に平山が掲げている課題は以下のようなものである。
- 伝承は基本的には行為であるにしても、 ただ単に行為にとどまるものなの
- ・伝承される事柄とは何か。
- ・三世代以上の伝承とはいかなる意味か。
- ・民俗概念が伝承概念によってのみ説明されるものなのか。
- 民俗としての伝承には、いかなる要素が付随しているのか。

これらの課題に対する平山の分析は 罕山 一九九二 三三~五八〕を参照のこと。

- (三) 近世期に書かれた考証随筆の概要と民俗学への影響については、 [加藤
- を参照されたい。
- 者の一人として位置づけられる〔杉山 容については、杉山和也による一連の研究が参考になる。杉山によると文献学を日本に紹介 したカール・フローレンツの弟子であった芳賀矢一とともに、高木は日本におけるその先駆 (四) 日本における近代以降の国文学研究の成立、およびこれと関連するドイツ文献学の受 二〇一七]。
- を研究して、この大洋の両岸の民族の文化に関して種々の発見をしつつあることは、夢にも 論者は、十数年以来ヨーロッパとアメリカの学者が、太平洋沿岸の民族の『フォルクロール』 民族的な同一性に還元するような「日本ギリシャ同一人種説」などを批判し、「この一派の 知らぬであらう」と述べている〔高木 (五) 高木は当時盛んであった比較神話学において、多少の類似した神話の存在をそのまま 一九一三九]。
- (六)和歌森、桜井、平山の伝承観は『日本民俗学大系』第二巻 (一九五八) 井之口の伝承論は第五章第三節で取り上げた。 を参照された
- 〇六~一〇七〕を参照されたい。 (七) 『郷土生活の研究法』 における三部分類の下位分類については、 田中
- った上で筆者が分析したものである。 (八) 以下の整理は、『定本柳田國男集』 別巻五 (一九七一) の索引を用い、 抜き書きを行
- 「神道私見」にも以下のようなかたちで「民間の伝承」という言葉が出てくる。 (九)「おたま杓子」は一九四四年に『史料としての伝説』に再録された。 一九九八 (一九四四) 二六五] による。 なお「おたま杓子」と同年に発表された 本文中の引用
- つのモノの狭間で―柳田民俗学がめざしたもの」を参照されたい ○)『都市と農村』における柳田の議論の整理と現代的意義については、 でも、 平田翁の筋から神道を学んだ人々は、 鄙人の聞き損じであろうと断定します すこしでもその派の説と衝突することがあるとただちに中世仏者の造説であろ 稀には民間の伝承に深い注意を払うような人 柳田 1000 [松崎 二〇一二]。 (一九一八) 松崎憲三「二 三五三。

- を重視していたが、 て農村に古来から存在する団結様式と相互扶助、すなわち「平和の百姓一揆」が果たす役割 一九九八(一九二九) この点については田澤晴子が詳しく論じている 三〇九〕参照。 柳田は「経済自治の恢復」に 〔田澤 二〇一八]。
- を参照されたい で教育勅語の問題性を指摘して物議をかもしているが、詳しくは拙稿「柳田国男と教育勅語 巻市で実施された講演の演題が「史学と自治」であったことからも窺い知れる。柳田はここ (一二) 柳田が歴史と自治の関係性に関心を持ち続けていたことは、一九三五年に宮城県石 〔加藤 二〇一七]。
- ちえない今日の状況において、伝承の変化とこれらの概念が関わるか否かを云々すること 章と第八章で論じている。 ないものだと筆者は考えている。「生活世界の植民地化」と伝承の関係性については、 のような発展、進歩の思想を背景にしてなされる暴力的な「生活世界の植民地化」と相容れ は徒労に終わるだけでなく、 は明らかにマルクス主義的な発展史観の影響下にあるが、社会進化論的図式が説得力を持 どのように関連するのか不明瞭であると指摘している〔福田 (一三) この他に福田は重出立証法によって提示される変遷が、「進歩」、 現実を見誤ることにもなりかねないだろう。 一九八四 むしろ伝承は、そ 「発展」 この発言 の概念と
- (一四) 文責は山本質素による [山本 二〇〇〇 一六五~一六六]。
- が当該地域において神聖視されている事例の報告を行っている〔金子 (一五) 金子祥之は、千葉県栄町酒直地区のオビシャ講に伝存するオニッキという文書資料 二〇一八]。
- 内容による「濱嶋ほか編 (一六)『社会学小辞典〔新版増補版〕』(二○○五) における「方法論的集団主義」の 二〇〇五 五六四〕。 項目
- 念だったかもしれない を占めてきた概念群は、 (一七) 門田は、 島村恭則らによる伝承概念批判を参照している 『伝承』『民俗』『民俗誌』『伝承母体』『話者』などの古くから主要な位置 が、転換期にある現今の関心に即するものとは言い ある時代においては民俗学の目的や社会的使命を達するに足る概 門田 がたい」と述べ 一二~一七]。
- を持つ (一八)戦中期の家永は皇国史観の影響下にあったが、 二〇一四 一五三〕。 戦後になって進歩派に転向した経歴
- されてきたのは、 否定的なまなざし」に触れている。猪瀬によると、 ムラ」という言葉を例として引きながら、 (一九) 猪瀬浩平は、二〇一一年の福島第一原発における事故のあとに用 :ムラとして機能しながら、その運動の主体となりうる可能性も存在することに注意を喚 る 「自立した個 <u>二</u> 〇 五 人が構成する民主的 「私たちをい 原子力発電を拒む運動の主体として な 〈共同体〉」であったが、 つの間にか捉えている『ムラ』 がられ 実際には た「原子力 へ の ムラ

### はじめに

を参照すると、その論点が伝承概念に伏在する問題に起因するものであることが見えてく 方向性を示しているが〔小池 二〇〇〇〕、あらためて構築主義的な立場からの民俗学批判 判や伝統の創出という視点」にも言及しており、 淳一は、伝承概念の課題と可能性を整理しながら、「近年の歴史の叙述主体を問う歴史学批 性を模索すべきだと主張する立場であり、いま一つは、この概念が含意する過去と現在にお 論を経た現在では、その存在論的・認識論的な前提から問い直す作業が不可欠だろう。 として、フィールドにおける調査・研究の新たなあり方を提示しようと試みる立場である。 ける文化の通時的同一性の規定が、現実の社会生活における様々な事象に適用困難である れる(れた)と仮定し、あくまでも伝承を実体概念として扱っている点で共通性を有してい だが、この両者は伝承とイコールで結ばれる存在、あるいは行為がフィールドでは見出さ 近年の日本民俗学における伝承概念に対する評価には、 しかし、 一つは、これを民俗学の対象認識における重要な概念として位置づけ、その 文化・歴史の表象における構築性・権力性を批判するポストモダニズム的な議 その上で伝承を「歴史」の問題と接続する 相反する二つの立場があると考

結びつけるものとして、柳田個人の見解なども織込みながら「創造」されていく過程を描い 対象化する研究が徐々に現われてくる。とりわけ人類学のライティングカルチャーショッ ような民俗学者のまなざしを問い直すものであった。 た菊池暁の研究などは〔菊池 二〇〇一〕、フィールドにおける民俗の伝承性を自明とする クを念頭に置きながら、従来の民俗学において田の神と祖先との連続性を示唆する重要な における調査・記述が孕む問題にまで議論を及ぼすものではなかった。だが岩竹美加子がア 史的評価という観点からすれば大きな転換点だったといえるが、 トピックと考えられてきた奥能登のアエノコト儀礼が、宮中祭祀と民俗儀礼、 一九九六〕、日本民俗学においてもフォークロリズム、文化財保護行政の思想的背景などを メリカ民俗学を総括し、その学問的実践に内在していた政治性を指摘して以来 [岩竹 (編訳) (一九九二)、川村 川村湊らによる民俗学の植民地主義への加担に対する批判は 一九九六〕、戦前・戦中の民俗学や思想家としての柳田国男に対する歴 実際のフィールドワー 〔村井 天皇と常民を 二〇〇四 ク

念の登場の初期段階において、そのような規定が含まれていなかったとすればどうだろう。 ができると主張している。 ように伝承概念の批判者たちは、 本章では、この問いを起点としながら、近年の民俗学における伝承概念に関する議論を整 では、伝承とは民俗学者の目を曇らせる色眼鏡に過ぎないのだろうか。これから見てい だがここで批判される伝承の概念規定自体が誤っており、 その色眼鏡を外すことで民俗学の対象領域を広げること

あるが、 男の伝承論と、 のが伝承の変化に着目し、そこから「書かれなかった歴史=史外史」の叙述を試みた柳田国 まずは近年の民俗学で伝承概念がどのように位置づけられているのか確認 した上で、これが現在も有効な概念であることを示していく。そのための鍵となる 伝承概念を独自の観点で位置づけなおした最近の歴史哲学における議論で

# 第一節 伝承をめぐる二つの立場

# 一 フィールドに伝承をみる、伝承からフィールドを考える

念頭に置くかたちで『日本民俗学講座』(一九七六) が編纂された。 和歌森太郎も『日本民俗学概説』(一九四七)で、柳田の分類とは異なる伝承の分類を考案 版される『日本民俗研究大系』(一九九○)の構成にも反映されるものとなっていく。 るものとなっていった。折口信夫も『民間伝承論』と同時期に「民俗=民間伝承」であると 済人的生活伝承、社会人的生活伝承、文化人的生活伝承というものであったが、この分類を の項目では、折口と同様の見解を示している〔和歌森 一九七二〕。和歌森の分類案は、経 し〔和歌森 する主張を行なっており〔折口 一九六七 (一九三四)〕(')、これは後に國學院大学から出 あるいはその性質を示すものとして受容され、民俗学の対象認識に少なからぬ影響を与え て以来〔柳田 柳田国男が 一九八一(一九四七) 一八〕、『日本民俗事典』(一九七二)の 『民間伝承論』(一九三四) で自らの学問の研究対象を「民間伝承」に措定 一九九八(一九三四)]、伝承はフィールドで採集される民俗事象そのもの、 「民間伝承」

幹をなす伝承母体論も伝承概念を基点に立論されていたという点では、「フィール 俗学においては、伝承を「継続」させる伝承母体、および地域性の分析が重要な課題として えられてきた〔山口 一九七四(一九三九)〕。この山口の批判を受けるかたちで、戦後の民 なわち地域性が捨象されてしまう問題については、早くから山口麻太郎によって批判が 認識されることになる〔福田 く隔たったものではない。 ドの伝承を収集・記述することで、それと密接な関わりを持つと推定される地域の特質、 民俗学の大系本や講座本が伝承の分類によって編まれていることからも、その研究領域 かにこの概念に規定されるものであったのかが窺い知れるが、要素主義的にフィ あるいは「伝承からフィールドを考える」という従来の民俗学のスタンスと大き 一九八二、一九八四〕。しかし地域民俗学とその理論的な根 加 す

それでも「伝承という世代間での伝達のしかたがこの世の中には確実に存在し、 とであるが、現在もフィールドにおける伝承の実態把握を重視する研究者は少なくない。例 地域民俗学と伝承母体論が隆盛したのは、 田中宣一は、伝承を神・人・自然の三者間の関係の動態から捉えるための試論を提示し 一田中 る。 また真野俊和は、民俗が常に変化するものであるというテーゼを示した上で、 二〇〇九〕、 既往の分類に基づく資料操作法とは異なる対象認識の方法を検 一九七○年代から一九八○年代にかけての それは大き

値観でどんな知識や技術を伝承し、作り出しているのか、それを記述すること」だと述べて 学の主要な課題について、人々が「生活の各場面において、どのような判断とどのような価 択肢」の一つに過ぎず、「自力で対処しなければならないことのほうがはるかに多いはずの モ・フォークロリカス(民俗人)」にとって伝承は、あくまでも現実の社会生活における「選 くべきテーマ」であるとしている〔真野 二〇〇九 八六〕、フィールドにおける伝承の実態把握という問題意識は依然、確保されており、民俗 て充分な力強さをそなえているとはいいかねる」としている点には注意が必要だが〔前掲書 いる〔前掲書 人間世界を研究者が記述していこうとするとき、伝承という行為は描写や分析の道具とし 文化的意義をもっているはずだ」とし、その効果や規制力については「民俗学 九二~九六」(ご)。真野が提唱する  $\mathcal{O}$ 「ホ

義し、 新谷の伝承観に基づくものだと考えられる〔前掲書 織構成にしても一定の様式が不変の複写体のように伝承されているわけではない」とする 含」した視点を模索している点にあるが、これは「伝承は動的であり、儀礼構成にしても組 能性を提示している。新谷の議論の特徴は、柳田流の比較研究法と、そのアンチテーゼとし 目した研究実践を例に挙げ、そこで得られた成果から伝承資料を中心に据えた研究法の可 上で〔新谷 伝承論、そして地理的な地域差論と地域性論をつねにその射程の中におく学問」であると定 て現われた地域民俗学、および生活の変化と伝承を対立するものとして捉えず、それを「併 スタンスを、 このような「フィールドに伝承をみる」、「伝承からフィールドを考える」という民俗学 「そこを基点として新たな理論や概念を生産していくことこそが重要」であるとした 二〇一一 一九〕、自身は全国の墓制・葬制や道祖神に関する様々な伝承に 明確に主張しているのは新谷尚紀だろう。新谷は民俗学を「歴史的な変遷論と 九八。

俗学独自の調査・研究を行っていく可能性が示されている点だといえよう。 に共通していえるのは、あくまでもフィールドにおける伝承の実態把握に努めることで、 のスタンスを継承し、発展的に展開しようとする近年の議論を概観してきた。これらの議論 以上、「フィールドに伝承をみる」、「伝承からフィールドを考える」という従来の民俗学

の多様な社会事象を対象化できないとする批判も現われている。 だが、これらの議論と並行して伝承に囚われた従来の民俗学の方法論が足枷となり、 伝承概念に内在する問題点を明らかにする。 以下ではその批判の内容

### 一 伝承概念への批判

る概念として論じられてきた」とした上で〔前川 川智子は、「民俗学において、民間伝承および伝承概念は他領域との差異化を可能とす 〔渡辺 二〇〇四〕を参照しながら以下のように論じている。 二〇〇九 渡邊欣雄による伝承

辺欣雄は民俗学における従来の伝承概念や伝承者、 民間伝承の定義に疑問を持つ。

究では、文字を媒介とした情報伝達に関するものが見られる。情報化社会へ る学校の教育現場などに限定されている。このような世相のなかで、 つ古家信平の書承概念はその一例であるといえよう。 また、現代では、情報の伝達は電子化され、口頭における伝達は教育システムにお 近年の民俗学的研 の視座を持

伝承概念を用いて、私たちを取り巻く現代社会の総体を捉えることは困難である 二〇〇九 111 ] °

この前川の議論を要約すると、以下のようになるだろう。

- 1 の伝承概念には過去から現在にかけての 「不変性」が埋め込まれている。
- 2 現代においては、伝承とされるものも世代間の知識の伝達を意味するとは限らず、 知識は静的ではなく動的である。
- 3 情報化された現代社会においては、 文字による情報伝達を視野に入れた概念規定が必要である。 口頭による伝承の場面は教育現場などに限られ
- 4 伝承概念によって、現代社会の総体を捉えることは困難である。

そこに観察者の恣意的な認識が介入することは免れえない。 常生活における様々な事象の中に過去と現在における通時的同一性が見出されたとしても た場合、現実の社会生活においてそのようなものだけを抽出することは困難である。 取されるだろう〔真野 二〇〇九 九二、一〇三〕。問題は④だが、確かに過去から現在に 提になっている。②、 かけて不変の何ものかが世代を超えて伝達されること、あるいはその内容を伝承と定義し ①には前川の伝承観が如実に表れており、これが②~④の議論を展開する上での ③については、真野も同様の議論を行なっているので、 その影響が看 例え日

そこに「民俗学の落日」の原因を見出すが〔前川 二〇〇九 三一~三二〕、ここで前川が いうような 以上のような所論から前川は、「民俗学の研究対象とされる伝承概念の限界性」を指摘し、 「伝承概念の限界性」については、 島村恭則も同様の見解を示している。

島村はその著書『〈生きる方法〉の民俗誌』(二○一○)において、 ったことについて次のように述べている。 人コミュニティの人々の生活実態を把握する際に、伝承概念が十分な有効性を発揮しな 福岡県福岡市の在日朝

フ ル ドにおい 伝承に相当する行為、 伝承の名で呼ばれうる事象が存在し

たに生み出され、 ものであった。 ではなく、あくまでも〈生きる方法〉の実践の際に選択された結果として存在している しかにありながらも、 が認められるものが存在していることはたしかである。…ただし、そういった状況はた わけではない。生活上のさまざまな事象の中に、前世代との間に伝達・継承 そして、〈生きる方法〉の実践にあたっては、 あるいは移入されて運用されていた。 それらの伝承的事象は「自然に」「無条件に」伝承しているもの 伝承とは異質の事象も新 の関係

であろう〔島村 にだけ注目していたのでは、 該フィールドの生活を十分に記述することができたであろうか。 こうした実態に対して、仮に伝承だけに注目した記述や考察を行おうとした場合、当 11010 11101]° 当該フィールドの生活は決して描くことができなかった 答えは否である。伝承

信仰・生業・・・といった固定された項目からなる『民俗誌』の範囲を超えるものを目指して 掲書 三〇二~三〇三〕、伝承に代わって〈生きる方法〉に注目した民俗誌の可能性を強調 伝承という枠組みに拘束されることなく、 きる方法〉の民俗誌』では、 出される要因を「あくまでも当事者による生活上の選択の結果である」とした上で、 う従来の民俗学とは異なる視点を持つ研究が現れ始めたことを示す指摘だといえよう。 している。 いわゆる『民俗事象』や『伝承』に限定した『民俗誌』も批判しており、 る」と評価しているが [門田 二〇一一 九〇]、これは伝承の分類に基づいて研究を行 のようなかたちで島村も「伝承概念の限界性」を指摘し、伝承的事象がフィールドで見 門田岳久はこのような島村の研究について、 従来の民俗学における伝承観の相対化がはかられる。そして、 生活の実態を把握することが可能となる」と〔前 「従来の民俗学のように記述対象を 親族・年中行事

として提示された地域民俗学・伝承母体論にも継承され (四)、現在、巷間で用いられる伝承 上で大きな役割を果たすものだったのである。 伝承の過去と現在における通時的同一性、あるいは不変性がこの概念に埋め込まれてい する伝承観を批判しているわけではないが、 ところ、このような伝承概念の通時的同一性の規定に対する疑義は、既に一九八○年代中頃 現在(下位の世代)にかけての通時的同一性の規定に捉われ、そのような性質が見出される という言葉の意味内容には、 から伝承母体論への批判として存在していた (三)。前川や島村の場合、伝承母体論が前提と ものばかりを対象化していては、現代社会に民俗学は対応できないとする主張である。 している基層文化論、民族性(エートノス)論こそが〔島村 二〇一〇 三〇三~三〇六〕、 川、島村の議論に共通しているのは、伝承概念に埋め込まれた過去(上位の世代) となって いる 必ずこの過去から現在にかけての通時的同一性 島村が伝承概念とは別個の問題系として批判 そしてこの規定は、民族性論を批判するも の規定が含ま

た現在もなおこの概念への批判が成立するのは、 およびその後の個別具体的な事例研究に基づく伝承概念の再検討 いまだにその概念規定を民俗学が払拭し

持ちながら構築された「術語としての伝承」であり、現実のフィールドにおける伝承がそれ 村らが批判する伝承概念は戦後民俗学の言説空間のなかで、研究者の対象認識と相関 日朝鮮人コミュニティをフィールドに選んだ島村の研究は明らかにそうした傾向の打破を ける通時的同一性の規定は再生産され続けることになると考えられる。 定された項目からなる『民俗誌』の範囲」がこれに当たるが、こうした研究対象の自 とは別のあり方で存在しているのではないかということである。 企図したものであったと考えられるが、ここで筆者が問題提起しておきたいのは、前川や島 フィールド選定に関する学問的な伝統が現在も遵守され続ける傾向にあることが挙げられ 々の研究実践のなかで自覚的に意識・解体しない ずにいるからである。その大きな要因の一つに、民俗学の研究対象とされるトピック 引用した門田の言を借りれば、「親族・年中行事・信仰・生業・・・とい 限り、畢竟、伝承概念の過去と現在にお 戦後に成立した在 明

異」であることをここでは強調しておきたい。 う視点において重要なのは、さまざまな人間の行為や現象の一部だけに伝承性を認めると のは、その過去と現在における通時的同一性ではなく、 ような分析視角自体を一旦棚上げにし、「そもそも生活世界における伝承とは何か」という し議論の俎上に載せるような態度である。そのような「生活世界の伝承」によって顕現する いうような態度ではなく、 確かに、 から議論を進めていくやり方もあるのではないだろうか。この「生活世界の伝承」とい ルドワークを行えば、対象化できる範囲はごく限られてくるに違いない。しかし、その 過去と現在における通時的同一性に規定された伝承概念を分析視角に用い 日常生活のあらゆる場面で見出される事象の過去と現在を比較 当該事象の過去と現在における てフ

学で盛んに議論された基層文化論、民族性論との関係から考察し、 つ伝承が実際のフィールドにおける「生活世界の伝承」と大きな懸隔を持つ可能性に のかを明らかにすることである。次節ではこの点について戦後間もない頃の民俗学/民族 、や島村らが批判する現在の伝承概念に、なぜ通時的同一性の規定が埋め込まれていった そのような議論の地平を拓くためにどうしても通過しておかなくてはならない っておきたい。 そのような概念規定をも っつい 7

# 界二節 「凍結」される伝承と行為論的伝承論

### 伝承の「凍結」

結」の事例であるが、 っていた。 て変化していたはずの伝承の内実が固定化されることについて、「道具立ての凍結 一(一九六一) (Requisiterstarrung)」という独特の用語によって説明している〔バウジンガー ルマン・バウジンガーは、 バウジンガーは次のように述べている。 一八五~一九二〕。バウジンガーが具体的に論及しているのは、 本来の昔話は、 もともと「あそび幅」を有し(六)、 それが語られる同時代の様々な事象と密接な関係を持 常に各時代の状況に応じ 昔話の -----

かける。 そこでは、昔話の主人公は、飛行機に乗ったり、新聞を読んだりする。亡霊は爆弾をし た接近が常に見出される。ルッツ・レーリッヒは、この種の事例をたくさん収集した。 ニキュアを塗っている 話芸伝承が生きているところでは、 勇敢な仕立屋の子供は、熊に〈石油〉をかけて焼き殺す。 〔前掲書 一八六]。 自分が取り巻かれている環境や時代へのこうし 奥さま方は、 爪にマ

飾的な手直しもなされず、したがって現代への接近はありえなかった」と述べている〔前掲 ながら存在していたことが示されている。このことは口承文芸に限らず、あらゆる伝承につ ンベルグ州が委託した文化庁所属の いて同様のことがいえるが(セ)、それらは徐々に、「歴史的な形態を維持しようとする志向 (Historisierung)」によって「凍結」されるのである。 ここでは、飛行機や新聞、爆弾や石油といった科学技術を象徴するモチーフが、昔話の「道 「彼女のレパートリーは、六十五か国にまたがる三百種類を超える昔話であったが、そ 一八七](八)。 自由に物語るものではなく、暗唱なのであった。このため、モチーフの置き換えも、装 て」に用いられていたことを参照し、 〈昔話の語り手〉による昔話の凍結を例として挙げてお 伝承が「取り巻かれている環境や時代」に接近し バウジンガーは、バーデンヴュルテ

契機によって生じ、現在、影響力を行使しているのだろうか。バウジンガーは、一九世紀の 観がその背後に控えている可能性を示唆しているが〔前掲書 マン主義的な民俗文化に対するまなざしや、ナチス・ドイツによる「民族/民衆(Volk)」 では、このような凍結の背後にある「歴史的な形態を維持しようとする志向」はいかなる 一〜七〕、それ以上に民俗学

ている。 者自身の民俗世界に対するまなざし自体が問題として根深いことをヨーゼフ・デュニンガ - の著書 『民俗世界と歴史的世界』(一九三七)における以下の一文を引用しながら指摘し

トゥー フォルクストゥーム(常民性)は、歴史とは異なった根本法則を有する。 時間とは無縁なまま、 ム(常民性)は没時間的な永遠の恒常性であり、自然な暦年推移のなかで自己を その内実は不変である。それは始原の段階から特質としてすでに規定されてお 空間のなかで展開する(元)。 フォ クス

担う概念として位置づけられていくことになるのである。 このような恒常性と不変性をもった「フォルクストゥーム リア人種の 二〇〇五〕、 「民族性」、「国民性」へと接続される過程については、 同様の事態は日本民俗学においても生じ、 (常民性)」が、 伝承概念はその中核を 河野眞の研究に詳し ゲル 、マン民族、

# 二 もう一つの伝承論と国民、民族の表象

あくまで類型的に研究してみようとするもの」であるとし、「第二は、 を論ぜず、これをひとしく人類共通の文化財と認めて、伝承の形態、それの存在の 二つに分けて整理しており、「第一は伝承文化について、その有形的なると、無形的なると 伝承を素材としながら論じるという構成になっている。 学者の手によって発表された。務台理作の『表現と論理』(一九四〇)である。 このうち後者の立場について務台は以下のように述べている。 「伝承的文化」、「郷土文化と教育」という二本の伝承概念と関わる論文が収録されてお ・国民の所有物として見ようとするものである」と指摘する〔務台 認めるが、それを単に人類の一文化財として考へずに、その背後にあるところの特定の 田国男の いずれも民族・国民精神の「主体/基体」、 『民間伝承論』(一九三四)から六年後の一九四〇年、 あるいは「原型=基層文化」に 務台は民俗学における伝承研究を もう一つの伝承論が 一応はこの 一九四〇 この著作に 有様を、 研究の意 つい て

ちその中に、民族精神・国民精神の原型を蔵するものとして解釈しなければならない 承は、その基層を為すところの民族性・国民性の問題として捉えなければならない。 をもつわけであり、この封鎖性は即ち伝承文化の主体となるものにほかならない。…伝 ている。そしてこの集団生活は常に特殊的な存在であるから、その集団は特有の封鎖性 云うのである 伝承は著し い特殊性を持つもので、 〔前掲書 一 五 ○ 。 常にその背後にある集団生活を主体的に表現

混入していった点を指摘している [岩本 二〇〇六 七一、 に一九七○年代以降の伝承母体論や地域民俗学の主張の下にこれが強調されてい 弥による「戦後民俗学の認識論的変質と基層文化論」(二〇〇六) で詳細に検討されてい 要な研究目的の一つとして掲げられることになるのであった。その経緯については、 の上に、風俗や流行との対比から「民俗」を変わりにくいものととらえる認識が生まれ、 の民俗学に存在していたという点である( ̄ ̄)。そしてそのような志向性は、戦後民俗学の主 し、この概念に集団による個人への「規範性・拘束力」、「変わりにくいも 伝承概念については、「伝承を協同体(共同体)のジッテ のは、 検討 のような整理を経て、 へと議論の焦点をシフトしていくが、本章の課題と関連してここで押さえておき 伝承の内実に「民族精神・国民精神の原型」を見出す志向性がすでに戦前・ 務台はヘーゲル歴史哲学における「民族精神(Volksgeist)」の 七四]。 (Sitte) とする集団 の」とい う性質が った」 |の類型論 岩本通 る

 $\mathcal{O}$ なされているが り上げた島村の著作においても、「民族性の解明」という民俗学の 内容を確認すると、 [島村 それが伝承の「凍結」と深いつながりを持つものであった 二〇〇九 三〇三~三〇六〕、 あらためて民俗学者によ 研究目的に

史学との関係から」における一文である。 ことが見えてくる。 以下は、『日本民俗学大系』 第二巻 (一九五八) 所収の 和歌森太郎

経過してきたものが民間伝承である。 ものである。 民間伝承は、 ある時代の流行的な現象とは違う。…世代から世代へと、縦に、時間的に 日本人の歴史とともに、時代を貫い すなわち民俗だといってもよい てかなり長いあいだ維持され 〔和歌森 てきた

だといわねばなるまい。そのような生活の淵源をつきつめていくならば、日本人の特性とい されてきたもの」が民間伝承であると定義している。そして「民俗の由来と意味とを考えて うようなものに触れることができるであろう」としている〔前掲書 二一九〕。 いくと、日本人のものの考えかたとか、生活態度の骨格めいたものに触れることもできる」 電歌森は 「日本人の大多数を占めてきたいわゆる民間人のなかにある生活こそ、 「日本人」を主体とし、「時代を貫いて世代から世代へとかなり長いあ 日本的な生活

また桜井徳太郎は、 民俗学の 「学問的目標」について以下のように述べている。

じて、 るところにその学問的目標をおく〔桜井 日本民俗学は日本民族が送ってきた伝承生活、また現に送りつつある伝承生活を通 日本民族のエトノス (Ethnos) ないしフォルクストゥム 一九五七 一一三]。 (Volkstum) を追求す

世代へとかなり長いあいだ維持してきたもの」とする認識が、この概念に過去と現在におけ 流全体を射程におさめており、伝承概念とともに十分吟味すべき問題だったのだが、結局こ 批判は、「民俗 (民族) 霊を聖なるものとして、その前にひざまずき、科学的民俗学の正常な発展を阻害したとまで る強力な通時的同一性の規定を介在させる要因になったと考えられるのである。 の時期に主張された「民間伝承・伝承生活」=「日本人・日本民族が時代を貫いて世代から いっていたものがある」として批判を加えている〔関 一九五八 一五四〕(三)。この関 石田 れら一連の議論は、 一九五〇〕、関敬吾はドイツ民俗学の状況を参照し、「ドイツ民俗学はこの民族 文化」に普遍・不変性を見出そうとする当時の民族学・民俗学の 石田英一郎による民俗学の学的性格に対する言及を踏襲したも

味内容に残存している。 代へとかなり長いあいだ維持してきたもの=伝承」であるとする定義自体はこの言葉の における本質主義批判などの影響もあって少なくなっているが、「時代を貫いて世代から世 現在、伝承の主語として「日本人・日本民族」を用いる研究者は、 エスニシティ論の文脈

ての伝承、 かし先ほど問題提起したように、このような伝承観を自明とせず、 すなわち「生活世界の伝承」がいかなるものなのかという観点から議論を進 フィ ル

おける伝承のあり方を扱った研究を参照し、 めていく方向性もあると筆者は考える。このことと関連して以下では、実際のフィ のあり方について考察していきたい。 「凍結された伝承」とは異なる「生活世界の伝 ル K

### 三 行為論的伝承論

といえよう。 ミクロな次元から伝承について検討する可能性を開いたという点で、大きな意味があった たものだが〔平山 一九九二 三二〕、及川高によると、「このような行動主義や現象学的ア 承=行為」であるとする定義は、平山の『伝承と慣習の論理』(一九九二) において示され 見ることで受け継いでいく行為のこと」だと定義されている〔平山 で議論が及んでいないという問題があるが、及川が指摘するように「個人間の行為」という ってのアクチュアリティに近づける方向へとむかわせた」とされる〔及川 プローチにも通じる(※筆者注:伝承の)捉え方は、民俗にかんする分析をより担い手にと 義には、上位の世代が語る言葉、または上位の世代が示す動作・所作を下位の世代が聴くか 時間的な移動を意味する概念。文化の空間的な移動を意味する伝播に対する語。すなわち広 の伝承論は、その持続性・反復性・類型性等が重要な要件とされており、その動態にま 章でも確認したように、『日本民俗大辞典』(二〇〇〇)によると「伝承」は、 11000]° 二〇一〇 六]。 この

九九五 取される。 を明らかにしようとする研究を筆者は仮に「行為論的伝承論」と呼んでいるが に共通しているのは、伝承行為によって個人間で伝えられる技術や表現の内実が常に動的 形三番叟などの事例から伝承行為によって伝えられる芸能の内容が、決して静的なも 体的な事例として取り上げ、伝承研究における「行為者の復権」を主張している〔小林 広島県安芸郡倉橋町 研究において先駆的な議論がなされた。例えば小林康正は、千葉県松戸市の三匹獅子舞や、 目した分野などでも行われているが はなく動的なものであることを明らかにしていった〔大石 二〇〇七〕。小林、 このような伝承の当事者による行為に焦点を当てた研究は、 てくるだろう。 のだとする視点である。このような個人の行為に着目し、そこから帰納的に伝承の実態 二一九~二二〇〕。また大石泰夫も静岡県南伊豆町子浦で二〇〇四年に復活 その定義を確認すると、 レイヴ/ウェンガーによって提唱された「正統的周辺参加」の理論的な影響が看 〈現・呉市〉室尾の女性たちによる三味線の奏法に関する伝承行為を具 行為論的伝承論の伝承観がどのようなものであるの 三田村 一九九八、川島 生業に関わる技術伝承に 二〇一一〕、特に民俗芸能 . 、行為論的伝 大石の研究 した人 ので

加に移動していくことが静態的文脈で起こっているわけではないということを意味し 人と実践との間の互恵的関係なのである。 正統的周辺参加 は、 新参者のたんなる学習過程をはるかに超えたもの このことは、 実践共同体で学習者が十全的参 である。

同体および彼らの 知識、さらに彼らの将来の見通し、これらが相互構成的であるから、 . る。 実践そのものが動きのなかにある。活動、それに関与する人々の参加、 活動の根本的な特質である「レイヴ、 ウェンガー 変化こそが実践共 一九九三 (一九九 彼らの

### 一) 一〇四]。

論が前提とする伝承観が「変化」を本質的な特徴として捉えていることが理解されよう。こ ていくに違いない(三)。 活世界の伝承」を民俗学が対象化する際の基本的な立ち位置を提供してくれるものとなっ のような視点に立つ研究は、現在の凍結された伝承概念を「解凍」する処方箋となり、「生 ここでレイヴとウェンガーが いう「学習」を「伝承」に置き換えてみると、

性が縮減されるような事態は避けるべきだろう。 性質を検討することが、この概念をめぐる問題系において最も重要なテーマであることに を明らかにする回路を開くことにも意識を向ける必要があるのではないだろうか。伝承の することで従来の静態的な伝承観を刷新することに成功したが、 という点である。 おいて有していた「書かれなかった歴史」の叙述とその効用に対する問題意識 承の変化という性質を応用することで、当該のトピック、 かし行為論的伝承論にも欠点がないわけではない。それは民俗学がその初発の段 しかしそれが一義的に目的化されることで、この概念が本来持っていた可能 行為論的伝承論は、「人--人」の相互行為における微妙な差異を明らかに あるいはフィー そこで明らかになった伝 -ルドの過去と現在 が希薄である

照しながら、 そこでなされた議論を発展的に展開する可能性を秘めている近年の歴史哲学の伝承論を参 味を持つものであった。次節では、このことを柳田の『民間伝承論』に立ち返って確認 による時間的・空間的な「差異」こそが、 そもそも伝承が変化することは、この概念が登場した初期段階には自明であり、その変化 伝承概念が持つ可能性を検討したい。 「書かれなかった歴史」の叙述において重要な意

## 第三節 伝承概念の可能性

# 一 「ポストヒストリー」としての『民間伝承論』

なかっ を静態的な「変わりにくいもの」として捉える見方は、 の中でかたち作られたものであり、 で、そのような伝承観が行為論的伝承論によって払拭される可能性を指摘した。しかし伝承 前節では、 たのである(一些)。このことは 伝承概念の凍結の背後に基層文化論、民族性論の影響があることを確認した上 もともと伝承概念にそのような規定は一切含まれてい 『民間伝承論』における以下の一文からも明らか あくまでも戦後民俗学の学術的

万葉集』にあらわれた日本人の姿を、 日本人の本来の姿とみてしまうことは早計で、

動きのない常に固定したものとして見ることは誤りである〔柳田 変化も何段かの階段があったはずである。 奈良時代の文化に達するまでの変化が大きかったことは明らかである。またその後の 今日巷間に現れる日本人の特性論のごとき、 一九九八 (一九三四)

柳田にとって重要だったのは伝承からどのようにして「書かれなかった歴史」を描き出すか 在の伝承概念に対する批判が柳田の伝承観にはあたらないことが理解されよう。 てしまった。すでにこのことについては前節で確認したのでこれ以上深く論及しないが、現 るという考え方は起源論に災いされた考え方」であるとして、その変化に注意を促している を論じるような態度は明確に斥けている。また「固有事物の存在、あるいは物に普遍性が という問題であった。柳田が当時の文献史学に対して行っている以下のような批判は、 が持つ大きな可能性と重大な欠陥を同時に指摘するものとなっている。 の『民間伝承論』における伝承概念の可能性をあらためて検討する必要が生じてくるが、 のように柳田は、伝承を固定したものとしては捉えておらず、 五九〕、 戦後の民俗学者は、この概念を全く逆の意味内容を持つものに定位 そこから民族性 この場合、

学問は、この歴史の欠陥を補うべく起つた学問ともいえるのである に、我々の知りたい歴史、すなわち自分のいう史外史が存するのである。 とは知られず、 とは、記録する価値のないものであった。そして彼等の生活が変化するというようなこ 分等には史官の選択しただけの歴史で満足できない。 しか留めていないのである。平素の常民大衆のごとき、下等にしてありふれた当然のこ の記録は、飢饉歳における彼等の飢餓の状態か、さもなくば百姓一揆の勃発くらい 史官は最初から歴史の一部を無歴史にしようとする意図を持ってい この風は紙筆の容易に得られるようになった後までも同じで、従うて農民百姓 いつまでも不変で永続するもののごとく考えられていたのである。…自 今日の歴史の閑却している部分 〔前掲書 たともい …民間伝承の 五.〇~五. 、へる のみ

きない。事物が変化し、そこに過去との「差異」 変化することは方法論的に重要な要件であった。不変の存在について歴史を描くことはで ストリー」と呼んでいる〔前掲書 を明らかにすることに自らの学問的な目標を置いているが、それを別の箇所では「ポストヒ 田は歴史家が描いてこなかった「平素の常民大衆の生活の歴史」、すなわち「史外史」 五五五。 そしてこの史外史を明らかにする上で、 が生じるからこそ、歴史叙述は可能になる 伝承が

「書かれなかった歴史」を描き出すことを試みたが、 田はフィ ルドで見出される伝承資料の時空間における「差異」を比較検討することで、 「書かれた歴史」によって隠蔽される

内容を整理し、伝承概念が持つ可能性の一端を示しておきたい ている。その指摘の中で鍵概念とされているものに「伝承」があるが、 「書かれなかった歴史」の持つ可能性については、歴史哲学の分野から重要な指摘がなされ 以下ではその議論の

### 二 伝承の歴史哲学

徹の ることが見えてくる。ここでは哲学者の野家啓一による『物語の哲学』(二○○五)と鹿島 縁の領域でなされている。しかし、こういった他領域の伝承に関する議論を参照すると、そ 柳田がいう史外史についても、 れが民俗学の伝承概念を発展的に再構築する上で、 伝承概念に関する論及は、民俗学とその隣接諸学でのみ行われてきたわけではない。 いきたい。まずはその導入として鹿島による以下の文章を引用しておく。 『可能性としての歴史』(二○○六)における伝承論を参照し(□±)、その 同様の問題意識から考察を試みた例がおよそ民俗学とは無 有益な視座を提供してくれるもの 可能性を検討

な場面における個々の行為も、つまりは個人の個人としての振舞いもまた、それ自体と なかれ過去からの由来をもっているという自明な事柄にとどまるのではない。 して歴史により可能になっているのではないか 個人が生きているそのことのただなかに、すでになにかしら歴史というものが食 作用しているのではないか。それは、 個人をとりまくあらゆるものが、多かれ 〔鹿島 二〇〇六 一七七〕。 日常的

た可能性」 わち伝承が現在時における「過去の可能性」の「取り戻し」であるとすれば、その「あ 学の伝承概念を再検討すると、その変化や差異の要因がより一層明らかになるだろう。すな 戻す」作用として定義される〔前掲書 二六~二七〕。このような定義を参照しながら民俗 されるが、 法に従って、「反復=取り戻し(Wiederholung, repetition)」とも呼ぶことが可能であると ながら、その受容・変奏を遂行することができる。このような伝承作用は解釈学的哲学の語 概念であった(二六)。 するものとして、鹿島が注目したのは、マルティン・ハイデガーの「伝承 (Überlieferung)」 が実行しえたはずでありながら未遂にとどまったもの」を、現在において実現すべく「取り っていることが読み取れよう。そして、この「日常的な場面における個々の行為」を可能に この一文から鹿島が日常的な生活世界に「歴史」を見出す民俗学と共通するまなざしを持 これは単純に先人の行為をそのまま「繰り返す」ものではない。 の現在時における実現が差異をかたちづくるものとして機能しているといえる ハイデガーの伝承概念においては、過去の事象に個人は自覚的に関わり それは、「先人

過去に対する抑圧・忘却に抵抗する潜勢力を秘めたものだとされている〔前掲書 「痕跡の記録」 この過去の の二つを挙げているが、 「取り戻し」以外にも伝承の重要な側面として、 いずれも支配的言説として流通する 歴史事象  $\mathcal{O}$ 三四。 「正史」の 「調査探

まり伝承には、単に何らかの文化事象を伝えるという機能だけでなく、抑圧・忘却され った過去を「取り戻し」、正史の歴史叙述に修正を迫るという重要な意味があるのだ。 て

て野家の民俗学に対する以下のような評言を参照しておきたい。 去が持つ現在的な意義を明らかにしようとするスタンスだといえるだろう。 親和性を認めることができる。この両者に共通しているのは、生活世界や個人にとっての過 を持ち、伝承を基点としながら「書かれなかった歴史」の叙述を模索した柳田 のような鹿島の伝承論には、 歴史家が文書資料に基づいて描き出す歴史に強い違和 これと関連し の思想と強 VI

経験のもつ時間的厚みを常民の生活形式の中に測定しようとする試みこそ、柳田國男 だゆえんである の民俗学にほかならなかった。われわれが先に彼の仕事を「生活世界の解釈学」と呼 否応なく過去の経験の解釈の歴史を背負っている。…このようにして凝集した歴史的 経験が瞬間的体験に留まらない時間的広がりをもつものである以上、 〔野家 二〇〇五 九〇。 現在の経験は

史哲学テーゼ)」(一九四○)だが、その「テーゼVI」には以下のようなことが書かれている。 に強調するのは、 されている点だろう。 野家の民俗学に対する評価のなかで傾聴に値するのは、その研究領域が「生活世界」に措定 通して参照するテクストは、ヴァルター・ベンヤミンの遺稿である「歴史の概念について(歴  $\mathcal{O}$ やっていると仮定されるからである。野家、鹿島がこのような仮定について論じる際に共 「現在の経験」が「過去の経験の解釈」によって成立するという認識を前提としている。 野家は現象学を念頭に置いてこのような議論を行っているが、野家も鹿島と同じ 近代という時代状況が人間存在にとっての伝承という問題系を周縁に追 このような「生活世界における伝承」の意義を野家や鹿島がことさら

とって危機は同じひとつのもの、 うという危機である。 危機は、伝統(Tradition)の内実と伝統の受け手とを、ともに脅かしている。両者に 伝統=伝承作用(Überlieferung)を制圧しようとしている すなわち支配階級に加担してその道具になってしま

ばならない (1+)。 体制順応主義の手からそれを新たに奪取することが、 V つの時代にも試みられなけ

する国民国家の「来歴の語り」以前のところで営まれていた「根源的歴史(Urgeschichte)」 史の概念」が、 であったと主張してい ベンヤミンがいう「危機」とは、伝承の機能を抑圧・忘却しようとするような近代の時代 に他ならない。鹿島は『パサージュ論』(一九八二)を参照しながら、ベンヤミンの 近代における「大きな物語」としての るが 〔鹿島 二〇〇六 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 人類の発展史や、 この根源的歴史は、 わゆる伝統を軸と 歴史家の筆に

伝承のことである。柳田とベンヤミンの問題意識の共通性は、野家による以下のような指摘 が参考になるだろう。 って描かれるような歴史ではなく、あらゆる生活世界で見出される歴史の営み、すなわち

物語 うとしたのであり、物語行為の潜勢力を顕在化させることによって、ベンヤミンのいう 「経験の伝播能力」を再活性化しようと試みたのである〔野家 の伝承を発掘することによって、 田にとって物語や伝説の採集は単なる懐古趣味の手すさびではなかった。 「近代」が強いる「歴史意識の断絶」に抵抗しよ 二〇〇五 九四。 囲は

おいてこそ検討すべき重要な課題となるだろう。 伝承」に注目し、史外史、あるいは根源的歴史の叙述を目指したことは、単なる偶然ではな 近代という時代状況を生きた柳田、ベンヤミンという二人の思想家が、ともに「生活世界の しの機能が正史に対して持つ効果については、大きな物語としての歴史が解体した現代に い重要な意味があったと考えられる。そして伝承による史外史の記述、および過去の取り戻 ベンヤミンのいう「経験の伝播能力」、「経験を交換させる能力」とは伝承に他ならない

ある。 瞬間から「生活世界の解釈学」としての民俗学がはじまるのである。 その多様性 (=差異) を理解する材料として伝承は存在するのであり、それが意識化された るもの」や「聞こえてくるもの」、あるいは「心の動き」などとイコールで結ばれるもので である。柳田の伝承論によれば、それは普段、人々が気に留めることもないような「目に映 について、近年の歴史哲学の議論を踏まえて検討していった。その対象となる「生活世界の ここまで野家が「生活世界の解釈学」と呼んだ柳田の民俗学と、その伝承論が持つ可 つねに/すでに私たちの身の回りに「あたりまえ」として存在する(した)もの その「あたりまえ」は多様であり、時代と地域によって大きく異なる。 能

通時的同一性を持つ「日本人」が持ち伝えてきた存在を伝承とする観点においては、その不 伝承概念の通時的同一性が基層文化論、民族性論に影響されながら生じたことを明らかに ような議論を行う前提として、バウジンガーの「道具立ての凍結」の議論を参照しながら、 旦棚上げにし、「生活世界の伝承」の実態を把握する必要性を主張した。第二節では、 ける通時的同一性の規定が存在するということである。そこで筆者は、このような規定を一 ことを確認した。この整理から明らかになったのは、伝承概念にはいまだに過去と現在にお 本章では、 こうして伝承は静態的概念に変質したが、このように凍結された伝承概念も、 あるいは「変わりにくさ」が焦点化され(一小)、その動態性は主題化されなくなってい 特に民族性論が伝承の凍結に多大な影響を与えるものであったことが確認されたが、 まず伝承概念に関わる近年の議論を整理し、そこに相反する二つの立場がある

的伝承論の蓄積により徐々に解体していくものと思われる。

柳田の民俗学とも高い親和性が認められた。 させる。このような伝承概念が持つ可能性については、民俗学よりも歴史哲学の分野で盛ん 描き出そうとした柳田の伝承論は、歴史叙述における「生活世界の伝承」の意義を強く意識 に議論されていることを本節では確認したが、その伝承論や「歴史」に対するまなざしは、 "民間伝承論』の内容から確認し、 第三節では、伝承概念にはもともと通時的同一性の規定が含まれていなかったことを、 常に変化する伝承の内実に差異を認め、そこから「書かれなかった歴史=史外史」を あらためて現在におけるその可能性を検討する作

提示されたものであった。 間伝承論』は、 構築しなおす必要があるということである。伝承を民俗学の基礎的な概念に位置づけた『民 れた伝承観を自明のものとせず、今一度、フィールド、生活世界に立ち返って伝承概念を再 本章の結論として筆者が強調しておきたい そのような新しい 「歴史」 の可能性を切り拓く のは、 学問的な議論によっての 「ポストヒストリー」とし み、 かたち作

### 注

- 活・歴史を記述する民俗誌的な実践の中で伝承概念を運用し続ける可能性を担保すべきで する。これは伝承を主な分析概念として用いる研究と、その他の問題意識、目的意識に根ざ なお本章では、引用を除いて民俗学の研究対象を一貫して「民俗」ではなく「伝承」と表記 あると考えるためである。 して行われる研究の混同を避けるためである。本章で伝承という言葉を強調して用いるの した伝承の分類は、周期伝承・階級伝承・造形伝承・行動伝承・言語伝承の五分類である。 (一)『日本文学大辞典』(一九三四)における「民俗学」の項目を参照のこと。 伝承概念への批判が看過している問題を浮き彫りにするためであり、 フィ 折口が提示 ールドの生
- どれほど関心をもち、その意義を重く見ようとも、民俗学が対象としうるのは、 他の伝達手段との関係から伝承は理解されるべきだとしている。すなわち「民俗学が伝承に の相対的位置だけということになる」〔真野 (二) ただし真野は、伝承が世代をこえて文化を伝達する様々な手段の一つに過ぎな 二〇〇九  $\overline{\phantom{a}}$ 、そのなか いとし、
- されてしまうことは、 えるというモデルは、 定の規制力を持って保持させている事象」であるとし、「このような社会を伝承母体」と呼 れに対し大月隆寛は、 ワーク』と言ってもい (三) 福田アジオは、「民俗とは超世代的に存在している社会組織の成員が構成員に対 民俗とは必ず伝承母体を持つことになる」と述べている また、 いが とりあえず機能構造主義以前の問題として、あまりに静態的かつ閉鎖 「ある一つの社会組織に対して一対一対応の文化の体系を通時的に考 まさしく『現在』における『民俗調査』-『伝承母体』の語によって自明のものとして通時的な『伝承』が承認 -の方法的正当性を保証することはできるだろうが、まさにその [福田 一九八二 六]。 -お望みなら『フィール

月によれば、「『伝承母体』の語による『常民』本来の意義の復権の目論見」は、「『伝承』や 全く手つかずで放置されてしまうのである」と批判している〔大月 一九八六 ことによって、その『伝承』がどのような回路を経由して現在に至っているのかについ 『伝統』といった語によって指示される文化の通時的連続性への盲信」を醸成するものに過 〔前掲書 五二〕。 五二。大 ては、

(四) 伝承母体論は、特定の地域の「民俗」の歴史的変化に対する問題意識は有しているが の位置づけは、以下の引用から理解されるようにリジッドなものとなっている。

員に担わせることで伝承されている事象ということになる。「伝承」はこのように限定 されねばならない。 のような内容の一部をとらえて表現したものである 民俗は一定領域を占取して超世代的に存続する社会集団が規制力をもってその構成 しばしば強調されるくり返し性とか類型性という民俗の性質はこ 福田田 一九八四

可分の関係にある。 ここでいう 「超世代性」、「繰り返し性」、「類型性」などは伝承の通時的同一 性の規定と不

承』という言葉には、時間をかけて確立されたものが世代を超えて変わることなく引き継が れるというイメージがある」と述べている〔畑村 二〇〇六 (五)例えば、工学者の畑村洋太郎は『技術の伝え方』(二○○六)という著作 匹。  $\mathcal{O}$ 中で、

-によれば、「前代の民間伝承」においては、「型にはまって固定している要素はきわめてわ (六)「あそび幅」とは、民俗文化にもともと備わっていた改変の余地を指す。 バウジンガ

ずかであり、またこれによって璽余の部分ものびのび改変でき、 あそびが保証されてい

[バウジンガー 二〇〇一(一九六一) 一九一~一九二]。

現する衣装といった民俗工芸品の「道具立て」がある〔バウジンガ (七) バウジンガーが昔話以外の事例としてここで取り上げているものに、聖書の場面を再 1 二 〇 〇 一 ( 一 九 六 一 )

粋かつ不変のまま享受することがもとめられるが、以前には、それぞれの時代から伝統のな もつ持久力に対抗してはたらいていた」という一文に端的に表れているだろう〔バウジン かへ入ってゆく契機をとり上げ、伝統をその都度改変しようとする意思が、伝統的なものの (八) バウジンガ 二〇〇一(一九六一) の伝承観は、 一八九]。 「今日では、 伝えられてきた諸々の形態を、 能うかぎり純

1937;vgl.insbes.S.21-31. バウジンガーによる引用とその翻訳 (河野眞訳) は、 (九)原文は、Josef Dunninger, Volkswelt und Geschichtlichewelt.Berlin-Leipzig-Essen 二〇〇一 (一九六一) 二一〕にある。 〔バウジンガ

(一〇)「伝承的文化」と「郷土文化と教育」 はい ずれも一九三八年が初出だが、

伝承論を展開している〔務台 二〇〇〇(一九三九) づけている。 『表現と論理』が刊行された一九四〇年を務台の伝承論が一般に発表された年として位 務台は、このほかにも「種的社会の質量契機としての伝承文化」などで独自 二八七~二九六〕。

発足した文部省直轄の機関であった。ここには萩原龍夫、堀一郎、 研究所の研究者達が志向していたような研究のことだと思われる。 も籍を置き、 「学生生徒左傾」を抑止し、「我が国体、国民精神の原理を開明し国民文化を発揚」すべ (一一)恐らくここで務台が念頭に置いているのは、一九三二年に設立された国民精 家永三郎も教員過程に在籍していた。 和歌森太郎らの民俗学者 国民精神文化研究所は、 神文化

第二巻でなされたものであり、和歌森・桜井と関の民俗学に対するスタンスの違いが浮き彫 りになっている。 (一二) 興味深いことにこの批判は、先の和歌森の議論が収録されている『日本民俗学大系』

受容されるに至っていないからである。すなわち小林のように常に変化するものとして伝 規定は払拭されていない。行為論的伝承論の嚆矢となった小林の研究は一九九〇年代に発 立場を批判すること自体が意味をなさなくなるだろう。 別具体的な事例報告、 立場が現在は並立している状況だといえよう。 承を見る立場と、従来の過去と現在における通時的同一性が見出されるものを伝承とする 明らかにされた「変化」という性質が、民俗学の研究対象の性質そのものを示すものとして 表されたものだが、現在もその概念規定が更新されずにいるのは、行為論的伝承論によって を得ないと思われる。そのような状況に至れば、「変わりにくいもの」として伝承を見なす (一三) 第一節でも論じたように、今日でも伝承概念の過去と現在における通時的同 研究成果が蓄積されていく中で、後者の立場は否が応にも衰微せざる だが今後も行為論的伝承論の立場による個

実纏綿する伝統」という語を避けるためであると説明されていることから〔柳田 提示されているのである。 想起させる伝統概念ではなく、 するかという問題意識があったことは想像に難くない。『民間伝承論』では通時的同 で「新造邦語」であるとされる〔平山 一九九二 二三〕。柳田がこの語を用いたのは (一九三四) 一七]、 (一四) 平山和彦が指摘するように、伝承という語はもともと漢語にはなく伝達継承 過去からの通時的同一性を想起させる「伝統」の変化をい 過去→現在という時間のなかで不断に変化する伝承概念が かに強調 一九九八

のであった。 (一五) 野家の著作は、一九九九年に岩波書店から出版された同名の著作の なお旧版における本書のタイトルは、 『物語の哲学 柳田國男と歴史の発見』というも 増補改訂 版であ

(一九二七)]。 (一六)『存在と 時間』 第二編第五章における 「歴史性論」 を参照 「ハイデガ 九 九

『ベンヤミン・コレクション』第一巻(一九九五)に収録されており、鹿島は『ベンヤミン・ (一七)「歴史哲学テーゼ」の邦訳は、『ベンヤミン 歴史哲学テーゼ精読』(二〇〇〇)や

論と関わっていると考えられる。民族性論と伝承の関係、文化ナショナリズムについては、文化ナショナリズムの勃興、あるいは敗戦の原因を「民族性」の観点から追求するような議たのかという問題については、占領期における「日本人」のアイデンティティクライシスと 伊藤幹治の研究を参照されたい コレクション』における翻訳を参照している[ベンヤミン 一九九五(一九四〇) 六四九]。 (一八) 戦後民俗学/民族学で民族性論がなぜ盛んに議論され、 伝承が静態的概念に変質し 伊藤 110011、1100以]。

# 伝承研究の現代的課題 柳田国男による自治論の再検討

### はじめに

取り上げておきたい。 える。以下ではその導入として、現代社会の伝承を取り巻く状況を端的に表すエピソードを そしてそこに込められていた意図は、 ことを確認した。本章では、これとは別の角度で伝承の可能性を検討したい。ここでは、柳 としながら「書かれなかった歴史=史外史」を叙述することに、その可能性を見出していた 田の伝承研究の目的が、「歴史」のみに留まるものではなかったことが明らかになるだろう。 前章では、伝承概念の抱える問題点を学史・理論面から検討し、柳田が伝承の変化を素材 現代においてこそ再考される価値があると筆者は考

活発化している。特に総務省の主導で二○○九年から制度化された「地域おこし協力隊」や 「移住・交流推進機構」(二〇一四年設立)の活動が、その代表的な例として挙げられるが 近年、 都市住民が地方へと移住する際に不可避的に発生する「カルチャーショック」につい 次のような移住者の声が興味深い。 全国各地の過疎・高齢化に対処すべく、 都市部から地方への移住を促進する動きが

を負担させられる場合も。祭りを手伝わされるだけならまだしも、 会の会場として、自宅を開放しなければならなかったり、酒代・食事代まで負担しなけ 子になることを強要されることもある。神社や寺が老朽化すると、 舎の集落には、都会育ちの人間には理解しがたい風習・慣習がある。神社があれば、氏 は知る由もな ればならない集落もある。 く上でもっとも悩み、イライラを募らせるのは、地域との関わり、人間関係である。 仕事を紹介してくれたり、生活を支援してくれることは有り難いが、田舎で生きて ) ( [ ] o …現代社会において、こんな現実があろうことなど、 祭りの準備や後の宴 修理や立て替え費用  $\blacksquare$ 

看過できない問題だろう (El)。 とはいえない。 論、この発言は特定の個人によるものであり、全ての移住者が同じような考えを持っている それに伴うあらゆるものをサービスとして受容する現代的な生活に慣れ切った人々にとっ ている。いうまでもなく、これらは地域社会の生活環境を維持、存続させるために伝承され て、それらは理解しがたいものとしてしか見なされないような状況が存在するのである。無 てきたものであり、 ・氏仏の祭祀が、 民俗学者であれば馴染み深いユイやモヤイなどの相互扶助、 しかし、このような地域や伝承の捉え方が存在すること自体は民俗学として ここでは移住者にとって「理解しがたい風習・慣習」であると批判され 信仰もそれと深く結びついたものであった。 しかし市場経済の浸透と、 あるいは当屋・当番制  $\mathcal{O}$ 

ともなっている伝承の問題を、柳田国男の「自治」をめぐる議論と関連づけて考察したい。 学の存在意義とも関わる重要な問いであるように思える。本章では、このような現代的課題 住とその活性化において障害にしかならない存在なのだろうか。 要な論点になると考えている。 ったテー 「伝承と自治の関係」については、従来の伝承をめぐる研究のなかで特に意識されてこなか それでは、伝承は現代社会にとって不要であり、今後、 マだが 筆者はこの問題こそが、 現代における伝承の可能性を考える上で、 期待される都市住民の地方 これは現代における民俗  $\mathcal{O}$ 

# 第一節 現代社会のシステムと伝承

見方もありうるだろう。この移住者は、「『失敗しない移住』を実現させたいのなら、地方の 域社会においては、過去の伝承も「理解しがたい風習・慣習」になってしまっているという 入れるしかない」と結論づけている (四)。 を持つからであり、それが衰退するのは、その意味が地域や人々にとって変化したり、失わ 人たちの意識を変えなければならない。変える必要はないと考えるなら、 れたためだと判断することもできる。先述の移住者の声からも窺い知れるように、現在 伝承が存在する(していた)ということは、これが地域社会や人々にとって何らか 集落の消滅を受け の意味 の地

現代社会の「システム」はそれを分断し、地域社会の自治を損なうものとなっているのであ 伝承に対する無理解、あるいは現代的な生活を所与のものとする生活スタイルと思考にあ ると考える。議論を先取りすると、伝承は地域社会の自治と密接に関わるものであったが しかし筆者の考えはこれと全く逆で、地域社会の衰退を招いた最大の要因は、このような 以下では、この点を詳しく論じておきたい。

た「ハーバーマス 常的なコミュニケーション行為の場、 を円滑化するために急速に発達した国家や貨幣、 している地域社会もシステムへの依存度を急速に増していったと想定されるだろう。 の概要を簡単に示しておく。 平成の市町村合併を事例に」でもあらためて議論するが、ここでは「生活世界の植民地化」 活世界の植民地化」の議論である。 わるものとして筆者が注目したいのは、ユルゲン・ハーバーマスによる「システムによる生 近代、あるいは現代の時代状況を特徴づけるものは何かという問いを立てた時、伝承と関 一九八七(一九八一)〕。この観点を敷衍すれば、民俗学がフィー ハーバーマスは近代以降、複雑化したコミュニケー システムと伝承の関係は、「第八章 すなわち生活世界に侵入し植民地化していると論じ マスメディアなどの支配的システムが システムと伝承 ション行為 ル ドと "、 目

民俗学の立場から「生活世界の植民地化」に言及している数少ない例として岩本通弥によ 下のような指摘がある。この後半部でいわれていることは、本章の関心とも関わるもの

その スト 的 9 解作業をする際の資源として役に立つ」とされる。 ほ 克服を模索し つある現代社会の諸状況を、システムによる「生活世界の植民地化」としてとらえ、 に乗り越え、近代社会で確立されたはずの市民的公共性が構造的に脅かされ崩壊 ックの貯蔵庫」であり、コミュニケーション行為という「相互行為の参加者たちが、 かならない た。 岩本 生活世界とは「文化的に伝承され言語的に組織された解釈範型の 六三] (五)。 柳田や有賀がとらえようとした生

界と伝承をシステムは浸食するのである。 ることを柳田や有賀喜左衛門の生活論を参照しながら指摘しているが、 岩本は、 こており、 生活世界を「文化的に伝承され言語的に組織された解釈範型の それが日常的なコミュニケーション行為を支えるものとして存在 このような生活世 ス 1 - ツクの L 貯 て 蔵

社会と生活にとって取り返しのつかないものであることを、 け福島第一原発のメルトダウンによる放射能汚染は、システムへの依存とその崩壊が地 災だろう。それまで特に意識することなく用いていた電気・ガス・水道といった基本的なイ ンフラは勿論のこと、様々な物資・人を輸送する交通網、 このことが顕著なかたちで露呈したのは、 (写真1)。 かにそれらに依存した生活を送っていたのかを思い 二〇一一年三月一一日に発生した東日本大 知らされることにな 情報網が寸断された結果、 まざまざと見せつけたとい った。 私たち とりわ 域

う発想は、 こうしたシステムを、 で進められた大規模な「復興」事業が挙げられるだろう。 に組織された解釈範型のストックの貯蔵庫」である生活世界の論理に配慮したもの 生活の場でなされる人々の営為とは異質なものである。 いかに効率よく運用しコントロールするか、 それは、 あるいは強化するか その一例として、 「文化的に伝承され

は言い難い部分があり、川島秀一はこの問題に

ついて次のように述べて

い

、 る。



写真1:原発事故後の学校

災の

対策は、机

上のお絵かきのように、ことご

とく失敗するであろうと思われる[川島

※福島県富岡町、2016年筆者撮影 る。 ク管理」が大はやりで、 いて、効率を重視するためだけの仕事が、本 の仕事より加速度的にウェイトを増しつ 最近 自然災害に関わらず、 の災害観を前提にしないかぎり、防災や減 ションごっこは、国防レベルにまでエスカ トする異常な時代である。…漁師などの生  $\mathcal{O}$ 社会はどこを見回し 安全に、 危機に対するシミ ても、 かつ無駄を省 つあ IJ ユ

導きの糸となるのが、 域と生活の現状に対して民俗学は、どのようなスタンスで取り組めばよいのだろうか。 とが理解されよう。 経済システムが生活世界とそれを支える伝承に優先するものとして位置づけられているこ は惨事便乗型資本主義、いわゆるショック・ドクトリンと呼ばれる新自由主義的な経済政策 しにし、基盤整備を優先する」という典型的なシステムありきの思考である 雲。これらに 側面も看取されるが [クライン 二〇一一 (二〇〇七)] (ゼ)、 向けて―震災被災地における中間集団と相互扶助」で詳しく見ていくが、この 判している こうした被災地の「復興」をめぐる問題は、「第九章 本章の主題である柳田国男の自治論である。 「近代復興」、 あるいは「近代防災」は、「生活 いずれにせよ近代的な政治、 伝承と自治の再 ような地

# 第二節 柳田国男の自由主義批判

# 一 柳田による経済的自由主義批判

る。ここでは柳田の自治論と深く関わると思われる、その自由主義批判の概要を示しておき 代状況においてこそ、柳田の「経済」をめぐる議論は再考される価値があるといえるのであ 柳田の経済的自由主義に対する認識と定義は、現代社会の様々な問題の一因とされる「新自 ことを力説していた。その文脈で自由主義的な経済学・経済政策への批判を展開しているが、 が、当時の日本の総人口の大半を占める小作農の生活向上のために、この制度が必要である 柳田は、農商務省・内閣法制局勤務時代に農村における産業組合制度の普及に努めて (ネオリベラリズム)」のそれと驚くほど一致している。 そのような意味で今日の時

60

弱者をして其地位を維持するは到底自力の能う所に非ざることを感ぜしむる 着々として事実によりて証明せらるゝのみならず、 良の方法なりとし国家の活動を最小区域にまで限局せんと試むる者も無きに非ざれど て、或は れしなり、此時代は今を去ること未だ甚だ遠からず、現時も稀には之を奉ずる学者あり 自由貿易主義の学説が一世を支配せし時代に在りては其重要の度は驚くべく軽視せら 九九九九 経済政策は社会に於ける経済行為中主要なる部分を占むるものなり、 如何せん新時代は全く共同事業の時代にして、孤立独行の無勢力不利益なることは 「利益の調和」を説き又は「私益の集合は即ち公益なり」と唱え放任を以て最 (一九〇四?) 一九三] (八)、 経済力の不均等なる分賦は多数の 然れども所謂 柳

放任主義、 田がここで批判しているのは所謂、 アダム・スミス以来の古典派経済学であるが、 レ ツセフェ ールと呼ばれる経済政策における自由 その帰趨として「孤立独行 の無勢

という事態が生じる。 力不利益」、「弱者をして其地位を維持するは到底自力の能う所に非ざることを感ぜしむる」 のとして機能している。そのことは、新自由主義の歴史的分析を行ったデヴィッド・ハーヴ 必要性を主張するが、 イによる以下のような発言からも明らかだろう。 柳田はこのような状況を改善するものとして国家による制度的介入 現在の新自由主義的な経済政策において、国家はこれと全く逆のも

ヴェイ の役割は、こうした実践にふさわしい制度的枠組みを創出し維持することである〔ハー よって人類の富と福利が最も増大する、と主張する政治経済的実践の 枠組みの範囲内で個々人の企業活動の自由とその能力とが無制約に発揮されることに 新自由主義とは何よりも強力な私的所有権、自由市場、自由貿易を特徴とする制度的 二〇〇七 (二〇〇五)  $\overline{\bigcirc}$ 理論である。

ちで示されることになる。 十年後の一九三一年に書かれた『明治大正史世相篇』では、 される「共同事業」だったのである。しかし、柳田が産業組合の普及に努めた時期から約二 ス 面 などに収斂させる思考の存在しない柳田の時代においては、 的経済政策は格差の拡大と労働環境の悪化を招いたが、その帰結を個人や弱者の「自己責任 二〇〇〇年代以降に推進された「小さな政府」による民営化、規制緩和などの新自由主義 は国家が止揚すべき問題だった。 そこで柳田が期待を寄せていたのが産業組合に象徴 その このような市場経済のマイナ 「失敗」 が次のようなかた

機関を利用して此通り勢力を外に張ることを得たのであった。 先づ国家の保護を受けることになり、 るのに、その点の顧みられなかった結果は、却って比較的貧苦の危険の少ない者から、 への参加を強要される人々は、益々従来の自治心を喪失して行ったのであった 即ち救われねばならぬ人々の自治の結合が成就してこそ、 (一九三一) 五七三~五七四]。 彼等は従順に行政庁の指導に服する代償として、 目的は達せられるのであ …一方無数の新設組合 〔柳田

行う際の思想的根拠になったと思われるものについて指摘を行っておきたい。 注意したいが、これについては次節で見ていくことにし、もう一点、 関連すると思われる「曾つて組合が具へてゐた共同団結の自治力」への言及が見られる点に も曾つて組合が具へてゐた共同団結の自治力を、薄弱にしてしまった」とし〔前掲書 で作つてやつたと云ふことは、他面組合の依頼心を徒に増長させる事となって、いやが上に このような産業組合の失敗については(元)、 国家の介入が人々の自治心の衰退を招いたことを再三強調している。ここでは伝承と 別の箇所でも、「政府が差図して細か 柳田が自由主義批判を に定規ま

62

## 柳田における世代間倫理

倫理をめぐる発言である。 例を挙げておく。 柳田の農政論において特に現代的な意義を持つものとして注目されるのが、 ここでは『農政学』(一九〇四?) と『農業政策学』(一九〇九) その世代間

人民は、 策とは為すべからず、何となれば国家が其存立に因りて代表し且つ利益を防衛すべき と共に集合して国家を構成するものなり、現代国民の利益は或は未来の住民の為に損 害とならざることを保せず…〔柳田 仮令一時代の国民が全数を挙りて希望する事柄なりとも、必しも之を以て直に国の政 語を代へて言はゞ私益の総計は即ち公益に非ざればなり、 当時に生存するものゝみには非ず、 一九九九 (一九〇四?) 後世万々年の間に出産すべき国民も、 極端なる場合を想像せば、 一九七〕

国民ナリ其希望モ容レサルヘカラス又国家ハ永遠ノモノナレハ将来生レ出ツヘキ我々 ノ子孫モ国民ナリ其利益モ保護セサルヘカラス〔柳田 国家ハ現在生活スル国民ノミヲ以テ構成スルトハ云ヒ難シ死シ去リシ我々 一九九九 (一九〇九) ノ祖先 二九三

意味でも、柳田が指摘している世代間倫理の問題は、今一度、民俗学の蓄積に照らすかたち における原子力利用の問題一つ取ってみても即座に理解されうるものだろう。 ある点にある。このことは自由主義のリバイバルである現在の新自由主義的な社会状況下 利益を全く顧慮しておらず、その徹底化による負債が次世代に先送りされるようなもので 自由主義経済の批判者であったが、自由主義経済システムの最大の欠陥は、それが世代間の は、これが「経済」の問題として語られている点であろう。前項で見たように柳田は明確な で我々が真剣に検討しなくてはならないアクチュアルな課題なのである。 の永続性」について述べた箇所と見なすのが一般的であったが(二)、ここでより重要なの これらの文章からは、 ならないとする柳田の主張が読み取れる (¹○)。従来の柳田論においては、これを「国家 死者、生者、 そしてこれから生まれてくる子孫の利益も保護しなく そのような

学でどのように展開したのかは極めて興味深い問題だが、 いて次節では見ていきたい。 柳田の中にあったこのような世代間倫理への問題意識が、 その鍵となる柳田の自治論につ 農政学から離れたあとに民俗

# 眼前の事実としての自治

(一九〇九) 本節では柳田が人々の自治になぜ関心を向けるに至ったのかということを、 が成立する背景となった宮崎県東臼杵郡椎葉村における経験と照らすかたち

一九〇八年五月からおよそ三ヶ月かけて行われた柳 田の九州旅行と椎葉村における滞在

**性解されよう。** れる産業組合か な議論を展開し

で平地の視点からしか見て来なかったことへの反省から、 うように自主的に行われている様は、驚くべきものであったに違いない。 あり、さらにそれが「必しも高き理想に促されて之を実践したのではありませぬ」と言 民風を理解しなければならないと考えるに至ったのだろう〔前掲書 椎葉村で見た共有地の分割制度は、柳田にとってまさに理想的な共同自助の実践で 山地に視座を据えた多様な 九三。 そうして今ま

椎葉村」という文章を引いて以下のような見解を示している。

た影響について、「柳田の九州四国旅行は机上を離れて農村の実状に目を向けて行く機会で

一九九三〕、松崎憲三はこの旅が柳田に与え

実際の農村の姿に大きな衝撃を受けた」と指摘している「松崎

「九州南部地方の民風」(一九〇九)における「社会主義の理想の実行さるゝ

ついては牛島盛光の研究に詳しいが〔牛島

そして柳田の

ている。この一文によって柳田がなぜ国家や行政に主導され人工的に作られる産業組合 の松崎の見解を受けて柄谷行人は、『遊動論』(二〇一四)で以下のような議論を展開 かつて存在した「共同団結の自治力」へと関心を向けるに至ったかが理解されよう。

数の山神山人の伝説あるべし。願わくは之を語りて平地人を戦慄せしめよ》。柳田がこ 想」である。山民における共同所有の観念は、遊動的生活から来たものだ。…柳田はそ と異って居る」ことである。 う書いたのは、椎葉村で「協同自助」の実践を見て衝撃を受けたからだ、 野物語』の序で、柳田はいう。 の思想を「社会主義」と呼んだ。柳田のいう社会主義は、人々の自治と相互扶助、 椎葉村で柳田が驚いたのは、「彼等の土地に対する思想が、平地に於ける我々 「協同自助」 にもとづく。それは根本的に遊動性と切り離せないのである。 柳田にとって貴重だったのは、 《国内の山村にして遠野よりさらに物深き所にはまた無 彼らの中に残っている つま 一思

書い

ている〔柄谷

二 〇 四

七二。

が出来たのは、 はシフトしたのである。柳田が農政学から民俗学へと向かった大きな画期を、この出来事に を生活の場から糺す方向へ、人々が自らの力で考え、行動できる実践的な学の構築へと柳田 を理解する上で、椎葉の人々に伝承されていた「思想」、すなわち「社会主義」との出会い 「外部の権力に基く一つの機関をも要せずして、この久しい間村を静かに治めて行くこと エポックメイキングな出来事であったに違いない (lil)。即ち国家の高級官僚とし 前節で見た産業組合制度の普及に向けた努力と、その失敗(挫折?)をめぐる柳田 ・運用し、 あながち的外れとはいえないだろう。 システムを生活の場に浸透させる方向性から、システムの浸食(植民地化) 取りも直さず、この古くからの慣習が、 『都市と農村』(一九二九)でも柳田 壊されずにあった証拠であり、 て法を の変節 同時

生活世界を覆っているといえるだろう。そして人々の自治精神が失われ、地域社会が衰退し も意味する」と述べている〔柳田 ている今日においてこそ、「前代の経験」、すなわち伝承からそれを問い直す姿勢が重要な意 に又時世の変遷と折合つて、常に少しづつは動かなければならぬ、運命の下に在ったことを 九十年という時間が経過しているが、システムの浸食は当時より更に深刻なかたちで つことになるのである(三)。 一九九八 (一九二九) 三〇一]。 この文章が書かれて

### 小括

衰えかかっていた「共同労働の愉快さ」は彼らによって復活したものと柳田は見ていた〔柳 算されんとしてゐる」とし、その長所として「先ず第一に働くこと」を挙げている。 る理解も大いに進んで、 る自治精神の発達は、引いては従来の中央集権主義への反撥となって現はれ、 化に伴う若者組の消滅と、 ける人々の自治の衰退と再生を扱った文章として読むことができる。例えば婚姻制度の変 『明治大正史世相篇』の第一三章「伴を慕ふ心」と第一四章「群を抜く力」は、 一九九八(一九三一) 五七八〕。この一文を読む限り柳田は未来に対して楽観的であ 従来の如く徒らに中央の好尚を盲目的に受入れるやうな態度は清 それに代わる青年団の発達に言及した箇所では、「青年間におけ 新事物に対す そして

新たな地平が切り拓かれることも、 るのかもしれない(I型)。しかし、その課題に正面から向き合った時、現代における民俗学の こから深い判断を重ねて、今の時代を生きているだろうか。この問いに自信を持って答えら そこで民俗学の存在意義が増してくるのであるが、私たちはその蓄積を十分なものとし、そ 経験」を問い、 れる者はそう多くないだろう。そのような意味で、私たちは未だ「病み且つ貧しい」といえ 如何なる保守派にも少し困難になって来て居る。つまりは無差別に只新しいものを、片端か ら讃嘆してはいけないといふだけである」と述べており、変化を受け入れながらも「前代の 翻って別の箇所では、「是非とも復古を望むかと問はれると、即座に勿論と答へることは、 それを受容する際の判断材料にする必要性を示唆している〔前掲註 また疑い得ないのである。

三部の内容とどのように接続されるか述べておきたい。 性を見出していたことを確認した。【第一部 の学史・理論研究として位置づけられるが、以下では、そのポイントを整理し、第二部、第 上、本章では柳田が生活世界の自治のあり方を伝承をとおして考えることに、 伝承概念再考】の各章における議論は、 その可能 伝承

埋め込まれており、 なからぬ影響を与えてきた。 まず現在、 その変化をとおして生活世界の 批判されている伝承概念には、過去から現在にかけての通時的同 それは伝承の「変化」よりも「持続」に注目する民俗学の対象認識に少 しかし、柳田の『民間伝承論』は、 「歴史」を描くことに、 その目的は置かれていた。 伝承の変化に焦点を当て 一性の規定が て

変化」から「持続」 へという伝承の認識論的な変質は、 戦後民俗学/民族学の基層文化

65

具体的な事例をとおして、その持続と変化の認識論的な対立を乗り越える伝承観を示した 化の間にはダイナミズムが存在する。 選択肢は、伝承概念を放棄し現代の社会状況に適合する新たな研究対象を設定するか、ある てきた議論は後者を志向するものだが、伝承は決して静態的な存在ではなく、その持続と変 スを持つ伝承概念は民俗学の研究領域を狭めてしまった。ここで今後の民俗学が取り得る 論、民族性論に影響を受けて生じたものだが、このような通時的同一性、不変性のニュ いはその問題点を克服する新たな伝承概念を打ち立てるかだろう。本研究でここまで進め 【第二部 伝承の仕組みと動態をめぐる考察】では、 ア

央集権主義の相対化」、「新事物に対する理解」は、 考えるというものである。 私たちが生きる時代状況を描き出すともに、 ような「伝承と自治の関係」を踏まえて【第三部 ているものであった。『明治大正史世相篇』で柳田が論じている、 の時代状況の中で生活世界の自律性を、いかに確保するかという問題意識と深く結びつい で議論に おけるもう一つのポイントは、 それは、「システムによる生活世界の植民地化」が進行する近代 伝承の持つ現代的な可能性を論じる。 本章で示した生活世界の自治を伝承 現代社会と伝承】では、伝承の変化から 伝承を基点とするものなのである。この 自治精神の涵養による「中

#### 泊

- 流推進機構、 移住・交流推進機構、 online:iju-join.jp/)を参照のこと。 地域おこし協力隊の活動に つい ては、 般財団法人移住 交
- (佐藤きよあき、 online:articles/d/92462/)の記事内容による。
- が立ちふさがっている」、「因習に凝り固まった限界集落」といった声が散見される。 前掲註二の記事に対する反応は Twitter などで確認でき、「若者の移住に田舎

Twitter〔https://twitter.com/?lang=ja〕における「自治体が理解していない『移住支援』 の問題点」の検索結果を参照されたい。 (二〇一七年四月三〇日確認)

- (四) 前掲注二参照。
- たハーバーマスのコミュニケーション概念が「理性」に基づくものとして位置づけられてい 化」と捉えているが、近代的な市民的公共性の徹底は伝承の破壊を伴うものであること、 な違いが存在すると思われる。この問題ついては第八章でも触れる。 ることを鑑みた場合、柳田や有賀が見ていた生活と、ハーバーマスの見ていた生活には質的 (五) ここで岩本は近代社会で確立されたはずの市民的公共性の破壊を 「生活世界の植民
- で事業ありきの発想等がその特徴として挙げられている。 ら政府・官僚が主導▽開発を前提とし、迅速性をよしとする▽標準型の政府の事業メニ (六) 近代復興の定義は [川島 二○一七 八七〕に詳しく、▽事業主体は地方であ りなが ユ
- (七) 東日本大震災の被災地で生じたショック・ドクトリン的な現象につい ては、
- ○一五〕を参照されたい。

存在しないため、発行年月の確定が困難である。定本書誌では一九〇二年ごろとされてい が、ここでは全集解題における佐藤健二の分析に従った。 引用したが、本書は講義録であるため刊記がない。そのため執筆刊行の時期を物語る情報が (八) この文章は、 『柳田國男全集』第一巻(一九九九)に収録され ている「農政学」か

うに述べている。 て、「ブタペスト会議における協同組合運動」(一九〇四) というパンフレットの中で次 (九) 柳田の同時代人である人類学者のマルセル・モースも協同組合に強い その運動に関わっていた。 これは柳田が指摘する産業組合の失敗と同じ現象だといえるだろう。 モースは協同組合が当初の目的を離れて変質する現象に 関心を持つ うい 7  $\mathcal{O}$ 

資本制の所有体制を有利にする [モース研究会 二〇一一 八四]。 を保護後見の手段と化す。…農村協同組合は、小農のひっ迫した必要を満たすことで、 農業関係者、反動、司祭は協同組合を通して農民組織を…乗っ取り、この解放の手段

識される」ものであり、 れて来る人々とも共有される存在なのである〔内山 二〇一五 せば、自然環境と伝承に支えられている共同体は、過去にそこを生きた人々、これから生ま く、自分の死後もうまくいくように考えながら行動する」規範が存在した。内山の議論に即 (一○) 同様の観点による議論として内山節の共同体論が挙げられる。内山によると日本の 「死者=その地域をつくっていった先輩たちと生者がともにある世界として認 「子孫が影響を受けるかもしれないから」、「自分のことだけではな | | | | | | | | | | | |

バーク流の保守主義の影響下にあったと指摘している〔山下 一九八八 三一二〕。 (一一)例えば [橋川 一九六八] など。山下紘一郎は柳田のこのような思想がエドマ

トキン流のアナキズムが存在する可能性が指摘されている。その是非は今後の研究課題だ (一二) 近年、 筆者は一定の蓋然性を持った議論であると見ている〔絓・木藤 二〇一七〕。 柳田の青年期における文学活動や、 その後の農政学、民俗学の底流にクロ

学ぶ、⑵前代の経験を眼中に置く、の三つをあげ、⑵の持つ意味を強調している。そして我々 べている [松崎 二〇一二 九八]。 て解決策を見出して行く努力をしなければならない」と今後の民俗学のあり方につい も前代の経験を眼中に置き、古いものと新しいものとの狭間で揺れ動きながら、未来に向け (一三) 松崎憲三は、 「柳田は新たな問題に出くわした時、a右へならへ主義、

を守る基点だといえる。しかし「我々は公民として病み且つ貧しい」とされていることから ○ 一 一 」、それは、 ていたことは、 (一四) 『明治大正史世相篇』の結語である。 一旦是と信ずれば之を実行するだけの、個人の力といふものを養ふこと」を目的とする かるように、 一九九八(一九三一) 多くの論者が指摘しているが〔大塚 自らの身の回りで起きる様々な出来事に対して、「よく疑い又よく判断し 柳田にとってもその目標は未完のものとして存在し続けていた。 六○八〕。「歴史」はその判断材料であり、 柳田の民俗学が「公民教育」を大きな柱 二〇〇七、室井 二〇一〇、杉本 生活の 「自治」

第二部 伝承の仕組みと動態をめぐる考察

# -主婦権とトウヤのワタシ儀礼周辺から

#### はじめに

態を把握する分析視角がいかなるものであるかを論じたい。本章ではその導入として、 実態を見ていき、この両者が実は対立する問題系ではないことを示す。その上で、伝承の動 持続を見る視点への認識論的転換があったことが理解される。このことを踏まえて、【第二 歴史=史外史」の叙述を目的とするものであった。ここからは、伝承に変化を見る視点から 念はもともと、その持続ではなく「変化」に着目するためのものであり、「書かれなかった 第一部 その問題点とは端的にいえば、 伝承の仕組みと動態をめぐる考察】では、具体的な事例をとおして伝承の持続と変化の 集団が行う「役割」の交替を取り上げ、 伝承概念再考】では、 「持続」に偏った伝承認識のことである。 伝承概念の問題点と可能性を学史・理論面から検討 それと伝承の関わりを考察する。 しかし伝承概

年代以降の民俗学で主要な位置を占めた地域民俗学と伝承母体論は、その強い影響下にあ たが、ラドクリフ=ブラウンは、構造機能主義の基本的な視点を次のように述べている。 本章の議論が念頭に置いているのは、いわゆる構造機能主義の社会理論である。一九七〇

う あると定義し、組織という語を諸活動の配置をさすものとして用いることである。…一 と妻の関係といったような制度的に統制され、規定された関係における人々の配置で における配置の中での一種の継続性である。…社会構造は王と家臣の関係、あるいは夫 生活の形態における継続性は構造的継続性に依存しており、 わり合い、 れ故、もし我々が構造体系を取り扱っている場合には、我々は社会的地位の体系とかか つの組織の中では、各人は役割(role)を有しているといってもよいかもしれない。そ 社会学の基本的な理論的問題の一つは、社会の継続性の性質という問題である。 〔ラドクリフ=ブラウン 二〇〇二 (一九五二) 組織を取り扱う場合には役割の体系とかかわり合うといってもよいであろ 一七~一九〕。 それは人々相互間の関係

ように述べる。 と深く結びついているというのが本章の論点だが、役割と伝承の関係については、瀬川清子 である組織と不可分の関係を有している。そしてこのような「役割の体系」の維持が んでいる。瀬川は一家の主婦が、どのような役割を担っていたのかということについて次の 『婚姻覚書』(一九五七) に収録されている「主婦権の譲り渡し」という一文が示唆に富 ここでは社会の継続性が社会構造の継続性に依拠するとされており、それは「役割 2、 伝承  $\mathcal{O}$ 

運から防ぐ精神的な役割もふくまれていた〔瀬川 整係であったばかりではなく、 も比べられるべき家政であったのである。 主婦権を渡された者は、 一家の生計を繰りまわして支えていくということは、 国家の援助や藩侯の援助を期待する事が出来なかった前代の民家の生活にあ この日から家族を飢えさせず凍えさせぬ義務を担うの 禁忌に基く火の清浄、 しかもこのナベヤの主は物質的に栄養の調 二〇〇六(一九五七) 食物の清浄を保って家族を病魔悪 非常に厳しい責務で、 [三]四](三)。 国政に って であ

目しながら見ていくことにしたい 識や行為が付随しており、それが役割とともに伝承されてきたと仮定できるのである。 されてきたことが窺い 的な役割」が、ある個人から次にその役割を担う個人に引き継がれ、イエ内部でそれが維持 を繰りまわして支え」たり、「火の清浄、食物の清浄を保って家族を病魔悪運から防ぐ精神 では、このような役割の交替と伝承の相関性を「~ワタシ」と呼ばれる民俗語彙、  $\mathcal{O}$ 一文において注目されるのは、主婦の権限が姑から嫁に譲られることで、 知れる点である。 そしてその役割には、 様々な生活、 信仰に関わる知 その 儀礼に注

# 第一節 役割交替について

### 一 役割交替と伝承

されない で「あたりまえ」として共有されていることが特徴として挙げられよう。役割期待が 待の内容はマニュアル やムラなどの社会集団に見出されるが、これを社会学の用語で「役割期待」という。 いるという意味で、 ある役割を担うものは、その役割に見合った行動が集団内で期待される。その典型はイ 場合、その役割を担う人間が為すべき事柄は、社会や共同体で暗黙裡に意識され 当該社会の文化や伝承として見なされる可能性を十分に有してい のように明文化されることもあるが、多くの場合が不文律で、 明文化 集団内 工

時的な連続性を持って「伝わっている」とする類推が作動すると考えられるのである。 当事者がどのように認識するかという点である。 と動態を考える上で有効性を持つと考える。 の民俗学において役割は主要な概念として用いられてこなかったが、筆者は伝承の仕組み 問題は、この役割が特定の個人から別の個人へと引き継がれる際に、その内容を観察者や 前任者のそれと一致するものとして認識されるとき、ある社会集団の文化や伝承が通 民俗学におい てこれをどのように活用できるか論じておきたい。 以下では、 役割を担う人間に期待される立ち振る舞 社会学における役割に関する議論を

## 一 役割概念と社会科学

る文化人類学の伝統から生じたもので、ゴフマンが活躍した時代の社会学においては、非常 ーヴ イング ・ゴフマンの整理によれば役割概念の定式化は、ラルフ・リ ントンなどによ

八五。 を占めていたかが窺い知れる(三)。 互作用論の影響下にあり〔ミード の議論の中心概念としてこれを用いており、いかに役割概念が、当時の社会学で重要な位置 によって体系化された〔パーソンズ/シルス 「頻繁につかわれ、かつ重要な概念」だったとされる〔ゴフマン 社会学における役割概念の理論的枠組みは、ジョージ・ミードの社会心理学的な相 一九七三 (一九三四)]、のちにパーソンズ/シルスなど 一九六○ (一九五三)]。ゴフマン自身も自ら 一九 八五(一九 六一

具体的に役割概念がどのように定義されているのか確認すると、これが伝承と深く関わる ものであることが明らかになる。 顧慮する必要がある」とまで述べているが〔ダーレンドルフ 「社会学は、その問題を解くにさいして、つねに分析の基本カテゴリーである社会的役割を ラルフ・ダーレンドルフは、『ホモ・ソシオロジクス―役割と自由』(一九五八)にお 一九七三(一九五八)

されるものだといえよう。ここでは、 な関係を持つのかという点であるが、 族を例にとれば、そこには祖父母、 「社会関係」の解説を見ておきたい。 役割概念の単純な定義としては、これが「個人と社会を媒介するもの」であるとするも 社会とは制度化された「役割の体系」だとされる〔栗岡 部長、課長、 係長といった役割の体系が存在する。問題は役割と個人がどのよう 父親、母親、子供といった役割が存在し、会社などであ 『社会学小辞典〔新版増補版〕』(二〇〇五)における これは社会と個人の関係という古典的な問いと接続 一九九三 七〕。近代的な家

<u>一</u> 〇 五 こに安定した持続的な相互期待の状態が成立する。これを社会関係という〔濱嶋ほ 役割 相互作用が反復して行われることによって、 の期待を生み、相互行為は互いに期待され規制し合うことによって様式化され、 五〇。 行為者相互の間に他方の地位の承認

と見なされるのである。 た社会関係の中で生活し、 驚くべき一致を見せている。そして、個人はこのような「反復性、 て捉えられる可能性を十分に持っている。実際に和歌森太郎や平山和彦が伝承の特徴とし て挙げたのは、この この相互行為によって生じる「反復性、 「反復性、 役割期待の影響を受けながら、それに見合った行動をとっている 規範性、 持続性」であり〔平山 規範性、持続性」は、当該社会の伝承の特徴とし 規範性、 一九九二 持続性」を持つ 四八~五七〕、

とする「ホモ・ソシオロジクス=社会学的人間」観、あるいは構造機能主義的な人間観を前 れることとなった。 このような認識は、あくまでも個人が役割期待に則って行動し、社会関係を構築してい いた人間観に対する批判が噴出し(三)、 している点が特徴的である。 再び、『社会学小辞典〔新版増補版〕』における「役割」の解説を見てお しかし、このような個の主体性や創造性に対するまなざし それと並行して役割概念も再検討を余儀なくさ

や修正の可能性を重視する立場とがある〔濱嶋ほか編 的な相互作用を通して集団成員に担われていく学習過程とその内面での主体的な選択 超個人的な集団や社会の構造の拘束性や外在性を重視する立場と、 ただし、役割の考え方としては、一定の型どりされた役割を遂行するように期待 二〇〇五 五九八]。 役割としての具体

係を理解しようとする点で、それと位置づけられる。 他 一九八七 (一九八六)]、日常的な個人の発話や行為などから、帰納的に社会と個人の 三 (一九六六)〕、 重なる部分がある。社会学においては、アルフレッド・シュッツの現象学的社会学やバーガ 本研究の第一章と第二章で触れた「人間中心的アプローチ」や「行為論的伝承論」の研究と /ルックマンの議論〔シュッツ 後者のような、 ハロルド・ガーフィンケルのエスノメソドロジーなどが〔ガーフィンケル 「学習過程における主体的な選択や、 一九八〇 (一九七〇)、バーガー/ルックマン 二〇〇 修正の可能性を重視する立場」

果がある。役割交替に関する議論を行う上で、具体的にそれがどのようになされてきたの 定の集団や組織の役割交替に際して行われる儀礼については、 行われる「役割交替」の問題である。社会学の術語に役割交替というものは無い 見ていくことは、 れてきたことを確認した。ここで筆者が伝承研究の課題として取り上げたいのが、儀礼的に ここまで社会と個人の関係を論じる分析視角として「役割」が主に社会学の領域で用 本章が目的とする議論を展開する上で基礎的な作業となるだろう。 民俗学による多くの調査 が (四)、特 11 成

72

## 第二節 ワタシの儀礼

## 一 主婦権とワタシ儀礼

が適当だろう。そのようなものとして最初に取り上げたいのが、主婦権の「ワタシ」儀礼で 係していると想定されるものを挙げるとすれば、 き継ぎや、ゲームにおける親と子の交替などが、その典型例である。 てきたイエやムラにおける個人や集団の役割と、 日常的な生活の場においても、 役割の交替は至るところで観察される。例えば、 その世代間における交替を事例とするの 社会伝承として民俗学の研究対象とさ しかし伝承と密接に関 仕事の

も実際に調査地で耳にしたことがある(五)。この民俗語彙は、「あそこのイエはもうヨワタシ 彙である。 上などが決まっている場合もある。このようなものを本章では、「ワタシ儀礼」と呼ぶ。 れることもあるが、特定の儀礼を指す名詞的用法も存在し、それが行われる日時や作法、 した」、「もう、 「〜ワタシ」とは、 例えば家督を親夫婦が子夫婦に譲ることを「ヨワタシ」という地域は多く、筆者 わしは息子夫婦にヨワタシしたけん」といった具合に日常会話の中で使用さ 何らかの役割や、 それに付随する権利が譲渡されることを表す民俗語

ような指摘がなされていた。 主婦権のワタシ儀礼として最も一般的なのは、いわゆる「杓子ワタシ」と呼ばれるもの 杓子という道具が主婦権を象徴するモノであることは、早くから柳田国男によって次

などではこの杓子を渡した日から、飯も嫁に盛ってもらはねばならぬと言う。即ち杓子 徴するモノのこと) として居たことがわかる [柳田 を以て少なくとも一種の regalia(※筆者注:ラテン語で王冠、国璽のような王権を象 杓子を女房の徴章とすることは理由もあれば実例もある。 機関である。嫁に杓子を渡すということは、姑から世帯を引継ぐことである。 一九九八 (一九四四) 杓子は即ち食物分配 二六六]。  $\mathcal{O}$ 

照されたい (七)。 俗語彙も『綜合日本民俗語彙』(一九五六) いるが 姻覚書』(一九五七)において、 しながら、具体的に何がワタシの対象とされていたのか見ていく。なお、これと対応する民 このような柳田の議論を踏襲し、発展的に展開したのが瀬川清子である(次)。 〔瀬川 二〇〇六(一九五七) 二二九~二三六〕、以下ではこの瀬川の整理に依拠 全国の主婦権のワタシ儀礼を網羅的に紹介し分析を試みて の項目から引用したので、 こちらもあわせて参 瀬川 は

◆杓子(オカタヲユズル、 ヘラワタシ) カカユズリ、 シャクシクビヲワタス、 シャクシワタシ、ヘラトリ、

告げ、 正月に儀礼が行われる。 着のまま嫁入りし、主婦権を譲渡されてようやく、家財道具を実家から持ち込むことができ ぬぐいを添えてから嫁に渡すなど、かなり儀礼化したものとなっている。佐渡では嫁は普段 らバアサンヤクになる。長野県北安曇郡の事例の場合、大歳の晩に姑が鍋に杓子を載せ、手 子を渡す。 も同様の儀礼が行われていたことが確認されている。佐渡の海府と飛騨の事例は、この儀礼 語が示す内容も同義であるが、長野県北安曇郡や、岐阜県大野郡丹生川村〈現・高山市〉で が大歳の晩、すなわち大晦日の晩に行われるとされ、姑が皆の前で「もう年をとったから杓 (岩手県上閉伊郡遠野地方〈現・遠野市〉) や、「イギョヲワタス」(長崎県五島) といった ほぼ全国的にみられる事例で「杓子渡し」という言葉は標準語化している。「ヘラワタシ」 岡山県阿哲郡 初めて飯の配膳を任すことで、主婦権の譲渡が行われた。これによって、姑はカカか 世話して貰い度い」、あるいは「あね(嫁)、みんなの御飯盛らっしゃい」と嫁に 〈現・新見市〉では、主婦権の譲渡をヨユズリといって、大晦日ではなく その際に親類の中から一人立会人を立てるが、これを「仲立ち」と

大な侵犯行為でありタブー視されていた。 ふりなどして、 このようなワタシ儀礼がなされる前に、 みんなの御ぜんよそったりするなよ」などと注意したと伝わっている。 娘を嫁にやる母親は、「大歳の晩には気の利いた 嫁が杓子に触れることは姑の主婦権に対する重

でも枡を持ち歩く婆さんなどもいたという。 とが理解される。 数存在する。隠岐の島後では、主婦権の譲り渡しを「枡ヲアテガウ」、「鍵ヲワタス」といい、 の「マスヲアテガウ」の項目によると、主婦権が姑から嫁に譲られる時期は不定で、 こで主婦権を象徴しているモノは、枡、 香川県三豊郡 杓子以外にも、 エにおける主婦の交替を表現する言い回しであった可能性もある。『綜合日本民俗語彙』 〈現・三豊市〉でも「枡ヲアテガウ」、「コガビツヲワタス」という。即ち、こ ただし実際にこれらが姑から嫁へと儀礼的に譲渡されていたかは不明で、 鍋蓋(エヌシワタシ、カギワタシ、キシネバコワタシ、 米櫃やその鍵、 枡、鍋蓋が主婦権の象徴とされ、これを譲渡する儀 米櫃(コガビツ、キシネバコ)、 米櫃の鍵であるこ マスヲアテガウ)

と呼ばれたが、沖縄の山原地方でも主婦はエンヌシと呼ばれている。 は杓子渡しと同様、 した。エヌシは主婦を指す言葉で「家の主」の意である。長男の嫁は 逆にかなり儀礼的なものとして、青森県五戸の「エヌシワタシ」の例が挙げら 年末か年始の時期に行われる儀礼で、 姑が枡に若干の金を入れて嫁に渡 「跡取りエヌシ」など れる。

# ◆仏壇・神棚(カミサンモチ・ホトケマブリ)

と結びついたものだと考えられる。 祀がある。これを家の主人や嫁、 マブリ」といい、長男の嫁がそのように呼ばれる。これも姑から嫁へと譲渡される主婦権の ていたので「カミサンモチ」と呼ばれた。東北地方一帯でも祖先祭祀を司るものを「ホトケ 一部であるといえよう。沖縄では主婦権と強く結びついたものに火の神(ヒヌカン)へ 奈良県磯城郡初瀬町大字狛〈現・桜井市〉では、主婦が家庭の神仏を管理する役割を担 娘が行うことはないが、主婦権に付随する火の管理の問題

# カカ座・その他(ホンワタシ、センタクワタシ)

権の譲渡を表すものとして重大な意味があった。なお「カカ」は「おかた」の小児語である。 愛知県などでカカザなどというものと同じである。 あるいは「ナベヤガワタル」という。ナベヤは囲炉裏の横座の左手にある主婦座のことで、 も自由に手をつけることはできなかった。夫の衣類をつくろう布片から糸まで姑から貰っ ここまで見てきたものと若干性質が異なるものとして、青森県五戸の「センタクワタシ」 岐阜県揖斐郡徳山村〈現・揖斐川町〉では、主婦権が姑から嫁に譲られることを「本渡し」 が挙げられる。 嫁は嫁入り後、三年間ほど夫の衣類の世話まで姑の指図で行い、 年の境にこの席を嫁に譲ることは主婦

管理の権限も主婦権の範疇に含まれていたことが窺い知れる。 「汝やれ」と言われるまで夫の衣類の管理も許されなかっ たのである。 つまり衣類

見なせるだろう。 が譲渡される際の役割期待は、 ここまで取り上げた「渡されるモノ」から見えてくる主婦への役割期待は、「食物(家内 の管理」、「衣料の管理」、「祖先祭祀」などであると整理できる。 姑から嫁へと主婦権 過去→現在という時間軸においても持続性を持ったものと

三五四、三九一〕、主婦と衣食の関係を激変させた(心)。そのような意味で特定の時代状況下 や「個々人の嗜好により選択されるもの」に変化したことは〔柳田 一九九八(一九三一) 例えば柳田が『明治大正史世相篇』で触れているように、衣服・食料が「購入されるもの」 のである。瀬川が福島県会津盆地青木村〈現・福島市〉の古老から聞いた次のような話は、 このことを裏付けるものだろう。 しかし、その役割期待に応える実際の行為までもが固定的なものであったとはいえない。 いかに伝承が変化したのかという観点から役割期待についても考えなくてはならない

りするのだ、唯しんしょ(※筆者註:身上、財産の意)なくしねえばええ〔瀬川 る。世話委されたもンは米でも小豆でも売るべえが呉べえが勝手で、一切自由に切り盛 わねえ。家の者の為に着物の心配をする事もいらないし、毎日の仕事も、今日はなにす 〇六 (一九五七) べえか草とるべえか、と若い者にきく。その代りのんきだし、うまいものも一人でくえ 私は世話渡ししたから、もう米・小豆にも手をつけぬ。食う事にも、手伝う位でかま 二三六]。

るだろう。 この古老は財産が無くなるようなことさえなければ、その方法は嫁の自由だと述べて これは伝承が必要に応じてその内実を改変させる余地を持つことを示しているといえ

## 一 トウヤのワタシ儀礼

ために、地域社会の成員のなかの一定の資格を有する男子を定員制を設けて組織したもの」 既往の研究蓄積が豊富であった宮座の例を数多く引いている〔福田 九七)で取り上げているようなムラ、あるいはその内部の氏神祭祀組織であった。なかでも という言葉が見えるが、福田が具体的な伝承母体として想定していたのは、『番と衆』(一九 規制力を加え」るものであるとしている〔福田 化し、交替して行くが、その構成のあり方や秩序は存続して永くその構成員に対して一定の と定義した上で、 福田アジオは、伝承母体の性質について「その構成員は時間と共に具体的存在としては変 福田は宮座を「特定の地域社会において、 次のように述べている。 一九八二 六](元)。この一文にも「交替」 その社会を守護する神仏を一座して祀る 一九九七 九七~一

この場合の特定の地域社会とは、 基本的にはムラ (村落) でありマチである。

堂である。したがって、 守護する神仏とはムラやマチの鎮守・氏神あるいはそれと同じ機能を果たしている仏 の祭祀組織は含まない 福田田 宮座の範疇に、村落内の特定の集団のみで祀る同族神や近隣神 二〇八 一 三 四 〕。

営にあたる。 祭祀を担う人々を十人衆と呼び、 宮 座は関東地方、 った衆組織によって運営される。 毎年、最年長のものから一人ずつ抜けていくが、 (神主)」として祭礼の中心になるのである。 東海地方にも存在するが、 年長の男性から順にこの組織に加入して様々な行事の運 例えば、 近畿地方に集中的に見られ、 滋賀県八日市市の蛇溝町では、 新しく十人衆に加入するもの それは十 ムラの

たちで記述を行ったものであることをあらかじめ断っておく。 うになったとする説がある〔肥後 ヤはもともと「頭屋」だったが、交替制をとるようになって「当屋」の当て字がなされるよ う例は全国的に非常に多い (写真1、2)。 このカンヌシのような、 =一年神主など)もあれば、 頭渡しなど「トウ」に関する様々な表記が登場するが、 氏神祭祀で中心的な役割を担う家や個人のことを「トウヤ」 家筋によって固定されている場合もある(10)。 九四一 これは一年ごとに交替する場合 三〇七〕。 以下の記述においても当屋、 参照した資料に従うか (イチネン カン

コナイを取り上げたい。 このようなトウヤや衆組織によって運営される伝承母体の存続が、 関わるのか見ていくため、 まずは関沢まゆみが報告している代表的なトウヤ行事 伝承の持続とどの  $\dot{O}$ 才

#### オコナイ

毎年、滋賀県水口町北内貴で一月二四日に行われる。

午前四時頃、

十人衆が飯を盛ったお

写真1:トウヤの家に設えられる臨時の神机 ※三重県度会郡南伊勢町、2017年7月筆者撮影

写真2:トウワタシの儀礼 ※茨城県河原町、2017年1月筆者撮影

る)で床や柱を叩く。その後、大餅を役家の戸数分に切りわけ、 径三センチメートル、長さ二○センチメートルの下半分だけ皮をむいた生木。各自で用意す を棒でつつくと皆が口々に「ダイジョウ」と言いながら、ダイジョウのバイ(※筆者注:直 皆が先を争っ 椀を持って寺の本堂に集まり、当屋が作った汁物とひじきの白あえを食べる。その後、 運営に関する話し合いが行われた〔関沢 なっている。また過去のオコナイでは、村人が集合するので寄合も持たれ、神事以外の村落 知らせで村中の男が飯を持って寺に集合する。 寺で分けた。現在は簡略化されており、十人衆、当屋、 て上へ座った。そして九時頃、地蔵堂で神主が祝詞をあげ、 1 100111 111111]° この日は太鼓の下は縁起が悪いといって、 区長、社寺総代が参るだけと 花びら餅一二枚も十人衆、 月行事が神主の尻

儀礼の内容を細かく見ていくと、「行為」や「規範」にも変化が生じているのは明らか ない」といった「規範」も伝承の範疇に含まれるだろう。しかし伝承母体が存続していても、 あるという議論が成り立つのである。これに加えて、「当屋は精進潔斎を行わなくてはなら 承」を私たちが目にすることができるのは、「十人衆・当屋=伝承母体」が存在するからで を目にすることはできない。「神主の尻を『ダイジョウ』と言いながら叩くという行為 と当屋、それによって担われるオコナイという行事が存在しなければ、このような行為自体 を叩く」などの行為は、伝承として対象化される性質を持っている。もし十人衆という組織 この行事に見られる「神主の尻を棒でつつく」、「皆で『ダイジョウ』と言いなが 参加者の減少や寄合の消滅などは、その端的な例だろう。 ら床や柱 であ | 伝

ないが、ここでも「渡されるモノ」に注目し、 以下では、全国のトウヤのワタシ儀礼を整理し、それに伴う伝承の持続と変化の実態を確 トウヤのワタシ儀礼は多様な事例が存在するので、その全てを網羅することはでき いくつかの事例を見ていくことにする。

# ◆鍵(オカゲサマノワタシ、カギワタシ)

非常に多い。先ほどオコナイについて見た北内貴でも、かつては二月四日に「天神鍵渡し」 は中村羊一郎が報告している静岡県三ヶ日町津ヶ崎の城山神社で二月二一日に行われる という行事が行われていた。 「ニンノーマツリ(人皇、仁皇祭)」の事例を取り上げる。 ウヤのワタシ儀礼において神社の鍵が前任のトウヤから後任のトウヤに渡される例は 神社の鍵がそのままご神体として奉斎される例も多く、

を背にして左手に禰宜番、右手に新禰宜番が座る。中央にはオカゲサマを入れた櫃と歴代禰 は「オカゲサマ」と称する神社の鍵、禰宜番の氏名を記した帳面が納められた箱、および 禰宜番の家に神官、 山神社禰宜番奉職箱」と墨書されたもう一つの箱を一年間、自宅の床の間で保管し、これが 白山神社の祭礼を取り仕切る当屋は、 マツリの日に後任の禰宜番に引き継がれる。 氏子総代、禰宜番の組の 年長順に一年交替で「禰宜番」と呼ばれ 人々が集まり、ワタシ儀礼が行われる。 一年間の職務を無事に務め終えた旧 る。 禰宜番 床の り「白

宜番 扇子の上に載せて、 ってオカゲサマに拝礼し、白い手袋をはめたあと、オカゲサマの入った櫃を手で支えながら の氏名を記した帳面を納めた箱が置かれる。 一九九四 新禰宜番の前に立つ。 一〇四~一〇五〕。 新禰宜番は正座したまま拝礼し、 一同立ち会いのもと旧禰宜番が柏手を それを受け取る

#### 木製の (ジンジウケ)

守」という役職に就く資格を得るが、これも一年交替の役職である。 事受け)」、「カキノトウ(柿の頭)」と呼ばれるカンヌシのワタシ儀礼がある。 先ほどオコナイについて見た北内貴の北部にある東近江市三津屋にも、 カンヌシは一年交替でこれを神棚に保管した。 カンヌシを務めた人物は、 「ジンジウケ 柿の頭は

を差し出し、 ジンジウケをする七人が集まってカキノトウのワタシ儀礼が執り行われる。 営するのは社守である〔関沢 いただきます」といって引き継ぐ。 一年間無事にお預かり致しました。 ジンジウケは、戦前まで旧九月九日の節句に行われていたが、戦後は四月三日に変更され 横座と社守が改める。 カンヌシを務めた人の家が宿になり、 11000 その後、 なお当該地域における氏神祭祀、 お改めください」と述べ、前任のカンヌシがカキノ 五六、 後任のカンヌシが「心より一年間お守りさせて 一九二~一九三〕。 横座(四人の長老衆)と、 村落行事を実質的に運 「カキノトウを 社守、 トウ

#### 種籾 (タネワタシ) (ココ

トウヤに一斗入りの籾俵を渡す。 マツリといった。この祭りの頭宿の順は定まっており、 島根県隠岐の五箇村久見 〈現・隠岐の島町〉 このワタシ儀礼をタネワタシといった。 では、春秋に牛頭天王祭を行い、 祭りの当日、 前任のトウヤは後任 これをキャ

◆面

(メンオクリ)

毎年、

五月一日(現在は三、

四日)に行わ

った。口に紙を

で現在 いる面

(写真



写真3:トウヤ宅で保管される面をつける少年 ※三重県度会郡南伊勢町、2017年7月筆者撮影

#### を保管する例は、三重県度会郡南伊勢町 咥えて受け渡しをする。当屋が祭礼で用 品を渡す儀式をメンワタシとい る博多松囃子の翌日に、次の当番町へ面と付属 で当屋の家の子供がつけるものである も見られ、この面は年頭に行われる「お頭行事」

→その他 ここまで何らかのモノが渡される儀礼を中 (トウワタシ、 トウヤワタシ)



徴性を示す事例をいくつか取り上げたい。

石川県鳳至郡鵜川ではトウワタシの儀礼

後任の

心に見てきたが、視点を変えてワタシ儀礼

 $\mathcal{O}$ 

写真4:オビシャのカンヌシの引継ぎ

※千葉県成田市奈土、2016年2月筆者撮影

とが知られていた。やがて神職が間に入って調 際に前任のトウヤが用意した餅に対し、 トウヤや一座の名代が儀礼的に悪口をいうこ

ウヤが といっても後任のトウヤは「いやいやそれがな ウヤのワタシ儀礼が完了する。 停をすることで落ち着くが、この儀式を経てト 的に拒否する例も存在する。福井県敦賀市刀根 の気比神社におけるトウワタシでは、前任のト この 他に後任のトウヤがワタシ自体を儀 「来年のトウヤを引き受けてください」

ワタシ儀礼が完了する んとも・・・」 といって簡単には引き受けない。 (111)0 何度も折衝を重ねた上で引き受け、 トウヤの

文書が、 言も発してはならないなど、様々な象徴的行為を伴う行事となっている(写真4)。 ░。このワタシ儀礼が行われる場所は村境の三又路であり、後任のカンヌシは儀式の間、 行事でも見られる。 ここまで見てきた事例は西日本の例が多かったが、 オビシャのトウヤにあたるカンヌシ(宮主)によって後任者へと引き継がれる 千葉県成田市奈土では、氏子名を記したオニッキ トウワタシの儀礼は関東のオビシ (御日記) と呼ばれ t

結論を示しておきたい。 どには変化が認められる。 オコナイやジンジウケの例で確認したように、 域社会の祭祀組織が維持され、年中行事としての祭りは持続してきたといえよう。 上、具体的なトウヤのワタシ儀礼を見てきたが、ここでなされる役割交替によって、 以下では、 このような伝承の持続と変化の関係を議論し、 具体的な祭りの中身や日程、 参加者の構成な しかし、

### 第三節 伝承母体と伝承の変化

られてい それ に包含される 村落の神事全般を中心的に担うその役割から精進潔斎を行い、身を清浄に保つことが求め 為のレベルでは、主婦権の場合と同様、変化の可能性が常に胚胎していた。例えばトウヤは、 トウヤに対する役割期待には、「村落における神事を中心的に担う」というものがあり、 は現在でもこの役割を担うイエや個人に課せられたものだといえる。 た。 とりわけ 「四足を食う」、 すなわち肉食は重大なタブーとされ、 だが具体的な行 その役割期待

かし渡部圭一の研究によると、 この肉食禁忌も厳密に遵守されているわけではなく、

強まっていると考えることができるとされる〔渡部 二〇〇八〕。 らない時は、事前にカミサンに許可を得ること」といった解釈を付与されるに至っている。 示されるが、肉食自体が稀であった過去の時代状況を鑑みれば、現在はむしろその拘束力が 「牛はダメだが、 によれば、人々の語りにおいては過去の厳しい規範が現在は緩んでいるという認識 豚はどうもない」という解釈や、「交際上、どうしても口にしなければな

つまりワタシ儀礼によって役割交替がなされたとしても、 る「組織の構成」を維持しながらも時代状況に応じた多様な実践が、そこには見出され 持続性を持って伝承されているとはいえないケースが存在するのである。 その役割に付随する行為まで 役割 の体系

来の村人としての経営は、その内容も変って、町村制による経営、 職によって遂行される」とその変化に注意を促している〔原田 員に対して規制を加えるものであったかというとそうではない。例えば、近代以降の氏神祭 いたのである。 さらに 神社合祀が徹底して推進された三重県の事例を参照しながら、 織に大きな影響を与えたものとして明治・大正期に行われた神社合祀がある。 一町村一社の制になると、専任の神職が必要になる」とし、「すなわち村人が直接に 伝承母体の組織構成も不変のものではあり得ないことを、 のも、 「組織の構成」につい 別に新しい制度によって設けられた神職によって経営されることになり、 ても、それが過去から現在に至るまで存続し、 原田は早い それの実行者としての神 一九七六 一八三~一八 「町村単位に合祀が行 段階で指摘 永くその わ 7

言葉を村落そのもの において問題を孕んでいるのは、本来、祭祀運営上の限定的な意味しか持たない当屋という は蒲生正男が提唱した「当屋制村落」の概念の有効性に疑義を投げかけている。 )〔新谷 最後に新谷尚紀による村落社会の類型論的把握に対する批判を見ておきたい 二〇〇四 の性質を指すような術語として流用してしまったことだと新谷は 五三、二四三、二四八〕。 蒲生の 述べ

も実践レベルにおいても、 まうことである。 原理に基づく役職の当番制や集金システムが、戦後の民主化以降の価値観に影響を受けた あるかのように見なすことの欠点は、 決まる、 当屋の役割交替の原理、 のだといえるだろう。 のであり、蒲生が平等原理の働く地域のサンプルとして対象化したフィール たという指摘は重要である 平等/不平等、 町)でも過去には、家の階層や経済力の差が役職在任期間や経済負担の額と対 新谷は実際の調査データに基づき(三)、村落・祭祀組織の運営が制 歴史的 過去と現在で大きな隔たりがあることを指摘している。特に平等 地縁原理/血縁原理などを、対象となる村落の特徴を示すも すなわち順送りでムラの人々がトウヤを務める/家筋でト な変遷を視野におさめて伝承を把握する必要性を示唆する 〔前掲書 その内実における歴史的変遷への視野が失われてし 八〇]。 この事実は、 類型論的な村落把握 K (奈良県奈 度的に ウヤ

承母体の 承母体が存続したとしても、伝承には常に変化の可能性が胚胎している点である。それは伝 のように伝承を行ってきたのか確認した。ここで明らかになったのは、役割交替によって伝 本章では、 「組織の構成」や「規範」であっても例外ではない。 役割交替の儀礼である「~ワタシ」を事例としながら、 個人や集団がど

れてきた。また「民俗とは超世代的に存在している社会組織が一定の規制力を持って保持さ せている事象」とされるが 承母体、民俗観は再検討される必要があるだろう。 伝承母体は「超世代的な存在」とされ、 (福田 一九八二 六]、 「少しずつ交替しながらも続いていくもの」とさ 本章の議論に照らせば、このような伝

化が共存している状況をとおして、 とに注目し、 を暗示している。次章では、伝承の当事者が伝承の持続に対する明確な意識を持っているこ このことは伝承の持続と変化という対立的な図式が、そもそも問題含みのものであること 化、参加者の縮小や日程の変更などは、実は祭りそのものを持続させるためのものである。 二五九]、ここには伝承の「持続」している部分に注目し、そこから過去を再構成する方法 るいはさらにその前の時点の事象も知ることが出来る」と指摘しているが〔福田 に存在することを明らかにする。 本章で取り上げたトウヤの肉食禁忌をめぐる規範の変化や、平等主義的な役割交替への変 が示されている(トヤン。すなわち伝承の「変化」をとおして、過去から現在に至る「歴史」の 再構成を試みた柳田のものとは異質な方法論が、ここでは提示されているといえるだろう。 しかし、本研究で主張したいのは、伝承の変化はその持続と対立しないということである。 福田アジオは伝承母体の規範などの諸現象によって、「その母体におけるその前 それが何を要因として生じるのかを考察する。 「伝承を維持するために変化させる」実践がフィー その上で、この意識と伝承の変 一九八四 の世代あ ルド

81

#### 注

- のことを指す。 (一) ナベヤは岐阜県揖斐郡徳山村 ナベザ、ナベジロなどともいう。 〈現・揖斐川町〉 で、 囲炉裏の横座の左手にある女房座
- ち作る根源にあると考えていた〔ゴフマン 一九八五(一九六一) た自己をその中で表明することを指す。ゴフマンは役割距離こそ自己と他者の関係をかた の概念を提唱した。これはある個人がコミュニケーションを行う際に、自らの役割と乖離し (二) ゴフマンは従来の構造機能主義的な役割に関する議論を批判的に捉え、「役割距離」 一六一~一七二]。
- 三)本研究の第一章第三節における議論も参照されたい。
- 「役割期待」、「役割取得」といった役割行動の基礎的な構造を形成するものに対するアプロ (四) 熊野純彦は、廣松渉が「役割理論の再構築のために」 で展開した議論を、 チを行ったものとして評価している〔廣松 一九九六 四七〇]。ここで熊野がいう役割 「役割交替」、

一〕がある。 (五) 愛媛県今治市越智大島など。 なお当該地域の家督相続に関する研究に 〔松田  は性格が異なる。

- うエッセイを寄稿しているが、体系的に研究を行ったわけではない (六) 石田英一郎も『婦人朝日』(一九四八年一一月号) に 「西洋の鍵と日本の杓子」 宕 田 一九 四八 とい
- ベースを利用し、 (七) 『綜合日本民俗語彙』の内容を電子化した国立歴史民俗博物館の「民俗語彙」データ ワタシ儀礼に関わる民俗語彙の抽出を行った。 (国立歴史民俗博物館、

# online: db\_param)参照。 (八) 例えば柳田は衣料と主婦の関係の変化について次のような見解を示している

を買ひ入れて打ち直させ、それから買縞の荷がまはるやうになって、終にめい! 其生涯の記念塔を刻むような情熱を以て、神と男たちの衣を織るべく、一線づゝの苧 機道具を忘れるに至った…〔柳田 一九九八(一九三一) 三五四〕。 から麻しか産しない寒い山国でも、次第に麻作を手控へて木綿古著を買ひ、又は古綿 かった。新たなる衣料はこれに比べると、実にをかしい程得やすかったのである。だ を繋いで居たのであるが、之を市場に託するやうになれば、其価は確に骨折に償はな 家々の婦女の勤労が、今とは全く異る評価法に支配せられていた時代には、彼等は

82

いる。 福田の伝承母体の位置づけは、以下のラドクリフ=ブラウンの議論と非常によく 伝承母体論が構造機能主義の影響下にあることを端的に示しているといえよう。

さしつかえないということを知っている「ラドクリフ=ブラウン 御されるという関係である。…人々は、自分がこうした規範に従って行為するように 造の継続性というものが存在する。…そしてあらゆる関係はその中で人々が他の 期待されていること、および他の人々も当然同じようにするはずであると期待して かわらず、構成の継続性を保持しているわけである。それとちょうど同じように、構 くのであるが、分子を構成成分とする人体は、その分子が絶えず変化しているにもか (※筆者注:社会構造を) 構成している単位である人員は、時代とともに変化して 々との相互活動において行う行為が、 一七~一八〕。 規範、規則あるいは模範となる型によって統 二〇〇二 (一九五

- 方では「ジョウトウヤ(常頭屋)」という場合もある。 他家に回すことはなかったという。 (一○) 三重県志摩郡長岡村畔蛸〈現・鳥羽市〉では、家田家が毎年決まってトウヤを務め、 これを「マイトシドウヤ(毎年頭屋)」といった。
- (一一) 以下の 「種籾」、「面」、「その他」の事例は、 『綜合日本民俗語彙』  $\mathcal{O}$ 項目内容によ

る。(国立歴史民俗博物館、online: db\_param)参照。

online :tonekehijinjya\_1-3.html) 参照。 気比神社の秋祭りは敦賀市の無形民俗文化財に指定されてい る。

の資料的な特徴は〔金子 二〇一八〕に詳しい。 (一三) 奈土のオビシャ行事については、[加藤 二〇一六〕を参照のこと。 なおオニッキ

たって調査を行った地域である。 学民俗調査団によって行われた。都祁吐山町は蒲生が一九五一年と一九七八年の二度にわ 握して、東日本、西日本の村落構造の違いや個別村落の地域性を描き出そうとする志向性を 持っていた。 (一五) 新谷が調査したフィールドは奈良県奈良市都祁吐山町で、二〇〇二年に東京女子大 (一四) 民俗学における宮座研究は、福田の『番と衆』に顕著なように類型論的にこれを把 宮座の類型については、「福田 二〇一八 一二五~一二六〕を参照のこと。

という点について次のように述べている。 (一六) ラドクリフ=ブラウンは、 構造機能主義の研究が、 「歴史」をどのように扱うの

史的解釈を拒否することを意味するのではなくて、まったくその反対なのである〔ラド ばかりでなく、無益よりさらに悪いものであるということである。このことは決して歴 は「疑似因果関係的」解釈を発明しているのである。・・・このような推測は無益である 究の一種だと考えている人類学者たちは、推論と想像とに陥り、「疑似歴史的」もしく それが信頼しうるものであるかどうかということにかかっている。・・・人類学を歴史研 リフ=ブラウン る歴史解釈が受け入れられるかどうかということは歴史記録が十分あるか、 二〇〇二(一九五二)

の内容と連続性を持つものとして現在の伝承を扱うことは、その「持続」に偏重したもので ような意味で、 おき、このような批判を行っているが、福田の伝承母体論では、そこで再構成される「歴史」 の証拠としての文字資料が重視されている。したがって福田の「歴史民俗学」が再構成する 「歴史」は、単純な推測や想像ではなく歴史学的な手続きに則ったものだといえよう。その ラドクリフ=ブラウンは当時の 現代的な「変化」を後景化させる。 を民俗学の主題から遠ざけたと筆者は考えてい ここでなされている批判は福田の民俗学にはあたらない。 人類学者の多くが無文字社会を扱ってきたことを念頭に この「変化」の後景化が、 集団や個人の実践、そ しかし、文字資料

### 第五章 伝承意識と伝承の変化― -芸予諸島・ 鵜島の氏神祭祀を事例に

#### はじめに

テンシブな視点で特定のフィールドを分析し、 承の変化が起きるかを論じた。取り上げた事例は全国各地のものであったが、 前章では、 役割交替と伝承の関係を見ながら、どのように伝承母体が維持され、同 伝承の持続と変化の問題を考えたい。 本章ではイン

島・宇佐八幡社の事例から見ていくことで、この問題について考察する (1)。 を、以下では「伝承意識」と呼ぶことにするが、伝承意識と伝承の変化が共存するのは、こ ている。本章では、 の両者が対立するものではなく、むしろ伝承には変化が不可欠の要素であることを示唆し して「伝わっている」という意識を持っているのかということに注目する。このような意識 この章では伝承が変化するにもかかわらず、なぜ伝承の当事者は自らの行為や知識に対 前章でも取り上げたトウヤを中心とする氏神祭祀を、愛媛県今治市  $\dot{O}$ 

とすべきである。 さを鑑みれば、この小社に対する信仰こそが、人々にとってかけがえのない意味を持つも 社と比べた場合、小社といえるかもしれない(三)。しかし日常生活におけるその存在の大き 氏神、産土神の社であるといえよう。このような地域の氏神社は、全国的な知名度をもつ大 たちにとって最も身近な神社といえば、やはり自らが生活する土地に鎮守する神、すなわち 現在、日本国内には、大小あわせて約八万社の神社が存在するといわれている。 しかし私

なく、島民による自治的なものとなっている。 はおよそ異なる神祭が行われており、その祭祀組織も専門的な神職を中心とするものでは と直接的な接点は有していない。そのためこの神社では、本社の宇佐神宮で行われる神事と 鵜島・宇佐八幡社も、このような地域の氏神社の一つだが、本社である大分県の宇佐神宮

されており〔関沢 二〇〇〇、真野 二〇一〇〕、民俗学だけでなく環境社会学などの分野 この祭祀組織が持つ現在的な意義や、 からのアプローチもある [合田 二〇一〇]。 原田敏明らによって深められてきた〔和歌森 一九八○ (一九五○)、萩原 議論を嚆矢とし〔肥後 一九四一、柳田 一九九九(一九四八)〕、和歌森太郎、萩原龍夫、 の歴史的変遷を追求することに向けられており、その歴史志向が看取される。しかし現在は このような日本の地域社会における自治的な祭祀組織の研究は、 一九七五]。 主としてその関心は、 儀礼を行う人々の具体的な行為に注目した議論もな 神祭に見られる氏神と氏子の関係、および氏子組織 肥後和男や柳田 一九六二、原 国男の

してこれを取り上げる研究への展開として位置づけられるだろう。 る氏神祭祀の事例を取り上げて議論を進めるが、同時に "歴史" 研究史的にこれを整理すれば、氏神祭祀の歴史性を主題とする研究から、現在的な課題と これは過去の氏神祭祀のあり方を再構成するためのものではない。この章で 本章でも現在行われ の問題を扱うことにも 7

その上で伝承の持続と変化の認識論的な対立を乗り越えるような、 る伝承意識が、「テクストの蓄積」と「血縁/地縁意識」によって生じることを明らかにし、 扱うのは、過去と現在に連続性を見出す伝承者達の のようにして生じるのかという問題である。本章では、 "歴史"に対する意識であり、それが 鵜島・宇佐八幡社の氏神祭祀に対す 新たな伝承観を示して

# 第一節 芸予諸島・鵜島の概要

### 鵜島の生業

月時点)。 智郡 窪町の行政区域に含まれていた。 点として有名な能島が存在する 瀬戸内海の芸予諸島・鵜島は、 一ヶ町村の合併により、鵜島は現在、今治市に属しているが、それ以前には越智郡宮 ② 1 · 2、 越智大島と伯方島の中間に位置し、 総面積は〇・七六温、 写真1)。二〇〇五年に行なわれた今治市と越 人口は二一人である(二〇一七年 近隣には村上海賊の拠

けで島の人口を養うことができなかったため、大島の戸代にある畑まで百姓伝馬と呼ばれ る農船で赴き、農作業を行っていた。これを「渡り作」とい 鵜島の生産活動については野本寛一による一九九八年の調査報告があり 当時と変わらず現在もその中心は農業(畑作) である (III)。 ったが、これとは逆に、 過去には、 島内の耕作地だ 〔野本 伯方島 九

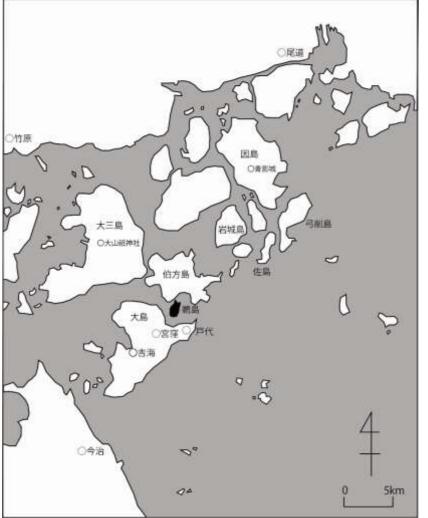


図1:芸予諸島と鵜島の位置 ※国土地理院地図をもとに辻本侑生氏作成

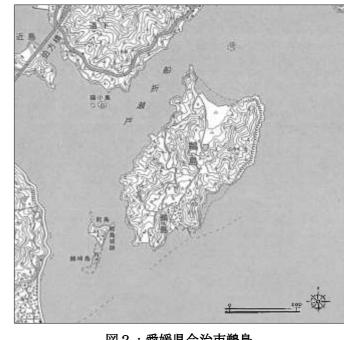


図2:愛媛県今治市鵜島

蕎麦などが栽培されていたが、

麦、除虫菊、タバコ、餅用の黍、

昭和三〇年代以前には、

近年はミカン、

伊予柑が生産の

1:25000 地形図「木浦」

知れる。

持つものであったことが窺い

の島々と緊密な関係を

ていた例もあり(四)、鵜島の生活

住民が鵜島で渡り作を行

島民はい 動以外に、島の人々にとって重要な意味を持っていたのは遠隔地における就業と移住だが、 これについては後述する。 なかったという(五)。 こうした鵜島の島内、 あるいは近隣地域で行なわれる生産活

る。

島の周囲は海に囲まれてい

るが、漁業を生業の中心とする

ど柑橘類の樹が植えられてい

費用の蔬菜園を除くと、ほとん

中心で、島内の耕作地は自家消

を身につけた船大工達は全国各地の造船所で活躍した。幕末に今治藩で造船技術を学んだ 造船所跡が存在する。ここでは明治・大正期にも造船所が稼働していたとされ、小浜で技術 福羅友治郎という人物がこの造船所を開いたと伝わるが、 中世後期には、和船の建造も盛んだったらしく、 コンテナ船やタンカーを建造する大企業に成長した例も存在する「矢野 二四~三二五、福羅 小浜と呼ばれる集落には村上海賊時代の ここの職工が開いた会社の中に 二00七 一九九〇

写真1:大島のカレイ山から望む鵜島

※2015 年筆者撮影 らも確認され、このことが当該地域の経済を支 える大きな要因になっていたと考えられてい

一六〇]。近

海の水夫を輩出する地域だったことが史料か

鵜島は近世に「嶋方随一の水子浦」として近

二 島外における労働

る [宮窪町教育委員会 代以降は農閑期の出稼ぎ(杜氏など)や、 りとして北九州などで働く人も多かった 一九九四

泰寿氏談)。 鵜島・宇佐八幡社には、 寄進者の居住地と名

#### 87



写真2:鵜島・宇佐八幡社の玉垣 ※2010年筆者撮影

写真3: 鵜島・宇佐八幡社

※2010 年筆者撮影

島の郷土史家・矢野勝明による次の報告が参考になる。 鵜島出身の島外生活者が、どのような職種の仕事に就いていたのかという点については、 在の北九州市) など島外在住の出身者が寄進したものであることが確認できる。 前を刻んだ玉垣があり 「皇紀二六〇〇年」を祝って建立したものなので、 (写真2)、 大阪市、 新居浜市のほか、 一九四〇年に建てられたことが分かるが、 若松市、 戸畑市 (※ともに この玉垣は

さんが されるものが多いことに気付いた。そして、 営した〔矢野 人に、織田久之助氏がいる。 旧藩時代、 鵜島の水軍造船所あとに船場を開いて、たくさんの弟子を養成した。…弟子の一 いた。 …お礼奉公をすませた時、主人から島方一円の造船支配権を与えられた。 今治藩の造船所で十五年の年季を約束して弟子入りした、鵜島の福羅友治 一九九〇 三二五]。 同氏は、 船の積み荷が、 石炭積出し港の九州の若松で、 九州から阪神への石炭輸送に利用 造船所を経

なっている な職種への就業が ジーランド間を航海しながら海運業を営んでいた人物の語りが収録されており、 ことが明らかになっている 業しており(六)、 たことが理解されよう。実際に、北九州には鵜島出身の人物が設立した海運会社が現在も操 この内容から鵜島出身の島外生活者が、海運、造船など海上交通に関わる仕事に就 〔野本 聞き取りからも住民の多くが、 一九九八 鵜島の経済活動の中で大きな比重を占めていたことを裏づけるも 〔木下・門馬 五. 二〇一五〕。また野本の報告にも、 各地で海運、 造船業に携わった経験を持つ 日本とニュ このよう V  $\tilde{\mathcal{O}}$ 7

たくて標準航路の来島海峡を通らず、わざわざ鵜島沖を通過したらし 筆者が聞いた話によると、貨物船などに乗っていた鵜島出身の人々は、 ν<sub>.</sub> 故郷の姿を一目見 そして故郷の沖に

理を持って再び旅立ったという(織田啓志氏談)。 たちは、畑仕事の手を休めて息子の無事を祈り大きく手を振ったという。乗組員が船長にな 差し掛かると畑仕事をしている両親に気づいてもらうため汽笛を鳴らし、 下ろして上陸した。そのわずかな時間で両親に近況を報告し、 もう少し融通が利くようになり、 目的港に着くまでの 削 墓参りを済ませたあと郷土料 時間があれば それを聞 鵜島沖に いた親

最近は、 つものであったことが理解されよう。 増えているが、当該地域では島外における就業・移住も、 広島や大阪、 松山、 千葉などの都市部に居住し、 長期休暇や祭りの 生活の中で欠か せない意味を 際に帰郷する

### 鵜島の信仰と伝説

九四)と『弓削町誌』(一九八六)の両方の自治体史に登場する。 弓削町に属していたが、このような歴史的経緯から鵜島に関する記述は、『宮窪町誌』(一九 約一〇キロメー エ門が佐島から移住してきたことによる。佐島は二○○四年の市町村合併以前には越智郡 している。これはあとで見るように、住民達の始祖である織田治郎左衛門信義と福羅弥三右 鵜島の住民の 姓は、 ル北東に位置する佐島(上島町)の西方寺(臨済宗東福寺派)を檀那寺と 織田 (おりた)と福羅(ふくら)の二つだけで (七)、 住民は、 カ

でない。祭神は品陀和気命(応神天皇、八幡神)、三女神(宗像三女神)、 の宇佐八幡社に伝わっているので、そのうちの一社であった可能性もあるが、 年に、河野伊予守が奉勅によって計一八社の宇佐八幡社を勧請したとする縁起が、松山市北条 祈祷守護札」が存在したという (※現存せず) 〔愛媛県神社庁 七四)によると延長九 鵜島の人々の信仰を集める氏神社は、写真3の宇佐八幡社である。『愛媛県神社誌』(一九 となっており、本社の祭神と一致している(心)。 (九三一) 年に大分の宇佐神宮から勧請したものとされ、 一九七四]。延長元 (九二三) 息長帯比賣命 正確なところは定か  $\vec{O}$ (神功

国魂の神 大物主神(大国主神) 田道間守命 大蛇 |政十三(一八三〇)年庚寅三月吉日」の造立銘と、同年、 って行われた。 で示した祭神が合祀されており、 された俳句の掲額である〔福羅 この神社に関わる確実な年代がわかる史料は、 これらの祭神には次のような伝説が伝わってい 合祀は一九〇九年の神社合祀令に伴 二00七 一八〕。境内には、 鳥居に刻まれた「文 拝殿に奉納 る。 表 1

### 大尾明神社

表1:宇佐八幡社の合祀神社

祭神

大山津見神

荒神

神社名

山神明神

荒神社

国玉神社

金毘羅神社

式 をとっ 鵜島の大尾明神社に関 T V する縁起は、三輪山説話系の 異類婚姻 譚  $\mathcal{O}$ 形

橘本神社 大尾明神社 0 昔、 てくる侍がいた。 前の国に美しい 侍が身分を明かさない 娘が住んでおり、 その娘のもとに夜な夜な通 ので娘は不審に思い

ている。 尾形三郎維義と呼ばれる武将がこれである。 と侍はこう言った。「私は人間ではなく山中に住むものだ。貴女は男の子を妊娠し、そ 襟元に針を通して別れたあと、糸を辿って、あとを追うことにした。娘が侍に追 となった は深く嘆き悲しんだが無事に子供を産み、その子供は予言通り源平合戦で大活躍した。 の子は源平合戦で大功を挙げるだろう。しかし、私は貴女の縫い付けた針が肝まで達し もう長くはないだろう」。すると侍は大蛇に変身し、涙を流して息絶えた。娘 維義はその武功で肥前国一五万石の城主 いつく

鵜島に居住した小浜・中山・大谷の三奉行が (1○)、 前国風土記』、『今昔物語集』などにも見られる。天正期(一六世紀)に村上家の家臣として 月に行われる れと同様 これを氏神として勧請したとされており、 の話は、 〔宮窪町教育委員会 『平家物語』巻八の 一九九四 「緒環」にあり、類似した説話は 一五六~一五八〕。 肥前尾形家の家臣団出身であったことか 現在も大尾明神を祀る 「小祭」が毎年六 『古事記』

#### ◆国玉神社

判になり、日露戦争前後には島外からも参詣者が押し寄せ、 掘され、中には二振りの刀剣が納められていた。これを大三島の大山祇神社に持参して祈祷 したところ、 鵜島の北東部にある「長鼻」という岬に小さな祠跡がある。 明治初期にここから石棺が 神官の勧めで「国玉神社」として祀ることになった。霊験あらたかであると評 講組織まで存在したという。

じてしまったという。そのため、この二振りの剣は現存しない〔宮窪町教育委員会 これを返却しようとした。 願い事があまりによく叶うのでご神体が盗まれたが、盗んだ者は病に苦しみ、人に頼んで しかし頼まれた者もその途上で体が震えはじめ、ご神体を海に投

#### ◆橘本神社

本神社」を勧請した〔福羅 戦後の蜜柑ブームにのって、鵜島でも和歌山県下津町で蜜柑の神として祀られてい 二00七 

神社がある。 っている福島神社と、度重なる火災に対して火伏せを祈願し、 宇佐八幡社に合祀されている神社以外には鵜島港の近くに存在し、現在は石塔のみとな 愛宕神社の祭りは毎年一二月一日に行われる。 一九八一年に再建された愛宕

和尚が上京した際、当時の織田家四代目当主であった権四郎が依頼して迎えたもので、それ 集会所の隣にある堂宇の本尊阿弥陀如来像は、 仏教については、既に触れたように島民全員が佐島の西方寺を檀那寺としてい 島の氏仏として信仰を集めている。文政二 (一八一九) 年に、ここを「西方寺休足所」 明和九(一七七二)年に西方寺一一代篤岩寔 る。現在の

表2:鵜島の旧跡

遺跡名	概要
造船所跡	村上海賊時代に、小浜源右衛門という船奉行が居を構えたことから、小浜という地名が鵜島に残ったといわれている。屋敷跡地近くの海岸岩礁に繋船などに使われたと見られる柱穴跡が存在する。
古井戸(小浜屋敷跡)	小浜屋敷跡に存在する石積みの古井戸。
大谷代官屋敷跡	小浜・中山氏と共に鵜島を拠点としていた大谷氏の代官屋敷跡には、船溜 に使用されたとみられる波止の遺構が存在する。
中山繁右衛門兵粮奉行 屋敷跡	宇佐八幡社の西側に中山という地名の場所に蜜柑畑がある。中山氏の屋 敷跡であると伝えられている。
荒神堂	鵜島の西に位置する荒神堂跡から、大瓶が出土したという伝説がある。この瓶を取って海で洗ったところ、大三島周辺の海域まで海が真っ赤になった。朝鮮・中国から持ち帰った朱肉だったのではないかといわれている。 瓶は水瓶として用いていたが、慶応年間に割れてしまったと伝えられる。

代不明)、

九四)、『弓削町誌』(一九八六)、『鵜島地誌』(年

矢野勝明『宮窪むかしむかし』(一九九

鵜島の歴史を扱った文献は、『宮窪町誌』 (一九

鵜島の歴史

○)、福羅逸己『鵜島─歴史と文化』(二○○七)

〇七

四 〇 〕。

窪町教育委員会

一九九三

一〇八、

侶がこの場所で休息を取ったと伝わっている [宮 とする願いが聞き入れられ、西方寺から訪れた僧

## (1) 織田・福羅家入植以前

二年自序、個人宅蔵)の内容に大幅に依拠したも

に基づき、鵜島の歴史的な概況を示しておきたい。 のであると考えられる。以下では、これらの資料 るが、次章で取り上げる古記録『家系日記』(安政 する際に参照した資料は明らかでない場合もあ などがある。これらの文献が、鵜島の歴史を記述

三八九) 年、 鵜島という地名の由来は諸説あるが康応元(一 足利義満が厳島神社を参詣した折、

下賜し、それを鵜島で放ったところ大いに繁殖したため、この地名がついたと伝わっている。 佐島=左島に対する鵜島=右島であるとする説もある。 朝鮮国王から献上された鵜の つがいを村上氏に

また、

窺い知ることができる。 鵜島には、村上海賊にまつわる遺構がいくつか存在し、 之候」とある。このことから過去には、鵜島が佐島の支配に属していたことがわかるだろう。 に収められた寛延二(一七四九) 文献資料に鵜島 (宇島) の地名が現れるのは、一八世紀中期に入ってからで、『今治拾遺』 年の史料に、「戸代鵜島往古下弓削村佐島村之支配ニ而在 織田・福羅家入植以前の島の状況を

と関わるものが多いが、小早川隆景の攻撃による天正一五(一五八七)年の能島落城により あったことを示している。 (※下記引用資料では長曽我部氏となっている)、 『家系日記』は、 表2の内容からわかるように、鵜島の旧跡は、この地が中世末期に村上海賊の重要拠点で 以下のように伝えている。 先に触れた大尾明神の縁起に登場した小浜・中山・大谷の三奉行 鵜島は無人島化してしまった。その経緯

村上落城にて鵜島住居の小浜源右衛門、 中山繁右衛門、 大谷弥左衛門、 主人と共に家

郎なる人物が派遣されることになる。このことが現在に至る織田・福羅両家の鵜島入植のき っかけとなるのであった。 小浜、 大谷氏が鵜島を去った後、 島を管理下においた佐島から山番として福羅長三

# (2) 織田・福羅家の鵜島入植

# ◆佐島の鵜島支配と山番・福羅長三郎

により、彼らが鵜島の織田・福羅両家における始祖になったと伝わっている。 山番を務めていたが、当時の佐島には現在の鵜島・織田家の始祖となる織田信義が居住して になったとされる。文佐衛門の子孫である長三郎は、能島落城によって無人島化した鵜島で 吉の迫害を逃れ、佐島の福羅地区に身を隠した。この時、地名をとって福羅姓を名乗るよう いた。この信義と長三郎の父である福羅弥三エ門が、長三郎の手引きで鵜島に移住したこと 天正一五 (一五八七) 年、 因島・青影城主の村上文佐衛門は海賊への規制を強める豊臣秀

# ▼織田治郎佐衛門信義について

測される(『家系日記』七丁表)。 と国替えを命じられるが、『家系日記』に「寛永十三年冬に至り伊予西条へ国替仰付けられ 一家残らず御供して伊予西条へと志給う」とあるので、信義もこの時、 織田信義は、織田信長の末孫と伝わり (三)、本能寺の変の後、伊勢・神戸城主であった 盛のもとに身を寄せていた。 寛永一三 (一六三六) 年、 一柳家は伊勢から伊予・西条へ 伊予国に渡ったと推

敷と田畑が売りに出されたという話を聞き、 信義は諫言したが聞き入れられず、承応元(一六五二)年に西条藩を出奔した。信義は出奔 条を治めたのは嫡子の直重だったが、直重も正保二(一六四五)年に、四八歳の若さで亡く 一柳直盛はこの国替の途中で亡くなってしまい、所領は三人の息子に分割された。伊予西 しばらく岩城島の門野五郎兵衛という人物のもとに身を寄せたが、佐島村で相応の家屋 直重の長男・直興が跡を継ぐ。 しかし直興は内政を怠り放蕩の限りを尽くしたため、 佐島に移住することを決意する。

## ◆佐島から鵜島への移住

わっている。 信義が佐島から鵜島へと移住することになった経緯については、 以下ではその矛盾点にも留意しながら、 この話を見ておきたい。 やや矛盾のある話が

の門野五郎兵衛の取り持ちで佐島に住むことになった信義は、 福羅弥三工 う

を強く勧めた。このような長三郎の提案の背景には、鵜島の土地がすでに信義のものとして 者と親しくしていた。弥三エ門は鵜島で山番をしている長三郎の父親だったが、長三郎は 公認されていた次のような事情があるとされる。 「纔かの家数にて、 田畑ハ作り余り、 薪等ハたき余」 るほどであるとして信義に移住

に御狩の節御本陣へ攻寄しに、猪御前へ真一文字に馳来りしが、多勢の中を飛び越へ逃 と進めけれハ、勇気の信義なれハ、参るべしと半弓の名人にて先半弓を持行し也、然る 狩にて大嶋ハ勿論伯方上嶋迄、十五才より六十才迄宗門にて出べしと、御触有けれハ、 として宇嶋を下され難有御請申(『家系日記』一四丁表~一五丁表) の御目に留り御喜悦不斜、早速御呼出し有て、村所姓名御尋有て、 村中の者共鳶口又ハ竹槍抔思ひ思ひのゑものを持行しに、 然るに寛永十二年三月十日、今治城主なる藤堂宮内小輔公大嶋獅子狩被成侯、 治郎左衛門信義幸ひ成哉其所に居合し、半弓にて只一矢にて射倒けれハ、 人々信義へ慰ミ旁御出可然 則御盃下され御褒美

なされたと見るべきだろう。 なると話の辻褄が合わない。おそらく異なる内容の話が習合された結果、このような記述が に移住したことになっているので、その一年前の寛永一二年に信義が佐島に住んでいたと 見たように信義は、寛永一三(一六三六) 信義が大活躍し、その褒美として「宇嶋(鵜島)」を拝領したと記されている。 ここには、 寛永一二(一六三五)年に藤堂宮内小輔(高吉)の主催による大島の猪鹿狩で 年に一柳家の国替に従って伊勢神戸から伊予西条 しかし既に

ごろには、現在の織田・福羅両家の先祖となる人々が鵜島に居住していたことは間違いない 料が『家系日記』に書写されていることを鑑みると、少なくとも一七世紀末から一八世紀中 た年代や織田家三代目「組頭 信義の長男が成人して妻を迎えたのを契機に入植が行われたとされている。墓石に記され われたのか確実なことはいえない。しかし参照した資料では、総じて明暦元(一六五五)年、 こういった資料的問題もあるため、実際にどのような経緯で織田・福羅氏の鵜島入植が行 ってよいだろう。 三代 権四郎」 の名が見える寛延二 (一七四九) 年の文書資

# 3) 織田・福羅家入植後の鵜島

田 福羅家入植後の鵜島につい て 『家系日記』 は、 次のように伝えてい

衛門儀代々組頭役被仰付候 二年巳二月に 田畑御検地入畝高相宛り候而、 (『家系日記』三一丁表) 大嶋附宮窪村支配に相成、

移ったと記されている。しかし、その六○年後の寛延二(一七四九)年には、仁江村 ここでは元禄二(一六八九)年の検地で、鵜島が佐島の支配から「大嶋附宮窪村支配」に 大庄屋の支配に移っており、その経緯を『家系日記』は以下のように伝えている。

代々大嶋大庄屋支配と相究候、 御聞届ケ被遊候而、 方役人衆に届ケ、内談ニ及び候而、御役所へ罷出、御上右之段委細に御歎窺申上候得者、 組頭共権四郎をあなどり候故、権四郎色々と工面をめぐらし、戸代組頭伝七を引連て郡 一月十五日に相究 当所者数年宮窪村之支配ニて有之候処に、諸事万事無理非道かさなり、其上宮窪の 御取斗被遊宮窪村と帳面分ケ、別村に戸代宇嶋と一村ニ被仰付、 権四郎組頭役従御上被仰付難有仕合に候、 寛延二年巳十

戸代宇嶋支配 仁江村大庄屋 野間治良左衛門

組頭 権四郎

(『家系日記』三三丁表~三三丁裏)

一五九、 ら明治維新直後に宮窪村の行政区域に入ったと考えられる〔宮窪町教育委員会 シテ宮窪村一村トナル」とあることや、 が認められたと、この資料には書かれているが、年貢の取り立てをめぐる対立が原因とされ 一二 (一七六二) 年には再び弓削村から仁江村に戻るなど安定しなかった [宮窪町教育委員 ている。その後も鵜島の支配権は、宝暦三(一七五三)年に仁江村から弓削村に移り、 ったため、戸代の組頭・伝七と共に宮窪村の支配から離脱することを役所に申し出た。それ 「宮窪町地誌取調書」(一八八〇) に「元戸代・鵜島・宮窪ノ三村タリキ、 権四郎は織田家の三代目当主にあたる人物だが(三)、宮窪村の組頭が 一九九四 一五九〕。いつ頃まで仁江村による鵜島支配が続いたか定かでないが、近代  $-\bigcirc$  $\Xi$  $\Xi$  $\odot$ 一八六九年の「新田畑野取帳」という資料の内容か 「権四郎をあなど」 維新以来合併 一九九四

ある鵜島・宇佐八幡社の神祭の特徴を見ていきたい。 以上、鵜島の生産活動、伝説・信仰、歴史について見てい ったが、 次節では本章の主題で

# 第二節 鵜島・宇佐八幡社の神祭

# 氏神と氏子の関係と一年の神祭

九八六 によって主祭神が八幡神に変わったと考えている。 が佐島から入植した際に、佐島の八幡社を勧請したとする説もある〔弓削町教育委員会 ったことから、中世には八幡神ではなく大尾明神が主祭神として祀られており、 鵜島・宇佐八幡社の創建年代は、縁起に従えば延長九(九三一)年だが、 八一〕。筆者の見解では、織田・福羅両家の入植以前に鵜島が村上海賊の拠点であ 織田・ 両家の入植

ここで注意しておきたいのは、このような神社の創建にまつわる縁起や祭神の性格が

関わり続けているのである。この点については、原田敏明による次のような指摘が参考にな ような神としてこの氏神を認識していない。 人々 託宣の神といった性格を強調される神であるが〔飯沼 二〇一四〕、鵜島の人々はその の日常的な信仰において、さほど重視されるものではないという点である。 先祖の代から島の生活を守護する神と考えて 八幡神は

差別も、 鎮座の最初から神の性格によって選ばれたものでなく、主として政治的関係によった ところでは、その地方の荘園そのほかの所領関係によるものである。…これら祭神の ŧ れもひとしく氏神で、村の鎮守の神という以上になんらの意識もない。 ように見えている。しかしこの祭神の種類はむしろ歴史的なものであり、 のところでは祭神がいろいろになっており、祭神によって神社の性質も違ったもの のであるからである。 村人は村の 今日、氏神や産土神としては、 神を祭り、これを氏神といったり、また産土神ともいうが、 ほとんど意味がないものとなっている。 つまりこれは それ それも古 も今日 ٧١ ず

個性があるのではない したがっていまも昔も変わりなく、それぞれの村の守護神であっ 〔原田 一九七五 二五六~二五七]。 て、 神その  $\mathcal{O}$ 

月と八月の国玉神社祭、 われてきた。鵜島でも島の住民や出身者を中心に、一二月の愛宕神社祭、一月の初祈祷、六 いはあっても、その多くは地域社会の人々、すなわち氏子を中心とする祭祀組織によって担 このような 「村の守護神=氏神・産土神」に対する神祭は、 一〇月の大祭が執り行われる。 各々の神社によって細 かな違

祭祀の対象となるのは、合祀されている国玉神社と大尾明神社である。この大尾明神社の祭 これらのうち一二月の愛宕神社祭以外は宇佐八幡社で行われるが、六月と八月の小祭で 関わる伝説は、 過去の鵜島の神祭のあり方を示唆するものとなっている。

ある老人が「今は水不自由の田植えのため大尾明神の祭日を忘れ、昔のしきたりを崩し まで怠った事をおわび申し上げよう。」と言い、 てしまった。これまさしく大尾明神のたたりで、今日御当元の家に不思議が現れたので 這いまわっていた。驚いた主人は、村中にこのことを伝え、評議をおこなったところ、 植えを皆で行ったところ、当元の主人が昼に家に帰ると、家の中で大小の蛇が何千匹も は諸人参詣して賑わしい祭礼が行われた。 過去には、 今から村中残らず、田植をやめ、 六月の祭りも一○月の大祭のように、 一人も残らず参詣し、祭礼をなおざりにし御当 水不足のある年の祭日に参詣を行わず田 話がまとまった。 御当などもあって、 その後、 村中寄合い、 当元の家に 社

帰 る 九 と蛇 九  $\bigcirc$ は 九 \_\_ 匹も 聂 1 な な 0 て お n 同 は 大 尾 明 神  $\mathcal{O}$ お 祭 1) を改め 7 行 0 た 矢野

行 が 島 ŧ わ  $\sum_{i}$ 民 れる大祭 \_  $\mathcal{O}$ か  $\bigcirc$ 伝説 6 月 選 に に ば 登場  $\mathcal{O}$ 行 内 れ わ れる する 神祭を司 容を確認 鵜島 御 当 9 の大祭では、 L て て Þ いきた いるが、 「当元」 い 以下で 毎年、 は、 祭祀 「当家」、 は ے 組 織  $\mathcal{O}$ 「当組  $\mathcal{O}$ 当家と当 役 割 や行事を指 と呼ばれる役割を担う人 組の 組織、 す言葉で および あ る。 莧 Þ 現

#### • 宇佐 깃 幡社 の 大祭と当家 当

#### 1 当家・ 当組を中心とした神事

述 ベ 愛媛県下の てい 神社祭祀の特徴につい て 『愛媛県史 民俗 上 \_\_ 九 八三 は、 次  $\mathcal{O}$ よう

ら 域神 す Y ば、 特定の 愛媛県下 社 その ウ  $\overline{\mathcal{O}}$ 七 祭事 家および 分布は トを中心とする多分に中世的要素を具備した祭祀形態  $\mathcal{O}$ を執行するための祭祀組織であると把握し、その 祭祀習俗に 個人、 西日本を中心としてある程度限定されたも 地域をトウヤ・トウニン・トウモトという対応図 お V て 特徴 的 な分布を示す ŧ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ \_ のとなってくる。 0 中で中心的役割を果た に 心である。 頭屋 制 式で考え が · 頭 屋 あ る。 制 を地 るな 1 ウ

て、 分たちの 5 愛媛県下に 芸予諸島  $\mathcal{O}$ 地域を中 奉斎する神 おい  $\mathcal{O}$ 地域に集中偏在してみられるという傾向が認められるのである。 心とする県下 ても同様で、 社 の祭事を当番制 その分布は、  $\mathcal{O}$ 頭屋制は、 で実施するための 地縁集団とし 周桑郡・越智郡を中心とする高縄半島東部 祭祀組織である場合が ての氏子、 または同族団 :一般的 が自 そし

カュ

八月六日 日 日 十十月月 一月八日 十二月一日 成二十九年度 九日日 宇佐 9 **B B** Ŧ 八幡宮 国王神社祭 神事日程 初 受给神社 桥 \*\*\*\*\* | 48 H 48551 N. P. S. ARVAN ARAM. 楊 祭 MX+d.E ARRE MREE 表 REALS MARK MARKS 0 ------war named against trop to her kin. 写真4:2017年の鵜島における神事日程表と当

.

古宋一当版水井平宁初会

@ #1 /##

などと称 であるが、  $\vdash$ とし 愛媛県史編さん委員会 て祭事の中 Ü その組織をトウグミ・トウグミ連中 そ のうち 心的役割を委ねる  $\tilde{\mathcal{O}}$ 一軒をトウヤ \_ 九八三 のである 六七七 1 ゥ 七

2

当組の神事分担表 ※2017 年筆者撮影 れる様 織 当家 ŧ をオオ 5 t W  $\mathcal{O}$ をコ で区 ħ 例 •  $\mathcal{O}$ 当 る。 々な行事は、他地域のも 外 よう 組が中心になって担 では 別する場合が トウ 1 -ウと称 今治市越智郡地域では、 な ない ない(写真4)。一年間の 祭祀組織を有する地域 し単 し、これに対し ある。 に オトウ・ オ 1  $\mathcal{O}$ ٠, オ その オ 7 と共通性 1 末社 氏神 1 ウ、 中 لح ウ 神 -で行 事は、 サ 以 祭 L コ 紀組 が認 7 1 と 下 ウ  $\mathcal{O}$ 

るトウワタシを行うのが一般的である〔前掲書 で祭祀を担うトウヤは神職を補佐して祭事の準備や神饌の調理を行い、 トウヤの任期は原則一年で、祭りの終了時に翌年のトウヤを選定し、交替の儀式であ 六七八]。 ウグミの賄 V

ウが区別されていたかは不明だが、オオトウが存在し、オトウが確認されない現状は、 葉が用いられたと考えることもできなくはない。残念ながら鵜島で厳密にオオトウとオト 従えば、大尾明神が宇佐八幡社の末社扱いであったためオオトウではなく、 まつわる伝説では、 いることと関連している可能性がある。 鵜島における当家と当組が、 鵜島では、秋の大祭の役職を決定する行事をオオトウと呼んでいる。先に見た大尾 「御当=オトウ」と表記されているが、引用した『愛媛県史』の内容に 宇佐八幡社だけでなく合祀された神々の祭祀も執り行って オトウという言

が併用 その代表がトウモトとされているのである〔前掲書 六八六〕。 に一名の「トウモト」が選出される。 意しておく必要がある<sup>(1四)</sup>。 によって次年度の一五名の「トウヤ」が氏子から選ばれ、大祭が近づくとそのなかから、 ていたことになる。 ように過去には用いられていたとすれば、鵜島の「トウヤ」は、もともと異なる意味を持 いう言葉が鵜島に存在したかは、オトウの場合と同じく確証はないが、 ノ当組の区別が、佐島のトウモト/トウヤの区別と対応することになる。 実際にトウモトと た可能性が指摘できる。このことは、祭祀組織と儀礼の変化に関わる問題なので十分に注 当元という言葉も現在の鵜島では聞かれない。 (混同)されていたか、あるいは佐島のように別の役割を指す言葉として用いられて 歴史的に鵜島と深い関わりを持つ佐島の八幡社では、祭礼が終わると籤 つまり佐島の場合、 しかしこの言葉が大尾明神の伝説にあ トウヤは祭祀集団を指す言葉で、 この場合、鵜島でいう当家 鵜島では当家と当元 0

# (2) 大祭までの流れと当家の役割交替

以下の通りである 鵜島・宇佐八幡社の大祭は、当家を中心とする当組が担 [福羅 二〇〇七 三二~三六〕。 0 7 いるが、 その大まかな流

#### ▼しめきり

祭の二週間前の旧暦八月一日に、神社やトウヤ宅のシメオロシを行う。 瀬戸内海の周辺地域でも祭りが近づくと、シメオロシという行事で注連縄の飾りつけが行 なく、 われる。例えば、大三島上浦町甘崎では、二〇戸程度を単位とするその年のトウグミが などを作り、 その年の当家・当組で大注連縄や、本殿、合祀神社、愛宕、 は神社、 島の人々全員でこれを行い、各戸から一名ずつ参加することが義務づけられている。 それぞれ飾りつけを行う。現在は住民が少なくなったため、当家・当組だけで 水源地、 トウヤ宅の井戸、 表口などで、 この時に幟も一緒に立てる 福島神社にかける注連縄、 シメオロシが行われ 〔愛媛県史 例 例









※2018年織田健太郎氏撮影

#### 編さん委員会 一九八三 六八一]。

家の任期は一年間である。 のは三年に一度で、 大当では、 籤を引いて新しい当家・当組を決める。 向こう三年の当組がここで決まる。 当組の構成員を決める「惣籤」を行う ただしこの中から毎年、 選ばれる当 98

引き継がれる。もともと当組は八戸からなっていたが、平成に入って島民が高齢化したこと 接待の準備が出来たことを知らせたという(写真5)。この日には獅子舞も奉納された。 鵜島の当組は約一○戸の家で編成されているが、当家は一年間務めた後、 大当の日は、その年の当家・当組がごちそうを作り、 天保八(一八三七)年以来、代々の当家が持ち伝えてきた「ほら貝」を吹いて島民に 島の人たちを呼んで接待を行う。 次の年の当家に

などにより、 負担軽減のため一○戸に増やした<sup>(1 玉)</sup>。

### 職立てと神輿

八万円で購入したもので、 より小さな子供神輿を担ぐようになった。この子供神輿は、一九五三年に松山の神具店から ○銭~ を載せて固定すること)、 ていたご神体は、 各所の幟立て (写真6)、 八○銭の寄付金を集めて購入したが、二○○三年以降は神輿の担ぎ手がいないため、 大山祇神社から勧請した大山津見命である。 拝殿の電燈設置などが行われる。 今治まで特別船で受け取りにいったという。 幕張り、 提灯の飾りつけ、 神輿のモンジ締め 神輿は一九〇二年に氏子から五 子供神輿に奉載され (※担ぎ棒に神輿



大祭は毎年一〇月一〇、

一一日に行われ

現在はそれに近い日曜日に行われる。

酒盛り

大祭当日

当日、神輿の担ぎ手が公民館に集まり、

をしたあと宇佐八幡社へと向かう。その後、神

輿にご神体の入魂が行われ「宮出し」となる。

写真7: 鵜島の家々を回る神輿 ※2018年織田健太郎氏撮影

宅やお神酒取りの要請があった家でも行われ まで御旅が行われたという。 貨物船などに神輿を載せて宮窪瀬戸や戸代沖 過去には、福島神社が神輿の御旅所となって で赴き、祈祷を行った。その後、機帆船や農船、 いたので櫂伝馬船に神輿を載せて福島神社ま

## 当家の引き継ぎと人名簿

にその家を賑やかにして厄をはらう(言語)

(写真7)、

祈祷がなされたあと、

飲酒ととも

御旅は、島の役員

取っている点が興味深い。 要経費などに関する細かい記載がなされている。また当家、当組の心得、注連きりの際の取 り決めも書かれており、次節で確認するトウモン、オトウモンなどと呼ばれる文書の形式を である。人名簿には、二年分の当組と次の年の当家の名前が書かれており、神事の供物や必 るほら貝や、 当家の交替に際して前任の当家から後任の当家へと引き継がれるのは、 歴代の当家、当組の人名簿が納められた箱である。 いわゆるトウワタシの儀礼 大当の 際に用

こまで見てきた内容をもとに、 鵜島・宇佐八幡社における当屋制の祭祀組織と大祭の概要である。 鵜島の神祭における 「伝承意識」 につい て考察を行う。 次節では

# 氏神祭祀と伝承意識

# テクストの蓄積と伝承意識

わちトウヤ文書と呼ばれるものである。 ような対象認識を可能にしているのは、 媛県史』の「多分に中世的要素を具備した祭祀形態」という一文からも理解されよう。この クの中でも、 村落社会の氏神祭祀組織とそれによって担われる神祭は、数ある伝承と目されるトピ どのようにして行われていたかを知るための格好の材料とされてきたのである。 特に歴史性を持つものとして注目を集めてきた。このことは前節で触れた『愛 各地の氏神祭祀組織に伝わるトウヤ文書は、 人名簿のような当屋制祭祀と関わるテクスト、すな

愛媛県下の最も古いトウヤ文書は、大永六(一五二六)年のもので、 東予市北条・鶴岡八



: 鵜島の当屋宅で保管される人名簿

幡宮に伝わっ

ていた

「予洲道前周敷郡

北条郷

祭祀組

織の

のは、

今治市別宮町の別宮

現存するト

当屋制による神祭も現在

※2010 年筆者撮影 1 幡宮八月廿八日御頭文事」である。 る

二~六八三]。即ちこの神社では、 この神社では今も当屋制による祭祀が行 大山祇神社の慶長九(一六〇四)年の御頭帳で、 ウヤ文書で最も古い うが原本は伝存せず、 職や祭りに要する物品などが書かれていたとい の鶴岡八幡宮では行われていない。 〔愛知県史編さん委員会

なト 年ごとに更新される。 ゥ ヤ文書の 特徴を整理すると以下 よって各時代の神祭や村落の状況を知ることができる史料的 0 ようになるだろう。

歴史的事実として確認されるのである。

このよ

地域の氏子達による神祭が行われてきたことが

一九八三

六八

われて

中世末期から

1

値を有する。

2 トウワタシの儀礼によって毎年、  $\vdash$ ウヤ宅に保管され蓄積されてい

3 内容 のフォー マットがほとんど変わらない。

4 神祭で行うべき事柄や組織構成のマニュアルとして機能する。

参考になるだろう。 は神祭を行う当事者にとっても重要な意味を持っている。この点については、 1 で示した史料的価値は、 あくまでも歴史家や民俗学者にとってのものだが、 以下の一文が トウヤ文書

りに他見を許さず、その保管には厳重をきわめるところもあって、 は、神社を中心とする祭祀集団統合の象徴的存在とさえなっているのである「愛媛県史 オトウモン・オトウチョウなどと呼び、これを殊に重要視することが多い。また、 ・ウヤ祭祀の規約や行事の内容、 あるいはトウヤの連名記などを総称してトウモン・ 色あせた古い頭文書

編さん委員会 一九八三 六七八〕。

社の鍵などがこれに相当する(1セ)。 あれば全国的に見られ、 在」を在任期間中、 トウヤ文書が納められた箱や神社の鍵、 家の床の間などで厳重に保管する。これは氏神祭祀組織を有する地域で 鵜島では 「宇佐八幡宮当家・当組人名簿」 その他諸々の 「祭祀集団統合の象徴的存 (写真8) とホラ貝、

ウヤ文書が 「祭祀集団統合の象徴的存在」と見なされるのは、 ②で見たような「テクス

通時的な伝承意識を喚起するのである。 てきたトウヤ文書は、氏神祭祀の過去と現在をつなぐ象徴性を帯びたモノとなり、 の蓄積」という性質によるところが大きい。先祖の名前が記され、 その手で作成、 蓄積さ 人々  $\mathcal{O}$ 

伝えている。 側面と、これに関連したテクストのフォーマットは、当組の構成員や神饌、神祭の日取りと さらに③と④で示した二つの特徴も伝承意識と深く関わっている。 った個別の要素が変化したとしても、その構造自体は一定しており、 マニュ 神事のあり方を今に アル  $\mathcal{O}$ 範 的

伝承意識は生成され続けるのである。 われているが、その作成と大祭が毎年行われ、トウワタシによってそれが引き継がれる限り、 ながりが、ここでもトウヤ文書を媒介にして喚起される。 鵜島でも毎年トウヤ文書が作成されるが、神事の過去と現在における時間的・ 鵜島の場合、 古い トウヤ 空間 文書は 的な

論じた。しかし氏神祭祀に対する伝承意識を生み出す要因はこれだけではない。 氏神祭祀を行う人々の 氏神祭祀の伝承意識がトウヤ文書という「テクストの蓄積」によって生じることを 「通時的な関係性」に注目し、 それを明らかにしたい。 以下では、

### 一 伝承意識と血縁/地縁

### (1) 氏神祭祀の歴史的研究

代から存在する古語の「氏人」を例に挙げながら、「氏」という言葉が元来、 主として歴史的な氏神祭祀の変質に焦点をあてたものであった。柳田国男は『万葉集』の 味を持っていたのかということについて次のように述べている。 氏神祭祀の研究キーワードとされてきたものに、「氏」と「縁」がある。 その研究視角 どのような意

名は異なりといえども、 伊勢の神宮を御祭なされるのと、規模の大小の差以外には、 ということであった。…氏という日本語の語源は今も確かに知られないけれども、 していた。 くとも皇室は常に八十氏人よりも上にましまし、 氏 人という語の しかも実質においては、その氏々が小さな氏神の祭に奉仕するのと、 本来の意味は、神と氏を同じゅうする人々、すなわち神の御血筋の者 先祖を祭るという信仰は、 氏はおそらく臣属ということを意味 上下を一貫して同じであった 別に何の変りもなかった。 皇室が

としてきた。 確かに古代の豪族は様々な神を祖神として祀り、 \ , ここでは しかし中世以降の政治・社会状況の変化に伴い、氏神と氏子の関係は大きく変質するこ 氏神祭祀が、本来は血縁 建御雷神を祀る藤原氏や布刀玉命を祀る斎部氏など、 (族縁) に規定される祖先祭祀であったとされ 朝廷における自らの職掌の正当性 その事例は枚挙に暇がな 7 の根拠

九

九九九

(一九四八)

二四六~二四七〕。

は、『中

「氏子」

とになる。

造の変化を背景としているといわねばならない。すなわち、近世初頭には一般に小農民 入ったのである。この氏人→氏子の過程は、単なることばの変化でなく、当時の社会構 氏子は近世初頭には地域的結合としての惣村に密着するものとして認められ すなわち、 伝統的な「氏人」が退潮し、 かわって「氏子」が正面に出て来る段階に はじめ

一九六二 得たのは、 子の概念は前に述べたように信仰上のものであった。 の進出が目立ち。 社会全般に小農民的な階層の進出という背景を有していたからである 四二六~四二七〕。 惣村結合はまさにそうした動きを活発化させる舞台でもあった。 それが氏人に代る地位に固まり

る。そしてその要因を小農民階層の社会進出に求めているが、伊藤幹治はこのような「血縁 斎する「氏人」の論理にとって代わり、地縁に基づく「氏子」が顕在化したと結論づけてい から地縁へ」という図式が、 一九八八 二一三]。 萩原は、 地縁的な惣村結合の論理が 進化主義的な人類学の影響下にあったと指摘している 「伝統的な氏人」、 すなわち血縁原理によって神を奉

展開において優越する論理であったと主張する原田敏明の議論がある。 ように定義している。 これに対し、全く逆の「地縁から血縁へ」という変化の過程が、 神と人との関係の歴史的 原田は、 氏神を以下

とも地縁的に結合されたものでなくてはならない。地縁的集団を基盤として、そこに祀 れるものである
〔原田 氏神はもともと、これを祀るものが血縁集団であると否とにかかわらない 一九七五 一四三~一四四〕。

う意識を持ったものであるということができる。 同様であって、これを祀るものすべてが同族であるとは限らない。ただ少なくとも同族とい 係を意味するかどうかは、 るといわねばならない」と地縁を基点にしながら、時間の推移と共に醸成される「同族とい 原田は、 以上の所論を整理した上で原田は、 氏人の 氏神祭祀に血縁の論理が入り込む要因になったと指摘している〔前掲書 「氏」が意味する血縁的・族縁的なつながりも、 少なからず問題がある」とし、「この点は、氏神という場合にも 次のように自らの主張をまとめている それに対して実際的には地縁的集団であ 「今日いうような血縁関

とな ずから氏神に ってくる。それも特に血縁的な祖先神とするようになる。 な関係にあるものとして、祖先以来祀ってきた神が、 正にそうした内容が含まれてい ってくる。 かるに同族団体の結合が強くなり、かつその つい 同一血縁集団の守護神であったものが、さらに氏神としてもとから密接 ての地縁的条件も薄らぎ、 る 〔前掲書 それに引きかえて、主として血縁的なもの 地縁的性格が弱くなってくると、 四七~ なかには祖神として祀るようにな 氏神に対する氏子という語に 四八。

先以来祀 本章の関心と関わるの すなわち血縁を意識した集団の手によって担われていくのは必然的な帰結である。 このような集団が地域を 々の 定の は地縁という横のつながりだけでなく、 地域に存在する親族集団を、民俗学ではマキ、 「縁」に注目し、 ってきた神」として氏神が認識されることで生じる伝承意識である。 は、 この問題を検討する。 原田が述べている「同族という意識」を持つ人々によって、 「先祖代々住んできた土地」であると認識している場合、 時間的推移によって形成される縦のつながり、 ツ トウ、 シンル イなどと呼ぶ 以下では鵜島 ここで

### 鵜島の人 ノ々の 「血縁」 と伝承意識

鵜島・宇佐八幡社は、織田・福羅家の人々によって奉斎されているが、 (写真9)、 織田 福羅両家は婚姻をしばしば行っていたことがわかる (二〇)。 両家の家系図を見

※2010 年筆者撮影 この定義を裏付けている。 される。こうした意味では地縁は血縁によって表現され ば、小集落的な規模で一種の血縁集団に似たものが形成 する血縁集団でもあるといえるのだ。『日本民俗大辞典』 る」とあるが「小川 の「地縁」の項目には、 田家と福羅家は、地縁集団であると同時に婚姻関係を有 るごとに、 にあたる」 と述べる。 「この島の 1000), 人たちは先祖を辿れば皆、 「近隣の間で婚姻が繰り返され 実際に、 鵜島の両家の関係は、 鵜島の人々はことあ 親戚筋

八幡社 せるも 佐八幡社は、 解されよう。 る自集団 このような鵜島の人々の 写真からも、  $\mathcal{O}$ 通時性に対する認識、すなわち伝承意識を生じさ の玉垣に掘られた織田家と福羅家の家紋だが、こ のとして機能している。  $\mathcal{O}$ 神として宇佐八幡社を祀っ すなわち織田・ 「祖先以来祀ってきた神」であり、 織田・福羅両家の 「同族という意識」 福羅両家の人々にとって宇 写真10 人々が ていることが理 ш. は、 縁関係を有す 鵜島・宇佐



: 福羅家の家系図



聞き取り調査でも、鵜島出身の船主達は大祭にあわ

鵜島沖に一、二日錨を下して乗

自らのルーツである集団と土地の

このような氏神に対する意識を島から出て

てい

た



写真10: 宇佐八幡社の玉垣に彫られた織田家(左)と福羅家(右)の家紋

※2010 年筆者撮影 ある。 談)。 組員と祭りに参加したという話が聞かれた(織田啓志氏 身者と見られる人々が寄進した玉垣の存在からも理解さ であると同時に、 けでなく、通時的な性格を持つものであることに注意し がいう「同一血縁集団の守護神」であることは明らか に対する信仰が維持されていたことがわかるだろう。 せて荷役の予定を調整し、 った人々も共有していたことは、第一節で触れ  $\mathcal{O}$ 「同じ場で」、「同じように」神祭を行う対象とされ っである。 鵜島の人々にとって八幡神は祖先神ではない そして鵜島の 島を離れても、

による伝承の共有が、伝承意識を生むのである。 以上、 鵜島の氏神祭祀における伝承意識が血 // 地縁

このような通時的、共時的な関係性(血縁

/地縁)

鵜島の氏神祭祀は今を生きる人々が共に行うもの

過去の先祖達とも共有されているの

人と人、

人と神の関係は共時的なものだ

が、

であ 原田

祀を成り立たせるのである。 なイメージが、織田・福羅両家の人々を共時と通時の領域で結びつけ、 筋にあたる」という言葉からも理解されるように漠然と意識されるものだが、このゆるやか した。 という人々の関係性を基盤にして生じていることを確認 鵜島の人々の血縁/地縁は、「先祖を辿れば皆親戚 伝承としての氏神祭

## 伝承意識と伝承の変化の共存

をどのように捉えればよいか考察し、 続」に対する明確な意識として立ち現れる。 、地縁」という通時的、 ここまで鵜島の氏神祭祀における伝承意識が、 そこには様々な変化が認められる。以下では、このような伝承意識と伝承の変化の共存 一共時的な関係性によって生じることを見ていった。それは伝承の「持 本章の結論を示す。 しかし過去と現在の鵜島の氏神祭祀を比較する トウヤ文書の「テクスト の蓄積」と「血縁

した井之口章次の まず確認したいのは、鵜島の 歴史学の対象とするそれとは異質なものだという点である。ここでは、その違いを意識 『伝承と創造』(一九七七) 人々が過去と現在の氏神祭祀に通時性を見出す際の「過去」 における議論を引いておきたい。

者の意識下における伝承の持続と実際の伝承の変化に注目するが、 現在も存在するか否かという点に注目するものであった(二)。 続と変化にフォ 伝承意識に のような伝承の変化を指摘できる。 おける過去は、ここでいう「理念上の過去」である。井之口は同書で伝承 カスした議論を行っているが、それは過去の報告書にあった民俗事象が 本研究はこれと異なり、 鵜島の氏神祭祀に おい  $\mathcal{O}$ 

るようになった可能性があり、それは鵜島における当家、当組のあり方を大きく変質させる 期的なスパンで見ると、明治期の神社合祀によって一つの当組が複数の神祭を掛け持ちす 全ての家を当組として扱い、当家はクジ引きで決めるという案も持ち上がっている。 減少で八人になり は三組存在したが、 るだろう。 まず当組 のだったと推測される  $\mathcal{O}$ 組織構成が、ここ数年で何度も変化していることが確認される。 (二〇一七年時点)、近年は少人数で行うには負担が大きいとの理由で、 現在は二組であり、その人数は一〇人であった。しかし、最近は人口の (第二節一項参照)。 これは伝承を維持するための集団適応とい もともと当組

と二○一八年にも鵜島出身者の知人や、たまたま島を訪れた旅行者が神輿の担ぎ手として ぎ島内を巡行したが、そのうち二名は筆者と島外に婚出した女性の夫であった。二〇一六年 か神輿が宮入りせず、二日にわたって行われた年もあったというが、現在は一日で終了する 次に大祭の際に宮出しする神輿が二〇〇三年以降、子供神輿に変更され、 らは伝承を維持するための個別適応といえるものでだろう。 している。また祭りの日程や実行される時間も変更されている。 鵜島出身者以外の人間が加わっている。二○一七年の大祭では七名が交替で神輿を担 過去の大祭ではなかな その担ぎ手も最

続と変化を対立的 こうした様 々な変化が生じているにも関わらず、伝承意識が存在し続けるのは、 の共存を考える際に提示したいのが、「伝承を維持するために変化させる な図式で捉えることの困難を示しているといえよう。 そこで筆者が伝承 伝 承  $\mathcal{O}$ 

観点から見えてくるのは、 返し述べたとおりだが、 を維持させるための様々な変化が生じている。伝承意識は、 承の持続 変化を含み込む「通時態としての伝承」全体に対するものだとい している部分への注目が、民俗学の対象認識を狭めてしまう問題は、本研究で 伝承の持続と変化は対立せず、伝承を維持するためには集団 本章で見てきたように具体的なフィールドの事例におい 過去から現在にか えよう。伝承意識 けて生じ ては、

個別 当てることで伝承の動態と、その背後にある時代状況を描き出すことが、伝承研究の主題と して浮かび上がってくるのである(三三)。 の適応による変化が不可欠の要素であるということである。 そしてその変化に焦点を

### 小括

蓄積」と、この島に住む人々の「血縁/地縁」という通時的、共時的な関係性によって喚起 伝承の変化を見ていった。 本章では、 鵜島・宇佐八幡社の氏神祭祀を事例としながら、それを担う人々の伝承意識 鵜島の氏神祭祀における伝承意識は、トウヤ文書の「テクストの

て維持される様は、民俗学者の伝承に対するまなざしにも強く作用したと考えられるだろ たといえる。  $\mathcal{O}$ う。だからこそ歴史民俗学的な社会伝承研究は、伝承母体が持ち伝えている文字資料と人々 の構成や規範を現在も「同じ場で」、「同じように」再現し、それがトウワタシの儀礼によっ されるものだったが、この二つの要素は、 関係性を重視してきたのである。 過去、現在を通じた血縁的関係を有する人々が、テクストに記されている組織 民俗学者の伝承に対する認識も規定するも のだ 0

ったのである。 っていった。伝承の変化は伝承の衰微や縮小の兆しとされ、伝承研究の主題から遠のいてい しかしその持続、 このような視点を相対化するために本章では、 あるいは残存に偏重した伝承観は、伝承の変化を軽視することに 「テクストの蓄積」と「血縁 つな

地緣」 の要素が、 あくまでも伝承意識を生じさせるものであることを示そうとした。

あり方を遵守し続けていたら、その維持は困難なものとなったに違いないだろう。 れているのは、その内実を固定化せずに変化させてきたからなのである。仮に過去の神祭の し、この変化と伝承の持続は対立するものではない。鵜島で現在も宇佐八幡社の神祭が行わ 伝承意識は伝承の持続に対する意識だが、実際の伝承には様々な変化が認められる。

それは伝承を変化させないことによってではなく、 あるいは人間観を前提にしてきた。確かに人々は伝承を持続させようとしてきた。しかし、 があるだろう。次章ではこのような研究において、どのような視点が必要になるかを、 のである。このように考えた時、再び伝承の変化を主題とする研究のあり方を検討する必要 既往の伝承研究は、人々ができる限り伝承を変化させずに持ち伝えてきたという伝承観 々の 「世代交代」に伴う伝承の変化をとおして考えていきたい。 変化させることによってなされてきた

### 注

- す場合は、 (一) 本章ではトウヤを、 フィールドの表記に従って「当家」と記す。 その制度を指す場合は「当屋制」 と記し、 鵜島における役職を指
- (二)参考までに、『日本国語大辞典』(二○○二)における「小社」の説明を引用しておく。

と国弊社の社を各々三等に分かった第三の神社。 神社の等級の一つ。古くは大社に対していい、 明治維新以後の神 /小さな神社。 社制度では、

- とが分かる〔今治郷土史編さん委員会 蕃薯ニ宜シ、 大島ノ内宮窪村ニ属す。…人家三十六戸、 一八八〇年ごろに編纂された『伊豫國越智郡地誌』には、「鵜島(一ニ宇島 民農ヲ業トス」とあるので、 一九八八 七四]。 近代の初頭には、 人口百八拾八人、男九十人、女九拾八人、其地稲 鵜島で稲作が行なわれていたこ ト書ス)
- 耕作を一九九○年まで続けた。 織田清一氏(一九一五年生)という人物だが、 (四)〔野本 一九九八 四六〕参照。 野本の報告に登場する伯方島の住民は、 同氏は伯方島へ移住した後も、 鵜島の土地 鵜島出身の  $\mathcal{O}$
- る一助となる〔斎藤 二〇一五〕。 は船員年金、国民年金等で賄われているという。 (五)二〇一五年に鵜島を訪れたライターの斎藤潤によれば、 斎藤の ルポは鵜島の現状を具体的に 現在の島民の生活費の大部分 理解す
- されている〔愛媛新聞社 (六) 『愛媛県人名大事典』には、北九州・織田船舶の社長である織田文也氏の名前 一九八七]。 が掲載
- (七) 墓石の表記や家系図には小田、福良という表記がなされてい 宛て字による表記が可変的であったことによると考えられる。 る場合があ ŋ, 一定しな
- 三年郷土誌」には、三女神の名が見えるため、明治四二年の神社合祀に伴い、 窪町地誌取調書」にも三女神は含まれておらず、 行われたと推測される。〔宮窪町教育委員会 ている(愛媛県神社庁、online:?p=1491)。また、明治一三(一八八○)年に書かれた 子命(※仲哀天皇。神功皇后の夫であり応神天皇の父にあたる)が祀られていることになっ (八) 愛媛県神社庁のホームページには、祭神に三女神が含まれておらず、 一九九四 二八九〕参照。 帯中日子命の名が見える。 かわりに しかし「明治四 祭神の再編が 帯中日 「宮
- 際に便宜的に設けられた地名だったと推測される。 伝わるが、これが小・中・大を頭文字にしていることから本来は、この島に人が住み始めた (一○) 小浜、中山、大谷は鵜島の地名にもなっている。三奉行の奉行所が置かれていたと (九) 鵜島に伝わる古記録『家系日記』の二五丁裏~二八丁裏の内容を筆者が現代語訳した。 小山由氏のご教示による。
- だろう。 の隔たりがある。 活躍した時代も一二世紀後半であり、 緒方荘(大分県豊後大野市・旧緒方町)で、肥前国ではない。また緒方惟栄(尾形三郎)が (一一) 歴史上の人物である「緒方三郎惟栄」の本貫地は、宇佐神宮の荘園であった豊後国 したがって鵜島の伝説は、伝承の過程で改変が加えられたものと見るべき 村上海賊が鵜島周辺の海域で活躍した時代と四世紀
- 二〇) で大分県南部の (一二)織田信長の子孫と称する人々が住む地域は、 例を引いて注目している 〔柳田 柳田国男も 二〇〇九 『南島旅行見聞記』(一九 (一九二() 二九。
- (一三) 第三節三項の鵜島の氏仏に関するくだりで登場した織田家四代目当主の権四郎と

人である。 織田家の歴代当主は、第六章の図1を参照されたい

たしていずれが正しいかは簡単に解釈することの出来ない問題である」とし結論を保留し ものと一致している〔原田 の任務を担当する方法」によって「当」という字が宛てられたであろうとする見解は肥後の ているが、「その任務の内容が指導的なものであるところ」から「頭」の字が宛てられ、「そ していたものが、交替制をとるようになってから「当家」、「当人」に変化したと説いている 〔肥後 一九四一 三〇七〕。これに対し原田敏明は、「当家と頭屋と、その起源において果 (一四) トウヤ、トウニンの「トウ」に関する表記は、「頭」、「当」などが宛てられ 祭りで指導的な役割を担う特定の家や個人を「頭屋」、「頭人」と 一九七五 二三一〕。 一定し

(一五) 近年は島内の戸数の減少により八戸に戻している。

六八二~六八三〕参照。 (一六) いわゆるサカムカエと呼ばれるものだろう。 [愛知県史編さん委員会 一九八三

史的展開に関する議論は、「一応の結実」を見たとされる〔伊藤 (一八) 氏神祭祀の研究史を整理した伊藤幹治によると、 萩原の研究によって氏神祭祀の歴 (一七)本研究の第四章第二節における「二 トウヤのワタシ儀礼」の事例も参照されたい 一九八八]。

(一九) 愛媛県下においては「イットウ=一統」が一般的である。

家の家系図を作成した人物は、織田家よりも福羅家に近い人物であった可能性が高い。 天保一三(一八四二)年に早世した子どもの記事を最後に、それ以降の記載がないため ある福羅善治氏の代まで記述が存在することや、一九四二年に亡くなった男性の記事など が見えることから、これ以降の時代に書かれたものであることがわかる。織田家の家系図は とから、同一人物が作成したものと考えられる。 (二〇) 鵜島には織田・福羅両家の家系図が存在するが、その筆跡と文体が類似しているこ 成立年代は、福羅家本家の一〇代目当主で

れた。 ある。井之口は、山村調査から三○年を経て、どのような民俗事象が持続、変化しているの か明らかにすることを試みた〔井之口 一九七七 一七~二四〕。 (二一) 具体的な調査は、一九六六年に栃木県安蘇郡田沼町野上地区〈現・佐野市〉で行わ 旧野上村は、 一九三五年の全国山村調査で倉田一郎、鈴木棠三が調査を行った地域で

承を維持するために変化させる」という視点が必要となる。 ないもの/変わるもの〉といった単純な二項対立は成り立たない」という筆者の主張を紹介 る批評の中で、「『伝承』とは、変化を含み込んだものであり、〈伝承/創造〉とか、 しているが〔島村 二〇一三 一一二〕、このような二項対立を乗り越えるものとして、 (二二) 島村恭則は、本研究の第二章に収録した「伝承概念の脱/再構築のために」に対 〈変わら

工夫」を行ってきたと指摘している〔武井 人々が「持続可能な範囲内での多少の、ときに大幅な改変を受け入れつつ、伝承を継続する (二三) 武井基晃は、「祭祀を続けるために―沖縄の祖先祭祀における代行者と禁忌の容認 と題する論文で、 沖縄の士族系門中の祖先祭祀・位牌継承を事例としながら、 一○]。この論文は、 「伝承を維持す

を描き出すことだが、この二つの課題は本研究の課題と一致するものである。 ここで渡邊が求めているのは、①伝承をめぐる理論構築、 況=現代へのまなざしと理論構築の不備が渡邉欣雄に批判されている〔渡邉 二○一三〕。 るために変化させる」実践を具体的に示しているといえるが、その変化の背景にある時代状 ②伝承の変化から特定の時代状況

# ―鵜島における"歴史』の構成

### はじめに

島の人々の「世代交代」を事例としながら考察する。 する必要性を述べたが、本章では伝承の変化の要因と、 ために変化させる」という観点を示した。その上で伝承の変化を主題とする分析視角を構築 前章では、 鵜島の氏神祭祀における伝承意識と伝承の変化をとおして、「伝承を維持する その動態を捉える視点について、

伝承を意味する(三)。 象とする事実としての過去ではなく、鵜島の人々が主体的に持ち伝えてきた過去、すなわち である。あらためて本研究の"歴史』の位置づけを述べておくが、それは通常の歴史学が対 近は地域活性化のための環境整備やイベントの開催、出版物の刊行などが相次い ている()。そこで重要な要素として立ち現れてきたのが、前章で触れたこの島の〝歴史〟 現在の鵜島では過疎・高齢化が、この島にゆかりを持つ人々の共通課題となっており、最 で行われ

者の意味で用いている(El)。 を画されている集団の持続的努力にもとづく集合的記憶を区別すべきであると主張した」 会集団の心理から切り離された普遍的かつ客観的な事実である歴史と、 と指摘しているが〔ベン=アリ ここではその"歴史"の定義を明確にするため、 イヤル・ベン=アリは、 集合的記憶研究の祖であるモーリス・アルヴァックスが、 <u>-</u> 八〕、本章で言及する 集合的記憶論の観点を参照しておきた "歴史"も基本的には後 空間と時間で境界

が見出されるかという点であり、 近年の民俗学でも、人々が過去をどのように歴史化するかという問題が注目を集めて 本章で鵜島の "歴史"をとおして見ていくのは、 伝承の動態性が立ち現れる契機を把握することである。 そこにどのような伝承の仕組み い

# **界一節 伝承の仕組みと動態をめぐる先行研究**

伝承の「しくみ」を示すことが重要になると主張している。これと同様の指摘は鈴木正崇に らかにしており〔島村 た〔島村 二〇一三〕。島村は沖縄県宮古島狩俣〈現・宮古島市平良狩俣〉における神役女 脱/再構築のために」で学史・理論面から検討したが、この論考でなされなかったフィ ドにおける実際の伝承、 ってもなされ、 の世代交代が、当該地域の祭神に関する伝承の変化に、どのような影響を及ぼしたの 伝承が静態的存在として扱われることになった経緯については、 伝承を「民俗知の地平」に埋め戻して考察することの重要性が示されたが 一九九四〕、今後の伝承研究では、このような具体的事例によって、 伝承行為を実証的に分析する必要性が島村恭則によって指摘され 「第二章 伝承概念の か明

鈴木 二〇一四〕、本章で試みる分析は、これらの議論に促されてのものである。

基本的な視座を提供してくれるものだといえよう。 批判している〔大石 二〇〇七 一~一八〕。その上で現在的な伝承の変化を把握する視座 伝承概念との関連で過去の民俗芸能研究が、その なものがあるのだろうか。 することに拘泥し、そこから〈日本文化の全体像〉などを論じる志向性を持っていたことを グラフが注目される。大石と川島は伝承概念を積極的に用いて研究を行っているが、大石は とについては、第二章第二節でも触れたが、近年の研究では特に大石泰夫と川島秀一のモノ への転換を主張しているが、このような立場による大石の研究は、伝承を動態的に把握する それでは具体的に伝承の仕組みや動態をフィールドから分析した先行研究に、どのよう その先駆的な取り組みが主に民俗芸能研究の分野でなされたこ 〈もともとの形〉や〈本来の意味〉を抽出

論にも伝承を動態的に捉えようとする視角が働いていることが理解されよう。 体的に選択してきた結果」であると論じているが〔川島 響など様々な要因」があると指摘している。そして「それは単なる模倣ではなく、人々が主 術伝承を例に挙げて、「それを選択する人々の価値観やそれまで蓄積してきた関連技術の影 か」という問題意識から具体的に描き出し〔川島 二〇一一、二〇一二〕、追い込み漁の これに対して川島は漁撈技術や口承文芸、呪術の実態を、 「伝える(伝わる)こととは 一一〕、この川島の

者の内面における伝承の領域と体験の領域の統合とその言語表現」が口頭伝承であるとす てそれが再び伝承化され体験されるという再構成のダイナミズムが確認されるのである。 にそのような面が見出される。そこからは伝承の領域と体験の領域が接合される過程、 る定義を示しているが〔徳丸 が挙げられる。徳丸は森神・屋敷神にまつわる伝承の再構成過程を事例としながら、 こうした議論の中でも、 特に本章の関心と関わるものとして徳丸亞木による一連 二〇一三 一七]、本章で見ていく鵜島の "歴史" にも顕著 「伝承 の研究

進めていきたい。まず次節で鵜島の として、これらの分析から得られた知見をもとに、 を見出してきたのか、また現在、見出しているのかということを整理する。第四節では結論 がどのようなものなのかを示してい つづく第三節では、その成立と伝存の過程を分析し、鵜島の人々がどのような状況下で伝承 本章の問題意識と関わる先行研究は以上のようなものだが、以下のような流れで議論を "歴史"を記した古記録『家系日記』の内容を見ていく。 伝承の仕組みと動態を描き出す分析視角

### 第二節 鵜島の "歴史"

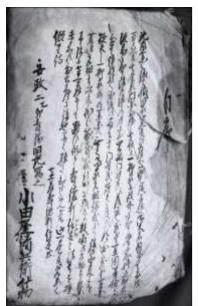
## 一 古記録『家系日記』について

が鵜島に住むようになった経緯について地元では、 現在、鵜島に住む島民の姓は、織田 織田信長と因島村上家に縁のある人物だと伝わっている。 (おりた)と福羅(ふくら)の二つで占められており、 以下のように説明している。 そして両家の先祖

支配に属していたので佐島から福羅長三郎なる者が島の番人として住んでいた。 である〔福羅 に住んでいた弥三右エ門の息子「福羅長三郎」と三人で荒れた鵜島の開発に当たったの 鵜島福羅家の開祖・福羅弥三右エ門と一緒に明暦元年三月佐島から鵜島に入植したの 田信義が猪を射止めその褒美に藩主より鵜島の領有を許され同じく佐島に住んでいた 十二年三月、藤堂高吉・今治藩主が大島で猪狩りを催したときに鵜島織田家の 鵜島は天正 から明暦元年まで約五十~七十年間無人の島であったが当時は 二00七 織田信義は一緒に入植した福羅弥三右エ門と島の番人として先に鵜島 <u>四</u>。 開祖·織

本章では、これを利用するかたちで分析を進めていくことにする (五)。 未調査] と若干触れられているに過ぎない [今治郷土史編さん委員会 九八八)の「今治市域及び旧今治藩域に残る近世文書について」という文章の中で、 田姓旧歴家系日記』 が、本格的な調査はこれまでなされておらず、わずかに『今治郷土史 に伝わる古記録『家系日記』である。『家系日記』の存在は、鵜島や大島でも知られていた のような鵜島の開拓に関わる『歴史』 しかし大島の村上海賊ミュージアムにそのデジタルデータが保管されており (寛永十三~安政五) 一冊 村方史料としても貴重、その他については が伝承された背景を考える際に重要なのが 資料編 一九八八 

集した人物の自家の家格を強調したい意図が読み取れる。六丁表からは、鵜島織田家の初代 左衛門信義大名格御客分御賄料五百石無役家老中相談預也」と記されており、この資料を編 条藩一柳家の分限帳「一柳監物殿家中控」が収録されているが (セ)、その文中に「織田治良 奥付はないが、巻首の「自序」に「安政二乙卯青陽旧記写之」とあり (ト)、 である治郎左衛門信義から四代目・権四郎までの時代に起きた様々な出来事が記されてい できる(写真1)。自序に続き鵜島織田家の始祖・治郎左衛門信義が仕えたとされる伊予西 軒信友書」、 大きさは縦二二×横一六センチメートルで、料紙は和紙、体裁は四つ目綴じの竪帳である。 本資料は全一冊、 鵜島や織田家に伝わる伝承から古文書の写しと思われるものまで、 「小田屋清兵衛什物」と見えることなどを重要な書誌情報として挙げることが 総丁数一四四の和綴じ本で、 題簽の外題と内題に「家系日記」とある。 その内容は多岐に 「七十一翁壽徳



『家系日

記』自序 鵜島織田家の歴代当主と関連する人物 については図1を参照されたい

わたる。なお『家系日記』に登場する

きは、 二 伝承・文書の編集と「日記」の結合 日記」と記されている箇所である 本資料の伝来を考える際に注目すべ 六一丁表にある「是ヨリ隠居之

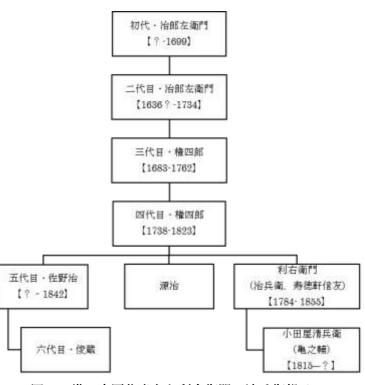


図1:織田家歴代当主と利右衛門、清兵衛親子 治兵衛こそが前節で触れた 衛を連れて今治で隠居生活 の佐野治に家督を譲 かれたあとにあるが、 と「是ヨリ隠居之日記」と書 十年ニ成也 子年ヨリ嘉永六癸丑年迄五 に入った。 「自序」の著者・壽徳軒信友

「隠居始文化元甲

治兵衛十

九才」

この

真2)。

この隠居を行

0

た人

物は織田家四代目当主の権

であ

り、

権四

つ

一九才になる三男・

治兵

写真2:「隠居之日記」

冒頭部 記」と表記する。 れるが、

れ以前の記述は、

「隠居之日記」

の冒頭には

が四代目・権四郎の筆によるものではなく、利右衛門が書いたものであることが分かる。そ

「是ヨリ隠居付治兵衛の日記と成」と書かれているので、

これらのことから本資料が初代・治郎左衛門から四代目・権四郎の時代までの出来

利右衛門が書いた「隠居之日記」を組み合わせるかたちで編集

権四郎が織田家の本家に伝わっていた文書を「書写」したものであるとさ

あるので、利右衛門が編集した本資料を息子の清兵衛が受け継いだことが分かるだろう(ハ)。

「小田屋利右衛門壽徳軒信友子

田屋清兵衛については、

年には七一歳になっ

ているので、

八〇四)

年に一九歳であ

った治兵衛

(利右衛門)

も「自序」

が書かれた安政二(一八五

と改名しているが、文化元

友と名乗る以前に利右衛門

である。

治兵衛は壽徳軒信

事を記した「家系日記」と、

『家系日記』とし、

された書物であることが理解されよう。なお、以下では本資料の全体を指す場合は二重括弧

その前半部に収録されている資料を指す場合は、

一重括弧で

「家系日

島·戸代 事件や、 記」の最後に当たる八九丁裏には、「織 写しなどが記されており、 での約五十年間に起きた全国各地の 〇三) 年から嘉永五 「隠居之日記」には、 鵜島の人々の耕作地である大 山 の権利関係に関する証文の (一八五二) 年ま 享和三 (一八 「隠居之日

「七十一翁壽徳軒信友書」という記述と合致する。

小田屋清兵衛」と九二丁表に

之日記」を合わせて、 田鵜島明暦元未年ョリ嘉永六丑年迄年数二百年也」とある。すなわち「家系日記」 ているのである。 ちょうど二百年間の鵜島と織田家の "歴史" が『家系日記』には記さ と「隠居

について記されており、 できる。外国船の来航や彗星の飛来、地震・津波の記録など、当時の社会を揺るがす大事件 永五(一八五二)年から今治城下風早町に住んでいたためであると考えられる(六九丁裏、 のと判断してよいだろう。 れる。後半部は非常に雑多な性質の情報が記されているが、これらの記述は清兵衛によるも (一八二一) 年に権四郎、 本資料には、それ以後の記事も存在し、慶應二(一八六六)年までのものを見出すことが 利右衛門と清兵衛親子が、このような全国各地の情報を得ることができたのは、文政四 猛威を奮った「コロリ」の流行に関する代官所の触書の写しも見ら 利右衛門親子の隠居家が今治城下宝町に引越し、清兵衛もまた嘉 本章ではこれを便宜上、「小田屋清兵衛の日記」と呼ぶことにす

## 三 『家系日記』の具体的内容

形三郎の活躍なども記されているが、恐らく織田、福羅両家が入植する以前に島で祀ら 代の伝説や出来事が記されているが、鵜島で現在も祀られている宇佐八幡社、大尾明神社の なるのである。一六丁裏~二三丁裏にはそれ以前の鵜島に関わる伝承、すなわち村上海賊時 まるが、これに同行したことが発端となり織田家は福羅家とともに鵜島で定住することに 家の始祖・治郎左衛門信義が仕えたとされる伊勢神戸一柳家の伊予西条への国替えから始 由緒が二五丁表~三○丁裏には見える。この大尾明神社の由緒は典型的な蛇婿入説話で尾 いた神であろう(二〇)。 は編年体による歴史叙述が採用されている。その記述は寛永一三(一六三六)年に鵜島織田 1 は本資料の前半部にあたる「家系日記」の内容だが、一見して明らかなように基本的に 以下では『家系日記』の性質をより詳しく知るため、その具体的な内容を見ておきた

内容の多くを占めはじめることである。 代 目・ 九)年に鵜島が宮窪村の支配から離脱した際の記録である「宮窪村之内戸臺鵜島別村ニ被仰 二四丁裏を「鵜島の始祖たちの事績」とし、その間の一六丁裏~二三丁裏、二五丁裏~三〇 附候御書附之写」 クストが存在したと思われる証文類の 丁裏に挿話的に記述されている伝説や出来事を「村上海賊時代」として位置づけておく。二 本章では、 四代目・権四郎の時代の内容に移行する。ここで注目されるのが、恐らく先行するテ 治郎左衛門に関する記述は三○丁裏~三一丁表までと非常に短く、以後は三代目・権 織田家と福羅家の始祖の事績が記されている六丁表~一六丁表と二三丁裏~ が収録されており、 三六丁裏からは再び四代目・ 「写し」や、各年代の出来事を記した「記録」がその 例えば、三三丁表~三五丁裏には、寛延二(一七四 権四郎の事績や島内に健

### 表1:「家系日記」に記された年代と記述内容

丁数	年表	内容	備考
6オ〜14オ	<ul> <li>寛永13(1636)年:伊勢神戸の一柳家が伊予西桑に国替【史実】</li> <li>・承応元(1652)年:織田治郎左衛門信義 一柳家を出奔</li> <li>・寛文5(1665)年:一柳家改易【史実】</li> </ul>	<ul> <li>一柳家時代の織田治郎左衛門信義</li> <li>一柳家の転封と監物直興の悪政</li> <li>治郎左衛門による監物への諫言と出奔</li> <li>治郎左衛門、岩城島の門野五郎兵衛のもとへ</li> <li>治郎左衛門、佐島へ移住</li> </ul>	・岩城島の門野家に預けていた織田家の武具、系図が焼失。 ・一柳家の菩提寺「福武村常福寺」にあったとされる治郎左衛門の 墓。
14オ~15オ	・寛永12(1635)年:今治藩主藤堂高吉が大島で猪狩	<ul><li>治郎左衛門の猪狩への参加と大活躍により鵜島を拝領</li></ul>	
15才~16ウ		<ul><li>・佐島村支配地の鵜島に派遣されていた山番の長三郎</li><li>・長三郎、治郎左衛門に鵜島への移住を勧める</li></ul>	・長三郎は福羅家の始祖・弥三右衛門の息子。
16ウ~18オ		<ul><li>村上海賊時代の鵜島</li><li>大谷、中山、小浜の三奉行と地名伝承</li></ul>	
18オ〜22ウ		<ul><li>・足利将軍による宮島征伐と村上海賊の恭順</li><li>・足利将軍が下賜した鵜の繁殖と島名の由来</li></ul>	・史実では足利軽満が元中6(1389)年、南朝勢力牽制の為に宮 島を参詣。 ・巍島はもともと福島と呼ばれていた。島内の福島神社はその名 残である。
22ウ~23ウ	・天正15(1587)年:伊予河野氏と村上海賊が滅亡【史実】	<ul><li>鵜島が無人島化</li></ul>	
23ウ~24ウ	・明暦元(1655)年:織田・福羅両家が鵜島に入植		
24ウ	・寛永12(1635)年:藤堂家の伊賀転封と松平定房の今治藩主着任 【史実」		
25オ・ウ		・佐島・宇佐八幡社の由緒と鵜島への勧請	<ul><li>・佐島の入権者が豊前国出身者であったため宇佐八幡社を祀った。これが鵜島でも祀られた。</li></ul>
25ウ~30ウ		・大尾明神社の由緒と祟り	<ul><li>・宇佐八幡社の勧請以前、村上海賊時代の機島には大尾明神が 祀られていた。</li></ul>
30ウ~31オ		・治郎左衛門の死と二代目・治郎左衛門による家督相続	・左韓山観音堂には二代目・治郎左衛門の揮毫した額があったと される。
31ウ~32ウ	・元禄2 (1689)年: 検地があり鵜島は宮窪村支配に	・二代目・治郎左衛門の三男・権四郎が家督相続	<ul><li>二代目・治郎左衛門は長男と折り合いが悪く、尾道で船頭をして いた三男の権四郎を呼び戻し、家督を譲った。</li></ul>
33オ〜35ウ	・享保17(1732)年:鵜島が宮窪村支配から離脱	<ul><li>「宮窪村之内戸臺鵜島別村二被仰附候御書附之写」を掲載</li></ul>	
36オ・ウ	・宝暦2 (1752)年	・家の新築、災害、村支配の交替などの記録	
36ウ~41オ	•宝曆12(1762)年	・若年時代の四代目・権四郎(幼名・万助)の仏教への関心 ・四代目・権四郎の霊夢と役所による鳥民削減の難題	・安永元(1772)年の鵜島の家数は「古株十三軒、新株三軒増、 〆十六軒」との記載がある。
41オ〜43オ		・四代目・権四郎の大病と阿弥陀如来への帰依	
43オ〜44ウ	・明和9 (1772)年:鳥内に阿弥陀堂を建立【現存】	・四代目・権四郎が再び霊夢を見たことで阿弥陀像を勧請	
44ウ~45オ	•安永8(1778)年	・田浦新田の開発に関する届け出の写し	
45ウ~48オ	•寛政7 (1795)年	・西の鼻、比丘尼岩に関わる出来事と伝承	
48ウ~51オ	•安永10(1781)年	<ul><li>「鵜島山野間治兵衛へ御預之御書附之写」を掲載</li></ul>	<ul><li>野間治兵衛は当時、鵜島が所属していた仁江村の庄屋。</li></ul>
51ウ~56オ	•寛政元(1789)年~享和3(1803)年	・家の新築、災害、権四郎の退役願い等の記録	
56ウ~57ウ		・四代目・梅四郎の子供達と五代目・佐野治への家督相続	・天保14(1843)年の島民の数は「男百六拾三人、女百六十九 人、〆三百三十二人也」とある。
58オ~60オ	•天明8(1788)年	<ul><li>田浦沖で発生した越前国籍船の遭難記録</li></ul>	

### 表2:『家系日記』全体の構成

編者

利右衛門

清兵衛

鵜島織田家の当主

六代目•俊蔵

初代·治郎左衛門

初代·治郎左衛門

三代目 権四郎

四代目•権四郎

五代目·佐野治

いきたい。

二代目·治郎左衛門

著者

四代目•権四郎

利右衛門

利右衛門

利右衛門

清兵衛

~嘉永5(1852)年 嘉永5(1852)年 六代目•俊蔵 ~慶應2(1866)年 表、 料に記載されている情報の質的な違いに注目しながら考察し た利右衛門 さ 『家系日記』がこのような構成をとるに至った理由 つ阿弥陀堂の由来などが記され 以降は、 船の れ Ή. 遭難記録 一丁裏〜五六丁表などにも「写し」 「家系日記」 四代目・権四郎の隠居とともに今治 (治兵衛) の写しが収録されている(二)。 の終盤には鵜島  $\mathcal{O}$ 「隠居之日記」 7 いるが、 田浦沖で発生した越前 となるが Þ 四四丁 ` 「記録」 と引 裏~ 次節 が散見 <u>加</u>五 0 では 越 丁

年代

安政2(1855)年

寛永13(1636)年

文化元(1804)年

~文化元(1804)年

### 第三節 編著者の関係性と歴史叙述 0 "歴史 にみる伝承 一への影響 の

143オ~144ウ 自序等の書き損じ である。 は、 真 3 五 記述が頻出するようになる。 父、 かるが、その著者としてもう一人の重要な人物が利右衛門の 名が見えるので、 である可能性が高い点である。ここに書かれている内容は、 表2は、 四代目・権四郎である。 「四代権四郎書」と書かれたあとの記述が権四郎 (六三丁表) 「家系日記」 年に三代目・ 前節でも触れたように自序には利右衛門と清兵衛 『家系日記』全体の構成と編著者をまとめ この二人が本資料の編著者であることが のように、 の後半部と 権四 郎の 更にこの写真3で注目される 死にともなって家督を相 四代目・権四郎は宝暦二 「隠居之日記」の前半部には写 「四代権四郎書」と端書され に続する の直筆 たも 分

内容

-柳監物殿家中控

小田屋清兵衛の日記

白序

家系日記

隠居之日記

丁数

1ウ~2ウ

3オ~5ウ

6か~60ウ

61オ~91ウ

92オ~142ウ

だのである。 を編集する過程で四代目・ るものだが、 けたものであることが分かる(三)。 直前の記事と筆跡が異なり、 権四郎が記した直筆資料をそのまま転用し、 大島で現在も行われている「島四国」と呼ばれる巡礼 即ち、 よく見ると別の紙に書かれたものを切り取 利右衛門が 「家系日記」 その記述に組み込 と「隠居之日記 に関す 0 て貼

郎 と思われる。 うその関係性から、 が位置づけられることが理解されよう。 歴史叙述が利右衛門を中心とするものであり、 利右衛門と同時代を生きていないため、 に至るまでの 右衛門が書写では これを図示すると図 鵜島 伝聞と体験が  $\vec{O}$ なく貼り "歴史# 付け 入り混じったものとなっているが、 2のようになるが、 は権四郎からの伝聞、 を行った意図は不明だが 四代目・権四郎の事績は利右衛門と親子であるとい お互いの記憶・経験の共有がなされていな その周囲に四代目・ 利右衛門の祖父にあ あるい ひとまずここから 、は書か、 それ以前 権四 れ たも 郎、 たる三代目・ 息子の清兵衛  $\mathcal{O}$ のを参照した 初代 は、 本資料 から三 V

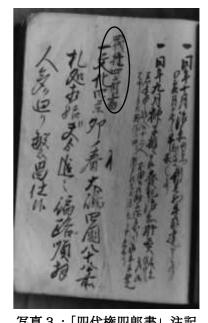


写真3:「四代権四郎書」 以前 記述に留まっている。 代目 らざるを得な

注記

である。ここには伝承の仕組みを理解する上での重要なヒントが現れてい 「濃淡」が生じた理由を考える際の補助線となるのが、 である。 'n, 簡潔な内容

ったため

か、

極めて少ない

、情報量

賊時

代の

出来事は詳細に記されてお

の二代目、

三代目に関する記述と対照的

るが、

このような

「家系日記」

に続く

か

初代・治郎左衛門と村上海

居之日記」 歴史叙述の

と「清兵衛の日記」

の二代目

・治郎左衛門の事績

版は四

権四郎もほとんど把握してい

な

か

 $\bar{O}$ 

口伝え、 事績につい

書き伝えの情報に頼

 $\mathcal{O}$ 

であ

る。

さらにそれ

その 5

ては四代目

•

### 「家系日記」「隠居之日記」「清兵衛の日記」 の比較

右衛門の筆による「隠居之日記」は総丁数三○丁で、 「家系日記」  $\mathcal{O}$ 約半 -分 の 分量であ

『家系日記』 の紙数を割いて記述していることがわかる。 事が記されており、 永五 (一八五二) 居之日記」には文化元 七十年間の出来事を記しているのに さらに しかし 年から文化元 「清兵衛の日記」は嘉永五 「家系日記」が寛永 年までの約五十年間の (一八〇四) 年までの 短い (一八〇四) 年か 期間の出来事を多く 一三(一六三 対し (二八五 出来 . ら嘉

「清兵衛の日記」 現存の『家系日記』

記録

: 利右衛門から見た鵜島の ブッ ぐ分量となっ の主な内容が全国各地の災害や米相場などに ここでは近代以前の ような性格を持 ている。 情報を書き写した「スクラップ これは「清兵衛の 「書写」に関する柳 つため であるが 自記

記憶・経験の共有

口承・書承

数が五 に短い

○丁となっ

ており、

「家系日記

に次 総丁

四代目↓

権四郎.

清兵衛

利右衛門

「家系日記」

「隠居之日記」

利右衛門

 $\stackrel{-}{\supset}$ 

年から慶応二(一八六六)

年までと非常

期間のものであるにも関わらず

三代目

二代目

治郎左衛門

権四郎

伝承

初代

田国

男の

以下のような指摘を参照しておきた

村上海賊時代

どうかである。 と書写して置くことが、果して我々のいふ書籍といふものの定義に、包含せられようか 年にもなるといふので、ゆかしく思って借り出してみると、 懇意の老人に大変な分量の、「かき物」をして居る者があった。 った。新聞 の記事だとても無論馬鹿にはならない。…たゞ問題になるのは之を公然 全部が新聞の又写しばかり 始めてからもう三十

略これと同じいものが主要なる著述の題材であった。 うとして居る は愚かであったかも知らぬが、古い時代の著書では、さういふものが次第に勝利を得よ ところが新聞と名の付くもの 〔柳田 一九九八(一九三三) が、 未だこの世の中に現出しなかった時代には、 三五三 …明治以来の新聞を書写した人

た情報 与えて 出すことができない。代わりに全国的なニュースが取り上げられているが、このような情報 を持たせるかたちでこのような記録を書き足していったのである。 おくことが の質的な違いが は鵜島との関係性を示唆する内容が散見されるのに対し、「清兵衛の日記」にはほとんど見 かもしれないが、 田が へと知的関心が向かう近世末期の人々の意識のあり様を垣間見ることができよう( るのである。 いうように大量に印刷された明治期以降の新聞を書き写すことに大きな意味は 「主要なる著述の題材」であった。利右衛門と清兵衛は「家系日記」との連続性 「家系日記」、「隠居之日記」、 それ以前の社会状況においては、これに類する様々な情報を書き留め ここからは 口 ーカルな伝承や知識から徐々に空間的 「清兵衛の日記」 の情報量の差にも影響を しかし「隠居之日記」に な広がりを持 0

といえる。この濃淡をめぐる問題は、次節であらためて詳論するが、その議論に入る前に現 や出来事を、 在の鵜島の人々が、 上が かということを、 『家系日記』 どの時点で把握するかによってその叙述内容に顕著な「濃淡」が生じることだ 『家系日記』に記されている『歴史』 の構成に関する分析である。 いくつかの事例をとおして見ていくことにしたい 本資料をとおして見えてくるの をどのように受容し持ち伝えて

## 二 鵜島の "歴史" をめぐる現状

なされているのかということについ 以下では、 っては、最近の鵜島における地域おこし活動の中で、 ているのかを示唆する三つの事例を取り上げる。 のであり、 鵜島の人々が自分たちの住む土地と先祖達に関する 2 は、 近年までの て見ておきたい 『家系日記』の管理に関わる問題である。 事例1は織田、 どのようにその "歴史"をどのように受 福羅両家の始祖の墓と "歴史" が活用が そして

## 事例1:鵜島の祖先祭祀と伝承の発現

○三)年没】」のものである。 写真4は鵜島島内の墓地の様子を撮影したものである。 【天保一三(一八四二)年没】」のもの、 「織田治良左衛門【元禄一二(一六九九) 最後に③「福良弥三右エ門【元禄一六(一七 鵜島で古いと思われる墓石は三 年没】」の もの、 「織田佐

当主にあたる人物である(図1参照) 記した「元禄八乙亥六月廿三日 同人室」になる。逆に最も新しい年代は、②の佐野治の妻 の没年と考えられる「安政四年丁巳九月六日」であるが、 これらは いずれも夫婦墓で、刻まれている最も古い 年代は、 佐野治は鵜島織田家本家の五 ③の弥三右 工 門の 妻の 没 代目

建立されたためだと考えられるのである。 時期に建立されたものであると推測している。 それぞれの墓石に刻まれた没年と近い年代に建てられたとすべきだが、筆者は、三基の形状 挙げられる(言語。二~ うに①の初代・治郎左衛門の墓と②の五代目・佐野治の墓が隣接して建てられていることが (笠付墓) と形式 (夫婦墓)、刻まれた文字の書式が一致していることから、 それでは、この三基の墓は、一体いつごろ建てられたものなのだろうか。 は②の織田家五代目の夫婦墓が建立される際に、併せて①の初代・治郎左衛門の墓が 四代目の墓は現存せず、 織田家本家の先祖代々墓に祀られているが この仮説を裏付けるものとして、写真4 普通に考え その全てが同 れ 。 よ

えられるのである。 夫婦墓が建立された際に、 に当時の さらに重要なのは、 福羅家本家における家督相続者の墓は建っていない。 福羅家の夫婦墓は一基だけとなっており、織田家のようなかたちで、この墓の隣 鵜島における両家の強い絆を示す事例だといえるが、これらの墓が建て ③の福羅家初代・弥三右エ門の墓もこの時に建てられた可能性が高 織田家だけでなく福羅家の始祖の墓も合わせて建立されたと考 つまり②の五代目・佐



写真4: 隣接する織田家初代・治郎左衛門と五代目 佐野治の墓。 奥には福羅家初代の墓もある。

※2010 年筆者撮影

られたと考えられる安政年間には『家系日記』 も成立しており、鵜島で両家の始祖を顕彰し、 あらためてその伝承に目を向ける状況があっ たと推測されよう。現在の鵜島では「五代ごと に墓を建てる」という話が聞かれるが(1t)、 に墓を建てる」という話が聞かれるが(1t)、 のの墓が建立された際に、このような伝 番が確立した可能性は十分にある。

岸や盆の時期など折に触れて島民達がこれら ・特別な意味づけが与えられており、後世に をってもその墓が新たに建立されるような事 態が生じたという点である。そして現在も彼 が生じたという点である。そして現在も彼 が生じたという点である。そして現在も彼

# 事例2:氏神祭祀組織と『家系日記』の共有

墓の掃苔を行っており、

信仰の対象となっ

て

いるのである。

年間の在任期間中に鍵と法螺貝を保管していた(第五章・写真5参照)。鵜島の当家と当組 な飲食物の準備といった様々な仕事を担当し、八人の人数で編成されている (\_^)。 鵜島の氏神である宇佐八幡社の祭祀組織である当組の代表は当家と呼ばれるが、その 祭りの打ち合わせや日取りの決定、タユウと呼ばれる神職との交渉や接待、 祭りに必要

組と当家を決める会合などで島民への周知を行うために用いられてきた。箱書には天保 の他に、祭礼における取り決めや神饌、名簿などが記された書類を収めた箱を当家宅で保管 (一八三七)年の墨書があり、古くから鵜島に伝わる共有物であったことが理解される。こ 鍵は神事の際にご神体を引き出すため不可欠のものであり、法螺貝は大当と呼ば 過去には『家系日記』もこれに含まれていたという話が現地では聞かれる。 れる当

れる。その年の当家が次年度の当家に御神酒を注ぎ、「ひとつよろしくお願いします」と口 上を述べたあと、先述の関係書類、 当家と当組の引継ぎは一○月の例大祭が終わったあと、 法螺貝、鍵などが渡される〔小山 公民館に関係者が集まって行わ <u>一</u> <u>一</u> 五. 

域社会内の伝承意識を喚起する象徴性を帯びたモノとして、 けられていたことが分かるだろう。 と、その意識形成に深く関わっている点については第四章と第五章で論じたが、こうした地 氏神祭祀組織のトウワタシ儀礼による役割交替と、それに伴うモノの共有が様々な伝承 近年まで『家系日記』も位置づ

# 事例3:伝承の再発見と現代における活用

おり、 史や文化を取り上げた調査報告書『鵜島風土記』(二○一五)が来島者に配布されたが うコンサートイベントが開催されることになった。これらのイベントに合わせて鵜島 のような一連の動きの中で鵜島に伝わる伝承の の里」や島外在住の鵜島にゆかりがある若い世代の人々の協力が得られるようになり、 のである。 であるが、 — 五. 一五年三月には鵜島でサイクリングイベントが行われ、翌年には二〇〇人近い参加者が集 の待合所や島内各所に備えられた道標、 はずの鵜島が、 二〇一五年一月に鵜島を訪れたフリーライター つける動きも活発化しつつあるのである。 一○六〕。斎藤がそのような「活気」を感じた理由は、当時リフォーム中であった港 「魅力の掘り起こしが進む急流に囲まれた史跡の島」と位置づけている〔斎藤 しかし、こうした地道な活動を積み重ねていく過程で、大島の 道標の設置や小冊子の刊行は島内在住の福羅逸己氏がほとんど独力で行ったも とても活気づいていた」と『季刊しま』に寄稿したルポルタージュで述べて 鵜島の歴史をまとめた小冊子などを目にしたから 「掘り起こし」も進み、 の斎藤潤は、 「ますます寂しくなってい それを地域おこしと NPO法人「能島 0



写真5:警固鼻に建てられた見張小屋

地元紙『愛媛新

-絶景一

警固鼻(ケイゴバナ)に建てられた「見張小屋」

には村

写真5は、二〇一六年のイベント前に鵜島

※2016 年筆者撮影 上海賊時代の造船所跡や古井戸が存在し、この である。この小屋が建てられた小浜地区

場所で通行する船を見張っていたのではない 望やぐら建設中」も、この見張小屋を紹介して 聞』の記事「鵜島の新名所へ住民ら汗 かと現地では伝わっているが、 以下のような内容となってい

聞』二〇一六年一月六日付) は警固鼻でイベントを開催予定とか。「それまでには完成させんといかんなぁ」。鵜島 と島出身の織田啓志さん が多くの観光客でにぎわう様子を想像しながら、福羅さんたちの作業は続く(『愛媛新 いごばな)」。 能島や宮窪の町を一望する絶景を楽しんでもらうため、福羅さん (58) らが1年前からこつこつと作業を進めている。 る。 近する船を監視した場所との伝承もある「警固 …やぐらを造っているのは、 の住民も島に人を呼びたいと願 村上海賊が接 0 て

(i)

理解されよう。 海賊に扮した島民達による和船の「潮切り」パフォーマンスなども行われたが、現在は、村 上海賊ゆ のうちにイベントは終了した。イベントでは、 先述のように三月に行われたイベントには二〇〇人近い参加者が警固鼻に集まり、 かりの島、その子孫が住む島として、鵜島の伝承に注目が集まる状況にあることが 事例2で触れた法螺貝の音に合わせて村上 大盛

在も はこの点について掘り下げた分析を行い、本章の結論を示していきたい。 ける記述の濃淡と同様の伝承の仕組みの発現によるものだと筆者は捉えているが、 事例である。 以上が鵜島の人々が現在、その 「濃い」ものとして認識される状況にあるということだろう。 これらの事例に共通していえるのは、村上海賊時代や始祖に関わる伝承は、現 『歴史』をどのように受容し持ち伝えているのかを示す これは『家系日記』にお

# 伝承の仕組みと動態をめぐる考察

### 伝承の通時性と共時性

伝承と深く関わると思われる概念についてである。 動態について考察を行う。その前提として、まず触れておきたい 以下では鵜島の "歴史" とその受容をめぐる事例を念頭に置きながら、 意外にもこれまでその関係性につい のが通時性と共時性という 伝承の 仕 組み 7

九八七) や動態が主題となりえなかったのかが自ずと理解される。ここでは、『文化人類学事典』(一 義の導入という問題が挙げられよう。 は等閑に付されてきたきらいがあるが、その理由の一つとして民俗学における構造機能主 造機能主義の影響を見てきたが、その定義を確認すると伝承の研究において、 の「機能主義」の項目を参照しておきたい。 第四章でも伝承母体論を例としながら民俗学におけ

- (1)察を通して克明な記述・分析を行う。 推論に基づく人類史の再構成を放棄し、 かわりに特定社会に現地調査に赴き、
- 2 どのような役割を果たしているのかを探ることこそが重要である。 社会や文化を構成する諸要素は相互に関連しながら1つの有機的統合体を形 ある時点で各要素が互いにどう関連しながら1つのシステムを形成し、 ているのだから、それらの起源や経緯を辿ることは必ずしも必要ではない。それ 人類学の目的である〔田中 (歴史的) にではなく、共時的に機能を明らかにすることこそが、 一九八七 一九六」(三)。 文化人類学、 すなわち、 づく より

うことにもつながり、その固定化を招いたといえよう。 俗誌、民俗学の後景に退くことになるが、この一連の流れが伝承を静態的存在として取り 共時的なものとならざるを得ない。こうして通時態としての伝承の変化や動態の問題が民 このようなスタンスによって特定の地域社会の伝承を対象化する場合、それは必然的

というものを無意識に想定しているからであり、 としてのそれは、過去―現在―未来という時間のなかで不断に変化する。 ていることを示しているのである(三)。 「衰微」や「消滅」といった言葉で片づけるのであれば、それはあるべき姿の「本来の伝承」 かし実際の伝承は共時態であるとともに通時態でもあるという二面性を持ち、 変化をノイズとして捨象する機制が働い その変化を民俗の 通時

その構築と受容が、 論構築を図らなくてはならない。そのためには通時的な視点に立って伝承が構築され 民俗学はこのような視点から脱却し、 それが受容される仕組みのモデルを提示することが必要だが、 一定の傾向性を持ってなされてきた(いる)ことを示している。 ノイズとされてきた変化に焦点を当てた新たな理 鵜島の てき

# 一 鵜島の "歴史" にみる「民俗学的原史」

ているが な時期があるし、まるで何事も起こっていないかのような、空白の多い時代もある」と述べ 哲学者の田島節夫は、 祖たちの事績は、墓所や祭礼、イベント、見張り小屋に関する事例からも分かるとおり、 "歴史"にも見出されるその「濃淡」である。 7 (田島 「歴史を見わたすと、有意味な日付が密集して小刻みに現れるよう 九三〕、通時態として伝承を捉えた場合に注目されるのが、鵜 現在の鵜島でも村上海賊にまつわる伝説

ど認識されていない。それは四代目・権四郎や利右衛門、 い」ものとして意識されている。ところが二代目以降の時代に起きた出来事は、 清兵衛の存在についても同様であ ほとん

明らかにすることにつながるだろう。 違いがどのような仕組みによって生じたのかを考えていくことは、必然的に伝承の動態を 編著者自身の経験が、 ことである。 るのは、四代目・権四郎と利右衛門の経験した出来事が「濃い」ものとして記述されている な編著者との関係性が影響するかたちで、 現在と同様、 翻って『家系日記』の場合はどうであろうか。 強く意識されている。 つまり『家系日記』が編集された当時は「濃い」ものであった直近の過去や、 現在は 「淡い」ものに変化していることが確認されるのである。 だが二代目、三代目の事績については、前節で見たよう わずかしか触れられていない。 村上海賊時代や始祖たちの活躍 そして現在と異な は、

間領域」という観点である。 ちの事績が古いものであるにも関わらず、逆に現在も「濃い」ものとして意識され 密集して、 である。 "歴史" に照らしても十分に納得のいく指摘だといえるが、問題は村上海賊時代や始祖た 頭で示した田島の議論によると、 この問題を考える際に参考となるのが、徳丸亞木が提示している「前生活史上の時 年誌や日誌が意味をもつ傾向を示」すとされる〔前掲書 九三〕。これは鵜島の 「一般に現代に近くなればなるほど、 日付は小刻みに ている点

位置づけられるのが、村上海賊時代や始祖たちの事績であることが分かるだろう。 ことを見出し、その時間領域を「前生活史上の時間領域」と呼んでいる [徳丸 二〇一三] の時間領域を常に意識しながら、現在の出来事とそれを結びつけて伝承を創出してきた 徳丸は屋敷神にまつわる口頭伝承の創出、 八八。 鵜島の事例に照らした場合、 この「前生活史上の時間領域」に近いも 再構成過程を分析し、伝承者が家に帰属する以 のとして

以前に起きた直近の過去をも含む時間領域を指すものであるため、鵜島で「濃い」ものとし のような時間領域を指す言葉として「民俗学的原史」の概念を設定しておきたい。 て意識されている時間領域に措定すると若干の齟齬が生じる。そこで本研究では、 ただし、この「前生活史上の時間領域」は、特定の個人が家という単位の集団に帰属する 新たにこ

間領域で、 原史」とは、 『日本史大事典』 歴史学・考古学などで先史時代から有史時代に入る過渡期に位置づけられ (一九九三) によると以下のような定義がなされて いる。

だが、英語ではむしろ early history と呼ぶことが多く、 代、存在する時代を歴史時代と呼び、 対応する く内容的におぼろげな時代を原史時代と呼ぶことがある。 史書という意味で「歴史」をとらえるとき、 一九九三 | 二七〇] その過渡的時代、 (| || |) 0 同時代の つまり同時代文献 文献の存在しない時代を先史時 ドイツ …英語の 語の Frühgeschichte proto history の訳 が量的に少な

別する必要があるためである。 学の場合、原史が弥生時代や古墳時代など特定の時代区分を指す言葉であるため、これと区 俗学的原史」と呼 ちょうどその中間に口承などによって伝えられてきた領域が存在する。これを本節では「民 民俗学のフィ 'んでいるが、ここで「民俗学的」という言葉を用いるの ル ドでも記録の存在する時間領域と、それが存在しない時間領域が は、 歴史学・考古 り、

持ったものとして人々に受容される点である。すなわち過去、現在、そして未来の様々な出 設定されるものは多様であり、 のとして人々に意識させることにつながっているのである。この問題は、 のような記憶論とも関わるといえよう。 の民俗学的原史が歴史学・考古学のそれと異なるのは、歴史叙述の文脈によって原史に 民俗学的原史が繰り返し参照されるという、 また鵜島の事例が示すように他の時間領域と異なる厚みを その仕組みが、 有馬道子による以 これを「濃い」も

性)であり、そのために忘れられやすい。…単に本で読んだり他人から聞いたりして知 る頭だけの知識という単なる概念 去られることになる っているだけのこと、 て深く保持される傾向がある。それに対して、経験の積みかさねのないことは、 自ら経験したことは身体知であり、具体的な場と結びつき、感情のこもった記憶 〔有馬 いわゆる「単なる知識」は、記憶の表層にとどまり、 二〇一二 一一九]。 (類像性と指標性という奥行きを欠いた単なる象徴 容易に忘れ V わゆ

今後の伝承研究の橋頭堡としておきたい。 と伝承の関係は伝承の変化という問題と密接に関わるが、 経験・記憶する出来事と伝承の関係を考える上でも示唆に富む指摘だといえる。 これは、 あくまでも個人を単位とした忘却と記憶に関する議論であるが、 最後にその関係性について論じ、 集団が歴史的

## 二 出来事と伝承の関係性、その動態

を挙げており、 論する向きもあるだろう(三三)。 既往の分析視角から見ていく場合、出来事の一回性と伝承の反復性という対比によ ものは「濃い」ものとして現在も様々な出来事と関連づけられながら発露している。 ている「平山 って過去の出来事は「淡い」ものに変化する。 その一回性に基づく定義といえるだろう。 "歴史" 個性的、特殊的かつ一回性が強い体験談や世間話などとの違いについて述べ 一九九二 四四~五六〕。これは体験談や世間話が出来事を伝えるもの をめぐる現在の状況からも察することができるように、 平山和彦は伝承の特徴として反復性、 これに対して民俗学的原史に位置づけら 持続性、 時間の 規範性など って議 れ

しかし、この対比には問題があると筆者は考える。 しか、伝承を把握できないからである。 したがって出来事と伝承を峻別する視点には、 なぜなら私たちは諸々の 出来事をとお

あるいは未来にも再び発現することが予測される性質のものなのか見極めることが、 先に触れた伝承の変化をノイズとして捨象する (=一回性を捨象する)機制が働い かにすることが重要になる。 の変化を特定するためには必要となるだろう。今後の伝承研究においては、この「出来事と であるが、実はその出来事にこそ伝承の動態を把握する鍵がある。過去と現在の伝承を比 しての伝承」という観点から事例の蓄積を進め、 変化は必ず出来事のかたちをとって現れるが、 その背景にある時代的・社会的要因を明ら その出来事が一回限りのものなの 7 いる

ある。 や集団が世代交代することにより、簡単に「濃い」ものから「淡い」ものへと変化するの に存在する諸々の事象は、現在の出来事と結びつくことによって初めて伝承として発現す 事と結びつかない出来事も確実に存在する。 ていないのは、これが特定の時間領域に固定されたものだからだといえよう。 もちろん『家系日記』の大部分を占める「写し」や「記録」の内容のように、 これに対して、 このことは先に引用した有馬の議論で述べられているとおりである。 その結びつきを持たない出来事は、 それらの多くが現在の鵜島の人々に意識 それを具体的に記憶、 経験した個人 民俗学的原史 現在 ざれ 出

常の様々な場面で参照されることにより「濃い」ものとして認識され続けているのである。 繰り返し述べたとおりである。そして現在も、その民俗学的原史は鵜島の人々の日常、 現れている記述の偏りは頗る示唆的である。 や鵜島の始祖たちの事績が「濃い」ものとして、この資料に描かれていることは、これまで こういった世代交代が歴史叙述とその受容に与える影響を窺い知る上で、 民俗学的原史に位置づけられる村上海賊時代 『家系日記』に 非日

共有がなされなかった時代の出来事が極めて茫漠とした内容とならざるを得ない 有していたためであるが、それを共有することが可能な世代は、普通は二世代、長く見積も たち自身の経験に照らしても理解される普遍的な仕組みによるものだといえよう(三)。 の時代の出来事が記されていた。これは両者が同時代を生き、 っても三世代に限られる。利右衛門が生まれた時、既に三代目・権四郎は亡くなっていたた 『家系日記』には、この民俗学的原始と同程度の厚さを持って四代目・権四郎、利右衛門 『家系日記』のなかで経験・記憶の共有がなされているのは二世代だけであるが、 その具体的な経験・記憶を共 のは、 その

### 小括

その上で、 論じたが、本章で明らかになったことをあらためて整理すると、以下のようになる。 容を分析し、 以上、本章では芸予諸島・鵜島の そこにどのような伝承の仕組みと動態を見出すことができるのかということを 現在、どのようにその受容がなされているのかということについて見ていった。 "歴史" につい て、 当該地域に伝わる『家系日 記  $\mathcal{O}$ 

時代や始祖の事績に関するものであった。 であり、 まず『家系日記』においても、 現在も様々な出来事と関連づけられ繰り返し参照されている。それ故に、これら 現在においても強く意識されている〝歴史〟 それは「民俗学的原史」として位置づけられるも は、 村上海賊

鵜島の れに伴って「淡い」ものへと変化するような"歴史"も存在する。 "歴史"の中でも「濃い」ものとして意識され続けているが、  $\mathcal{O}$ 

な要因になっている。 来事を具体性を持った経験・記憶として共有していないことも、 れるものとはなっていない。その理由は、そこに記されている内容が民俗学的原史と結び 自らが経験・記憶した出来事について厚い記述を行っているが、これも現在の鵜島で意識 なされていないことに、その要因を求めることができる。代わりに父親の四代目・権四郎と かない特定の時間領域に固定された出来事だからなのである。そして現在の人々 の主な編著者である利右衛門との関係性によるものであり、 日記』には、二代目、三代目の時代の出来事はほとんど記されていなか その変化を生じさせる大き 具体的経験の共有が が、その出 0 0

出来事の関係性、出来事における民俗学的原史の参照という問題を伝承の動態と結びつけ て、更に精度の高いモデルを提示することが可能となるだろう(『ヨ)。また本章では伝承と こうした経験・記憶の共有と忘却をめぐる機制については、他の事例と比較することによっ それも徐々に「淡い」ものに変化する。本章では、このような仕組みの普遍性を指摘したが このことは『家系日記』の構成、内容が雄弁に物語っているが、世代が変わることによって、 て用いることができると考える。 て議論する方向性を示したが、これらについても、 この出来事をめぐる経験と記憶の共有、そして忘却に関する問題のなかで、 具体性を持った経験と記憶の共有は二~三世代の間でしかなされないという点である。 新たな事例を分析する際の分析視角とし 特に重要なの

を事例としながら「民俗学的原史の参照」、「伝承の濃淡」、 させる」という伝承観を提示した。そして本章では、鵜島の人々が持ち伝えてきた『歴史』 における伝承意識が、「テクストの蓄積」と「血縁/地縁」という要素によって生じている 体は常に変化する可能性を持つことを確認した。これを受けて第五章では、鵜島の氏神祭祀 視角を提示することを試みた。第四章では、構造機能主義の社会理論を意識しながら特定の 個人、集団の役割交替に注目し、役割交替によって伝承母体が維持されたとしても、 った伝承の動態を把握するための分析視角を示した。 の持続と変化の実態を見ていきながら、 以上、【第二部 伝承の仕組みと動態をめぐる考察】では、具体的な事例をとおして伝承 伝承意識と伝承の変化が共存する状況をとおして「伝承を維持するために変化 従来とは異なる伝承観と、その動態を把握する分析 「出来事としての伝承」とい

性を示すことにつながるだろう。 て考えることは、私たちが生きる時代の特徴を描き出し、現代社会における伝承 この概念の位置づけを明確にする」という課題に対するアプローチであり、 第二部における各章の議論は、序章で示した「③ の内側で考察したものと総括できる。 外的要因を主題とした議論も併せて行う必要がある。 【第三部 現代社会と伝承】では、伝承の変化から私たち しかし伝承研究においては、 伝承の動態性を具体的事例から示 その外的 その動態の 伝承の動態をフ 野因に  $\mathcal{O}$ 持 つ可能 9

### 注

- ushimacafe/)° れている。詳しくは鵜島カフェ facebook ページなどを参照のこと(鵜島カフェ、online: 鵜島の島民やゆかりのある人々が主体となって行っており、現在も継続的に活動が続けら 歴史民俗研究会編『鵜島風土記』(二〇一五)などが刊行されている。これらはいずれも、 鼻(ケイゴバナ)が展望台として整備され、二〇一六年三月にはそこでイベントが行われた ンし、島内外の人々の交流の場として活用されている。また村上海賊時代の遺構である警護 (一)例えば二○一四年五月には鵜島のフェリー待合所を改装した「鵜島カフェ」が (本章第三節参照)。 出版物については、福羅逸己『鵜島―歴史と文化』(二〇〇七)、 オー
- 従えば、伝承は歴史実践の一種、あるいはその結果だといえよう。 史実践(historical practice)」の概念を提唱している [保苅 二〇〇四]。また鹿島徹は、 授業などよりもはるかに多様な、 ハイデガーの術語に倣い「伝承」と呼んでいるが [鹿島 二〇〇六]、 人々が過去の事象に自覚的に関わりながらその受容、変奏を遂行することを、 (二) 歴史学者の保苅実は、 「歴史学者におよそ限定された活動である歴史研究や、 人々が歴史に触れる広範な諸行為をさす術語」として「歴 保苅、鹿島の議論に マルティ
- (三) アルヴァックスの集合的記憶論については金瑛の議論なども参照のこと (金

128

三 三 五, な発言を参照すれば、 大きく重なるものだといえよう〔大場 二〇一三〕。なおマルク・オジェによる以下のよう が行っているエチオピア・ボラナ社会における口承史の再編成過程の分析は本章の議論と ことが理解される。 (四) 最近のまとまった研究成果として室井康成、 及川 二〇一七]。 これらの研究がまさに「エスノヒストリー」に包含されるものである また無文字社会における人類学的研究ではあるが、大場千景 及川祥平らの研究が挙げられる〔室井

歴史そのものを研究することではなく、その民族が歴史を捉える捉え方を理解するこ る認識のあり方を理解することだった〔オジェ 二〇〇二 二四〕。 とだった。より正確にいえば、その民族が自分たちの歴史についてみずからいだい 「エスノヒストリー」という用語のもとで民族学者たちが提唱したのは、対象民 てい

翻刻文は〔鵜島歴史民俗研究会編 ルデー (五)原本は現在、 タの閲覧は、 鵜島の個人宅蔵。翻刻は福川一徳、 村上海賊ミュージアムの田中謙学芸員に便宜を図っていただいた。 二〇一五 六一~八三] に収録されている。 なおデジタ 加藤秀雄、小山由の三名で行った。

- 六)青陽は一月を指す。
- 一柳家は寛文五(一六六五)年に改易されており、 当主の直興は加賀に配流された。

ていない

『家系日記』

- であることが分かる。 十二日誕生也」とあるので、 (九) 六〇丁裏に「隠居内 田家の菩提寺である佐島・ 幼名亀之輔生 清兵衛は一八一五年の生まれで、利右衛門が三十歳の時の子供 後年小田屋清兵衛と号 西方寺の過去帳と『家系日記』の記述に 文化十二年乙亥四月二 従 9
- た〔島村 取り上げられている。 (一〇) 第五章第一節「三 一九九四 七七~八四〕には、 鵜島の伝説と信仰」参照。 宮古島狩俣の始祖神話として伝わる蛇婿入説話が なお本章の先行研究として取り上 げ
- の研究分野の発展に寄与するところがあるだろう。 二○○九〕。二次史料であるが、「家系日記」に収録されてい しくは紹介されていない」とし、越智島の難船処理、積荷処分の事例を紹介している〔白石 (一一) 白石尚寛は、瀬戸内海の「海難処理における手続きや積荷処理についてはあま る越前国籍船の遭難記録も、 ŋ
- 書がある。 (一二) この他に「貼り付け」が確認されるのは四か所で、 V ずれも 「四代権四郎  $\mathcal{O}$
- 亡くなってから二十二年後に生まれている。 (一三) 図1における織田家歴代当主の生没年を参照のこと。 利右衛門は三代目・ 権四 郎 が
- 物、奇談など多岐にわたる。このような情報の収集と記録を幕末の地方知識人が好んで行 ていたことを示す好例といえよう〔工藤 清兵衛とほぼ同時代人だが、『積塵成山』の内容は漢詩、 続けた『積塵成山』(全一一冊)という「スクラップブック」の分析を行っている。 (一四) 工藤宣は仙台藩士の大槻磐溪が天保七 (一八三六) 年から二十五年間 一九八九]。 和歌、 地図、暦、広告、番付、 かけて作成 大槻は
- ことを述べてい (一五)柳田は「地方の写本」の民俗学的な価値を判断する際の指標として、 以下のような

安く其価を見積っても失敗は無い。それが私たちの今までの尺度であり、又其裏から地 方学者の地方研究を軽んじなかった理由でもあった〔柳田 の現象に冷淡である。 中央の学風にかぶれて所謂伊勢貞丈、大塚嘉樹などを珍重している人は、概して土地 …地方にあって地方の事に触れぬような写本ならば、大体に於て 一九九八 (一九三三)

リンクするかたちでなされている点にある。 になるが、本資料の独自性は、 にも影響を及ぼすことを端的に示しているという意味で、「隠居之日記」と「清兵衛の日記」 この指摘に従えば、 『家系日記』で最も価値が高いのは前半部の 段階的にローカルな情報から全国的な情報への移行が世代と 時代状況や執筆者の立場が取り扱う情報の質 「家系日記 」ということ

の存在も「家系日記」と同様に重要である。

- 天婦墓は現在と同様の状態で建っていたものと推測される。 (一六) 鵜島では昭和五○年代まで土葬が行われており、墓はいずれも個人墓であ その後、 先祖代々墓への移行がなされ墓地の整理も行われたが、 治郎左衛門と佐野治 ったとい
- (一七) 福羅逸己氏のご教示による。二〇一五年三月一五日聞き取
- <u>一</u>八 第五章第三節  $\equiv$ 伝承意識と伝承の変化の共存」参照。
- シ儀礼」 (一九) 第一章第二節「二 伝承母体論とその問題点」、 第四章第二節  $\equiv$ ・ウヤ  $\mathcal{O}$ ワ タ
- る〔西澤 二〇〇九 七三六〕。 立てられているが、そこでは人類学と歴史学が表裏一体の関係にあることを指摘したレヴ (二〇) 二〇〇九年に丸善から刊行された『文化人類学事典』においても機能主義 プリチャードらによる機能主義批判について触れ 5  $\mathcal{O}$ 項 てい 自が
- (二一) 序章第二節「二 伝承の縮小」と「三 伝承の文化財化」における議論も参照の
- 学の対象である"歴史』 されているが、 「原史」の他に「根源的歴史」、「根源の歴史」などと訳される。この「根源的歴史」が (二二)『国史大辞典』(一九八四)では、 Urgeschichte は歴史哲学、 と親和性を持つ点については、 「原史」がドイツ語の Urgeschichte に対応すると 特にベンヤミンの議論におけるキータームで、 第二章第三節で指摘を行った。
- (000) 論を今後、進めていく必要があると考える。 出来事の対比は古典的な研究視角の一つであるが、 (二三) 普通、 本章ではあえて、これを伝承と対置して議論を行っている。 人文科学の中で出来事と対置されるのは「構造」であるが 筆者は構造と伝承の関係を意識した議 構造と歴史、 「小林ほか編 構造と
- 益な議論なので参照されたい。 来事」を焦点化していない点などが本研究の関心と異なるが、その違いを理解する上でも有 にくいもの」と「変わりやすいもの」という分析視角を用いている点や、 承と創造』(一九七七) (二四) このような世代間の伝承の共有と変化の問題に注目した議論が、井之口章次の の第一章「今と昔」でなされている 〔井之口 一九七七]。 個別具体的な 「変わり 出
- 祀が行われていると認識される事態が生じた例を提示している (二五) 本章の第一節で取り上げた島村恭則の論文では、ある特定の時期に行われた祭神 伝承における出来事、 来事」が、 神役の世代交代によって忘却され、「昔のまま(始原のまま)」祭 出来事の伝承化という、 その動態性を考える上で示唆的である 〔島村 一九九四]。

第三部 現代社会と伝承

# 第七章 伝承の変化に見る高度経済成長期

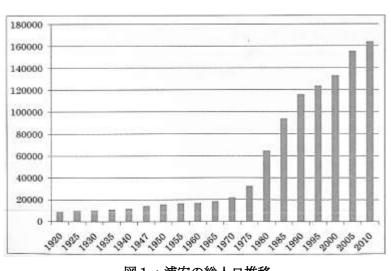
### はじめに

その上で第九章では、伝承が生活世界の自律性=自治の回復に、 この経済の外部化と深く関わる「システムによる生活世界の植民地化」について議論を行い、 化」が急速に進み、「経済自治の縮小」が起きたことを具体的に示す。つづく第八章では、 きたい。本章で取り上げる事例は、生活世界の伝承が公害や開発といった外部からもたらさ 導入として、 きる時代状況を描き出し、その中で伝承にいかなる可能性があるかを考える。 かということを論じる。 れる要因によって変質し、それが地域社会の「経済自治」(第一章第二節第一項参照)を縮 小させるものであったことを明らかにするだろう。本章では高度経済成長期に「経済の外部 【第三部 日本の生活世界のあり方を劇的に変質させた高度経済成長期について見て 現代社会と伝承】では、存在/行為としての伝承の変化をとおして私たちが どのような役割を果たすの 本章ではその

代状況を描き出すことを試みる。 活感覚などのソフト面も入れた変遷の追跡」を行うことに民俗学独自の視点があると主張 を民俗学が取り扱う場合は、「数値的裏付け」を重視する必要性を説いており、その上で「生 げている〔関沢 二〇一一 一五八〕。このような反省から関沢は、二〇一〇年代に入って が、変化よりも継承、都市の新しい生活よりも農山漁村の伝統的な生活であったこと」を挙 多くはない」と述べており、その要因として「戦後日本民俗学が主な研究対象としてきたの 済成長の時代を経て、人びとの生活がどのように変化したかを直接対象とした研究はまだ 化」の中で、「日本民俗学において、 ものである。 からも継続して高度経済成長期をテーマとする共同研究に取り組んでいるが()、この時代 している〔関沢 -タを示しながら、それとあわせて伝承の変化を見ていくことにより、高度経済成長期の 民俗学における高度経済成長期の研究は比較的新しく、二〇〇〇年代後半を嚆矢とする その研究を主導した関沢まゆみは、二〇一一年の論文「高度経済成長と生活変 二〇一八四~五〕。 一九五〇年代半ばから七〇年代半ばにかけての高度経 本章ではこの指摘を踏まえ、必要と思われる数値デ

大量に流れ込んでいたのである。 異変が起きていた。漁師たちはいつものように江戸川を下って漁や観光客相手の商売のた めに東京湾へと出かけたが、この日は普段と川の様子が違い、 がいわゆる岩戸景気に入る一九五八年の四月一日、千葉県東葛飾郡浦安町〈現・浦安市〉で 高度経済成長期の始まりは一九五〇年代半ばに措定されるのが一般的だが ⑴、 得体の知れない黒濁色の

「浦安事件」、「黒い水事件」と呼ばれるこの公害事件は、 高度経済成長期の浦安に



1999) p.50 及び国勢調査をもとに筆者作成

 $\mathcal{O}$ 

おける生活変化の幕開けを告げるも

 $\mathcal{O}$ 

とな

図1:浦安の総人口推移 ※『浦安市史』(浦安市 素と不可分の関係にあるからである。そして 当時の日本社会全体を特徴づける様々な要 編は、 度経済成長期に起きた浦安の生活世界 ことは、単なる地域研究という枠に収まらな れら一連の出来事が、高度経済成長期以前と 都市化、わずか二十年ほどの期間に起きたこ 権の放棄と漁場の埋め立て、新住民の流入と った。 ていったのである。 以後のこの街の様子を全く異なるも い意義を持つことになるだろう。なぜなら高 この時代の浦安で起きたことを見てい 公害による環境汚染、それに伴う漁業 公害、

六九 成立したもので、 長・新井甚左衛門に命名されたと伝わることからも窺い知れる〔浦安町誌編纂委員会 町として栄えており、このことは「浦安」という地名が、 急速に都市化が進んだ。 知られており、 したことによって誕生した街である。 本章のフィールドである千葉県浦安市は、 五] (三)。浦安村は、 東京都心部へのアクセスの良さから昭和五〇年代以降、 一九〇九年の町制施行により浦安町となった。 しかし高度経済成長期以前の浦安は、東京湾沿岸部でも有数の漁師 一八八九年に近世村である堀江、猫実、 一般的には東京ディズニーランドが 一九 八一年に旧東葛飾郡浦安町が市制を施行 漁浦の安泰を祈願し 当代島の三村が合併 べ ッドタウンとして 立地することで て初代浦安村

はこの地域に人が居住していたとされており、 明治以前の当該地域の状況を示す史料は断片的なものしか残ってい しており、 とい 一 一 四 う地名の記載がある 現在 七 の法華経寺にあたる法花寺・本妙寺の支配を受ける荘園であった。 年の 「日英寺等支配注文」には、 (中尾 一九六八 日蓮宗大本山法華経寺(市川市)に伝わる応 七四~一七五〕。 現在の猫実地区を指すと思われる 当時の浦安は八幡荘に ない が、 既に中世に

幕藩体制下 にお V ては天領として江戸幕府の直轄地となり、 江戸に魚貝類を供給する半 とは、

「歴史」

をとおして現在を理解するとい

う、

その時代状況を伝承の変化から描き出

開発、

産業構造の変化とい

の改 った

こから私たちの暮らしのあり方を考えるこ

民俗学の目的とも合致したものとなるの

であ

る。

千葉県浦安市の概要

本章の

フィ

ル

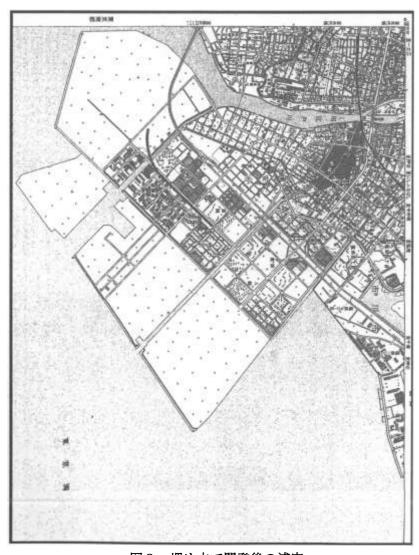


図3:埋め立て開発後の浦安 ※昭和56 (1981) 年国土地理院発行の地図より浦安町域部をトレース

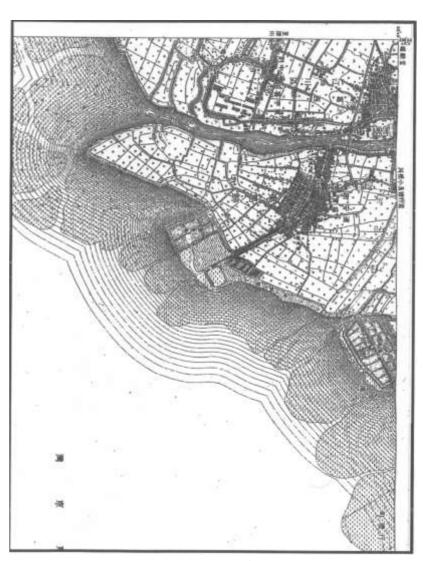


図 2 : 埋め立て開発前の浦安 ※昭和 22 (1947) 年国土地理院発行の地図より浦安町域部をトレース

農半漁の漁村として発達した。このことは天明二(一七八二)年に船橋村との間で起きた漁 誌編纂委員会  $\mathcal{O}$ 入会権を巡る訴訟(蛎内事件)を伝える史料などからも確認することができる〔浦安町 九六九 二五一~二五三〕。

は高 発展を妨げる要因になっていた〔前掲書 て いる。 も現存するが .波が堤防に植えられた松の木の「根越さね」 という言葉から来ているとする伝説も伝わ かし浦安は東京湾に面する低地帯に位置するため水害に また堀江地区の清滝山宝城院には、 回 **(**) 三村ともたびたびの高波の被害で離散を余儀なくされ 三~四〕。 寛政三(一七九一)年に起きた水害を伝える 遭うことが多く、 当該地域の 実  $\mathcal{O}$ 地

ている (二〇二〇年三月末日日時点)。 ○年段階には二万一八八○人であった人口が、 昭和五〇年代に入ると急激な伸びを見せるようになる。 八口動態に 宅地化と海浜部の埋め立て開発である。 四七五人となっており〔前掲書 三〕、その後も緩やかな増加傾向を示していたものが、 現在の市域は以前の約四倍 つい ては、 明治期の三村合併の際に五九四六 (一七・二九嵐) このような爆発的な人口増加を可能にしたのは、農 一九六四年に始まった海浜部の埋め立てによ 現在はその約 にまで膨れ上がった。 表1のグラフが示すように、 人であ 八倍の ったもの 一七万九七八人となっ が、 町 制施行時に 一九七

行された浦安の地図である。この二つの地図からも、その変化を容易に読みとることが 义 1、2は、 戦後間もない 一九四七年と一九八一年の市制施行時に国土地理院によっ て発 でき

は 四・

埋め立て開発以前の浦安町の

面

積

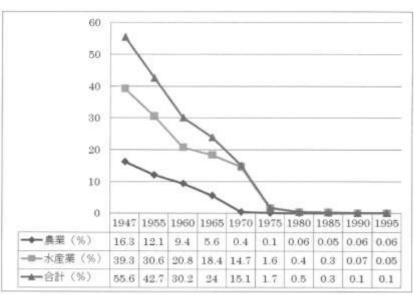


図4:浦安における第一次産業従事者の総人口に占める割合

**《『浦安市史─まちづくり編』(浦安市 1999)p.339 の図表をもとに筆者作成** 

窺い知ることができる〔浦安町誌編

に浦安の

人々の生活が変化したのか

からも高度経済成長期を経て、

V

カュ

か六九㎡

に激減しており、

このこと

五六年時点)

しかし埋め立てが完了

した一九七一年の

耕地面積は、

わず

※『浦安市史―まちづくり編』(浦安市 纂委員会 近くが水産業に 戦争直後の 割合の推移を示すものだが、 々 表2は浦安の第一次産業従事者の がこれに従事し、 九五五年から一九七〇年に しかし、 一九七四 浦 安町では半数以上 携わっ 高度経済成長期にあ 六六、 てい そのうち たことが 一四二。 太平洋 四割  $\overline{\mathcal{O}}$ 

### 四年 97 (1059) 年の北本次海の北州 げす

:	表 :	1:	昭和	27	(19	52)	年の	水區	<b>を資</b> 犯	東のス	水揚	げ高	
		漁	船数	(艘	(到	漁獲	高	(貫	)	金額	湏(F	9)	
魚類			,	31,6	48		1	77,9	800	;	37,7	95,3	315
貝類			4	45,0 35,2	23		3,7	46,9	927	(	61,7	24,8	348
海苔			,	35,2	60	20	,645	,56	0枚	ļ	56,1	26,6	360
※『浦安	年鑺	筐 (昭	3和 2	8年度	<b>E</b> )]	(浦安	中学校	社会	科研	究部	195	3) よ	ŋ
マグリの養殖も行われるようになった。またアオヤギ、シジミなども重要の主角の主角に対することでは、	見の養値は明台末早頁から主こアサリを主本として冶められ、のらこ	類のそれを上回っていることが読み取れる。	を示すものだが、ここに記されている数値からも貝と海苔による収益がな	に行われていた。表3は、一九五二年の浦安における水産資源の水揚げ	らされる水産資源によって支えられており、特に貝類と海苔の養殖が盛	高度経済成長期以前の浦安の生活は、豊かな海の自然環境によっても	二海と生業		しておきたい。	営まれていたのかを、浦安の基幹産業であった水産業周辺の状況から確同	討するために、以下では高度経済成長期以前の浦安で、どのような生活	ここまで見てきたような浦安における産業構造と人々の生活変化を含	けて徐々にその割合は減少し、現在はほぼ○%になっている。

が盛ん

げ高

な生活が

変化を検

写真1:町の中央部を流れる境川の様子

※浦安市郷土博物館提供

浦安の漁民の多くは貝と海苔養殖に携わっ 九四 0 4 で生計を成り立たせてい つての浦安町漁業組合、

た例

は

少な

Ñ

〔菅野

7

11

たが

浦

安第

ていた九一〇名を対象にしたアンケ

な収入源だったという。 頬のそれを上回っていることが読み取れる。 グリの養殖も行われるようになった。またアオヤギ、シジミなども重要 貝の養殖は明治末年頃から主にアサリを主体として始められ、 海苔の養殖は一八八六年に、葛西、 深川、 のち 安の ハ

編纂委員会 失敗を繰り返しながら、 一万五千坪にわたる海浜地帯の使用権を取得したことに端を発するとされる。 一九七四 一七二、 一九〇八年には大森につぐ海苔養殖場に成長したが〔浦安町誌 貝と海苔の養殖がいかに浦安の生活と密接な結びつきを その

持つものであったのかを偲ばせるのが、

写真 1、

2である。

写真1は、

を行う「ベ

は、海で採取された貝の身をむく女性たちの姿で、貝むきはムキミ屋と呼ばれる専門業者 浦安の市街地中央部を流れる境川の様子だが、 その労働力は漁師の嫁や年寄、 か舟」が繋留されており、 て担われていた。 川全体を埋め尽くしているのが 娘子供まで、この街に住む女性たちによ 浦安では、 海苔の 女性にも現金収入 摘み取り かわかる。 や貝まき の道が 写真 負  $\widehat{2}$ 0

委託されており、

開かれており、 きが下手だったりすると肩身の狭い思い たことから「かかあ天下」とい 幼いころから貝むきの技術を身につけ、 で貝がむけなかったり、娘時代に東京に むけることが結婚の条件とされていた。 (佐藤 一九九五 男性以上の稼ぎをもたらすこともあっ 九二。 われていたと伝わる(五)。 出て 農村から嫁 をしたと 時として貝を 11 て具む い V

137



写真2:貝剥きをする女性 ※浦安市郷土博物館提供(1956)



写真3:稲刈り後の田で海苔干し用の台簀を 組み立てる漁民 ※浦安市郷土博物館提供(1956)

## 三 海の汚染と埋め立て

借り

て海苔を干したが、

浦安の田にびっしりと並ぶ海苔干し台は冬の風物詩だったという。

田を持たない家では、

冬季の間のみ場所を

田が農耕のためだけに利用されるものではなく、

海苔養殖とも関

このことからも浦安の生活が複合的な生業によっ

業複合を端的に示す独特の土地利用法である。

土盛りがされ海苔干

し台が組み立てられた。

組み合わせは家や時代によって異なるが

このような土地利用法は、

わる場であったことを示している。

ていたことが理解されるだろう。

なが 反映するものであった。 係は急速に変質していくことになる。 ここまで見てきたように高度経済成長期以前の浦安の生活は、 りを持っていた。しかし一九五八年に起こったある事件を境に、 その出来事は、 当時の日 本における社会状況を直 海の自然環境と密接な 浦安の人々と海との 関 0

「黒い水事件」である。この事件は、 に 度経済成長期における経済政策の中心的なブ 「民間企業の設備投資」 を置 いたが 海と不可分のものとして営まれていた浦安の生活に大 **(六)** その設備投資が引き金となっ レ -ンであっ た下村治は、 経済成長 て起きたのが  $\mathcal{O}$ 原

などを海苔養殖以外の収入源としている例が多かったが、これは海苔の収穫が冬季(一一月

下旬~三月ごろ)に限定されるため、夏季に他の生業に従事していたことによる。

〔前掲書

七九〕、写真3は、

このような浦安の生

無論その

一○月末ごろになると収穫の終わった田で

が六九%となっている。この数値からも浦安の漁民が、貝と海苔の養殖を専業としていなか

筆者の聞き取り調査でも稲作、

ボテ

(行商)、

観光漁業

ったことが理解されよう。

る漁法)が六六・四%、腰まき(腰まで海につかって素足で歩きながら貝を採取する漁法)

貝漁は大まき(四人一組で船上からウィンチで海底を曳き、貝を採取す

漁業関係者で海苔養殖に携わっていた比率は八

調査

(一九九二年実施) によると、

っており、

きな衝撃を与えることになった。

操業が始まった四月の段階から、すぐに浦安の漁民達の生活に影響を及ぼしはじめる。 で船宿を経営していた男性(一九二五年生まれ) この設備を導入したが、 一九五七年に、より一層の増産体制を確立すべく総額一一億円という巨額の投資を行っ い水事件は、 ガー はじめた。 という新鋭機械を導入 本州製紙 黒い水として排出される廃液の量は一日で四四トンに SCP製造の際に生じる廃液「黒い 〈現・王子製紙〉江戸川工場がSCP したことに端を発する公害事件である(せ)。 は、当時の状況を次のように振り返って 水」が江戸川を流れ、 (セミケミカルパ このぼり、 本州 浦安の海 本格的な ル プ て F

ないぞ。 場で客に食べさせるから、水にはとても神経を使うだよ。魚だけじゃなく、茶碗も洗う ちは、 が流 料理して食べてもらったり、  $\mathcal{O}$ し。だから、これは大変だということで、すぐに漁業組合に話して、どこで流している か探して交渉して欲しいと、 初に気付 れてきて 船宿で投網をしていたんだ。お客さんを船で一日遊ばせて、採った魚を船の上で こんな水じゃ、 いて、「あ V たの は、 れっ?今日の水は今までと違うぞ」と。 魚捕っても食えないぞ」と皆でい 貝採りに行った帰り。 酒を飲んでもらったりする商売。投網は、採れた魚をその 頼みに行ったよ〔浦安市郷土博物館 江戸川 をのぼっ いながら、陸にあがった。う て行ったら、真っ黒な 「これは、ただの水じ 編 二〇〇八

の三万二一五三トンから、二万六一四トンと三割以上も減少している〔浦安調査研究グル の約九○%が死滅した。成魚もほとんど姿を消 い水による被害は深刻で、江戸川河 場に乱る 人連捕警官ら60余人負傷 ち放流怒る 口 域の三平 し、この年の漁獲量は前年(一九五七年) 『毎日新聞』 ※昭和33(1958)年6月11日付 見られず、六月には工場に漁 態を重く見た浦安の漁業関 件に発展する事態を招くこ 隊と衝突し、 を試みるが誠意ある対応が 係者は、行政を巻き込みなが とになった(資料1)。 ら本州製紙側と何度も接触 て漁民たちは本州製紙側 大挙して押し寄せ機動 一九七一 の後、世論の後押しもあ 大規模な乱闘事 一一](八)。事

資料1:漁民と機動隊の衝突を伝える

ら補償を得ることになり、

本州製紙の 汚水同扇 大もめ

139

〈現・舞浜地区〉では、稚貝がほぼ全滅、

成貝

染は拡がり続け、 国会でも公害に対する法整備が議論されることになった 漁業の先行きに不安を抱く漁師も多かったという。 九)。 しか その後も東京湾  $\mathcal{O}$ 汚

骨子は、都心の住宅問題を解消するための宅地開発、 の開園であった。 が合同で出資して立ち上げたオリエンタルランドという会社である (10)。 着々と進行しつつあった。この計画を推進したのは三井不動産と京成電鉄、 のような状況下で、黒い水事件から一年後の一九五九年、 流通業務用地の整備、 水面下で東京湾 埋め立て計画の および大遊園  $\mathcal{O}$ 千葉県 埋め立 など 7

の所有権である(二)。 通達がなされた。その際に補償として漁協側に支払われた代価は、 がる干潟地帯で、 一九六〇年七月、 ,却するが、この大三角州は黒い水事件の際に最も被害が深刻だった江戸 同年八月、 町議会で漁業権の一部放棄が可決され、一九六一年三月に県から漁協側に 現在の東京ディズニーランドが立地する舞浜地区に相当する。この決定に 浦安町は、「大三角洲」 と呼ばれるデルタ地帯を、 現金と埋め立て後 オリエ 川河 ンタ . 口域に ル プラン の土

の時期の東京湾内湾における貝類採取や海苔養殖の 海苔養殖をめぐる状況は史上最悪となった。 その損失額は千葉県だけで約五 収益は下降傾向に あ り、 九六三

海況の異変、泥土の流入、堆積等によって貝類は生息場所を失 る実状であります。 年海苔養殖は大なる被害を繰返し、 い、貝類は最近浮上発死するものが多く、これに加えて東西大 顧みるに浦安地先漁場は内湾奥深く江 工場より汚廃水、 し尿、 船舶等よりの 質量ともに低下 戸 ĴП 油の流出に因 河 П に位置 しつつあ り毎

の防止 縷の望みを託し活路を見出すべ 漁民の苦しい漁家経済の中からこれら人為的、 …当局は漁民の犠牲に対し早期埋立促進の責任が 漁場の改善施策の実施はとても覚束なきことであ うれます。 …将来ありうる全面放棄に伴う補償に く耐え忍んでいます。 自然的 災害 あ ŋ

九 六八年三月

貝捲組合員代表 海苔製造組合長

: 千葉県知事に対して浦安の漁民が提出し 上ったが する立場をとるようにな 自体が漁業権の全面放棄を促進 並行するかたちで、 たて補償をめ 獲量は、漁民の不安を更にかき どである。 死骸による赤潮や青潮の流入な た異常発生したプランクトンの 四三〕、原因は工場廃水による慢 よって汚染され 県知事に陳情している(資料2)。 から翌年にかけては浦安の漁協 性的な海洋汚染や廃油被 した〔前掲書 **쁴が遅々として進まな** 画の推進を自ら進んで千葉 る海 「一縷の望み」 〔若林 徐々に減り続ける漁 の自然環境が開発に ぐる動きが活発化 三四四〕。 てい 1000 く中で、 一九六七年 それと り、計

### 表2:浦安の海苔養殖

名称	時期	内容
構分け	9月大潮の日の干潮時	海苔箕を立てる場所の割り当てを抽選で行う。
族立て	秋の彼岸頃。あるいは節分 から225日を過ぎない間。	海苔橋場に笛を立てにいく。同じ笛を長期間使うと。 海苔の つきが悪くなるという。
種つけ	9月20日ごろ	旗を海苔の腹子がもっとも付着しやすい「十万坪」と呼ばれる海域に2週間から4週間立てておき、その後移殖させる。
乾場つくり	10 月末ごろ~11 月	海苔の乾場を田につくる。海苔乾場は風があまり強く当たら ず、日の当たる場所が好まれた。
こみ取り	11月	海苔の発育の障害となる領などについたごみ、藻などをとる。
海苔採り	11 月下旬~3月	策を立ててから40日ほど過ぎると、海苔の発芽を見ることができる。これを秋芽と呼び、新海苔として珍重される。正 月入って採れるものは冬至芽、つぎに採れる物を寒芽という。 海苔の採取は干潮時の水の少ないときに、べか船(海苔採り 船)を操って採るが、これには熟練を要したという。
乾海苔		探ってきた生海苔は裁断され海苔簀の上で真水と共に撹拌される。この水を切ったあと(海苔すき)、乾場で3、4時間乾かすことで海苔ができあがる。
出荷	11月下旬~3月	戦前は番船に積まれ東京の海苔問屋に出荷された。
族抜き	3月下旬	海苔採りが終わると万力を使って領抜きを行う。

### ※『浦安町誌・上』(浦安町誌編纂委員会 1969) pp.109-112 の記載をもとに筆者作成

てしまう。

早く海苔を終わりにして、ア

サリをとりに行った方が、手っとり早いから

[浦安市郷土博物館編

二〇〇九

冷凍のものでないので、二月いっぱいで、片

二月には、伸びてしまって、

悪くなるから。

一月中からとれるから、終わりも早かった。

竹用意したり。

昔は寒かったので、海苔は十

り」といって、夏から並行して始まっていた。 ら、海苔のしたくだが、九月から「彼岸っば 九月から十一月半ばは鵜縄漁。十一月半ば

この 解され 承である。特にここでは浦安における「伝統 いた人々が、専業的な漁を営むことで年間 ような生業の場で培われてきた技術伝 て生活していたのではないことが理 りからも浦安の海を生業の 本節で最初に取り上げるのは、

れることになり、 たもの である。 「補償」であったとことが窺われるだろう。 一九七一年七月二六日をもって浦安の漁業権は全面的に放棄されること そしてその希望通り、 補償は給付 さ

成長期と重なる時期に起きたものであり、 こうして「漁の 0 て 安  $\mathcal{O}$ 歴史は幕を閉じたが、 当時の時代状況を理解する上で示唆に富むも ح の \_ 連  $\mathcal{O}$ 出 来事はちょうど高度経

### 浦安の伝

### 海苔養殖と投網の技術

ず専ら海での働きに従事していた漁民たちにしても、 には海苔養殖や貝まきを行うといった具合に複合的な様相を呈している。また農地を持た た例もあるが、ほとんどの場合が半農半漁で、 合わせることで人々は生計を成り立たせていた。農地を持つ家の場合、農業を専業として のように語っている。 では変わりがない。 節で見たように埋め立て開発以前の浦安では多様な生業が営まれ、 例えば一九三二年生まれの漁師の男性は、 農業の合間に海産物の行商に出かけ、 季節ごとに異なる生業に携わ 年間の仕事内容に これを巧みに 0 0 てい 組

7

三月から

月

い

っぱ

11

はアサリ、



:機械化した海苔の乾燥と選別

され、

長時間かかっていた作業も一〇~二〇分に短

取

ľ

していたも

のが、

漁業権全面放棄の直前に機械化

はべ

か舟の上から冬の海中に手を突っ込み直接採



写真5:海苔の種をつける網



写真4:ベか舟による海苔養殖作業

携わ

2

て

11 浦安 た

(写真4)。

表 4 は、

その

大ま

カュ

な作

べるため、

 $\mathcal{O}$ は、

人々

の多くが冬の

仕事とし

てこれ

まず海苔養殖

そ

 $\mathcal{O}$ 

作業の大半

-が冬季に

限

定

Z

業

の流れをまとめたものだが、ここで注意しておき

V

のは、これら一連の作業が毎年、

文化

」として現在、保存活動が行われ

て

いる海苔養殖

と投網の技術に注目し、

その概要を確認

L

ておきた

### ※浦安市郷土博物館提供 返されて で

あ

る。

例えば海苔篊

も海苔養殖が

対まっ

た

初

期

化

 $\mathcal{O}$ 

時的な段階を示すもの

に過ぎな

いということ

たわけ

ではなく、

特定の

時代に

おけ

る変

同じように繰り

※2014年筆者撮影(市川市) ませることができるようになっている て製品化までの一 選別が行われるが、 技術だったという。 縮された(三)。この時期の海苔養殖の方法は「ベタ流 し」と呼ばれるもの 市では、 な変化が生じたことだろう。 浦安で海苔養殖が現在も行 収穫したその日のうちに乾燥と選別、 連の作業を大型の機械で一気に済 その後、出荷に向けた乾燥作業と で、 現在も海苔養殖を行っ 一九六九年に導入された最新 わ れて 以上のことから浦安 V れば、 (写真6)。仮 て 同 1 じょ る市

海苔養殖が絶え間ない変化を経て存在していたこ

※2014年筆者撮影(市川市) あ 流通  $\underbrace{5}_{\circ}$ 東北の気仙沼まで海苔養殖を行う漁民たちは出か 行われるようになり、 網が普及したことで竹篊も使われなくなった れていたが、一九一六、 は、ナラ、カシ、 に変化したとい ったことが窺い知れる。 の発達がその変化に大きな影響を与えるも 0 種つけも大正期から徐々に他地域の たとされる〔菅野 われて マテガシ、 君津や五井などの 一九一七年ごろから竹 る。 また海苔摘みの方法も、 一九九四 ケヤキなどの さらに昭和 七八]。 明に入 上総 木が 種つけ場で 地方や (写真  $\mathcal{O}$ 用  $\mathcal{O}$ ると t 11 以 ït で 5

とが理解される〔浦安市史編さん委員会 一九九九 二九〕。

あり (I型)、この生業が浦安の生活に組み込まれたこと自体が、 安の海苔づくりは、 はアジ藻・ニラ藻などの藻場であったといわれている〔尾上 りた後のことで〔浦安町誌編纂委員会 一九六九 一〇八〕、それ以前の浦安の海苔養殖場 はない。そもそも浦安で海苔養殖が開始されたのは、一八九八年に千葉水産会から認 つだったのである(「玉)。 ここまで見てきた変化は技術的なものだが、変化はこうした部分だけで生起するもの 最後にこれが行われた一九七四年までの七十年間ほどの期間のもの 近代における新しい変化の 二〇〇九 二七]。つまり浦 可が

かに変化を経て存在している(いた)ものなのかを理解する上で好個の事例だといえる。 近代以降の浦安の生業技術の中でも、 ある投網師 (一九二九年生まれ) 漁法の一つである投網は海苔養殖と同様、 の男性の語りである。 それ が

艘いくらで。漁獲高ではなくて。昔は、六人の客を乗せた。定員はなかったけど、 になると、投網は、お客さんに見せるものになった。料金が決まっているじゃない。一 に覚えちゃう〔浦安市郷土博物館編 二〇〇九 一一〇〕。 とるだけじゃなくて、とれた魚をさばいて料理をする。天ぷら揚げたりするのも、 いからそれ以上載せられなかった。人数ではなくて、「一回一槽いくら」だった。 ないときには、「今日はいいな」という日には、魚とりだけに出たこともある。俺の代 やないの。魚をとるためだけの投網の時代もあったようだ、親の代だけど。お客さんの 漁法の一つとしての投網を指すと思われる)。 も、お客さんが来る前には魚とって商売したらしい(※筆者注:遊漁としてでは その時分は、 たくさんとれたん 小さ

行っていた。 この投網師の男性は、 浦安の投網は細川流と呼ばれ、「細川の政」なる人物が幕末期に伝えたものとされている。 他の投網師もこの技術を学ぶことによって夏場に浦安を訪れる観光客相手の遊漁を 細川の政から指導を受けた先祖から数えて五代目に当たる技術伝承

げる。 するが、これには技術の熟練を要し、習得するまで少なくとも三、四年はかかった〔浦安町 漁の方法は一隻の船に二人が乗り、一人が舵子として櫓を漕いで、他の一人が水面に網を投 言われなくても、 一日に三○番から四○番ほどの投網を打ったという〔浦安市郷土博物館編 投網は水深の浅い場所で行われるため、遠浅の浦安の海は格好の漁場であり、最盛期には 舵子として船に乗り始める。「家の仕事がそういうことをやっていると、『やれやれ』と その網を水中の魚に被せ、徐々に引き上げてメナダ、セイゴ、イナ、ボラなどを捕獲 自然にやってしまう」というように家業としてその技術は伝えられてい 一九六九 一二二]。最初から網を打てるわけではなく、 投網師の家の子 一九九六三]。



写真7:投網船



技術を習ったという〔浦安市郷土博物館編

二〇〇九

P

小学校高学年になると親以外の投網師からもその

※浦安市郷土博物館提供 傷むため江戸川などに船を出して行うことの方が多 になるころには一人でも投げていたとい 時々親の船でも網を投げられるようになるが、 っった。 投網の練習は陸上で行うこともあったが、 網がある程度上手く広がるようになると、

う。

れは、 種類があり、 ではこの漁法が行われている。 取り」であることに由来し、現在も有明海や不知火海 投網の方法には 細川の政の出身地である熊本の投網が「すく 浦安のものは「すくい取り」である。 「二つ取り」と「すくい取 Ď

東区の 漁法の うな変化が生じたのか定かでないが、 組合が結成されていることからも窺い知ることがで 都内から潮干狩りや釣りに訪れる観光客が増加 つき遊漁に変化したものである。 のことは一九二五年に、 先の語りにもあったように、浦安の投網はもとも 船宿を開業する漁師が増えたと推測される。こ 高橋から浦安への通船が運航し始めたことで、 一つに過ぎなかったものが、徐々に観光と結 一二名の投網師によって投網 いつごろからこのよ 一九一九年に江 た

写真8:投網船で舟遊びを楽しむ様子 ※浦安市郷土博物館提供

れることになったのである 江戸川で盛んだった屋形船に代表される遊漁の中で、 (写真7、 8) (14) 0 きよう [浦安市郷土博物館編 投網は パフォー 一九九六 マンスとして活かさ 三]。当時、

限られている。この水神祭りも近年、 第一、第三日曜日に開催されるが、 館や市民ボランティアなどによる保存活動が行われている。 立て開発の影響によるものであった。 で投網や海苔養殖は生業と関わる技術としてではなく、 遊漁としての投網は夏期の仕事とされ、投網師も冬には海苔養殖を行った。 でこの技術を披露する機会は、 海の埋め立て開発と漁業権の放棄に伴い投網師も転業を余儀なくされ、 講師の元投網師が「本当は船でやりたい」と語るように、 以下で取り上げる「水神祭り」のようなイベントなどに 復活したものであり、 浦安の「伝統文化」として郷土博物 その一時的な中断は、 ここでは投網の講習会が月の だが後述する 現在の浦安 海の埋め



### 表3:浦安漁民の年中行事



写真9:水神祭り

※浦安市郷土博物館提供

立っていたという(写真10、 印とされ (゚セ)、竜宮様の周囲には古いボンギが何本も で境川を下って赴き、 続く船には一〇人ほどの漁師が乗りこむ。 内堀江地区に鎮座する清瀧神社の神主を乗せ、 貝などの各組合が船を出し、 りとされ、 「ボンギ」を立てる。 (※現在は埋め立てられている) にある「竜宮様」ま いたとされるが、これらの儀式がひととおり完了 つけが終わったころ、 水難者供養や豊漁祈 主体となって行っていた(写真9)。 ボンギは漁場におけるアテの目 そこに上だけ葉の 先頭の船にはお囃子と町 願を行 漁業組合の主催で海苔や V 稚貝や酒を海 ついた杉の木、 沖の高洲 あとに

すると陸にあがって宴会となる。

町長や町会議員も参

時期]	名称	内容					
1月2日	乗り初め	仕事初めの日で、漁師は船にお神酒とお供え、おさんご (洗米) をあげ、船を恵方に向けて出す真似をする。					
1月4日	初浜	その年初めて海に出て漁をする日で、その日にかせいだ金は神棚にあ げ、神に感謝する。					
6月巳の日	水神祭り	伝馬船の上でお神楽を舞い、十数隻の船が列をなして境川を下だり海 に出る。「竜宮のほんぎ」のところに、先端に枝葉を残した杉のほんぎ を立て、神職が稚貝を養殖場にまいて、海の神様に豊漁を折り、また 海で死んだ人の供養をする。夜は氏神様の境内で、お神楽やいろいろ な演芸などが奉納される。					
7月25日	鵜縄のりおき	総縄の仕事始めの日で、清滝神社にお神楽を奉納し、その年の大漁を 祈願する。この日は網元は乗り子達を呼んでご馳走をする。					
7月	地引きのりおき	船に乗り子が乗って江戸川尻まで往復し豊漁を祈る。					
10 月	貝供養	貝類組合の主催によって行う。当日は船に僧侶が乗り、えまっか尻に 角塔婆を立て、お経をあげて貝の供養をする。					
11月	水祭り	海苔製造組合の主催によって行われる。役員が数隻の船に分乗し、境 川を下だって、竜宮様のほんぎのところで神職が祝詞をあげ、悪水の ため海苔が腐らないように水の清浄を祈願する。また氏神さまにお神 楽が奉納される。					
11月	またぼうあげ	海苔の箕立てが終わると、ほた餅のあんのように海苔が箕に真っ黒に つくようにとぼた餅をつくり、神前にあげてから家族の者が食べる。					

### ※『浦安町誌 上』(浦安町 1969) p.131 の記載をもとに筆者作成

ることが理解されよう。 載されている漁民の年中行事は表5 えば、『浦安町誌』(一九六九)に記 り上げるのは、 組織が存在していたことが確認され オビシャのような千葉県内で多く見 のそれと多くの共通性を有しており た浦安の生業と深く関わるものであ のが混在していることがわかる。 のものと、 の年中行事や講は、 てみると、 浦安における埋め立て開発以前 庚申講、三山講など数多くの講 これらのうち本節で特に取 そこには漁師町ならでは 他地域と共通性を持つも 近年になって一時的 広域に分布する富士 これらが先に見 基本的に他地域 しかし浦安

に復活した水神祭りと、

現在も行

れている庚申講行事である。

水神祭りは、

六月巳の日に行う祭



写真12:浦安囃子睦会による正月の門付芸

ろその活動を活発化させてい

たのである(「九)。

現在の

 $\mathcal{O}$ 

「伝統行事」を担う存在として、

浦安囃子保存



写真11:浦安市漁業記念公園のボンギを



写真10:竜宮のボンギを拝む漁業関係者

保存会などである。

これを中心になって実施した浦安囃子保存

水神祭り以外にも正月三日

更に二〇一七年にもこの祭りが行

浦安遊漁船協同組合、

浦安沖漁組合、

を行ったのは、

浦安漁業生産組合、

浦安囃子保存会、 浦安細川流投網

九九七年六月に二十五年ぶりに復活した。この祭り

ところが他の年中行事と異なり、

この

水神祭りは、

転業によ

って途絶し

っている。

模したモニュメント ※2019 年筆者撮影 に市内各地で行われていた門付芸を復活させて 会の活動は現在も活発で、 われたが、 (写真12)。

※浦安市郷土博物館提供 である浦安囃子睦会が結成され、 発するとされる。 が、江戸川対岸の葛西囃子を習いに行 四〕。一九七五年に浦安囃子は市の無形民俗文化財に こともあったという どの意匠を取り入れ、 も参加するようになった。 域のイベントなどに活躍の場を広げ、 そして水神祭りが中断していた時期には、 露されるなど、 変更しているが、 指定され、二〇〇〇年に浦安囃子保存会に団体名称を 浦安囃子の始まりは、 水神祭りが この祭りの重要な役回りを担 参加し 翌年の 時的 浦安囃子は水神祭りの際に船上で披 に中断 成人式や結婚式などに招かれる ている(二八)。 〔浦安郷土博物館 \_ その後、 九四七年に芸事好きの漁師 九四八年には保存会の前身 L ても、 徐々に各地の祭礼に 高度経済成長期を 里神楽や獅子舞な 浦安囃子はむし お囃子コンクー ったことに その 一九九七 ってきた。 他の地

※浦安市郷土博物館提供 業組合が解散 いる。 なったのである。 定 担っていた海苔や貝の製造組合の解散、  $\mathcal{O}$ でないが、行われなくなった時期ははっきり すなわち一九七一年の漁業権全面放棄に伴 神祭りが したことで、 その他の年中行事もこれを主体的に いつごろ始まったも この祭りも執り行  $\mathcal{O}$ 漁業関係者の われなく あ

V

て

加 0 たという 一時は本州製紙の関係者も招待されることが (宮内 二〇〇九 一八六]。 る カュ

11

会の存在感は増しているが、この他にも高度経済成長期以前から現在まで浦安に伝わる行 事が存在する。 以下では、 近世に爆発的な流行を見せた庚申講について見ておきたい

### 庚申講

徳五 ている(三)。 講中で決めた世話 安の庚申講は、 (一七一五) 年建立とされる庚申塔 人の宿で参加者が一夜を明かす一般的な庚申信仰とは、 市内猫実地区の庚申堂を拠点としながら毎月二五日に行われてい (市指定有形文化財) も現存するが やや趣を異にし  $\frac{1}{3}$ る。

たが、この世話人の話からもわかるように浦安の庚申講も様々な変化を経ており、現在もそ 影響を受けたとは思わない」とし、 家からヤドを選んで皆で飲食を行ったが、これも現在は途絶している。 者に対する「護摩焚き」も行われ、 開いて参拝者が訪れるのを待つ。参拝者は一千~二千円程の賽銭をあげ真言を唱えてい 水神祭りのようにその存在自体が高度経済成長期を経た後に消滅するようなことはなかっ ら住んでいる「信仰心の篤い」人たちで、「これから皆が歳をとっていく中でどうなってい の最中にあることが理解されよう。そして庚申講をひとたび離れれば、 人はあんまり信心みたいなものがない」ため、徐々に参拝者は減りつつある。庚申講の場合、 に露店が多数出て大変な賑わいを見せたという。 れていない。 現在の庚申講は三名 その際に記帳を行い「お供物」 域社会のつながりが保たれたことで現在も浦安の庚申講は維持されているが、 わからない」と世話人の一人は語るが、「埋め立て開発で特に(※筆者注:庚申講は) 々の生活で受けた点は、 戦前には「庚申様のオビシャ」という行事も存在し、  $\bar{\mathcal{O}}$ 世話人を中心に運営され この世話人たちにしても変わりはない。 毎月、 病気平癒を願う修法などもあったというが、 と称して世話人から菓子と清酒をもら 参拝に訪れる住民と親睦を深めている。 現在の参拝者は、基本的にこの街に古くか たており、 「命日」 一月の適当な日に講中の である二五 一時期は庚申講の日 埋め立て開発の影響 5. 過去には参拝 日に庚申堂 現在は行 このよう 「最近の



: 庚申塔 写真13

※2010 年筆者撮影

あった。 祭りを行うことはそれ以降なくなったが、 養殖も行ったが、 を選んだという。 庚申堂の堂守を務めた人物で、家業は祖父の代から漁師 しつづけ の放棄後は市内の病院に勤務したという。 に対し、 筆者が聞き取りを行った世話人の男性は、 何が一番この 男性は 生まれも育ちも浦安で、 漁業権の放棄と転職については、 「やっぱり転職かな」と答えたが、 時代に変わったかという筆者の問 過去には水神祭りにも参加し、冬の海苔 漁場の (※筆者注:病院勤務になって) 埋め立てでその生活は一変した。 父親にならって漁師 庚申講には参加 海苔養殖や水神 父親 の代 退職金 漁業権 かけ の道 か

おむね埋め立てに賛成だったという。 ももらえたからよかったと思う」と自らの経験を振り返ったが、 当時の漁民たちの意識 ŧ

たが、以下では、これらに携わってきた浦安の人々の生活が、 に変化したのか検討していく。 浦安の伝承について海苔養殖、 投網、 水神祭り、 庚申講の事例 高度経済成長期以降どのよう を取り上げ

# 第三節 伝承の変化に見る浦安の高度経済成長期

### 一 人々の語りに見る環境の変化

とおして当時の時代状況について考えるが、 儀なくされ、海苔養殖や水神祭りを行わなくなっていた。本節では、このような生活変化を また庚申講の参加者も日常生活における海とのつながりが無くなったことにより転業を余 で資料化が行われた旧住民への聞き取り調査の分析を行い、これにアプローチする(三)。そ 導入として、まず東京湾の汚染に関する以下のような語りを参照しておきたい。 前節で見た事例 いのうち、 庚申講を除く三つのものは漁業権の放棄と同時に途絶している。 特にここでは二〇〇九年に浦安市郷土博物館

うこれはダメだ」というあきらめに似た気持ちになっていった。事件のあと、「もう水 が、海が、もとのとおりに直っても、魚、貝はとれなくなってしまうだろう」というふ どこかへ働きに行ったりした。…今思うと、魚がとれなくなってきたのは、東京湾の埋 心な海苔もしかりだった〔浦安市郷土博物館編 少しずつ自分たちも感じていたと思う。そんななかで、 め立てが始まってからだと思うが、本州製紙事件がおこるころには、もう海はダメだと の人たちだった。とれないことはないが、水揚げ量が少ないから、漁期と別の時期に、 なっていたのは、 本州製紙事件の前に、 漁師さんはみんな少しずつ、差はあっても感じていたと思う。もちろん、 事実。初めに打撃を受けたのは、貝まきをはじめ、投網、張網、 (東京湾の) 埋め立てで水が汚れてきて少しずつ魚がとれなく 二〇〇九 本州製紙の事件があって、「も 一七七]。

といった語りも得られている〔前掲書 二五、 た記憶がある。第一期埋め立てのときも、こういうことがあったので承知したんじゃないか」 中味がとけたり。三十年代半ばごろからそういう話が出て、 年々水が 考えは、当時の浦安漁民の間で共有されていたものらしく、「本州製紙のことは別にして、 「(昭和) 二十年代後半かな。 これは築地市場で仲卸業を営んでいた人物(一九二八年生まれ)の語りだが、このような 悪くなるばっかりで、一人しかいない倅に漁師をやらせるつもりはなかった」、 東京の生活排水だよね。その影響で、 『最近、ダメダメ』と言い始め (海苔の) 育ちが悪い。

だったと推測されるが、特に投網船で遊漁を行う船宿の関係者にとって、 こうした状況にあって黒い水事件が漁民にもたらした精神的な影響は、 かなり この事件は深刻 大きなも

と当時の状況を振り返り、 性(一九二九年生まれ)は、「お客さんは船で見てて、汚いからね。 利用客に供出するという、この商売の独特のスタイルによるものである。舵子をしていた男 な事態をもたらすものであった。これは投網船が捕獲した魚を船の上でそのまま調理して いる〔前掲書 それ見ちゃうと、『水がきれいになるまで、見合わせようか』ってことになっちゃう」 噂が流れちゃう。来ればお客さんは一日の料金っていうのは、払っていくんですけど 四六。 水質汚染によって船宿の利用客が減少していたことを示唆して 一回行ったら、

らめもあって。強烈に反対するような人もなかった」とし、高度経済成長期の時代状況に言 一部放棄が決定した際にも、 前節で投網技術の習得に関する語りを参照した投網師の男性は、 以下のように当時の心境を振り返っている。 「別に反対する気もなかったね。これも流れかな、 一九六二年に漁業権 というあき

ころだったから んて、 もないし。いろいろなニュースも入ってくるでしょう。その当時の国の政策というのは、 産業がちょうど盛んなときでしょう。漁師をつぶして商売を発展させるという。漁師な いくのは難しいなという雰囲気は)多少あった。それがどうのこうのと。それだけの力 もう先行きはたいしたことはないなという気持ちはあった。 眼中になかったんだよね、国の政策には。 〔前掲書 九。 工業、工業と。高度成長時代に入ると (漁業でこのままやっ

たことが窺い知れる。 い水事件の際に乱闘に加わったこの男性も、 転業を決意したのは、 一九七一年の漁業権全面放棄に伴うものであ 少しずつ漁業の先行きに不安を抱いて 0 い

なくなってくる。漁業権も放棄するようになった。先行き細くなっちゃうものね。 いたんじゃないの 本州製紙のときには、そこまでいくとは思っていなかった。 一部放棄のとき、「このままではダメかもしれないぞ」と、真剣に考えるようになった。 少しずつ、少しずつあきらめムードになって、 メになったのは、漁業権を放棄したのが一番の原因ではないか。…一部放棄をやって、 んでやってた時分には、 はやめたから。 だろうっていうこともあるし、時代の流れで、いろんな娯楽ができてきた。投網が盛 早くあきらめたか、遅くあきらめたかの違いじゃないかな。 極端になるわけじゃない。徐々に、徐々に、なっていくから。浦安の漁師がダ 残っている人より、早くあきらめた。水が悪くなってお客さんがつかな あんまり娯楽がなかった。だから年々、だんだんお客さんが少 いよいよ全面放棄ということになった。 やはり埋め立てが 全面放棄とともに、

### キ 4 ・ 元浦安海 民の再計職 42 に

		就联		漁業	未就業	死亡・転出	不明	その他	ät
	被雇用	自営業	合計						
人数	452	181	633	136	137	46	480	52	1484
割合(%)	30	12	42	9	9	3	32	3	100

### ※千葉県企業庁臨海事業部保証課の調査資料をもとに筆者作成。なお割合 (%) における小数点以下の数値は省略。

### 掲書 安の えるが 従来の と思ってたから。 ってい 以下に見るような「転業」 これらの語りからは、浦安の海が徐々に汚染されてい いくら種が 海苔養殖も、東京湾の水質悪化による影響を直接被っていたことが

生活に見切りをつけ、新し

V

生き方を模索し始め

て V

たことが

浦安の人々の日常生活を個人レベ

ル

で決定的に変化させたの

の経験である。

漁業からの転業

なっ

たらパタ

ッとやめた」、

「サバサバしてた。

前

からダメだダメ

道具蹴っ飛ばして、

捨てちゃった」と述べ

、ている。

く中で、

人々

先の投網師の男性も冬の仕事である海苔養殖は、「全面放

みんな腐っちゃう」という状況であ

った

前

2

てね、

よその網買

ったりなんか

んても、

ダ

ゝ

全然育たない

よくてもね、

、々には記憶されており、「水が悪くなってね。『タネツケ(種付け)』

表 6 ト調査では、全体の八四・一%にあたる一 七四年一一月に元漁業組合員一七六二名に対して実施したアンケ 々な職業に就くことになった。 漁業権放棄後の漁民たちは補償金を得たあと、新たな就職先を求め のような結果となっている。

千葉県企業庁臨海事業部補償課が

った。 旋されたと回答したのが約三〇〇名、職安を通じてというのが一五名だ 業に四七名、 掃関係業務等) 被雇用者となった四五二名の就職先で、 自営業を始めた一八一名のうち、アパート経営が五八名、 地元企業に四五名が再就職しており、 であり、 一四八名となっている。他に京葉工業地帯の企 最も多かったのは東京都 就職先を仲間から斡

たらなか 社会学部桜井厚ゼミの ヤバレー の建設に補償金を充てた事例が報告されており 一した千葉大学教育学部社会学研究室の報告書 地域 業権放棄によって漁民達が得た補償金の使途に関する正確な資料は、 た元漁民が何人かいたとい が、漁業権の放棄後、築地の魚河岸でマグロの解体や卸業を行う者や、 が や賭博などで散財した例もあったようである(!!!)。 の回答者が、 (蘇我 兀 の使途に ったが、その用途は様々であったと考えられる。 名となっている。 松ヶ島・ おけ 「投資および事業資金にあてた」、 インタビュー調査によると、居酒屋経営、 般的な傾向を示して う [浦安市郷土博物館編 漁業と答えた一三六名の再就職先に関する正確なデー 君津  $\mathcal{O}$ 四漁協) いるかは定かでない。 (一九七○)を見てみると(□□)、 〔逸見 における漁業権放棄後の補償金の 二〇〇九 「家の新改築や教育費にあ 二〇〇八年に実施された立教大学 二〇〇九 ただしこれらの事例が、 集合住宅建設、二世帯住宅 七一~七五〕、 六七、 参考までに、千葉県 管見 八三、一六二。 富津の組合に移 の限り見当 中には てた」 使途を調 タは +

四八四名から回答が寄せら

最も就業者数の多かった清掃関係の仕事については、次のような元漁師(一九三三年生ま の語りがあるので参照しておきたい。

そういう話がでてきたんですよ〔浦安市郷土博物館編 せ、浦安だって必要な仕事ではあるし、「転業対策で、 東京都のゴミ戦争で、人数がいるというので、東京都の仕事をするはずだった。どう 浦安町が頭を痛めている」 二〇〇九 

の話者は、「全面放棄の金をみんな使って」自ら浦安で清掃会社を立ち上げたが、多くは友 人のツテや町役場の紹介などで都の職員として採用されていったという。 側で元漁民たちに対し都の清掃業を斡旋していたことを窺い知ることができる(三回)。 この語 りからは当時、 社会問題となりつつあった都心のゴミ問題を解決するために行政

お蔭さまで、 自分は住宅公団に入って七○歳になるまで警備員として勤務した。これも友人の紹介によ 手に食堂を開き十年ほど働いたが、息子が他の商売を始めることになったので店舗を譲り、 るものだったが、本人は投網をやめたことについて、「漁師は、 前節で取り上げた投網師の男性は、「投網のときの天ぷらの経験」を活かして補償金を元 子供も育てられたし」と述懐している〔前掲書 終いのころは悪かったから。

が生活と結びついた海苔養殖や投網などを目にすることができた最後の時代だったといえ は一四・七%となっており、全面放棄後の一九七五年には一・六%と激減している。この 本章冒頭で示した表2のグラフが示すように、既に一九七〇年段階で浦安の水産業関係者 前と以後の浦安の生活を全く異なるものにしていったのである。 漁業権を放棄し補償金を得たことで、浦安の漁民たちは新たな生活への一歩を踏み出 海と人々の関わりが開発と転業という二つの契機によって変質し、高度経済成長期以 本項で見てきたように、その多くは漁師時代とは全く異なる職種に就くことになった。 ほとんどの浦安の漁師が漁をやめてしまったことが見て取れるが、ちょうどこの時期

### 小恬

となっていった。このような変化は、人々の内発的な動機や要求によるものではなく 活に深く結びついていた浦安の伝承は姿を消し、 き、状況に応じて様々な仕事に従事してきたということである。そしてそのような環境と生 そこから見えてきたのは、この時代を生きた人々が、個人の経験として全く異なる環境を生 産業構造の変化などに伴って生じた外発的なものであったといえる(三五)。 浦安の伝承と生活の変化をとおして高度経済成長期の時代状況を描いてきた。 文化財指定を受けるなどして

であったマリオン・リーヴィの近代化論を参照しながら次のように述べている。  $\mathcal{O}$ 「外発的な変化」について考える際に、鶴見和子の近代化論は示唆に富む。 鶴見 は

全体にお 動物性エネルギー(人間および家畜の労力)に対する比率が高まり、それによって道 工業化とは、生産 ける変化の総体を近代化とよぶ 効率が 増加することである。 の過程において非動物性エネルギー(石炭・石油・原子力等の 〔鶴見 そして、 一九九八 (一九七六) 工業化が進行することによって社会 動力)

遊園地といった「非動物性エネルギー」に依存する空間が出現した。この二つのエネルギー だったが、そのような環境は開発によって消失し、代わって工場や都市的なニュータウン、 浦安の第一次産業で必要とされたのは、周囲の自然環境に働きかける「動物性エネルギー」 であったといえるだろう。 区別されるというが、高度経済成長期の浦安で起きたことは、まさに前者から後者への移行 の使用量によって、社会は「比較的近代化されない社会」と「比較的近代化された社会」に ここで V われて いることは、 高度経済成長期の浦安で起きたことにそのまま当てはまる。

俗学の「近代化」論はなされるべきだろう。 るような変化が短期間で様々な場所において同時進行したことである。 地域やトピックによるグラデーションがあり、その差異をとおして柳田は「歴史」を描こう あくまでも多系発展の一つのタイプに過ぎない『云。確かに柳田の生きた時代の近代化は、 化であった。このような高度経済成長期以前と以後の生活変化の質的な違いを意識して、 の事例に顕著なように、過去との連続性を持った内発的変化ではなく、 とした。だが柳田の生きた時代と高度経済成長期が異なるのは、 呼んでいる。そして後者を積極的に評価するが、この鶴見の考えに従えば単系発展の図式 相篇』(一九三一)で示した近代化論と比較しながら、 鶴見は、このような変化の図式を「単系発展の図式」と呼び、 柳田のものを「多系発展の図式」と 単系発展の図式にあてはま 柳田国男が 非連続的な外発的変 そしてそれは本章 『明治大正史世 は

生活世界の中で果たしていた役割を考えてい 現代社会は、 頭で触れた「経済自治の縮小」、「経済の外部化」と重なるものだといえる。 私たちが生きる のは「自給自足性の低下」、「一般化された交換の手段(貨幣制度)と商品の取引市場の確立」、 しながら、それが私たちの生活にいかなる問題を生じさせているの 「人間のものの考え方、行動の仕方、人間関係の変化」などである(コヒン。これらは本章の冒 「比較的近代化された社会」にはいくつかの特徴があるが、 これらの変化を経て成立したが、次章では、こうした現代社会の諸特徴を意識 とりわけ本章の内容と関わ かを、 あらためて伝承が

### 注

関沢まゆみ編『国立歴史民俗博物館研究報告第一 九一 集 高度経済成長期とその前

における葬送墓制の習俗の変化に関する調査研究』(二〇一五)、『国立歴史民俗博物館研 高度経済成長と地域社会の変化』(二〇一八)など。

- (二) 本研究の序章における注 (一七) を参照されたい。
- 時の浦安の人々の暮らしをイメージする上で参考になる〔山本 一九六四、一九八五〕。 記」(一九二八~一九二九)がある。 われている。 (三) 一説には、日本を「浦安の国」と称した『日本書紀』の記述から引用したものとも なお戦前の浦安の生活を伝えるものに、作家の山本周五郎が記した「青べか日 また『青べか物語』(一九六四)も小説ではあるが、
- されていたもので、高波により多数の死者が出たため五昼夜の間、加持土砂会を挙行したと いう内容のものである〔浦安町誌編纂委員会 一九六九 二三三〕。 (四) この史料は、宝城院で行われていた加持土砂会の際に仏餉を盛ったという桶の底に記
- 況が異なる可能性を考慮すべきだろう。 女性の収入が男性のそれを上回ることはなかったとされる。話者の生業や時代によって状 (五)筆者の聞き取りでは、いくら浦安で貝むきによる現金収入の道があったとい いっても、
- 投資額と国民総生産増加額の比率にほぼ一致しており、政府主導で民間企業の設備投資を 推奨する理論的支柱になった〔影浦 二〇一〇 一二五~一二六〕。 際にこの仮説で提示された関係式は、一九五五年から一九六一年の重化学工業分野の設備 増額=一:一・一】を基本的な仮説としている〔下村 (六) いわゆる下村治の「乗数分析理論」は、【民間設備投資純額:国民総生産 二〇〇九(一九六〇) (GNP)
- 年に誕生した製紙会社である。 四八六]。 の公布に伴い、旧王子製紙が苫小牧製紙、十條製紙、本州製紙に解体されたことで一九四九 した
  「本州製紙社史編さん室 (七)本州製紙は、GHQの対日占領政策の一環として策定した「過度経済力集中排除法」 一九六六 一~八、王子製紙株式会社 約半世紀の営業を行った後に一九九六年、新王子製紙と合併 -----四八四~
- (八) なお海苔養殖は時期が外れたため大きな被害はなかった。
- 水域の水質の保全に関する法律)」、「工場排水規制法(工場排水等の規制に関する法律)」が 一九五八年一二月二五日に交付された。 (九) この事件を契機とし、日本で初めて成立した公害対策法である「水質保全法(公共用
- て知られている。 (一〇) オリエンタルランドは、現在、 東京ディズニーリゾートを経営・運営する会社とし
- (一一) 支払われた金額は総額で七億二六四五万円、 11000 三四1)。 土地は一六万六千坪(約〇 五. 五.  $km^2$
- 在としての伝承が文化財化したことを示しているといえよう。 (一二) 浦安市では、市有形民俗文化財として「海苔生産用具一式」(一九七八年指定)、市 「浦安の細川流投網」(一九九六年指定)が登録されているが、 これは存
- (一三) 具体的には海中にパイプを打ち込み、これに引き網をつけて海苔網につなぐとい

海苔柵は必要なくなった。 万法である。この方法が導入されたことにより、 潮の干満にかかわらず網が海面に浮くため、

- 海苔の養殖が続い 四)漁業権の全面放棄は 一九七一年であるが、 その後三年間 は、 短期免許とい うか
- 殖が始まった。詳しくは〔宮下 二○○三 一六九~一八二〕を参照のこと。 の漁民が魚を獲るために建てた篊に海苔がつくことを発見し、 (一五) 海苔の利用は、もともと天然海苔の採取に限られていたが、近世に入って大森近辺 これがきっかけとなっ
- 代の屋号を用いるところが多く、 ぐる動きが活発化している。江戸投網保存会のホームページなどを参照のこと(江戸投網保 っているので、そちらも参照されたい〔大石 二〇一九 九六~一一六〕。 化と投網の関係を整理しており、 存会、online:toami/)。 (一六) 江戸川を遊覧する屋形船の船宿は、「あみ幸」、「あみ貞」など投網を行って また大石始が『奥東京人に会いに行く』(二〇一九)の中で、 江戸投網保存会会長の小島智彦氏へのインタビュー 近年はこうした船宿を中心に、投網技術の復活や保存をめ 遊漁文 11 、 た 時
- 識=アテにして船の位置や漁場を把握した〔小川 二○○○〕。 認するために用いた方法である。 (一七) アテとは沿岸漁民や地乗りの船乗りが、みずからの航行する位置や漁場の 山や沿岸の煙突、 灯台、高木など目につきやすい ものを標 場所を確
- 活動を活発化させていたことが窺われる。 スペインのマドリードで行われた「ジャパンフェスティバル89」にも参加しており、 回全関東祭ばやしコンクール」で優勝し、 (一八) 浦安囃子が市の無形民俗文化財に指定された一九七五年に、 高松宮杯を受賞している。 また一九八九年には、 浦安囃子睦会は「第六 その
- 三五、 線奏者である藤本誘丈、藤本秀康氏が復活させようと活動し、 存会を有志一五名と結成した。一九七四年には県の無形民俗文化財に登録され、現在では踊 とされるが、 り手の指導が間に合わないほどにまで会は成長している〔浦安町誌編纂委員会 の地域で近世期に盛んだったものである。各地で名称が異なり、その起源は念仏踊りにある 酒落とは中山踊り、 (一九) 浦安囃子の他にも浦安の代表的な民俗芸能として「浦安のお洒落踊 浦安郷土博物館 浦安のものは一九五〇年ごろに、ほぼ忘れ去られようとしていた。 または馬鹿唄と呼ばれる郷土芸能で、上総、下総、 一九九七 二~四]。 一九七二年に浦安町お酒落保 武蔵、 ŋ 常陸、 ごがあ これを三味 一九六九 相模等
- 建立された正徳五年には既に庚申講が存在していたと説明されている。 なお本項における庚申講の調査データは二○一○年時点のものである。 (二〇) 猫実の庚申講が成立した時期は諸説あり、 庚申塔に隣接する看板によると、 その成立が明治初年ごろとされている〔浦安町誌編纂委員会 これに対し 九六九 『浦安町  $\bigcup_{\circ}$
- 断続的に実施したもの (二一) この調査は、 おい 投網や海苔づくりの技術伝承活動に携わっている「もやいの会」 市民ボランティア「浦安・聞き書き隊」が浦安市郷土博物館に で、主として二〇〇八年段階の資料である。主な語り手は浦安市郷土 のメ お 7

155

ハマん記憶を明日へ』(二〇〇九)に収録されている。 で、 総勢四〇名の語りが収集された。その成果は、 『浦安市郷土博物館調査報告 第五集

暴力団員がトバク開帳」(『朝日新聞』一九七四年四月三〇日付夕刊)なども参照のこと。 化と補償金の使途に関する調査報告書』(千葉大学教育学部社会学研究室、一九七〇) (二三) 千葉県における補償金追跡調査委員会『漁業権放棄以後における補償漁民の生活変 (二二) 〔前田 一九九九 二一八、 若林 1000 三五五〕、「漁業補償金かすめ

東京都の「ごみ戦争」については (中村 二〇一一〕を参照のこと。

よって起こった変化ではなかった」と述べている〔関沢 政策と資本がリードした生活変化であり、村や町の生活現場からの内発的な動機や要求に (二五) 関沢まゆみは、 高度経済成長期における生活変化について、「基本的に政治と経済 二〇一一一七五〕。

たは異質のパターンを辿るかが明らかにできるとしている〔鶴見 た社会」に近づいているかという序列は明確になるが、さまざまな社会の工業化の多様性を 欧近代に固有の 理解できないと指摘している。しかしこの類型を近代化の普遍型ではなく、あくまでも「西 (二六) 鶴見は単系発展の図式では、各社会がどれだけアメリカに代表される「近代化され 型」であると見れば、それと比較して他の社会が、どのように共通した、ま 一九九八(一九九一)

下の七つである。 (二七) 鶴見がリ ヴ イ の議論を引きながら挙げる「比較的近代化された社会」 の特徴は以

- 病院、娯楽施設等)間に分業が促進され、役割が専門化される。 社会内の各単位組織(たとえば、 農村・都市、 工場、 行政機構、 裁判所、
- したがって、それらの各単位組織の自給自足性は低下する。
- 3 各単位組織は大型化する。
- 4 行政機構に限らず、あらゆる分野での単位組織は官僚制度化する。家族と友人仲間をの て、 すべての私的な集団でさえも、 官僚制度化をまぬがれることはできない
- (5) 各単位組織の相互依存性の増加と大型化と、官僚制度化は、権力の集中を強化しやすい。 …家族もまた、全般的な権力集中の傾向のなかにまきこまれる。
- 6 一般化された交換の手段(貨幣制度)と商品の取引市場が確立する。
- $\bigcirc$ 人間 のも のの考え方、 行動の仕方、 および人間関係に変化がおこる。

義から個 る単系発展の つ目 の特徴に 人主義への推移などが挙げられてい 図式を反映したものであることが理解される ついては、非合理主義から合理主義へ、個別主義から普遍主義へ、 るが 、これらも前者を前近代、後者を近代とす 〔鶴見 九九八

### 第八章 システムと伝承し -平成の市町村合併を事例に

### はじめに

定した上で、 が、「自治」である。民俗学における伝承研究の目的が「歴史」と「自治」であることにつ 果たしてきた役割を明確にする。ここで伝承と関わるキーワードとして挙げておきたい 題について「平成の市町村合併」を事例としながら考察し、その上で伝承が生活世界の中で 現象に基礎づけられている。本章では、このような現代社会を特徴づける「システム」の問 ては、第一部の議論で述べたとおりだが、小島孝夫は、「地域とは何か」という問いを設 前章では、 私たちの暮らしは、この時期の社会変動を経た後のものであり、そこで生じた様々な そこに見出される自治について以下のように述べている。 浦安の伝承の変化をとおして高度経済成長期の時代状況を描き出すことを試

を利用した産業であり、 となるのは、当該地域において、長い時間をかけて見出された資源の存在であり、 たいという願いであり、それは互いの生存を保証しあうものである。そして、その前提 係性を前提にしている。 な生活空間である地域が存立しているのである〔小島 ある。…こうした関係性が共有されることで、生活集団や生産集団が形成され、 のなかに当該地域の仕事や労働が発生し、それに根差した生活が形成されてきたので 地域は、空間や数量で捉えられるものではなく、そこに暮らす人たちが創りだし それらが創り出した歴史と文化の存在である。これらの関係性 その関係性とは、ともに暮らしていきたい、 <u>二</u> <u>五</u> 三五七〕。 ともに生きて 自治的 た関

されている状況にあることを明らかにする。 民地化」が新自由主義とともに進行しており、地域社会の自治が高度経済成長期以上に脅か ど述べたシステムだが、 会の関係性と自治は現代において大きく変質しつつある。その要因となっているのが先ほ 伝承と自治が深く関わる問題系であるという見取り図が得られる。しかし、こうした地域社 るといえるだろう。そしてその共有が「自治的な生活空間である地域」を形成するとすれば、 ここで小島が述べている「関係性」は、共時的なものであると同時に通時的なものでもあ 本章における議論では、 現代社会の「システムによる生活世界の植

を二つ取り上げておきたい。以下は、二〇〇五年に四つの市町村が合併して誕生した九州中 くことにし、まずは平成の市町村合併が地域社会に与えた影響を端的に示すエピソード システムと新自由主義がどのようなものなのかという点については、 のとある自治体に勤めた経験を持つ男性から筆者が直接、 耳にした話である。 後ほど詳 しく見て

道に雪が積もると役場に連絡して塩カリ (塩化カルシウム)を撒いてもらうんよ。 2

3

6

30

215

325

12

た」とかいってすぐに電話切っちゃう。 と、支所に来た人達は他所の人が多かったけん、連絡入れても「塩カリが無くなりまし やろうけど、 も色んなところに撒くやろ。 てもらおうえ」っち応援、頼んでくれよった。そうすると、 やんとことにブル やっぱり困るわな(一)。 (ブルドーザー) あったやろ。いま仕事ねぇやろうし、 すぐ無くなるんよね。 知らん人にブルドーザー出してくれっち頼めん そういう時は、役場の方で「〇〇ち すぐ終わる。 ちょっと出し でも合併のあ

起きたのかということを考える上で参考になるだろう。 のエ ピソ K は些細なものだが、地域社会の人々の 関係性が変化したことにより、 何

問題が生じていた可能性も考慮する必要があるだろう。 な結果も得られたことが理解されるが、一つ目の事例のように個々の生活世界で、何らかの その活動を活性化させている(!)。 き届いた運営・管理が可能となり、二〇一四年四月には、リニューアルオープンを行うなど、 は人員、予算の不足といった問題を抱えていた。しかし合併後は八戸市博物館との連携で行 に、青森県八戸市と三戸郡南郷村の二つの自治体でも合併が行われた。八戸市博物館は県下 でも屈指の規模を誇り、 これとは対照的な事例をもう一つ見ておきたい。 充実した展示、研究活動を行っていたが、南郷村の歴史民俗資料館 行政レベルでは合併が行われたことにより、 先述の自治体が合併された二〇〇五 ポジティブ

成の市町村合併と地域社会の暮らし―関係性の民俗学』(二〇一五)を除くと、 議論が行われた合併前の状況と比較すると、その効果、反省点を合併後に検証した例は意外 大きな影響をもたらすものであったが、合併を実施するか否かをめぐって様々な角度から と少ない<sup>(三)</sup>。 このように平成の市町村合併は、二〇〇〇年代に行われた行政改革の中でも地域社会に 特に生活・文化に関する問題は、先に触れた小島の議論が収録されている『平 があるとはいえないのが現状である(四)。 十分な蓄積

0 出典〔今井 2008:11〕

以上の点を踏まえて、本章では平成の市町村合併が、

合併協議会設置数

4

7

6

142

213

219

2

社会の自治と伝承にどのような影響をもたらしたのか論じ ていくが、

まずは平成の市町村合併の背景を確認しておく。

平成の市町村合併と新自由主義

### 平成の市町村合併の背景

四年から二〇〇五年にかけて加速度的に現実化したことが に全国各地で合併に関する議論が活発化し、それが二〇〇 置数を示したものだが(ヨ)、この資料からは二〇〇二年以降 わかる。 表1は平成の市町村合併の件数、 および合併協議会の設

行政学者の今井照は、 二〇〇二年九月下旬に自民党地方

1999

2000

2001

2002

2003

2004

2005

2006

要だろう 〔今井 二〇〇八 一二〕。 市町村合併推進の動きに拍車をかけたと分析している。またその間接的な背景として二〇 に向けて走り出すタイミングと重なることを指摘しており、国政、特に総務省内部における および同年一一月一日、地方政治調査会第十回専門小委員会に会議資料として「今後の基礎 ○一年から二○○四年にかけて行われた地方交付税交付金の削減があったという指摘 政調査会の「地方自治に関する検討プロジェクトチームの中間報告案」が報道されたこと 体のあり方について」(通称・西尾私案) が提出された時期が (六)、 全国の自治体が合併

推進を唱えました」と述べているように、その旗振り役として強い影響力を持っていたが、 野中はインタビューの中で地方交付税について次のような見解を示している。 市町村合併が推進される上で、とりわけ重要な役割を担った人物は地方制度調査会委員 委員に就任した政治家の野中廣務である(せ)。 野中自身が「私は分権に際して強

債とか、 ちょっとイヤミを言うたんですよ。交付税で楽しんでいる、とね。 いろんな厚みのある交付税をつけて、元利補給してやって。そのままでや そういう安住感を与えている、 کِ これが一番の間違いである、 弱小町村ほど過疎

止・縮減」、「税財源の移譲」、 のような反省の弁が見られるようになった。 この発言は当時の小泉政権が推進していた三位一体改革、すなわち「国庫補助負担金 しかし当初の予想を遙かに上回るかたちで合併が進んだ状況に対し、二〇〇六年には次 「地方交付税の一体的な見直し」と連動するものであるといえ

が進んだために、小さな市町村が自分たちだけでは生きていけない状態に追い込まれ 進んでいこうとしているのです。 て、やむを得ず合併していくという姿にまでなってきたということです。 …(※筆者注・自治体数が)今では一八○○まできて、なお法律が切れてからも合併が ところが私は今になって、 やや、やりすぎたと思っているのです。後悔しています。 これはもう三位一体の改革など地方切り捨ての財政

思っています。そこが格差社会をつくる最大の要因だったと思っています 小泉内閣の一番悪い点は、 やはり地方自治を根底から崩してしまったことだと私は 野中

たため、その後も合併が続いたと表向きは見ることができる。 定された「市町村の合併の特例等に関する法律 月三一日以降も年間一〇件弱の件数の合併が各地で実施されることになった (元)。新たに制 「市町村の合併の特例に関する法律(旧・合併特例法)」が失効した二〇〇五年三 合併推進債の起債、 合併交付税の急減緩和といった優遇措置が盛り込まれてい (新・合併特例法)」で合併特例債は廃止さ しかし野中がいうように二〇

合併という選択肢を選ばざるを得なくなったというのが実情だろう(三)。 ○○年代前半に行われた地方交付税の縮小が「弱小町村」の財政に影を落とすことになり、

### 二 新自由主義と自治のゆくえ

年代初頭のマーガレット・サッチャー、ロナルド・レーガン政権の誕生をその画期として措 リベラリズムの歴史的展開を整理したデヴィッド・ハーヴェイは、一九七○年代末から八○ で鍵になるのが新自由主義、いわゆるネオリベラリズムと呼ばれる思想的潮流である。ネオ そして大規模な市町村合併などの政策として現実化することになる。 三位一体改革にともなう規制緩和、小さな政府への移行といった行政改革は、郵政民営化 次のようにその特徴を述べている。 これらを読み解

ヴェイ よって人類の富と福利が最も増大する、と主張する政治経済的実践の理論である。国家 枠組みの範囲内で個々人の企業活動の自由とその能力とが無制約に発揮されることに の役割は、こうした実践にふさわしい制度的枠組みを創出し維持することである〔ハ 新自由主義とは何よりも強力な私的所有権、自由市場、 一〇〇七 一〇]。 自由貿易を特徴とする制度的

り捨てにもつながりかねない危険性を孕むものだったのである。 るように、平成の市町村合併は「『自己決定」『自己責任』を基調とした新自由主義的な政策」 役割と責任(特に富の再分配)の履行を停滞させ、それを地域や個人の「自己責任」へとす り替えるような構造、 であり〔米田 へと移行することで富の増大が図られるとする考えがある。しかし、それは国家が担うべき 自由主義の根底には計画経済的 二〇〇六 一〇〇〕、分権を標榜しつつ、 言説を生起させることにもなった。そして民俗学者の米田実が指摘す な旧来の政策、社会体制を放棄・解体し、 その実態が地方や社会的弱者の切 市場原理主義

破壊されるものとして「旧来の制度的枠組みや諸権力に対してだけでなく、分業や社会関係 題である伝承と換言できるものだろう。 またハーヴェイは、新自由主義化のプロセスが多くの「創造的破壊」を引き起こすとし、 制度、技術構成、ライフスタイルや思考様式、 心的習慣」などを挙げている「ハーヴェイ 二00七 性と生殖に関する諸行為、 これらは本研究の主 土地への帰属

値や機能を有する可能性は否定できない。新自由主義の最大の欠陥は、これがマ ラクチュアリングが、冒頭の八戸市の事例のようにポジティブな効果をもたらす場合もあ い伝承の価値を全く考慮しない点にある。 ーヴェイがただの破壊ではなく創造的破壊といっているのは、新自由主義的 「政治経済的実践の理論」として提示されたため、 しかしそこで破壊されるものが、地域や個人にとって極めて重い価 貨幣価値に換算することがで クロ経済学 な リス

とえば結城登美雄は次のように述べている。 えているが、市町村合併が自治に及ぼす影響については批判的な見解を示す論者が多い。た 本研究で繰り返し述べたように、筆者は地域社会の伝承と自治は深く関わるものだと考

効率主義の名のもとに、外部依存の体質を身につけ過ぎてしまっているのかもしれな 依存することをサービス化社会というが、私たちは都市に暮らそうと村に暮らそうと、 自治を行政にゆだね、自分たちは金稼ぎに専念してしまった。そのツケが回ってきたの 域の主役ではなく、私の集まりが共同して地域を支える、それが村の自治だった。その に必要なものは、 農山漁村をたずねれば、古老たちから「昔は道路でも橋でも学校だって、村の 現下の市町村合併を受け止める人々。本来は自分たちがやっていたことを外部に 二〇〇六二九〕。 みんなの力を持ち寄って自分達でやったものさ」と語られる。

行ってきたのだろうか に対し、地域社会を基点としながら研究を行ってきた民俗学者は、どのような批判、 それを急速に進行させていったのである。それでは、このような問題をもたらす市町村合併 結びつけて考えられる事態だといえよう。 自治力が殺がれ、 破壊にその要因を求めている〔岩崎 二〇〇六 四四〕。これらは全て伝承の破壊、 の問題である」と指摘し、「信頼、相互扶助、ネットワーク等のソーシャルキャピタル」の 「外部依存の体質」については、 一致協力して事態に当たれなくなってしまった現実こそ、 山村の過疎化について論じる岩崎正弥も「内発力、 新自由主義の浸透は自治の停滞というかたちで、 山村経済の最大 提言を

### 第二節 民俗学の立場から

## 民俗学者は市町村合併をどう見たのか

伝承にもたらす影響を考える上で示唆的である。 その理由の一端が明らかになったが、南方の市町村合併に対する認識は、それが地域社会の を行ったことにより 政府が推進した神社合祀への反対運動がある (三三)。 ても同様に反対意見を表明していたことはあまり知られていない。 日本民俗学の成立に大きな影響を与えた南方熊楠の社会運動として有名なものに、 〔雲藤 二〇〇九〕、南方がなぜそのような行動を取るに至ったのか、 しかし南方が当時の市町村合併に対し 近年、 雲藤等がその分析

沙汰された和歌山県の田辺・湊・西ノ谷三町村の合併、 南方が具体的な反対意見を表明したのは(三)、 市町村合併に対する南方の考えを端的に表わすものだといえよう。 〔南方 一九七三a、 一九七三c] ( ̄垂)。後者の合併について述べた以下 一九一六年から一九二四年にかけて取り および昭和十年代の田辺町、

生が旨く述べある。)町村おのおのその特性あり事歴あれば、 奉じて一同討ち死にするのが自治の精神なり(このことは一昨日の『大毎』紙に蘇峰先 やみに他町村の威力を迎合屈服すべきにあらず。 一再ならず。…痩せても肥えても一村は一村なり。すでに自治の一群団をなす上は、む れたからって、妄りに軽挙合同すべきにあらず しかるに、この春夏の際まで、この新庄村を田辺町へ合併すべし、と県庁よりの勧告 みだりに威嚇を加えらるれば、村社を 〔南方 一九七三c 他の都合よきままに勧め 一八四]。

を予見していたことも大きな要因だったと見られる。 されるように、市町村合併が地域社会の自治を阻害し、 合で滅失してしまうことへの強い反発であったといえるが、先に引用した文章からも看取 至った直接の動機は、自らの研究対象である植物や粘菌、民俗資料が官吏や行政の勝手な都 た神社合祀の苦い経験があったと推測されるだろう。確かに南方が反対意見を表明するに たためだと説明している [雲藤 二〇〇九 史・歴史・民俗の資料(=「科学上の貴重品や古蹟名勝」)の破壊が進むことを懸念してい 抗争せざるを得ぬこととなるべし」という言葉を引き〔南方 売り飛ばされ、あるいは全滅、あるいは大破に及び、小生は行き懸かり上、またまたこれを かく保存の途立ち行なわれおる科学上の貴重品や古蹟名勝は、例の通り何の心得なき者に の「しかして、 は、南方が市町村合併に批判的だった理由について、大正年間の反対意見における結 今回新聞紙に見及ぶごとき突飛偏頗なる町村合併を挙行されては、 六八〕。その背景には、これと同時期に行われ その発展になんら結びつかないこと 一九七三 a

鶴見和子は、このような南方の社会運動の核心に、「確固とした自治の思想が潜んでい 摘しながら、 次のように述べる。

おこす場合は、 史をもつ最小限度の地域を、自治の単位として残したほうがよい。発展のための事業を という意見である〔鶴見 ちである― いうことはできない。しかし、南方の考えでは、経済的にも行政的にも自立してきた歴 治初年以来、すでに町村合併は進行していたから、厳密に「自然村」にかえれ、と よりも、自立しながら住民の意志により、事に即して、協同しあうのがよい、 併合―それは大きいものが小さいものを支配し搾取することになりが 一九九八 (一九八〇) 三五九〕。

あること」、「政府の補助金政策が、農民の依存心を助長」することへの警鐘であったと述べ たことが見てとれよう。鶴見は、 への批判的意識が見られることを指摘しており、それが「自治の名の下での自治の破壊で 〔柳田 の第三章で柳田国男の自治論を検討したが、 二〇〇六 (一九〇六)、鶴見 柳田の「自治農政」(一九〇六)という小文にも市町村合 一九九八 (一九七六) 南方にも柳田と同じ問題意識 二四四] (1六)。 があ

南方と柳田以外に明治~昭和期の市町村合併に対して、 具体的な批判を行っている民俗

平成の市町村合併を次のように断罪する。 立場から谷川健一が厳しい批判を行っている〔谷川 学者は管見の範囲では見当たらなかったが(ニセン、平成の市町村合併については地名研究の て、私はこれまで抗議の意を表明し、小さな地名の持つ意味の大きさを訴えてきた」として、 「日本全国で推し進められてきた安易な『地名の抹殺』『意味不明の新地名』につい a . \_ \_ \_ b . \_ \_ \_ c ] °

ない さにも気づいていない、恐るべき鈍感さだ。なぜ日本を愛する団体が抗議活動をおこさ 者はあまりにも低次元であるといわざるをえない。目先のカネに走り失うものの大き 特例による財政面での優遇を受けたいがために、 のか不思議なくらいの愚挙である〔谷川 合併に飛びつく日本の行政の当事

意味を持つとする認識が根底にはあったのではないだろうか。 る地名の改変、消失に危機感を持ったと見られるが(一、、南方、 この両者が市町村合併に対してとったスタンスから学ぶべきところは大きい。 な価値の次元に留まるものではなく、 の研究対象が失われることへの強い反発が挙げられるだろう。しかし、それは単なる個 川は自らの古代研究の重要な資料として地名を扱っていたことから、 それらが地域や人々の生活においてこそ重要な 民俗学の立場性を考える上 谷川両者の共通点として、 市町村合併に

## 二 平成の市町村合併から伝承を考える

維持発展させる」志向性を持つものだとしている〔福田 さまざまな互助関係を形成し、さらに地域として共同することで各家の生活・生産の条件を 社会であるムラ」であるとした上で、これを「人々が互いに面識関係があり、 になった。 である市町村とは異なるものとしての「伝承母体=ムラ」の存在がここでは主張されている のだが、福田 福田アジオは、 の認識では、そのようなムラが持つ自治力は市町村合併によって失われること 「民俗の伝承母体は支配や行政の単位ではなく、それとは区別される地 二〇〇六 三]。つまり行政単位 生活と生産

と考えることが当たり前になった の観念を植え付けたものと思われる。共通の地理的条件もなく、住民の間には一体感も 一九五五年を中心とした市町村合併は、人々の広域合併への抵抗感を弱め、 ただ地図上に広がる一定範囲を線引きして決められたような市町村を行政単位 . (福田 二〇〇六 五 あきらめ

さらに福田は、 平成の市 町村合併についても自治の停滞と絡めて次のように論じている。

現在急激な勢いで進行してい る「平成の大合併」はさらに広域の市町村をつくり出す

ことを目指している。それは車社会・情報化社会に対応した効率的な行財政運営を目指 い。合併促進の過程には人々の地域生活を基礎とした自治への関心は低い って実施されている。 のであり、 合併特例債に示されるような飴を用いての強引な中央からの施策によ そこには住民自治という観点はほとんど見られないと言 って良

畢竟、自治は後退し地域社会の更なる「外部依存の体質」に拍車をかけることになるといえ や労働力の流動化を促し、 在を通して蓄積された知識、関係性、日常的なコミュニケーション、すなわち存在/行為と 能するための最も重要な要素は、トップダウン式の政策や財政支援などではなく、過去 るだろう。 しての伝承であると考える。しかし新自由主義を背景とする平成の市町村合併は資本(資源) ドが「自治」であることが見えてくるだろう。すでに述べたように筆者は自治が正常に機 南方や福田の議論からは、市町村合併を民俗学者が論じる際に共通して浮上するキ 生活の場に蓄積されてきた伝承の機能を破壊、失調させている。 ワ

もどのような存在なのかということについ 滞を招いているとすれ ないと考えられる。そして、それをシステムの代わりに下支えしているものこそが伝承なの 治の単位としての地域は小さい方がよい」とされるが〔鶴見 一九九八(一九八〇) ガバナンスは、それらへの依存度は極めて少ない。前項で引用した鶴見の議論の中でも、「自 上でも極めて重要な観点だといえよう。広域化した行政範囲としての市町村を維持するた あるいは自転車で行き来できる範囲」という「共同性の条件」は伝承と自治の条件を考える 途を辿る行政範囲としての市町村との違いを指摘している〔前掲書 一五]。この「徒歩、 そこに共同性の範囲があり、社会関係での共同性も形成された」として、その後、拡大の一 である。しかし、すでに論じたように近年の新自由主義の浸透は、伝承の破壊、失調と「外 めには制度、 .存の体質」を極端なかたちで進行させている。このような状況が地方の疲弊、自治の停 田は、「明治町村制の市町村は、 システムへの依存度という点から見れば行政区域としての市町村とは比べものになら 日常的にコミュニケーションを行うことが可能な範囲の統治、現代風の言葉でいえば 法、行政機構といった「文字の力」を背景とするシステムによる統治が不可欠 ば、システムと伝承の関係性をあらためて問い直し、伝承とはそもそ 住民が徒歩あるいは自転車で行き来できる範囲であ て、 理論的な観点から論じなくてはならないだ 三五

## 第三節 システムと伝承の関係性

## 一 システムが伝承にもたらす影響

ン・ハーバーマスが論じた「システムによる生活世界の植民地化」が、近現代の時代状況に 現代社会において「伝承と自治の関係」を議論すべきだと筆者が主張する理由 ル

併も おける最も大きな問題だと考えるためである。国家や行政の主導による大規模な市町村合 の「生活世界の植民地化」として捉えることができるが、まずここでは、生活世界 あらためて確認しておきたい。

生活世界を次のように定義している。 ルドワークを研究の基礎におく学問分野にも導入され、とりわけアルフレッド・シュッツ 現象学に起源を持つ生活世界(Lebenswelt)の概念は、社会学、人類学、民俗学などフ その対象認識における枠組みを提供するものとして参照されてきた。シュッツは

まり、 世界である。 的な世界であり、また、今、 りわれわれ自身の経験やわれわれが両親や教師から受けついだ経験にもとづいている いう、この世界についてこれまで蓄積されて準拠枠として働くようになった経験、つま 「シュッツ われわれの祖先達によって秩序ある世界として経験され解釈されてきた間主観 常生活の世界」とは、 したがって、この世界についてのどのような解釈も、 九八〇 八。 われわれの経験と解釈の所与として与えられているような われわれが生まれるはるか以前から存在し、 「手もちの  $\mathcal{O}$ 知識」と

を基盤とするものであることが理解されよう。筆者はこのような知識と経験を「存在として 枠として働くようになった経験」によって構成されていること、あるいはそれらが生活世界 マスがシステムと呼ぶものによって大きく変質することになった。 の伝承」と同義のものと考える。 の一文からは生活世界が「手持ちの知識」、「この世界についてこれまで蓄積されて準 しかし、このような生活世界と伝承のあり方は、 ハーバ

た国家や貨幣、マスメディアなどの支配的システムが、日常的なコミュニケーション行為の バーマスのこのような議論は首尾一貫しており、様々な著作に見出されるものだが、生活 ハーバーマスは、複雑化したコミュニケーション行為を円滑化するために急速に発達 すなわち生活世界に侵入し植民地化していると論じる〔ハーバーマス に対処する方法が専門家に独占される過程と照らし合わせて、 へのシステムの闖入という事態を考慮する際に、「昔からのさまざまな問題」が分化し、 次のように述べている。

九。 程なのだが、また同時にこれらの諸領域が伝統の流れから切断されてしまったことを れていく伝統から切り離されてしまったのである〔ハー も意味している。すなわち、日常の生活実践における解釈の積み重ねで自生的に継承さ 理性の分化は、 クス・ヴェーバーが見ていたこうした分化、 これら諸領域が、専門家によって取り扱われ、 つまり、 バー 学問 ・マス 自律的なものになる過 1000

よる社会構築の専制に歯止めが効かなくなることである。 な単純な基準によってコミュニケーション行為がなされる事態が生じ、 門分化 ある間主観的 したシステム な世界の複雑性が縮減されてしまうこと (三〇)、 が生活世界に与える最も大きな弊害は、 計量的に把握される および専門家システムに 自己と他者の あい よう

### 二 システムに抗する伝承

床したシステムを の対称性を回復する試みは重要な意味を持つことになる。 このような状況を近代に生じた生活世界の危機として受け止めた場合、システムと伝承 「再接続」させる必要性について以下のように述べている。 ハーバーマスは生活世界から

中から経済的および行政的行為システムの自己運動を制限しうる諸制度を生み出し得 おいて精密に再接続することがうまく行くためには、 ねばならない [ハーバーマス モデルネの文化と日常の生活実践とを―つまり、 単なる伝統主義によっては貧困化せざるを得ない日常の生活実践とを―各側 非資本主義的な方向へ導くことが必要であり、 1000 三九~四〇] (三)。 生き生きとした伝統を必要とする 社会の近代化をもこれまでとは また、 生活世界がそれ自 身の

を生きる人間などいない」と述べているが シェル・フーコーに倣って規律化の『装置』と呼んでもいいだろうが、システム=装置のみ を生き、死んでいく世界である」、「システムはけっして世界ではない。このシステムを、ミ がそこで生まれ、 二〇〇一 三五~三六〕。 幣や国家やマスメディアに媒介された『真正さのない水準』の社会に包摂されてもなお残る ある」とし、「レヴィ=ストロースは、そのような西欧近代の理性や主体を疑っており、貨 為の場である公共圏の創出にその可能性を見出している。しかし小田亮は公共圏が、 ムのみを生きるでもなく、 『真正さの水準』の社会の対面関係の維持と創出に希望を求めている」と論じている〔小田 と生活世界を二項対立的に捉えず、生活世界に軸足を据えながら、それがシステムに取 | バ れていく様を冷静に見 での権力関係や利害関係や役割をいったん括弧にいれた、生活世界の外にあるも 世界の側の実践に注目しなくてはならないだろう。 人間存在を取り巻く込み入った状況が浮かび上がってくる。民俗学においては、システ マスはシステムに対抗する基点として、 他人とさまざまな関係を結び、 小田は生活世界とシステムの関係性について、「生活世界とは、人 かといってシステムと完全に無縁のまま生きるわけでもない つめつつ、同時にそれをうまく利用、 〔前掲書 二〇〕、これらの議論からは、システ 〈顔〉のみえる関係とその連鎖からなる場 理性に基づいたコミュニケーション行 あるいは改変しようとする 現

ステムは生活世界の伝承を解体し社会の合理化、 効率化を推し進めようとするが、

なものにしようとすると考えられる。翻ってシステムはその生活世界の合理性、 世界にとってそれが不合理、非効率的である場合は、システムを生活世界の合理性に適合的 ドバ ックするという相関性も見られるだろう。 効率性をフ

統主義」ではなく、 ありながらも、 度、マスメディアといった様々なシステムに囲繞された状況のなかで、なおも存在し続ける した自治の空間を創出するための議論に接続されることになるのである。それは 颜 現代における生活世界のあり方を問うことは、市場経済、科学技術、 のみえる関係とその連鎖について考えていくことになる。 生活世界で維持され続けている「もののやりかた」、すなわち伝承を基点と 生活の場に根ざした「伝承主義」とでも呼ばれるものでなくてはならな つまりシステムの影響下に 法、 官僚制、 「単なる伝 教育

### 小恬

と考えている(三)。 運動を制限しうる諸制度」を生み出すことの必要性を訴えたが、それは新たに創造され 行為が生み出す通時的、共時的な共同性こそが、 ステムと生活世界の非対称性を拡大することにつながり、理性ではなく伝承、あるいは伝承 では変わらない議論である(第一章三節参照)。筆者は伝承から自由になることは、 ニケーション行為の場である公共圏を生活世界に創出すべきだとするハーバーマスの議論 べきである。 のであるというよりも、 伝承から解き放たれた「自立した個人」が社会の担い手になるという市民社会論と大筋 バーマスは、「生活世界がそれ自身の中から経済的および行政的行為システム システムと生活世界の対称性を回復する基点として「理性」にもとづくコミュ すでに/つねに存在する伝承との連続性から立ち現れるも システムと生活世界の対称性を回復させる 逆にシ の自己 とす

をほとんど考慮していないが、 なく自然や神、そして死者を交えてなされるものであったことを指摘している点である〔内 ということ、そして私たちが死者となったあとも存在し続ける事実の重みを、 て秩序ある世界として経験され解釈されてきた間主観的な世界」、そして「人がそこで生ま 概念の再検討を試みているが、内山の自治論において特に重要なのは、それが人間だけでは 小田がいうところの、 内山節は、市町村合併が地域社会にもたらす影響を考察する際に、 他人とさまざまな関係を結び、 思い出すべきだろう。 すなわち生活世界の存在者である。 一七七~一八〇〕。このような神・人・自然、そして死者達は、 「われわれが生まれるはるか以前から存在する世界」、 私たちの生活世界が死者達の手で作られてきたものである 〈顔〉のみえる関係とその連鎖からなる場を生き、 システムと新自由主義はこれらの存在者 「地域」と「自 「祖先達によっ 私たちは今 シュッツや

逆行するような動きであり、 章で見てきた民俗学者たちの議論からも知れるように、平成の市町村合併は、 人々の自治力を損なうものであったといわざるを得ない。そし

ることになる。次章では、その再活性化の萌芽となりうる事例を、東日本大震災の被災地か と、システムによる生活世界の植民地化を克服する鍵は、伝承と自治の再活性化に求められ とを示しているといえるだろう。そして、ハーバーマスが「経済的及び行政的行為システム 削いでいる点である。このことは逆説的に伝承が自治を支える機能を多分に有していたこ に多大な影響を及ぼしており、 関係を論じた。ここでの重要なポイントは、新自由主義的な政治・経済のあり方が生活世界 ら見ていくことで、 の自己運動」を制限する基点を生活世界の実践に見出していたことをあらためて振り返る 以上、本章では平成の市町村合併を事例としながら、現代社会におけるシステムと伝承 現代社会において伝承が持つ可能性を明らかにする。 それが地域社会の伝承と深く結びついた自治の力を大きく

### 注

- 域で勤務した経験を持つ。 (一) この男性(一九四七年生まれ) は、 一九九七年から二〇〇五年までの八年間、
- 戸市南郷区として八戸市と行政機能・権限の分掌を行っている。 (二) 八戸市博物館主事兼学芸員の小林力氏のご教示による。 なお南郷村は地域自治区・
- 二〇一三、庄司編 的観点から検証する必要性を説いている。なお近年のまとまった研究成果に〔室崎・幸田編 が「まだ不十分」だと指摘しており、市町村合併の反省点や問題点を各自治体レベルで歴史 がある。また平成の市町村合併が実施された時期とその直後に発表された論文、書籍につい (三) 合併前に平成の市町村合併の問題点を詳細に検討した例として〔小原編 〔今井 二〇〇八 二〇一四〕がある。 二五三〕が詳しい。しかし今井は平成の市町村合併をめぐる研究 1 10011]
- 行った成果である。 九三七~一九三九)の調査対象地から一二の調査地を選定し、平成の大合併後に追跡調査を による追跡調査が断続的に行われている。 (四)本書は、柳田国男が主導した全国山村調査 (一九三四~一九三七)と全国海村調査 (一 山村・海村調査の調査地では、 一九八六年以降、成城大学民俗学研究所
- 一九九九年三月末以前に五件ある。 (五)「合併協議会設置数」は最終的に合併が成立した協議会の設置数である。 ほ か、
- 町村会、omline:nishio\_shian.pdf)で閲覧が可能である。 (六) 国際基督教大学教授・西尾勝が提出したことからこの ように呼 ばれ る。 全文は (全国
- (七) 平成の市町村合併において野中が果たした役割につい 二〇〇八 一六~一七〕を参照のこと。 て詳しくは、 (菅沼 二〇〇五
- (八) 二〇〇五年八月九日の菅沼栄一郎によるインタビュー での発言〔菅沼 二〇〇五 八

- (九)二〇〇七年、 一一件。二〇〇八年、一一件。二〇〇九年、九件。二〇一〇年、
- 方」参照(合併デジタルアーカイブ、online:tokurei.pdf)。 ともに平成の市町村合併の起爆剤となった。総務省自治行政局市町村課「合併特例債 の九五%に充てることができる。そのうち七割は国庫負担となるが、合併市町村振興基金と (一〇)合併特例債とは合併後の十年間に発行できる地方債のことで、 合併に関わる事業費 の考え
- を内閣の責任に転嫁する側面があったとする見方もある〔今井 (一一) ただしこの発言は野中と小泉純一郎元首相の対立を背景にしたもので、合併 二〇〇八
- て可能であった」としている。詳しくは〔渡部 開始されたものであると分析しており、その「本格的な遂行は、小泉政権にいたってはじめ (一二)渡部治は日本における新自由主義の浸透が、世界的な流れから見ると極めて遅れ 二〇〇七 二九六~二九九〕参照。 7
- 合され四四○前後にまで減少している。南方は神社合祀によって土着の信仰・習俗が毀損さ 年から神社合祀反対運動を起こした。南方が粘菌の採集地として利用していた猿神祠が合 は一九○六年から始められ、合祀が中止される一九二○年までに、二九二三の神社が整理統 祭神を一つの神社に合祀させるか、もしくは一つの神社の境内社にまとめて遷座させ、その 祀され粘菌採集ができなくなったことが、合祀反対運動の直接的な引き金であったという。 れ、また神社林が伐採されることで固有の生態系が破壊されてしまうことを憂い、一九○七 他の神社を廃することにより数を減らすというものである。南方が住んでいた和歌山県で (一四) このほかにも南方が市町村合併を批判した文章として、 (一三)神社合祀は明治政府の神社政策により、一八七一年から始められた。複数の神社 一九三〇年四月に『紀伊毎

169

方没後の一九五四年に実施された。 (一五) 田辺・湊・西ノ谷三町村の合併は一九二四年に実現し、 田辺町と新庄村の合併は南

日新聞』に掲載された「南方熊楠翁の書簡」がある〔南方 一九七三b〕。

- 市町村合併の結果を「大体に於て好かった」とした上で、その弊害についても検証しており、 で無理に合併することで生じる歪みへの言及が見られる。 南方よりニュー (一六) ただし柳田は、『明治大正史世相篇』 (一九三一) の「第五章 ここでも「自治農政」と同じく、 トラルな立場であったことが確認できる〔柳田 歴史的来歴が異なる地域を、 一九九八(一九三一) 故郷異郷」において、 行政の指示
- 高度経済成長期の過疎問題の根本的原因の一つは、この法律(※筆者注:新市町村建設促進 村合併特集号が組まれたことにより、「はじめて市町村合併という地域の広域的編成とそれ ら意識されるべき課題ではなかった」とされ、 政の力が民俗に無関係ではないという認識が登場した」とされる〔福田 福田アジオの整理によると、「市町村合併と民俗という問題設定は必ずしも古く ただし歴史経済学者の岩本由輝は、 戦後に実施された市町村合併に対して 『日本民俗学』二四五号(二〇〇六)の市 1100六 「私は 町

にあるとみる」と批判を加えている〔岩本 一九七八 一九五六年施行)で強行された市町村合併の結果、 四八。 地方での中央集権化が進行したこと

- 見当もつかなくなってしまう。 学者の立場から「周知の地名がなくなってしまうと、いったいそれがどこの民俗なのか皆目 容に則せば「伝承」と訳すのが適切だろう。 の改変、消失をめぐっては〔菅原 二〇〇五 一〇~四〇、片岡 いと考える」と主張している〔松田 (一八) 松田香代子も平成の大合併の重要な論点として「地名の問題」を挙げており、 (一九) 引用文では原典における tradition を「伝統」と訳しているが、本研究の議論の内 せめて集落名あるいは村落名を残す手立ては講じた方がい 二〇〇六 六五~六六]。 二〇〇五〕が参考になる。 なお市町村合併に伴う地名
- を持つような間主観的な世界のありかたを記述する民族誌的な手法だといえるだろう。 を回復するために提示されたものであることを鑑みると〔フッサール 郊の分析において重要になってくるのは、 (二〇) 現象学における生活世界の概念が、客観性を標榜する物理学の登場以前の世界認識 一般性を持つような客観的指標ではなく、 一九九五]、 生活世
- (二一) 前掲注 (一九) 参照。
- 筆者と重なるが、後者の生活世界の植民地化については見解が異なる。 に組織された解釈範型のストックの貯蔵庫」 「市民的公共性が構造的に脅かされ崩壊しつつある状況」と位置づけている。 (二二) 第三章第一節でも触れたように、 岩本通弥は生活世界を「文化的に伝承され言語的 であると述べながら、生活世界の植民地化を 詳しくは第三章の注 前者の理解は

を参照されたい。

# 第九章 伝承と自治の再生に向けて

# −震災被災地における中間集団と相互扶助

### はじめに

じて社会的再帰性を強化することで、 例えば関根康正は、「ネオリベラリズムは合理化・効率化・リスク化のランキング競争を通 律性を脅かすことが明らかになったが、このような事態は現代の様々な場面で見出される。 としながら論じた。そこでは新自由主義的な政治・経済の論理が生活世界を侵食し、 配中心」と、その影響下にある「大多数の人々」である〔関根 二〇一八 二三~二三〕。 と論じている。ここで分裂しているのは、システムをコントロールする力を持つ「少数の支 へと逆転する力」が伝承の重要な特徴であることを示したい。 いう協働を通じて受動を能動へと逆転」する人々の生活を営む力にある可能性を論じてい した一元化を推し進める思潮である」とし、それが現代の「分裂社会」を生む要因になった その上で関根は、このような一元化に抗する想像カ/創造力が、 前章では、 〔前掲書 現代のシステムが地域社会にもたらす問題について、平成の市町村合併を事 二八〕、本章では、この「他者の力の折り込みによる協働」と「受動を能動 グローバルスタンダードに標準化させるという徹底 「他者の力の繰り込みと その自

議論を進めていきたい (一)。 た復興を「下からの復興」と位置づけ、外部からもたらされる「上からの復興」と区別して 存在するが、このような多様な主体の存在を念頭に置いて、本章では生活世界に軸足を据え る人々の生活再建に向けた取り組みである。被災地では地震と津波、そして原発事故によ の発生後に、 は国であり、最も小さな主体は個人だといえよう。そしてその間にも、様々な規模の主体が 再建に向けた取り組みは現在も継続中である(二〇二〇年五月時点)。 その具体例として取り上げるのは、二〇一一年に発生した東日本大震災の被災地にお 生活の基盤となる有形・無形のあらゆるものが被害を受けた。そして失われたそれらの どのような「上からの復興」 まずは、その復興の違いについて考えるために、 が構想されたのか確認していく。 その最も大きな主体 東日本大震災 け 0

## 第一節 創造的復興と被災地の現状

### 新自由主義と「創造的復興」

気に産業構造の高度化を図る基盤をつくる」ことを意図するものであった〔岡田 阪神・淡路大震災の際に当時の兵庫県知事が用いたものだが、これは災害を契機として、「一 などが建設されたが、こうしたハード事業を優先する「創造的復興」は、震災以前の暮らし 東日本大震災の発生後に盛んに用いられた言葉に、「創造的復興」がある。この言葉は、 阪神・淡路大震災の被災地では、 その具現化として神戸空港や新長田再開発ビル 

172

効率化を推し進め、 る」という、いわゆる「ショック・ドクトリン(惨事便乗型資本主義)」の論理が見え隠れ の土地や資源を、 している [前掲書 を再建する「復旧」とは異なるベクトルを持つものだといえる(ご) かし「創造的」というプラスのイメージを持つ言葉の背後には、 ンであった竹中平蔵による次のような発言からも見て取れる。 資本が公権力の力も活用して取得・集積し、それを新たな蓄積の手段とす 経済的利益を生み出そうとする発想は、 一四八、クライン 二〇一一〕。このような危機的状況に乗じて合理化、 小泉政権の新自由主義的な政策 「安価になった被災地

気に市町村の合併を進めて、強力な自治体をつくる必要がある。 はならない (三)。 よる構想力が必要だ。 して、道州制に踏み込むのが理想的だ。…全体状況が良くなるためには、クールな目に 農業や水産業では、震災前と同じように復元するのが難し だからこそ「痛み超えてやっていこう」と指導者が発信しなくて い地域もある。 仙台に復興本部を設置

促されることになったが(玉)、 基幹産業である水産業についても「水産業復興特区」が設けられ、外部の民間企業の参入が し広げ、 発事故によって無理やり住み慣れた地域から引き離された福島の被災者ではないのか。… このような竹中の発言に対し、「『痛み』を伴うのは誰か。太平洋岸の津波被災者であり、原 TPPや道州制、構造改革の推進を基調にした現状の復興策は、被災者と被災地の傷口をお 実際に震災後の被災地では、「創造的復興」の旗印のもと、様々な規制緩和が実行された。 ここでも「市町村の合併」に言及されていることが注目されるが、経済学者の岡 貧困と格差、流民化を加速するだけのものである」と批判を加えている〔岡田 東日本大震災の被災地でも進行する可能性があったことが理解されるよう 一五一〕。前章で見たような、新自由主義的な「システムによる生活世界の植民地 宮城県漁業協同組合十三浜支所の佐藤清吾運営委員長は、 田知弘

てきます。 的には漁業権は証券化され、 企業に渡すときには金銭交換できるようになる可能性も否定できません。 権利自体に金銭価値はありません。今後、水産特区構想が一般化するようなことがあれ ものです。漁業をしなくなれば、割り当てられた権利はいったん手放す形になりますし、 漁業権は本来、 宮城の事例のように更新時期が来ても、 はずが ない 私たちの共有財産であり、 のです(云)。 資源管理をして漁業を営み、漁村で暮らしていく人びとのためにある 投機対象として自由に売買できるようになる恐れまで出 11 のちの源でもある海の 参入企業は漁業権を失うことはなく、 「切り売り」が許されて さらに最終

○一八年に行われたインタビューで次のように述べている。

性を持っていたのである。 の復興主体の介入を促し、 のように震災後に進行した「上からの復興」は、 それ以前に営まれていた生活の場の自律性を縮小させる志向 システムと分かちがたく結びついた外

#### 二 復興の主体をめぐって

す役割も大きかった。 外の様々な組織による支援によって進められ、被災地の公的機関、そして被災者自身が果た 東日本大震災の発生後、 緊急性の高い被災者救援やインフラの確保などは、 自衛隊 B

割は縮小していくことになる。その要因として、 地域という範囲を大きく超えてしまっていることが挙げられるだろう。ここでは「復興」 プロセスにおいて、 かし震災から一定期間が経過すると、 被災地でどのような現象が進行したのか確認しておきたい 地域社会や住民が復興の担い手として果たす 現代のシステムを復旧・維持する能力が

行政の姿勢を批判している〔竹沢 性」を盾にした情報開示の不徹底や、 まちづくりを主導しており、 意向を重視するという政府や市町村のかけ声とは裏腹に…なぜ、 それは困難であり、 二〇一四 二六六〕。 側が、 木業者や地域住民が、 体が復旧・復興に回せる人的・物的リソースを有していないことを挙げている。さらに 震災と比較しても復興が遅れている現状があるとし、その基本的要因として被災した自治 しまったのである。 評論家の宮崎学は、東日本大震災から三年が経過した二〇一四年の段階で、 から降ろされてしまっているのか。彼らにかわっていかなるメカニズムや制度が復興 い」というスタンスであることの問題性を指摘しているが、過去の災害時には地元の土 「市町村がだめなら国がやればいい、 こうした問題は、 「上からの復興」における関与の度合いは相対的に小さなものとなって しかし、 住宅や道路などの そこにはどんな問題が生じているのか」と述べた上で、 地域社会の疲弊とシステム化された現代の社会状況において 二〇一三 一九二、二四二~二五〇]。 国や県による画一的な復興プランを遵守しようとする 文化人類学者の竹沢尚一郎も指摘しており、 ハード面の再建にも真っ先に携わっていた 地域の中小企業がだめなら中央の大企業がやれ 住民はまちづくりの主役 阪神·淡路大 「住民の [宮崎 玉  $\mathcal{O}$ 

警鐘を鳴らし さらに竹沢は、 ら、先に見たような新自由主義的なショック・ドクトリンが被災地で進行しつつあるこ それが地域経済の再活性化につながらず、 ている 岩手県釜石市における大型ショッピングモールの誘致を事例として挙げ 〔前掲書 二五二~二五五〕。 むしろ大きな打撃を与える可能

しとは全く異なる、 こうした問題を抱えた状態で被災地の「上からの復興」は進行し、現在は震災以前 「新しい生活」を営まざるを得ない生活環境が出現することになっ の暮ら たの

# 写真1:被災地における大規模な嵩上げ工事

※岩手県陸前高田市、2015年筆者撮影

三月までとしていた「復興・

九年という時間が経過した。

二〇二〇年に入り、東日本大震災の発生か

創生期間」を更に 政府は二〇二一年 被災地の現状

一○年間延長する方針を固めており、被災地に

大規模な嵩上げ工事や防潮堤、復興道路

その過

(写真1)、こうした大型公

度以降の事業数は大幅に減ると報道されてい

程で、 おける生活再建は現在も進行中である。 共事業は二○年度でほぼ完了するため、二一年 の建設が行われたが

る (士)。

またまちづくりを支えていた復興交付

規制緩和も事業が絞り込まれ、

金や税制優遇、 縮小される見通しである。

階で、 復興庁の発表によると二〇二〇年一月の 災害公営住宅は計画の九九・七%

している た宅地も計画の九九%(一八〇五三戸) 五五五戸)、 (写真2)。 高台移転、 しかし福島県を中心に、 嵩上げ工事後に建設し

が完成

二九

三〇万人以上も減少した。県内でも沿岸部から 現在も避難者数は約四七〇〇〇人にのぼり、岩 宮城、 福島三県の人口は震災前と比較して

:大手ゼネコンが建設中の災害公営住宅

※宮城県気仙沼市、2015年筆者撮影

盛岡、仙台、 郡山などの都市部に人口流出が生

じたため、新たに完成した公営住宅や復興住宅 への入居も想定を下回る状況となっており、

上げ 日本放送協会が二〇二〇年に三県の被災者 した土地にも空き地が目立つ(小)。

した割合は一七・七%に留まっており、 の五二・ 「復興」 の実感の低さだけでなく、 六%を大きく下回る結果となった<sup>(九)</sup>。このアンケ 自分を「被災者」だと感じている多くの ト結果に対しては、 人々が、

調査

二〇〇〇人に対して行ったアンケー

ト調査では、

面

域の活動がもとに戻った」と考えてい  $\mathcal{O}$ ないことが注目されており、 次のような被災者の声が

つされて

響により減少し

た人口や縮小した地域経済そして、

破壊された地域コミュニティーは、

一方、震災の影

ド面での整備は一定の展望が開ける情勢になったと判断できる。

阪神・淡路大震災の一○年後に実施したアンケー 「地域経済が震災の影響を脱した」と回答

市七〇代男性 元に戻らない状況が続いており、 見通しは極めて暗いと言わざるをえない (岩手県宮古

指摘 点を置くことが必要」だと述べている (□○)。 こうした声に対して、このアンケート結果を分析した社会心理学者の木村玲欧は、 しており、「個人への支援だけでなく、コミュニティーへの支援というアプローチに重 復興が進んだこの震災九年というタイミングだからこそ、 『地域の経済』や 『地域のつながり』が重要な要素だというソフト面の課題は、 はっきりと数字に表れた」と ハー 「復興 ĸ

域のつながり」が存在していたのか見ていくことにしたい。 節では、この問題について考えるために、過去の被災地で、どのような「地域の活動」や「地 それでは具体的に「地域の活動が元に戻る」とは、どのようなことを指すのだろうか。

### 第二節 地域社会の自律性

#### 一 普請と建設

請」と「建設」という一見、同じ意味を有する言葉の根本的な違いである。「普請」は元々 仏教語で、 ド面の再建にも深く関わっていた。この「再建」のあり方を考える際に参考になるのが、「普 前節で宮崎が指摘していたように、過去の災害復旧には地域内の土木業者や住民が、 『岩波仏教辞典』(一九八九)によると以下のような説明がなされている。

従うことを〈普請作務〉という〔中村ほか編 一九八九 六九一〕。 普く人々に請うて、寺の堂塔建築などの労働に共同で従事してもらうこと。転じて広 修理の意に用いられるようになった。禅寺などで修行者全員が一斉に労役に

災地の「復興」も「建設」の主体が主導することになった。 体とする「普請」も、 助の果たした役割は大きなものだったと考えられるだろう。 社会においては、生活上、必要なインフラを整備する際には、相互扶助的な活動が当たり前 な労働を指す言葉として用いられている (11)。 のものとして行われていたのである。そして災害からの復旧においても、このような相互 っていた。 祖谷山地方に分布)」、「フシンダ(普請田)」、「フシンドリ」といった言葉で各地に伝承 俗語彙においても、「フシン」は「フシンカゴ」、「フシンギモノ」、「フシンコウ いずれも地域社会における家屋の新築や屋根葺き、水路の清掃など相互扶助的 近代以降は専門家の設計したプランに基づく「建設」にシフトし、 こうした民俗語彙が示すように過去の地域 しかし、こうした地域社会を主

地域住民を主体とする点で共益を志向するものであり、 った恩田守雄は、 本の地域社会におけるユイ、 それらを公助、共助、 モヤイ、 テツダイなどの相互扶助的な慣行、 自助の三つのタイプに分けているが、 「建設」は行政や個人を主体とする 制 度の研究を

表1:「助」行為の主体と客体

3.1. 93.11.18.2.11.0.11					
「助」領域と「益」志向	主体	客体			
「公」領域 「公益」志向	行政(国、自治体) 公助—公的支援	公民(国民、県民、市町村民) 公助—公的援助			
「共」領域 「共益」志向	地域内外の住民 互助—相互支援 共助—共同支援	地域内外の住民 互助—相互援助 共助—共同援助			
「私」領域 「私益」志向	個人 私助—私的支援 自助—自己支援	個人 私助—私的援助 自助—自己援助			

[恩田 2006:17) より が 点で公益、私益を志向するものとして位置づけられる ことは否めない 地、被災者を長期間にわたって外部からの「支援」や「復興」 俟たないが、そのために行われた「上からの復興」が、 ないだろうか。迅速な生活再建が重要であったことは論を 対する能動性を取り戻せずに 外部の主体の行為に対する受動的存在になるのである。 できるか否かという点にある。「普請」では、 を待ち続ける受動的存在としてしまうような側面があった 力で生活世界に働きかける余地が大きいが、「建設」の場合、 : り」 が元に戻らないという無力感は、この奪われた生活に そして、 生きる生活世界に人々が能動的に働きかけることが 被災者が感じている「地域の活動」や「地域のつな この

いることを示しているのでは

「普請」と「建設」の決定的な違いは、

人々が自らの

体は個 きすぎる。すなわちその中間に位置する「中間集団」にフ からの復興」のあり方を考えることと同義であるが、 るかという点に収斂されることになるだろう。 カスしたものとなるのである。 したがって、 いかにして生活世界に対する人々の能動性を回復させ 人という単位では小さすぎ、 今後の ソフト面の復興における最大 国家という単位では大 それは、 その  $\mathcal{O}$ 

#### 中間集団

来する概念であり(三)、 間集団とは近年、 社会学、 次のように定義される。 人類学等で再評価され 0 つあるエミ ル デ ユ ル A

能を果たす諸集団は、 自発的結社や職業集団のことをいう。 を果たす *の* 人および第 方的な権力の行使を防止し、 一次集団と国家ないし全体社会との間にあって、 近代の多元的社会を支える構造的基盤を形成すると同時に、 これら社会の中間的レヴェルに位置して媒介機 デモクラシー を維持していくうえで大きな役割 両者を媒介し て エ V

現象が、 「個人の自由」を標榜するフランス革命以降のフランスや新教国で、 ユ ル 中間集団の解体と密接に関わるものであることを見出したからであった。 ムが 中間集団に注目 した理由は、 九世紀末の 欧州で増加 なぜ自殺率が した自殺等の とり わ け

係を重視するプロテスタンティズムの教義と、 間集団が次々と解体される状況が存在しており、翻って新教国では、神と個人の直接的な関 という問題を分析 弱体化が生じていた。デュルケームは『自殺論』(一八九七)で、次のように述べている。 している。フランスでは、「個人の自由」を阻害するものとして旧来 その教義がもたらす帰結としての教会機能  $\mathcal{O}$ 

は、自殺を抑止するにたりる強力な集合的生活をはぐくむような性質をもっていると コルケーム たない理由は、それが他の教会ほどこの緊密性をもっていないことにもとめられる いうことである。そして、プロテスタントの教会が、他の教会ほど自殺の抑止作用をも 格尊重を説くからではなく、宗教がひとつの社会だからなのである。…教義や儀式につ ての区々たる事柄は、さしあたり重要ではない。 宗教が 人 々を自己破壊への欲求から守ってくれるのは、 一九八五 (一八九七) 一九七]。 肝心なことは、 宗教が一 もともと教義や儀式 種独特 Ø . 理で人

治を支えるものとして存在していた。 非日常の様々な状況に対処する「共助」の基点となり、 となっている「桜井 持つ講」の三種類に分類しており、これらはいずれも中間集団が持つ重要な側面を示すもの ことが指摘されている。筆者は日本におけるこのような宗教的中間集団として、第五章で取 り上げたような血縁・地縁を基盤とする氏神祭祀組織や講などを挙げることができると考 ここでは教会という中間集団が、 桜井徳太郎は講を「信仰的機能を持つ講」、 一九八八〕。このような諸機能を持つ中間集団は、 自殺のような 〈個人化〉に伴う社会現象の抑止力となる 「社会的機能を持つ講」、「経済的機能を その構成員間の相互扶助に基づく自 地域社会の日常

持つものと、 を持つことになるというのが本章の論点である。 取り上げ、それが人々の生活の中でどのような機能を果たしていた(いる)のか確認する。 で以下では、まず被災地における過去との連続性を持った中間集団の例として「契約講」を こうした中間集団の再生が、 新たに創出されるものの二つのパターンに分けられることになるだろう。そこ 今後の被災地におけるソフト面の復興において重要な意味 そして、その中間集団は過去との連続性を

#### 二 契約講について

近年は大場あやが 根の葺き替えの際 みなす視点もあるが、その性質は様々であり、村落的自治組織を担う村契約 契約講とは、 つ契約まで様々な形態がある 互助的共同組織である。古いものは江戸時代にまでさかのぼり、 宮城県・岩手県などの東日本大震災で大きな被害を受けた地域に分布する地 :地域社会の葬儀において果たす役割に注目した研究を精力的に行ってい のユイ(労力交換)など、先ほど見たような「共助」の基点となっており、 〔松本 一九九九]。 契約講の多くは葬式 五人組制度の遺制と のテツダイや屋 から特定 の目標



契約会の共有林であることを示す看板

る〔大場

二〇一八]。

られる(写真3)。この共有林は、

※宮城県気仙沼市、2019年筆者撮影 持と管理が挙げ 更に契約講の重要な機能の一つに共有林の

写真3 伐り出して使用するためのものであった。 合」と「講組結合」 は、 承母体としての性格を持つものも存在する (1型) ことも行うが、 伐り出した木材を販売し、その収益を分配する によって失われた家屋を再建する際に、木材を 契約講のメンバーが家を新築する時や自然災害 契約講の研究において特に注目されてきたの 福武直が提唱した村落社会における「同族結 今日では郷土芸能を保存する伝 の違い、

氏神社祭礼の執行・屋根葺萱の利用など共同体全体の行事が進められる。 で行なう所が多い。この寄合での話し合いによって部落の道普請・共有地の管理処分・ が同時に協議されるという仕組である 庚申講など一つの講組織で包まれている所では、 が講寄合である場合が少なくないのである。 合(このムラは今日の行政区単位でいうと、 つながっていることに気づく。わが国の村落社会では、部落共同体などの運営をムラ寄 都会から眼を転じて農山漁村を眺めて行くと、 〔桜井 小字・区にあたる)という自治的協議形式 一部落・一区内の全体が伊勢講・契約講・ 一九八八 その講寄合の席上でムラの行政事項 講と村落生活の関係が その いっそう深く ムラ寄合

要な自治的政治機関であるというべきだろう 講は、 部落の立法機関でもあ り、 また司法・行政運営上の諸機能をも併せも 〔前掲書 一五六。 0 重

確認した契約講の社会的機能を、 の蓄積が進んで れら は 講 と地 いる 域自治の関係を論じたものだが、 〔今井ほか 具体的な事例をとおして見ていくことにしたい。 二〇八、 伊藤ほか 近年もその 二〇九〕。 現代的な意義に注目する 以下では、ここまで

ここでなされている議論から契約講の特徴を概ね理解す

以下のような見解を示している。

してであった

[福武

一九四九]。

東北型農村は血縁による同族結合を基盤とし、西南型農

南型農村」という村落類型論を検証する材料と

「東北型農村」、

西

ることができるだろう。

理と機能に注目した研究は桜井徳太郎も行っており、桜井は村落と講の関係を論じる際に はあてはまらないため、その内実に注目が集まったのである(IH)。こうした契約講の組織原 村は地縁による講組結合を基盤とするという福武の仮説に地縁的な結合原理を持つ契約講

#### 四 契約講と相互扶助

講が葬儀を行う場合もあれば、共有地の管理は他の団体が担うケー ♡、これらの機能の全てを契約講のみが担うわけではない。 また資金や共有財産(膳椀、 った宮城県気仙沼市本吉地域の大谷地区では、 いといった共同作業、③共有地、共有林の管理、④用 項で見たように契約講の機能は、 座布団、 押切、 ①葬式の運営・手伝 萱鋏など)の貸し出しを行う例も存在するが( ③の機能を平磯地上権組合という団体が 水路、道路の管理などが挙げられる。 地域によっては同族組織や念仏 ②屋根葺き、 スもある。 筆者が調査を 修築の

九〇』。 を行うが、プールした収益を他の用途に回すこともあり、 めに従い、大谷地区の森林管理を担う主体となった「本吉町誌編纂委員会 大谷村村会議においてなされた「大正拾参年ョリ向フ弐百年間地上権ヲ平磯部落民ニ付 スルコト」、「地内ニ在ル樹木全部ヲ平磯部落民住民ニ無償交付スルコト」、「秣及肥料採取地 しては、この資金から多額の投資を行った。また集会所建設の際にも出資がなされたとい トシテ大正拾参年ヨリ向フ弐百年間地上権ヲ平磯部落住民ニ付与スルコト」などの取り決 平磯地上権組合は、 東日本大震災でこの集会所も流出している 組合では、 組合員が家を建てる際の建材を提供したり、 大谷地区に住む住民のほとんどが所属する団体で、 〔加藤 二 〇 三 地域の電話線敷設・水道設置に際 木を伐採 八三。 一九 した際の利益配分 一九八二 二四年二月 \_ う  $\mathcal{O}$ 

警・合同御年始会・貯穀・消防などを行っていた。東洋大学民俗学研究会の調査報告書『 葬式の手伝い の民俗』(一九八二) 大谷地区から少し離れた小泉地区では、この植林事業を契約会が担っており、この他に夜 念仏講、 によると、 結婚式の手伝い 「相互扶助」の項目には、 頼母子、 家普請・屋根葺き、 ユイッコ (農繁期の労力交換)、 郷倉、 もらい風呂、 小



写真4:小泉地区の契約会が管理する葬祭場 ※宮城県気仙沼市本吉町、2018 年筆者撮影

である(写真4)。 共同井戸、共同財産の管理などが「東洋大学民俗研究会 一九八二 四九~五が「東洋大学民俗研究会 一九八二 四九~五共同井戸、共同財産の管理などが挙げられている

大谷と小泉の比較から見えてくるのは、特定の大谷と小泉の比較から見えてくるのは、特定の大谷と小泉の比較から見えてくるのは、特定の大谷と小泉の比較から見えてくるのは、特定の大谷と小泉の比較から見えてくるのは、特定の

明治期以降に各地で契約講、あるいはそれに類

する能動性こそが、 世界の対称性を回復するための実践であったと見なせる。そして、そのような生活の場に対 土地や資源を「共」の管理下に置きなおす地域社会の自律性の現れであり、システムと生活 と山林の が する中間集団が東北地方の広域にわたって形成されたことは、 次節では、このような地域社会の自律性の再生の萌芽と考えられる事例を取り上げ、それ 「伝承と自治の関係」という本研究のテーマと、 したがって、 公有化を背景とし、それを「借り受け」、 現在の被災地の これらはあくまでも近代の産物だが(」せ)、 「下からの復興」において求められているといえよう。 収益を分配する主体が必要とされたこと どのように関わるのか論じていきたい。 木材に対する需要の高まり それは 「公」に編入された

# 第三節 伝承と自治の再生の萌芽

### 一非常時に発現する相互扶助

質問項目には、地域社会の相互扶助に関わるものが存在する。 年度の山村調査では、 一九三四年から一九三九年に柳田国男の主導で行われた全国山村調査と全国海村調査の 以下のような問いが設定されている。 例えば、昭和一一(一九三六)

- 2 村 0 人等が互に共同して作業するのはどん な場合ですか
- 2 村の 人が手傅ひに行つたり、助けに行つたりするのはどんな場合ですか。
- 2 2 火事、 變死その他災難にあつた場合には郷黨はどんな風に援助しますか。
- 23 共有の山野、田畑、 河沼等には、 何か定つた利用の慣行がありますか。
- 24 共有財産の收益處分はどの樣にしますか。

点で被害者を援け、その協力によって復興。 する」と報告して 黨はどんな風に援助しますか」という内容に変更されており、岩手県九戸郡宇部村〈現・久 のうち22番の質問は海村調査の際に、「30 で調査を行った大島正行は、 いる(二八)。 「津波のあとでは村中出来る限りのことをしてすべての 一軒だけの災難の場合でも村中総がかりで助力 津波、 難破、 火災その他の災難に、

相互 時に発生したものを指すと考えられるが、ここからは過去の災害復旧において地域社会の ここで言及されている津波は、 の後に地域社会内部で、どのような相互扶助的状況が生じたのだろうか。 扶助が極めて重要な意味を持つものであったことが理解されよう。 き取り調査をもとに、 その実態を見ていきたい (1九)。 明治三陸地震 (一八九六)、 昭和三陸地震 それでは東日本大 (一九三三) 以下では筆者

吉地 域蔵内: 及川洋氏 (縫製工場オイカワデニム経営) からの聞き取り

被害を免れた。 及川洋氏は本吉地域の蔵内で縫製工場を経営しているが、 幹線道路の橋が落ちたため蔵内は陸の孤島と化し、 工場は その後、 高台にあ 一五〇人近い 0 たため津

の日は皆で夜を明かした。また寸断された道路からはコンビニや飲料品会社のトラックが Þ が工場に逃げてきたという。指定避難所ではなかったが、 の食料品を避難者に分配したという。 それらの人々を受け入れ、こ

合いの場として利用したという。 本吉総合支所まで行き、徐々に周辺地域の被害状況が分かるようになった。蔵内でもどのよ うな対応を取るか協議する必要が生じたが、集会所も被災していたため、 災直後はとにかく情報が欲しかったが、電気が寸断されたため、 五時間 寺を一時的な話  $\mathcal{O}$ 山 道を越え 7

月から操業を再開した。 作りが不可欠だった」と及川氏は語る。 では被災者の雇用を確保するため、 ることを心がけたという。 の仕分け、男性は瓦礫の撤去を主な仕事とした。また工場も生産の遅れを取り戻すため 工場は避難場所としてしばらく機能したが、 一○○人近い避難者がまだいたが、できるだけ「普通の生活」 気仙沼では震災後、 就職希望者を正社員として募ることにした。 避難所内の役割分担は特に重要で、 七五パ 「避難所は一つの国のようなもので、 ーセントの人々が職を失ったが、 女性は支援物資 四四

ピソードから理解されるだろう。そこでなされたルール作り、役割分担をもとにした自治と 況においては、皆で「話し合う」ことが不可欠の要素であったことが集会所と寺をめぐるエ 題を考える上で示唆に富むものである。 相互扶助は、必要に迫られて生じたものであるとはいえ、生活の場に対する能動性という問 困難な状況にある人々を分け隔てなく受け入れ、資源の分配がなされた。またそのような状 と呼ぶような状況が生じていたことがわかる〔ソルニット 二〇一〇〕。 の蔵内の事例が示すように、 震災直後にはレベッカ・ソルニットが 「災害ユ 及川氏の工場では ・ピア」

めの新製品開発を共同で行っている。 生じた。震災以前には、及川氏の工場に勤める人々と沿岸部で漁を行う漁師たちはほとんど まで交流の無かった人々が震災と避難生活の経験を共有したことにより、新たな関係性が な援助が行き届くまでの一時的なものに過ぎないという見方もある。 発現する事例は、東日本大震災以外の災害でも見出されるが、それは外部からの支援や公的 このような災害直後に外部の支援が得られない状況下で、被災者自身による相互扶 ているのである「今関 が無かったが、 現在は、 二〇一八 漁師達が立ち上げた水産会社と及川氏の工場で地域活性化 九〇~一一五〕。 震災を機に蔵内では新たな中間集団が形成され しかし蔵内では、 これ のた 助

### 一 地域の再編をめぐる課題

一節でみた、 かにして再生させるかという課題に取り組んでいる地域も存在する。 内では新たな中間集団が生まれつつあるが、 以下は、 「地域の活動」 津波により甚大な被害を被った気仙沼市階上地区の事例である。 や「地域のつながり」 気仙 の再構築という問題と関わるものだとい 沼には震災以前に存在した中間集団 これは本章の

#### 仙沼市階上地域:清原正臣氏 (琴平神社宮司・元教員) からの 別き取

多く支給されることから、 新築のコミュニティセンター 減少している。蔵内と同様に、 戻ってきたのは、わずか二〇世帯という状況で、 家族が住んでいたが、三一五世帯の家が流出した。聞き取りを行った二〇一五年八月までに かいところまで行き届いた活動ができるのかが課題である。 なんとかまとめることができるが、それ以上となると難しいのではないか」と階上の氏 震災によって多くの住民が家を失ったため、 琴平神社の宮司である清原正臣氏は語る。自治会は六つの小字それぞれに存在 気仙沼市内でも特に津波の被害が大きか コミュニティセンターもその資金で建造することになったが、細 が新しい自治会館となった。 階上でも地域住民の交流の場であった自治会館が流出したが 七○軒あったワカメ養殖家も三○軒にまで その再編が必要な状況である。 った地域である。 広域の自治会を作れば助成金が 「七〇~一〇〇軒の単位であれ 階上には四四九世帯

頼って復興住宅に入居する人も少なくない。志津川・歌津 復興住宅へと移転した (写真5、 ある人達が集まって住む傾向にある。また階上以外の地区からも、 階上の多くの被災者は同地区の学校内に建てられた仮設住宅で避難生活を送り、 6 復興住宅には親戚、 (南三陸町) など遠方からの移住 友人など元々、 そのような知己との縁を 何らかの関係が その後、

界に即して自治会が編成されていたが、 民、三分の二が新住民という人口構成になるが、 磯には、三五○世帯が移住することになるため、 は不透明な状況である。 復興住宅へ の移転が完了した後も、 復興住宅の敷地内には以前存在した部落間の境界が存在し、 多くの課題が山積している。 その単位を今後も継続するか否かが議論されてい 今後、 急激な人口増加が生じた。三分の一が旧住 地域社会の再編がどのように進むか 例えば階上に隣接する長 その



写真 5: 階上の仮設住宅 ※宮城県気仙沼市階上中学校、2015 年筆者撮影



写真6:復興住宅の宅地造成の様子 宮城県気仙沼市長磯地区、2015 年筆者撮影

る。また住民の転居に伴い中学校の合併が行われるが、地域社会の核であった学校が失われ そのつながりを希薄にするのではないかと清原氏は危惧している

そのようにして生まれた中間集団が将来的な自治の「伝承母体」になる可能性は十分にあり うるだろう。階上の状況は決して楽観できるものではないが、このような状況だからこそ、 を行うことができないため、いかにして新しい中間集団を作るかが鍵になっている。それは のである。 「地域の活動」、「地域のつながり」の原点に立ち帰り、その創出のあり方が模索されている の事例のように、震災前との連続性を持つものではなく、新たに創出されるものだが :原氏の話からも分かるように、今後の階上では、震災前と同じかたちで地域社会の再

なものとして存在する可能性を指摘し、 在化したものだが、小田亮は「災害ユートピアが終わる時」(二〇一八)という論考の中で、 り、その状況は終息していった。ここまで見てきた被災地の課題は、その次のフェーズで顕 を凌いだが(三〇)、 、々の相互扶助が非常時において一時的に発現するものではなく、 階上でも震災直後には災害ユートピア的な状況が生じ、地域の人々の「共助」の力 その後、 「公」や外部の復興主体による支援や大規模な公共事業がはじま 次のように述べている。 平時においても基底的 パで難局

は、明らかな惨事便乗型資本主義(ショック・ドクトリン)も見られ、ネオリベラリズ 性をもたらすものだという可能性はあるのだろうか。 とも、それは何かの「敷居」を越えて、 い「小田二〇一八 ムによるシステムの再構築と生活世界の防御とのせめぎ合いのゆくえはまだわからな しかし、それ(※筆者注:災害ユートピア)はただ終焉しただけなのだろうか。 四八四~四八五〕 生活世界の脱植民地化という方向へ向けた創発 …今回の東日本大震災に関して

を持つ中間集団である小泉の契約会が、震災後にどのような機能を果たしたのか見ながら、 あることに変わりはない。その可能性を考えるため、 断するのは時期尚早だろう。しかし「下からの復興」において、 「伝承の可能性を示す」という本研究の課題に対する結論を示していく。 小田がいうように、今後の被災地でシステムと生活世界の対称性が回復するか否かを判 以下では、 それが最も重要なテーマで あらためて過去との連続性

#### 二 伝承と共助

ラク」が存在する。 小泉は在、町、浜の三つの地域に分かれており、それぞれの地域には更に小さな単位の「ブ 以下では浜地区の契約会について詳しく見ていきたい。

クには小契約会が存在する。浜全体の契約会は小泉浜区連合契約会と呼ばれ、 浜には蔵内、歌生、今朝磯、下二十一、上二十一の五つのブラクがあり、それぞれのブラ 小契約を統括

が、 する役割を担っている。 この内容から現在の契約会が地域社会の中でどのような機能を果たしているかが理解 よう (===)。 二〇一八年度の浜区連合契約会の事業計画案は次のようなもの

平成30年度事業計画(案)について

このことについて、下記のとおり定めて行います。

平成30年6月30日 小泉浜区連合契約会 会長

本会の会則第3条に掲げる事業を基本としながら小泉浜地域の復興を目指すも  $\mathcal{O}$ 

- 1. 会員の親睦を図ること (新年会・総会)
- 2. 会員の不時災害に対する救援を行うこと。
- (1) ものとする。 契約会と協議し、「地区小契約会」が主体性をもって、 小泉浜全域にわたる災害時 (低気圧・地震・津波等) 救援や復旧活動を行う の場合は、 各地区の 小
- 2 性をもって救援や復旧活動を実施し、当該連合契約会が支援する。 各地区内の災害時 のとする。) 水難等による浜清めは連合契約会が実施し、当該地区小契約会が支援するも (火災・水害・水難等) の場合は、 各地区小契約会が主体 (ただし、
- 3. 農林漁業の振興に関すること。
- \* 生活改善並びに文化の向上に関すること。
- 5 市有部分林・牧野林収益金の管理及び活用 (配分含む) に関すること。
- (1) 市有部分林・牧野林収益金の配分
- 6. その他、総会及び役員会において必要と認めたこと。
- (1) 役員会の開催 随時
- (2) 浜区葬祭場並びに墓地の維持管理に関すること。

約会では浜区地域復興基金を設立し、被災者に対する経済支援も行っているが、その趣旨説 死者が出た際の浜清めや墓地、 小契約会が中心となって「会員の不時災害に対する救援」を行っていることが分かる。水難 ここからは現在の契約会が、「小泉浜地域の復興を目指す」ことを第一の目的として掲げ、 震災後の契約会は被災者支援を重要課題として位置づけることになった。 葬祭場の管理を行う主体が連合契約会であることも注目さ

資料 1 平成 30 年度小泉浜区連合契約会事業計画案

興に役立てる」と明記されている。また特記事項として次のようなことが述べられている。 約会並びに各地区契約会(小契約)所有の財産である部分林及び牧野林を処分し、地域の復 明文には、 「東日本大震災により甚大な被害を被った小泉浜区地域の復興を図るため、

と何年掛かるか、先が見えない状態であります。本契約会では、この基金をもとに小泉 浜区地域の復興と発展を進めたいと考えており、 いますが、このような状況から立ち直り、 の負担金等の徴収を求めないことに致します。 東日本大震災により甚大な被害を受けて、現在、その再建に地域をあげて取 震災前のような状態を取り戻すまでには 当分の間は、本契約会として会員世帯 いり組んで

約会はその間も活動を続けており、被災者支援を中心に様々な協議を行う場として機能し 仮設住宅で暮らし、最近になってようやく高台や復興住宅への引っ越しが完了している。 被害を受けた。二〇一六年の世帯数は一四九六世帯となっているが、住民の多くは震災後、 東日本大震災によって小泉では全一八四五棟のうち、 その七割の一一〇八棟が全壊する

だろう。 織として機能しており、 その機能を分化させているのである。契約会と振興会は、現在も浜区の復興と自治を担う組 に契約会は振興会よりも古い組織だが、行政との関係を取り持つ中間集団として、振興会に やガレキ撤去の調整は振興会が行っている。しかし振興会と契約会のメンバーは重複して 地区には契約会の他に振興会と呼ばれる自治会にあたる組織が存在し、防潮堤の建設 契約会の会長が振興会で会長代理を務めるなど密接なつながりを持っている。 地域社会の重要な意思決定の場として存続し続けているといえる

たした役割について、次のようなことを述べている。 この小泉の事例を本章の関心と照らした場合、どのようなことがいえるだろうか。 東日本大震災によって被災した三陸沿岸地域の復興において、 地域社会の共同性が果 川島秀

士の結びつきまでが流出したわけではなく、むしろその関係性を基盤にして、震災直後 居や集落がほとんど失われたところが多い。 対応や復興を始めたところが多く、 東日本大震災で壊滅的な被害を受けた三陸沿岸の集落は、 社会自体が失われたわけではなかった〔川島 しかし、集落にあった目に見えない住民同 目に見えるかたちでの

〇 七

五六~五七](三三)。

によって復興における地域社会の自律性が保たれたことだろう。この結びつき、 震災以前 ここで川島が述べていることは、 から存在する中間集団、すなわち「集落にあった目に見えない住民同士の結びつき」 小泉の契約会にもあてはまる。そして特に重要なの



写真7:「なつかしい未来へ」と書かれたプレハブ ※宮城県南三陸町、2016年筆者



写真8:仮設住宅敷地内の畑 ※2015 年筆者撮影

# が建つ嵩上げ工事現場

のだ。 係も成り立つのである。すなわち地域社会は伝承によって維持されてきた(いる)といえる 域が伝承を保持するものであると考えてきたが、本節の事例が示すように、それとは逆の関 び つきが維持してきた「共助」を、 本研究では伝承として位置づけたい。 地域民俗学は、 地

ことは既に述べたが、震災以前から存在する中間集団も新たに創出される中間集団も、 ような伝承母体は、 の地域社会における共助の 被災地の中間集団には震災前と連続性を持つものと新たに創出されるものの二つがある 「共」の場に創り変える基点になるというのが、 現代的な「公」と「私」の論理に囲い込まれた生活世界を、 「伝承母体」になる可能性を持っている(写真7)。 本章の結論である(三三)。 そしてその 自律性を持

治」のあり方を問うためのものであることは、 承が現代、そして未来において持つ可能性を示すことを試みた。伝承研究が生活世界の ムと生活世界の非対称性が拡大し続ける現代において、この問いが持つ重要性はさらに増 している。 以上、本章では東日本大震災の被災地における生活再建に向けた取り組みを見ながら、 本研究で繰り返し述べたとおりだが、 システ 自

持つものであったといえるだろう。そして本章では、このような中間集団を伝承母体と位置 者の力の折り込みによる協働」であり、 力」が備わっている可能性があると述べた。本章で取り上げた中間集団と共助の事例は、「他 づけて、そこでなされる共助を伝承として見る視点を提起した。これらを再生することが 本章の冒頭で伝承には、 「他者の力の折り込みによる協働」と「受動を能動へと逆転する システムに対する「受動を能動へと逆転する」力を

「生活世界の植民地化」が進行する現代社会のブレイクスルーになりうると筆者は考える 最後にこれと関連するエピソードを取り上げて、 本章の結びにかえたい

ずである。 せる方向に「外部の力」が転化されたとき、はじめて「真の復興」 に存在していたが、この些細な出来事に伝承をとおして生活世界を「共」の場に変えてい 分配したという。 ことができたよ」と入居者の一人は語ってくれたが、収穫した野菜は仮設住宅の住民全員で 消費用の作物栽培を始めた(写真8)。「今年のキュウリは全部ここで作ったものでまかなう 宅に入居している住民達は、ここがあくまでも仮住まいの公有地であるにも関わらず、自家 人々の能動性を見出すことができないだろうか。この力を抑圧するものではなく、 は、気仙沼市のある仮設住宅で筆者が二〇一五年に撮影した写真だが、 このような地域の結びつきと相互扶助は震災以前の生活の中で当たり前 への道筋が見えてくるは この仮設

#### 主

- たとし、そのような一元的な復興のあり方と、現地の個別状況のズレを描く研究の蓄積を進 的」な復興・開発によって、 うな問題意識を共有するものである。 めてきたと述べている〔木村 二〇一三 二二~二三〕。 (一) 木村周平は人類学における災害研究を整理しながら、 かえって人々の生活に悪影響が出ることへの危機感を抱い 本章の議論も基本的には、こ 人類学者が「上からの」、 あよ てき
- 似 online: 110406a.pdf) ° いうビジョンの下に、新しい東北を創生していく必要がある」と述べられている(経済同友 2次緊急アピール〉」(二〇一一年四月六日)にも、「復興の基本理念」として、「震災からの 『復興』は震災前の状況に『復旧』させることではない。まさに、新しい日本を創生すると (二) 東日本大震災の直後に経済同友会が発表した「東日本大震災からの復興に向けて 分第
- (三) 『信濃毎日新聞』二〇一一年四月二二日付の記事による。
- 関与があった点については、平野健の論文に詳しい〔平野 二〇一二〕。 参入を促したい政財界や、 ンクCSIS(戦略国際問題研究所、Center for Strategic and International Studies) のだったとされる。 (四) この竹中の発言は、 日本の政財界による復興構想策定の背後に、アメリカの保守系シンクタ 規制緩和を推し進め、巨大資本を持つ外部の民間企業の復興への 復興に関わる利益誘導を図りたいアメリカの思惑と一致するも
- 三年に宮城県石巻市桃浦が復興特区に認定された。復興特区では、民間の経営体が地元漁協 と同列で漁業権を得ることができ、漁協に参加しなくても民間経営体は漁業を行うことが (五)二〇一一年一二月の施工された東日本大震災復興特別区域法に基づくもので、 このことによってどのような現象が生じたのかということについ 龍崎 ては、
- (生活クラブ、 online: detail.html?NTC=0000053171)

- 日 (七)「復興庁、二〇三〇年度まで延長 (朝日新聞、online: ASMDM778HMDMULZU02F.html)。 政府が閣議決定」『朝日新聞』二〇一九年
- 三月一一日(朝日新聞、online: ASN3B62L9N36UTIL03M.html)。 (八)「人口三四万人流出、避難なお四万人超 東日本大震災九年」『朝日 新聞』二〇二〇年
- 四日 (九)「9年たっても復興しない~被災者2000人の『復興カレンダー』」二〇二〇年三月 (ZHK' online: 10012311741000.html)°
- (一〇) 前掲注(九)参照。
- (一一)(民俗語彙データベース、online:/searchrd.pl)参照。
- 組まれた。中間集団論の学史・理論の概要は、 (一二) 例えば二〇〇六年には『文化人類学』 誌上で「中間集団の問題系」と題する特集が 〔真島 二〇〇六〕に詳しい。
- ほか編 (一三)『社会学小辞典〔新版増補版〕』(二○○五)の「中間集団」の項目より引用 四三二~四三三〕。 〔濱嶋
- 前とその後の波伝谷の暮らしを映像作品として残した我妻和樹の『波伝谷に生きる人びと』 講が支える暮らしと祭り」が過去の契約講のあり方を知る上で参考になる。 いては、一九九五年に放送されたNHKの『ふるさとの伝承』の「祈りの浜・南三陸―契約 (二〇一六)、『願いと揺らぎ』(二〇一九) は、被災地の映像民俗誌として貴重な記録とな (一四) 例えば宮城県南三陸町波伝谷地区の契約講の例が挙げられる。 波伝谷の契約講に また、 震災の直 0
- で参照されたい もそのことを指摘している〔桜井 (一五) ただし、東北型農村と西南型農村の置換可能性は福武も留意しており、櫻井徳太郎 契約講と村落を同一視する見方や、契約講内における同族の問題を再検討しているの 〔岡山 二〇〇九、二〇一三〕。 一九八八 四〇~四一〕。また岡山卓矢による一連の研
- (一六) 松崎憲三の調査によると、宮城県南部の白石市福岡蔵本尾篦の契約会では、

場六尺』、『契約会記事録』などの資料が伝存している〔松崎 二〇〇八 三~八〕。 その機能を葬儀社にとって代わられるかたちになっているという。なおこの契約会には『釜 ④その他目的達成のために必要と認められる事項、といった目的が掲げられており、 の相互扶助組織といった趣きが強い」とされ、これも昭和四〇年代から五〇年代にかけて、 ①会員及びその家族の葬儀の執行、②財産の運営・管理、③会員相互の親睦に関する事項、

家に対して閉鎖的な性格を持つに至ったと指摘しており、 せたと論じている。 べた上で、村落そのものとしての契約が、 る。福田アジオは、植林事業が経済的な意味を持ってくるのは「明治後半以降」であると述 新住民や零細の家庭は契約会に入会できず、 (一七) 近代における植林事業の収益は大きなもので、契約会への加入金の高騰を招いた。 一定の財産を共有する団体として新住民や新しい 新たに小契約を立ち上げた事例も多く見られ それが次のような現象を生じさ

とで村落を平和を維持しているのである〔福田 めに作られたのが小契約であり、 植林した木が大きくなり、富が蓄積されればされるほど、 村落内部における新旧の家の対立が激化して行く。 その新旧両方の契約の連合の上に部落会を乗せるこ 一九八二 二八三]。 契約は変質して行くことに それをやわらげるた

帖デー 八)成城大学民俗学研究所が、二〇一四年にデジタルデータ化した「海村 -タベース」を参照した。 /離島採集手

状況、そして現状については、今関信子の著作が参考になる〔今関 一八、村松 二〇一八〕を参照されたい。また及川洋氏の縫製工場の設立経緯と被災直後の 一日に小田亮、村松彰子と同行して実施した調査による。 (一九) 以下の及川洋氏と清原正臣氏からの聞き取りの内容は、二〇一八年八月二三日~三 小田、村松の論考は〔小田 二〇一八]。

訪れており、 ているので参照のこと〔村松 二〇一八〕。 (二〇) 清原氏は震災の発生直後から日記をつけており、 海での遭難者の対応について聞き書きを行っている。 なお琴平神社には守随一が全国海村調査の際に その日記の分析を村松彰子が行 0

副会長である鈴木幸志氏の立ち合いのもと閲覧する機会を得た。 (二一) 小泉浜区連合契約会の資料については、二〇一九年三月に実施した調査で契約会  $\mathcal{O}$ 

接関わる論考なので参照されたい〔川島 二〇一八〕。 とったのかということについて報告を行っており、 いかなる社会的背景を要因にして集落毎に異なるかを分析している。 (二二) 川島は、宮城県南三陸町歌津の契約会が東日本大震災の発生後、 更に防潮堤の建設に関わる意思決 本章の どのような対応を 問題意識と直 定が

との交流媒体である、共有の生活形式といったものが危機に陥っている。問題なのは人間関 ていく行為」 係が内実を喪失し、疎外されたものになったという意味での過度な虚構化というのではな (二三) 現代社会の生活世界の荒廃を、「空間のスラム化」として論じる篠原雅武は、 関係性の支えとなる媒体自体が衰微しているということである」と述べた上で 一五四〕、ドゥルーズ=ガタリの「領土化=空間を触発し生成変化を引き起こし の議論を参照しながら次のように述べている。

はない。 ある。 けるのではなく、実際の能動的な行為者として認められることを求めての抵抗である ことである。だがそれは、ただ物理的な意味での空間を事実として占拠することだけで 場所の領有は、 …場所の領有は、 そこを自分たちの手で住むことのできる空間へと変えていこうとすることで 八〇○。 何よりもまず生きていくための空間を自らの意志で切り開 さらに、 政治的行為である。 …受動的に救済されるのを待ち受 V てい

篠原  $\mathcal{O}$ 「領土化」に関する議論は、 システムと生活世界の対称性を回復させるために

とするもの、あるいは伝承の基点を作り出すことと不可分の関係にある。 の空間」へと取り戻すことは、自治の空間を創造することと同義であり、それは伝承を基点何が必要なのかという、本研究の議論に大きな示唆を与えてくれる。生活世界を「自分たち

190

# 終章 本研究のまとめと今後の課題

#### はじめに

要な課題を序章で示したが、 この概念を民俗学の有効な分析視角として再生させるための議論を行った。 本研究では、 民俗学の研究対象とされてきた伝承概念の問題点と可能性を明ら あらためてその内容を確認すると以下のようになる。 その かにし、 ために必

- 1 伝承概念が、 動態的概念から静態的概念に変質した背景を明らかにする。
- 2 伝承概念がどのような問題意識によって提示された概念なのかを検討し、 意義を論じる。 その現代的
- 3 伝承の動態性を具体的事例から示し、 この概念の位置づけを明確にする。
- 4 伝承の変化をとおして私たちを取り巻く時代状況を描き出し、 る可能性があるかを示す。 その中で伝承に 11 か な

かを整理しながら、 以下では、この四つの課題に対して各章でどのような議論を行 本研究の結論と今後の課題を示してい 1 何が明らかになっ た  $\mathcal{O}$ 

# 第一節 伝承概念の問題点と可能性

## 一 伝承の静態的把握と動態的把握

ている。 なりかねないという危機感を背景としている。また伝承母体論の中で不可視化されてきた 時代の変化とともに民俗学の領域が縮小し、結果的に学問としての存在意義を失うことに 近年の「新しい民俗学」を模索する動きの中で、この規定を持つ伝承概念への批判がなされ 性の規定である。「第一章 伝承をめぐる研究史」では、伝承概念の成立と展開を整理し、 伝承概念の問題点とは端的にいうと、 ていることを確認した。これは通時的同一性を持った伝承を主な対象とする研究視角では、 「個」に注目する必要性も指摘されており、 第一部 伝承概念再考】では三つの章を設けて、 この概念が含意する過去と現在における通時的同一 伝承概念が孕む様々な問題点が浮き彫りになっ 伝承概念の問題点と可能性を論じた。

る①の課題に取り組んだ。 が静態的概念として扱われるようになったのかという問題を等閑視している。果たして、こ のような伝承の概念規定は動かしがたいものなのだろうか。 しかし、こうした批判は伝承概念の通時的同一性を所与の前提としており、 伝承概念の脱 /再構築のために」では、伝承が静態的概念に変質した背景を明らかにす この疑問を出発点とし、 なぜこの概念

戦後の民俗学で盛んに議論された日本人の 「民族性」や 「基層文化」を解明す

えてきた「変わりにくいもの」として定位され、 を与えるものであったことが判明した。民族性論において伝承は、日本人が古来から持ち伝 不変性を持った静態的存在と見なされるようになっていったのである。 るという問題意識が、伝承概念に通時的同一性の規定が埋め込まれていく上で、多大な影響 日本、 あるいは日本人の連続性を担保する

静態的概念に変質した伝承概念をあらためて動態的概念として位置づけなおすために、 後民俗学の学術的潮流の中で静態的概念に変質していったのである。本章では、 は明確に否定されていた。 伝承研究の目的は、 すなわち「史外史」を描くことにあり、伝承を「変化しにくいもの」として見るような視点 しかし、伝承を民俗学の基礎概念に位置づけた柳田国男の『民間伝承論』を参照すると、 ルド=生活世界の伝承」の実態を見ていく必要性があることを論じた。 その「変化」をとおして当時の歴史学が顧みなかった人々の生活 つまり伝承は、もともと動態的概念として提示されたものが、戦

## 二 伝承研究の問題意識と可能性

代においても、伝承の力と意味を問い続けることの重要性を私たちに訴えかけている()。 力」、すなわち伝承の力を活性化することが、近代の時代状況を超克する可能性を持つこと その現代的意義を論じる」という②の課題にも取り組み、 れを新たに奪取することが、いつの時代にも試みられなければならない」という言葉は、現 を確認した。 の親和性を指摘し、 「歴史」が持つ可能性を、柳田と歴史哲学の伝承論を参照するかたちで示すことを試みた。 (Überlieferung) を制圧しようとしている体制順応主義 (コンフォーミズム) の手からそ ここでは柳田 第二章では、「伝承概念がどのような問題意識によって提示された概念なのかを検討 ベンヤミンが 「史外史」とヴァルター・ベンヤミンの「根源的歴史(Urgeschichte) 近代化の過程で周縁化された「経験の伝播能力」、「経験を交換させる能 「歴史哲学テーゼ」の中で述べている「伝統=伝承作用 伝承の変化をとおして描

単純な基準でコミュニケーション行為がなされる事態が生じ、専門分化したシステムによ たらす弊害は、システムに対する生活世界の自律性が損なわれ、 代以降の生活世界は、ユルゲン・ハーバーマスが「システム」と呼ぶものへの依存度を増 る社会構築の専制に歯止めが効かなくなることである。 が看過してきた伝承の可能性について、 それは現在も進行中である。こうした「システムによる生活世界の植民地化」がも 伝承研究の現代的課題―柳田国男による自治論の再検討」は、従来の伝承研究 生活世界の「自治」と関連づけて議論を行った。近 計量的に把握されるような

自由主義と呼ばれる政治・経済の論理が席巻する今日において、 このような状況を相対化し、システムと生活世界の対称性を回復させるためには、 それは人々の伝承と自治に対する注目へと展開することになる。 の力を再活性化させることが必要である。本章では、このような問題意識が柳田の伝 核にあることを示した。 柳田は農政官僚時代に経済的自由主義 柳田が生きた時代以上に大 そしてその観点は、新 への批判を行ってい

: 第二部と第三部の各章で議論した主な存在/行為としての伝承

X1.3/2 HC3/2 H03/1 + (Billio 2012 St) 13/6 C C C (St)								
	存在としての伝承	行為としての伝承	システム					
第4章	全国のトウヤ制祭祀組織、主婦権、規範	役割交替						
第5章	鵜島の氏神祭祀、氏神祭祀組織	トウヤ文書の蓄積、血縁・地縁集団内のトウワタシ						
第6章	鵜島の"歴史"	世代交代と『家系日記』の編集、参照						
// - <del></del>	学中央生华 教儿 ++							
第7章	浦安の生業技術、祭り、芸能、講	(行政による文化財指定と「伝統文化」化)						
第8章	地域社会の通時的な関係性、〈顔〉の見え	通時的、共時的に行われる生活世界のコミュニ	市場経済、科学技術、法、官僚					
1	る関係における相互扶助的慣行	ケーション、自治	制、教育制度、マスメディア					
第9章	震災被災地の相互扶助的慣行、中間集団、「受動を能動へと逆転」する共同性	「他者の力の繰り込みという協働」、自治						
かを論じた。  有していることに注目し、それが何を要因として生じているの変化しているにもかかわらず、その持続に対する明確な意識を	個人に期待される行為や規範は、通時的に人々が共有す個人に期待される行為や規範は、通時的に人々が共有するである。これは今までと異なる観点で伝承を捉えなのであった。  要性を示唆するものだが、第五章では伝承の当事者が、本のである。これは今までと異なる観点で伝承を捉えなのである。これは今までと異なる観点で伝承を捉えなのである。これは今までと異なる観点で伝承を捉えなのである。これは今までと異なる観点で伝承を捉えなのである。これは今までと異なる観点で伝承を捉えななのである。これは今までと異なる観点で伝承を捉えななのである。これは今までと異なる観点で伝承を捉えななのである。これは今までと異なる観点で伝承を捉えななのである。これは今までと異なる観点で伝承を捉えななのである。これは今までと異なる観点で伝承を捉えななのである。これは今までと異なる観点で伝承を捉えななのである。これは今までと異なる観点で伝承を捉えななのである。これは今までと異なる観点で伝承を捉えななのである。これは今までと異なる観点で伝承を捉えなないに、	め、定期的に役割の交替を行っている。そしてその役割を担うとは、③の「伝承の動態性を具体的事例から示し、この概念の位は、③の「伝承の動態性を具体的事例から示し、この概念の位は、③の「伝承の動態性を具体的事例から示し、この概念の位代」である。 「第四章 役割交替と伝承の相関性―主婦権とトウヤのワタシ儀礼周辺から」では、構造機能主義の理論と、その影響下のが、「かるのでは、構造機能主義の理論と、その影響下のが、定期的に役割の体系としての側面を持ち、人々はそれを維持するため、定期的に役割の交替を行っている。そしてその役割を担うか、定期的に役割の交替を行っている。そしてその役割を担うが、定期的に役割の交替を行っている。そしてその役割を担うか、定期的に役割の交替を行っている。そしてその役割を担うか、定期的に役割の交替を行っている。そしてその役割を担うか、定期的に役割の交替を行っている。そしてその役割を担うか、定期的に役割の交替を行っている。そしてその役割を担うが、のでは、場所に、のでは、場所に、のでは、場所に、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは	をあらためて動態的概念として位置づけなおすために、「フィ各章の内容へと接続されるものになっている。 第二節 伝承の仕組みと動態性 第二節 伝承の仕組みと動態性 をあらためて動態的概念再考】では、静態的概念に変質した伝承 をあらためて動態的概念をある。以上のような伝承の現代					

193

#### 二 伝承意識と伝承の変化

祀では、毎年作成されるトウヤ文書と呼ばれる「テクストの蓄積」と、この島に住む人々の な意識を「伝承意識」と呼んだが、具体的な事例として取り上げた芸予諸島・鵜島の氏 化しているにもかかわらず、伝承の当事者が自らの行為や知識に対して「伝わっている」と いう意識を持つ点に注目し、このような意識が生じる要因を考察した。本章では、このよう 縁/地縁」という関係性が伝承意識を喚起するものであることを明らかにした。ここで 伝承意識と伝承の変化―芸予諸島・鵜島 の氏神祭祀を事例に」では、

承に対する通時的同一性の認識にも強く作用したといえるだろう。 注意しておきたいのは、これらの要素が、民俗学者の「伝承認識」も規定してきた点である。 いる組織の構成や規範を現在も「同じ場で」、 /地縁という時空間における連続性を持った関係を有する人々が、 「同じように」再現する様は、 テクストに記され 民俗学者の

う伝承の動態性を示すために、 に変化させる」実践を繰り返しているというものである。本章では、こうした実践にともな を確立する必要性を指摘した。 承意識と伝承の変化が共存する事態から導き出される結論は、 かし鵜島の氏神祭祀の実態をよく見ると、その内実は変化し続けている。 その通時的同一性ではなく通時的変化を捉えるための視座 人々が「伝承を維持するため このような伝

### 二 世代交代と出来事への着目

章に引き続き鵜島の事例を取り上げ、 見ながら、伝承の動態性を捉えるための分析視角を議論した。 「第六章 伝承の仕組みと動態をめぐる考察 この島の 严歴史# 鵜島における "歴史" がどのようして伝えられきたのか の構成」では、

わたって書き継いできたものだが、その記述内容には「濃淡」が存在し、これが 記した古記録『家系日記』が伝存している。この資料は、鵜島の人々の先祖が二百年以上に に記されている "歴史" の編著者の 鵜島には、 れるが、 「世代交代」と深く関わるものであることが明らかになった。 こうした伝承の濃淡と差異は、その動態性を直截に反映している。 島民の先祖が入植した一七世紀後半から幕末期に至るまでの様々な出来事を と、現在の鵜島の人々が認識する『歴史』には、共通性と差異が認 また『家系日記』 『家系 自記

それがいかなる個別具体的な状況、すなわち「出来事」の中で立ち現れるのか捉える視点を この章では、「濃い」ものとして通時的に共有される伝承を、「民俗学的原史」と位置 びついている。 性を捨象する) いうかたちで対立するものとして把握されてきたが、これは伝承の変化を捨象する(= た。従来の民俗学において伝承と出来事は、 機制によるものであり、 本章ではこのような視点を批判し、 伝承を静態的なものとして捉える視点と不可分 反復性を持った伝承と一回性を持った出来 「出来事としての伝承」 に注目する ーづけ

消滅の兆し、あるいはノイズとして切り捨てるのではなく、むしろその 必要性を説いた。伝承の変化は必ず出来事のかたちをとって現れるが、それを伝承の衰微や 伝承の変化とその要因を明らかにすることができるようになる。 ノイズに注目するこ

なくてはならない。 論じた。しかし伝承研究においては、その動態の内的要因だけでなく外的要因につい 以上、第二部では伝承の仕組みと動態性を具体的事例から示し、それを捉える分析視角を この外的要因と伝承の関係を考えるのが、 第三部の主題である。 ても見

# 第三節 近現代的状況下における伝承

### 一 伝承の変化に見る近代化

出し、その中で伝承にいかなる可能性があるかを示す」という課題に取り組んだ。 三つの章に分けて取り上げ、④の「伝承の変化をとおして私たちを取り巻く時代状況を描き 第三部 現代社会と伝承】では、高度経済成長期、平成の市町村合併、東日本大震災を

第二部で見たようなフィールドの内部における「役割交替」や「世代交代」による伝承の変 統文化」になっていく。このような伝承の変化は、わずか一世代の間に生じたものであ 難にし、これと関わる年中行事や信仰も途絶した。このことは伝承が人間同士の関係性によ 化とは異質なものである。 であることを示しているといえよう。そして高度経済成長期を特徴づける産業構造の変化 囲に広がる遠浅の海と干潟の自然環境を利用した生業が営まれており、 市における高度経済成長期の生活変化を取り上げ、生業、年中行事、信仰に関わる伝承の変 によって浦安の人々は新たな仕事に就き、 ってのみ維持されるものではなく、周囲の環境と密接に関わる生産活動を基盤とするもの っていた。しかし高度経済成長期に発生した公害とその後の埋め立て開発は、その持続を困 化をとおして当時の時代状況を描き出すことを試みた。高度経済成長期以前の浦安では、 「第七章 伝承の変化に見る高度経済成長―千葉県浦安市の事例から」では、千葉県浦安 浦安の伝承は文化財指定を受けるなどして、 独自の漁法も伝わ ŋ, 周

このような近代の社会変動によって基礎づけられている。それを端的に表す言葉が、第三章 の関係性を見ながら、伝承が生活世界の中で果たしてきた(いる)機能を明確にする議論を でも取り上げた「システムによる生活世界の植民地化」だが、第八章では、 本章では、伝承の変化をとおして「近代化」の特徴を見ていったが、私たちの生活世界は、 システムと伝承

### 二 システムと伝承の関係性

ての伝承が生活世界の中で果たしてきた機能を論じた。本章のキーワード た平成の市町村合併を事例としながらシステムと伝承の関係性を議論し、 は地域社会の多様な存在の通時的、 システムと伝承 |平成の市町村合併を事例に」では、二〇〇〇年代に実施され 共時的な「関係性」を基盤とし、 伝承と深く結びつ は「自治」である。 存在/行為とし

教育制度、マスメディアなどの近代を特徴づける様々なシステムだが、それは伝承が果たし いた機能にとってかわるかたちで生活世界に浸透してい たものである。このような関係性を変質させたのが、市場経済、科学技術、法、官僚制、 ・った。

をかけていることであった。 の市町村合併が地域社会に与えた影響から見えてくるのは、外部からもたらされるシステ これは逆説的に伝承が生活世界の自律性を支えるものであったことを示してい 地域社会の伝承と自治の力を削ぐものとなり、 その「外部依存の体質」に拍車 . る。

活世界の実践の重要性を指摘しているが、その実践は伝承と自治の再活性化というかたち 対称性を回復する基点として、「経済的及び行政的行為システムの自己運動」を制限する生 今日においてこそ問われるべき課題となっている。ハーバーマスは、システムと生活世界の それをいかにして乗り越えるかという問題は、新自由主義的な政治・経済の論理が席巻する でなされるものなのである。 した。そして第三章でも指摘したように、「システムによる生活世界の植民地化」の このような現象に対する批判は、 過去の民俗学者たちも行っていたことを本章では

### 三 現代における伝承の可能性

性を明らかにする」という本研究の最後の課題に取り組んだ。 システムと生活世界の対称性を回復させる伝承と自治の再活性化の萌芽を、 被災地である宮城県気仙沼市の事例をとおして示し、「現代社会における伝承の持つ可能 「第九章 伝承と自治の再生に向けて―震災被災地における中間集団と相互扶助」では、 東日本大震災

現在も、現地の人々は「地域の活動」や「地域のつながり」が元に戻らないという意識を有 を脅かすものになっている可能性を指摘した。そして住宅やインフラの再建が一段落した していることを確認した。 本章の冒頭では、 被災地における「上からの復興」を取り上げ、 それが地域社会の自律性

会組織である。 ろうか。本章では、 しかしここでいわれている「地域の活動」や「地域のつながり」とはいかなるものなの を取り上げた。 契約講は、 それを具体的に理解するため東北地方で広域に分布する契約講(会)の 地域の資源管理や相互扶助的な活動を担ってきた自治的な社

なわち人々が再生を求めるコミュニティ、あるいは地域といった「共」の領域に存在するも こうした社会組織は、社会学の術語で中間集団と呼ばれてきたもので、それ で、現在の被災地では、このような中間集団の再生が大きな課題となっているのである。 個人のような「私」の存在の中間にあるものとして位置づけられる。 は国家

を示し、それが伝承と自治の再生と深く結びつくものであることを見ていった。 はシステムに囲繞された生活世界への能動性を取り戻すことに繋がっている。 章では震災以前から存在する中間集団と、 新たに創造、再生し つつある中間集団の事例 伝承は生活 そしてそれ

本研究で明らかにした、現代社会における伝承の持つ可能性である。 場に対する能動性を生むものであり、システムと生活世界の対称性を回復させる。

議論を敷衍しながら本研究の結論を示し、 本研究の課題に対して各章でどのような議論を行ったのか整理した。 今後の課題について述べる。 以下ではこれ

#### 第四節 本研究の結論

#### 一 伝承の動態への注目

法への転換と言い換えられる。 動態的存在としての伝承を素材にして生活世界の過去から現在に至る「歴史」を描き出す方 概念に変質した伝承を動態的概念として位置づけなおす議論を行ったが、 ことにつながっていたことは、本研究で繰り返し述べたとおりである。本研究では、 伝承概念の問題点はその通時的同一性の規定にあり、これが伝承を静態的概念として扱う 結論を示していきたい。まず伝承研究の基本となる視座は、「伝承の動態への注目」である。 れは伝承を静態的な資料(存在)と見なしてフィールドの特徴や過去を再構成する方法から、 人々が存在としての伝承を過去から変えることなく持ち伝えてきたという視点を転換し、 「伝承を維持するために変化させる」実践を繰り返してきたことに着目することである。こ 本節では本研究の内容に即すかたちで伝承研究の視座と目的、 そして可能性につい そのポイントは、

定の社会・時代状況とフィールドの個別の事情に影響を受けながら常に変化し続ける。 会が維持されたとしても、伝承が変わることなく存在し続けることはありえない。伝承は特 役割に注目し、その交替(伝承行為)によってどのように伝承(存在としての伝承) されているのかを確認する必要がある。 識、世代交代などの概念を提示した。フィールドの伝承を見ていく際には、まずその内部の 本研究では、 そのような「歴史」を描く分析視角として、伝承行為と関わる役割、 しかし、このような役割交替によって当該集団・社 が維持 伝承意

るものとせず、この両者が不可分の関係にあることを意識化することである。 態性を把握する鍵は、 た出来事と反復性、 承」という観点を示し、その背後にある変化の要因を明らかにすべきだと論じた。伝承の このような伝承の変化は出来事のかたちをとって現れる。 持続性を持った伝承を区別してきたが、本研究では「出来事としての伝 伝承の 「持続」と「変化」、 あるいは 「伝承」と「出来事」を対立す 従来の民俗学は、 一回性を持 0

的な資料として抽出する方法は、あたかも自然界の生物を標本化するようなものであり、そ を包含しており、 態的な存在としての伝承は生身の人間と、その集まりである集団が担っており、 外的要因の影響を受けて常に動き続けている。伝承を人間や集団から切り離して静態 (生態) その が主題化されない。 動態性こそが 「伝承による歴史叙述」 これに対して伝承行為は、「伝承を変化させる」こと の基点となるのである

#### 二 歴史と自治の主題化

生活世界の歴史である。その歴史を描くことは、生活変化のポジティブな面とネガティ 面を浮き彫りにするが、島村恭則は、このような歴史に対する理解が持つ効用を次のように 本研究では、伝承研究の目的が「歴史」と「自治」であることを示した。 存在としての伝承は常に変化し続けており、 その変化から見えてくるのは、ミクロな 前項で述べたよ ブな

た残すべきものと新たに取り入れるべきものとをどのように組み合わせて未来に に変化しているの 子供たちの文化的創造性といった人文的な要素が、 のは何で、残すべきものは何か、 てきた言葉、芸術、 (※筆者注:柳田国男の民俗学では、) てゆくべきか、 が問われた〔島村 か、あるいは社会の構造的変動の中で、それらのうち捨て去るべきも 信仰、 人と自然のかかわり、 また新たに取り入れるべきものは何かが論じられ、ま 二〇一九 人びとの生世界において生み出され、生きら 五。 社会の構造的変動の中でどのよう 生活上の創意工夫、 女性の

治」を担保するものになるというのが、伝承研究が「歴史」を描くことを目指す理由なので につながっている。そしてそれは、社会構造の変化に対する生活世界の自律性、すなわち「自 私たちがこれからどのように生きるべきなのかという、 律性を確保するための知識を供給する「内発的な学」としての民俗学の性格とも深く関わ を私たちが考えるための素材である。それは、「社会の構造的変動」に対する生活世界の ているといえよう。 のではなく、「捨て去るべきもの」と「残すべきもの」、そして「新たに取り入れるべきもの ここで述べられているように、伝承の変化をとおして描かれる歴史は、それ自体が目的 伝承をとおして過去から現在に至る生活世界の歴史を理解することは、 未来の世界のあり方を考えること . つ 白

伝承研究は生活世界の といった定義だけでは見えてこない、「書かれなかった歴史の叙述」と「生活世界の自律性 目的を持つものであると結論づけることができる。 の確保」という問題意識を持つ概念であることを本研究は明らかにした。 伝承は、上位の世代から下位の世代に伝えられる知識や経験、 「歴史」を描き出すことによって、 未来の あるいはそれを伝える行為 「自治」 のあり方を考える 以上のこと

# 二 システムと生活世界の対称性を回復する伝承

題は 本研究で明らかにした存在/行為としての伝承の持つ可能性は、これが  $\hat{\mathcal{O}}$ 新自由主義的な政治・経済の論理と深く結びついたシステムが生活世界を侵食し、 対称性を回復する力を持つというものである。 「外部依存の体質」に拍車をかけていることである。これによって、私たちはシステ 私たちが生きる現代社会の最大の問 システ ムと生活

に対して受動的存在となり、 ここでは、このようなシステムの弊害とそれを乗り越える存在について論じている大窪 自らの力で生活世界に働きかける能動性を失っている。

だろう。 は、本研究で論じたシステムがもたらす「外部依存の体質」と深く結びついたものといえる 心性」、「満悦ないし無関心」の発生を挙げている〔大窪 二〇一四 九五~九六〕。 ティン・ヴェブレンの議論を引きながら、 0 『自治社会の原像』(二〇一四)の議論を参照しておきたい。大窪は西部邁とソー 産業社会の問題として「競合の心性」、「消費者の これら

しいる〔前掲書 これに対し大窪は、「競合の心性」に「親性性向」 そして「満悦ないし無関心」 八七~九〇]。 に 「無為の好奇心」を対置して、 を、「消費者の心性」に それらを次のように定義 「製作者本能

- 1. 親性性向・・・親が子を思う気持ちのようなもので、次世代の存続、 らの行動を配慮あるものにしようとする本能的な性向。 発展 のために みず カュ
- 2 るも 制作者本能・・・疎外された労働(labor)ではなく自発的な仕事(work)において発現す とされる。 の創造性の発露であり、 ので、 「善い仕事」が成立しうる条件の探求へ、 生きる上で必要な共同生活を維持していく上で不可欠な要素 という志向性を持つ。 これは人間
- 3 無為の好奇心・・・日常の中に 「彩り」を見出す、 あるいは与えるような心

のだと述べる〔前掲書 九六〕。 大窪は、 る原動力になるとし、「新自由主義の究極的市場原理主義にもとづいて徹底した掠奪的 (とヴェブレンならいうであろうもの) に直面しているわれわれが、いま採るべき」も これらが「(※筆者注:人々を) 圧服しようとしてくる負の制度・文化」 を乗り

が理解されよう(四)。 三つの「負の制度・文化」を乗り越える原動力を発露させるものが、伝承に他ならないこと なわち世代間倫理と関わるものであることを指摘したが を明らかにした。そして伝承による自治は、死者やこれから生まれてくる他者への配慮、す ろうか。本研究では伝承が生活世界に対する能動性を回復させる力を持つものであること それでは、この三つの「負の制度・文化」を乗り越える原動力を発現させるものとは (三)、これらのことから先に挙げた

という極めて現代的な意義を持つ実践なのである。 転」する共同性の場を生み出していく(ヨ)。 たちの生きる力を「他者の力の繰り込みという協働」 在/行為であると結論する。それは負の制度=システムによって受け身の存在となった私 の多様な存在をつなぎあわせ、 以上のことから本研究では、 伝承をシステムと生活世界の対称性を回復させる根源的 私たちの生きる力と生活世界に対する能動性を回復させる 伝承と自治の再生は、 によって再生し、 過去と現在、 「受動を能動 と逆

## 第五節 伝承研究の今後の課題

提示しておきたい。 上 本研究の結論を示したが、 最後に今後の伝承研究を発展的に展開するための課題を

#### 一 現代民俗学との関係

づけと、そこで果たす役割について述べておく。 ヴァナキュラー概念と伝承概念の親和性を指摘し、 な概念や方法と伝承研究は相容れないものなのだろうか。ここでは最近、 ており、その文脈で伝承概念は厳しい批判に晒されている。 研究の序章でも触れたように、近年は新たな民俗学のあり方をめぐる議論が活 今後の民俗学における伝承研究の位置 しかし、そこで提示される新た 注目を集めている 発化

意する「過去の遺物や文化的後進性といった負のニュアンス」を払拭するため、これに代 ないニュアンスを持つものとして用いられており、アメリカでは「フォークロア」の語が含 と「土着性」によって特徴づけられ、日本語では名詞、形容詞として「土地言葉」、「地方語」、 る〔前掲書 二一〕(☆)。このような〈社会変動―生世界〉研究は、日本独自の「現代民俗学」 る具体的な経験・知識・表現の動態を分析することで明らかにしよう」とするものだとされ な研究を〈社会変動 えるものとして構想していたと指摘している〔島村 の展開に寄与するものとされているが、その構築に向けて、最近、参照されはじめているも びとの生世界がそれにどのように対応しているかを、生世界において生み出され、生きられ って提示されたと小長谷英代は指摘している「小長谷 のに、アメリカ民俗学のヴァナキュラー概念がある。ヴァナキュラーの語義は、主に「言語」 「俗語」、 のの探求を目指すものではなく、人々の生活世界のあり方を社会変動との関りの中で捉 近年の民俗学における理論研究をリードする島村恭則は、 「土地特有」等の言葉に翻訳される。しかし英語圏の民俗学では、これにとどまら 生世界〉研究と呼んでいるが、 それは「社会の構造的変動の中で、 二〇一八 一七]。島村は、そのよう 二〇一六 一五]。 柳田の民俗学が、 民間伝承その

ナキュラー概念の導入を目指す現代民俗学の問題意識と、 含意する「過去の遺物」や「文化的後進性」といった負のニュアンスを払拭するためにヴァ いえるだろう。 本研究では、伝承の通時的同一性の概念規定を批判的に検討したが、フォー 本研究のそれは共通して クロ アの語が

極めて近い意味内容を持つものであることが明らかになる。 さらにヴァナキュラー ワ ク』(一九八一)の中で示しているヴァナキュラーの定義である。 ・概念を細かく検討すると、 この概念が本研究で示した伝承概念と 以下は、イヴァン・イリイチが

ル 7 ヴ ン語系のことばに由来する。ラテン語としての vernaculum は、家で育て、 ナキュラーというのは、 「根づいていること」 と 「居住」 を意味するイン 家で紡

の暮らしとは区別されるものなのである[イリイチ 二〇〇五(一九八一) 一二七]。 る互酬制の型に由来する人間の暮らしであって、交換や上からの配分に由来する人間 て入手したものと対立する。…すなわちそれは、生活のあらゆる局面に埋め込まれてい いだ、自家産、自家製のもののすべてにかんして使用されたのであり、交換形式によ

だろう。 からの配分」はシステムと結びついたものであり、翻ってヴァナキュラーは生活世界で自生 区別されるもの」とされている点である。本研究で行った議論を敷衍すれば、そのような「上 ここで重要なのはヴァナキュラーが、「交換や上からの配分に由来する人間の暮らしとは 生成されてきた有形、 無形の存在を指す。すなわちこれは伝承と換言できるも

とができるのか、あるいは相違点があるのかを明らかにし、民俗学全体の理論研究を活性化 ないと筆者は考える。 させることにあるといえるだろう。 たがって、近年の新しい民俗学の研究対象、 今後の伝承研究の課題は、 現代民俗学の議論とどのように協働するこ 方法論を模索する動きと伝承研究は 対立

#### 二 共の民俗学へ

あるのか議論して結びにかえたい。 た。以下では、歴史社会学者の山之内靖が、今後の人文社会科学に求められる知のあり方に システムによって損なわれた生活世界の自律性を回復する力を持つものであると結論づけ ついて述べた文章を引きながら、今後の伝承研究、 本研究では伝承の現代的意義をめぐって、それが過去、現在、未来の多様な存在をつなぎ、 引いては民俗学の課題がどのような点に

自己批判的検討とならずにはいない」とした上で〔山之内 二〇一五 山之内は現代社会における人文社会科学のあり方が、「自分自身の日常生活に立ち入った え | スズキの議論を引用しながら次のように述べている。 三八四]、テッサ・モ

げはしない」。 的な推論だけではなく、伝統や直感から引き出されるものであって、 実践的でパーソナルな知識」である。それはまた、「眼、手、 体的(ホーリスティック)で、明確でなく暗示によって伝えることがしばしばであり、 門化された知識であって、普遍妥当性を必要とする」。これに対して「テクネー」は「全 規則なもの、 的に小さなコスモスの内部での相互関係についての深い認識と、予知不可能なもの、不 「エピステーメー」とは、「分析をこととし、明晰であり、 不確かなものへの感受性とに見ることができる」〔前掲書 …「テクネーにもとづいた小さな知識体系の強みは、主に、 ハートを必要とし、 理知的で、 普遍性請求をかか 三八八~三八 理論的で、 周囲の相対

不可欠な知の型である」と指摘した上で、「『小さなコスモス』は、同時に、そこでの数々 れ合いの空間を我々に取り戻す場でもある」と主張する [前掲書 三八九~三九〇]。 の交流を共有することによってバーチャル化した人工的空間では生じえない このテクネ ーの知が、「われわれの日常生活を批判的に再構築するにあ たっ 7

討」とは、まさに民俗学がその初発の段階から有していた問題意識ではなかったのか。 民俗学者であれば、この眼、手、 が伝承に他ならないことに気づくだろう。そして「日常生活に立ち入った自己批判的 ハートを必要とし、伝統や直感から引き出される実践

はない。 を生み出す伝承の力を更に多くの事例をとおして示すことが、今後の伝承研究の大きな課 作用を持つというのが、伝承と自治に対する本研究の結論だった。このような「固有の場所」 題である。 実である。 ように、システムによって人間や生活世界の自律性は損なわれているという紛れもない このような研究を進めていくにあたって意識すべきは、本研究でも繰り返し述べてきた システムに覆われた生活世界を「固有の場所」へと取り戻す、 支配的なシステムの中で、なおも存在する「もののやりかた」として〔小田 しかし、だからといって人間存在にとっての伝承と自治は決して消滅したわけで あるいは変えてい <

ける。 者やこれから生まれて来る人々に対する世代間倫理にも内在している。 である。この共の論理は、地域内の相互扶助や共有財のありかたに端的に現れてい に行ってきた。こうした働きかけは、疎外された空間とモノを「固有の場所」へと取り戻す システムは公有と私有という近代的な所有観に基づき、生活世界の空間とモノを振 そこに見出されるのは、公/私という区別では捉えきれない「共(common) しかし実際には、その境界を侵犯するような空間やモノへの「働きかけ」を人々は常 るが、死 の論理」 り

的アプローチ」を採用するのではなく、 共時的次元だけでなく通時的次元にも注目したものでなくてはならない。 生きる生活世界の される共の論理に注目した「共の民俗学」を提唱したい。共の民俗学は、多様な存在が共に た研究が志向されることになる。 以上のことから、 「関係性」に焦点を当てたものとなる。 伝承研究の新たな展開のために、地域社会の共時的、 周囲の自然環境やモノ、 繰り返しになるが、その関係性は 神などの存在をも念頭に置 通時的次元に見出 また、 「人間中心

共の民俗学と新たな伝承研究は展開していくことになる。 た多様な存在との関係性を念頭に置いた新たな伝承、 きを置き過ぎたきらいがあるが、 多様な存在との関係性によって構成されている。その関係性を双方向的ものとして描 つながるだろう。従来の伝承論や自治論は、人間同士の関係性からこれを見ていくことに重 生活世界は、そこに生きる人間だけでなく、地域外の人々、 となる可能性があることに、 伝承と自治を人間同士の関係性によってのみ捉える視点から解放することにも 先祖や自然、 今後の伝承研究は注目する必要がある(セ)。 そして未来の存在に促され 自治観を提示することに目標を置き、 動植物、 モ て、 先祖、 き出

- (一) 第二章第三節の議論を参照のこと。
- る」と述べている けた議論を行っており、「伝承とは tradition であり過去から現在への運動 movement であ があるとする。 (二) 近年、 新谷尚紀は「民俗伝承学 traditionology:the study of traditions」の確立に向 〔新谷 二〇八 聂。 その上で伝承に関する研究には次のような側

ある。 伝承という運動の中の取捨選択をめぐる複雑な力学関係という動態論的な重要な問題 だと考えられやすいが、その継承論という語はあえて使わない。 論」には、広義の への意味が失われてしまうからである〔前掲書 「伝承論」と「変遷論」との二つを含むものである。 伝承分析学には必然的に「変遷論」と「伝承論」という二つの側面をもつのが transition 「伝承論」と狭義の「伝承論」とがある。 (変遷)とtradition(伝承)の両者に注目するのである。 六。 狭義の 広義の「伝承論」は狭義の 「伝承論」は継承論 なぜなら、継承論では その の意味 )「伝承

本研究と立場が異なる〔新谷 二〇一八 六〕。 歴史の中にも伝え続けられている、変わりにくいしくみ」を提示することに目的を置く点は、 ただし新谷が「狭義の伝承論」において変遷論と伝承論を区別し、伝承論においては「長い その動態性を視野に収め、「歴史」を主題化している点で共通性を有しているといえよう。 近年は比較研究法の可能性を論じる研究の蓄積も進んでおり、その理論的深化が期待され のものであり、伝承の変化=変遷論を主題化すべきであるとする議論を行った。 る状況にある〔関沢 る。そしてその変化を抽出する方法として、 この議論から明らかなように新谷の伝承観は、その変化、動態を意識したものとなって 二〇一八、室井 二〇一九〕。民俗伝承学と本研究で示した伝承論は、 柳田以来の比較研究法の復権を主張しているが 本研究はあくまでも、 伝承と変遷は不可分

203

- 三)第三章第二節、第八章小括参照。
- るものであるとし、 (四) 大窪はヴェブレンの論じる「本能」が、 次のように論じている。 反射的な行動を起こさせる 「内性」とは異な

この点が動物の本能と大きく異なる人間の本能がもつ特質なのである〔大窪 から、反省、 知性的な選択が何度も同じかたちでおこなわれていくと「習慣」(habit) になる。 だ 九〇。 顧慮、適応といった知性の働きが、本能が働くうえで大きな役割を果たす。  $\frac{\vec{}}{\vec{}}$ 

のように述べた上で、 習慣の累積が慣習や慣例、 先入観、 行為原則などへと展開し、

さしく本研究で論じたシステムと伝承の関係に関わるものだといえよう。 習慣と制度が分離し、前者を後者が圧迫するような事態が生じる点である。この問題は、ま 終的に制度を構築することになるとしているが、ここで重要なのは、もともと地続きだっ 九〇~九三〕を参照されたい。 詳しくは、

能動性と深く関わるものであることが理解されよう。 べき「三つの経験」として以下のようなものをあげている。これが生活世界に対する人々の (五)「他者の力の繰り込みによる協働」と「受動を能動へと逆転する力」については、 柳田国男は『都市と農村』(一九二九)において、都市人が農村から学ぶ

- 1 勤労を快楽に化する術、即ち豊熟の歓喜とも名くべきもの。
- 2 智慮ある消費の改善を以て、 尚生存を安定にする道が幾らもあるということ。
- ③ 土地其他の天然の恩沢を、人間の幸福と結びつける方法。

する故に、 と述べている〔柳田 一九九八(一九二九) 二三九〕。 柳田は②について「近頃ではその変動が殊に激しく、しかも全部を中央の指導に仰がうと 殆ど判断の当否を覚る遑も無い」としており、 ③を「特に大切なる一点」である

とみなし、システムに覆われた現代社会を超克する可能性を見いだそうとした本研究の立 の知的営為は、全て民俗学の名のもとに統合可能である」とされる [島村 二〇一八 二一]。 プの民俗学と〈社会変動― (六)島村は、〈社会変動―生世界〉研究としての民俗学は、あくまでも柳田の民俗学であ (六) 島村は民俗学を次のように定義しているが、伝承を生活世界の自律性を回復する存在 その後、異なるタイプの民俗学が展開していったと述べている。しかし、これらのタイ 大きく重なるものであることが理解される。 生世界) 研究としての民俗学は、相互に乗り入れ可能であり、「そ

中心とされる社会的位相〉と〈それらとは異なる次元〉との間の関係性も含めて内在的 相〉とは異なる次元で展開する人間の生を、 したディシプリンで、 その後、 位相〉の側の基準によって形成された知識体系を相対化し、 に理解することにより、 民俗学とは、一八世紀ドイツの対啓蒙主義、対覇権主義の社会的文脈の中で形成され ヨーロッパはもとより、世界各地に拡散し、それぞれの地において独自に発展 [島村 二〇一九 〈啓蒙主義的な立場や覇権・普遍・主流・中心とされる社会的位 〈啓蒙主義的な立場や覇権・普遍・主流・中心とされる社会的 匹。 〈啓蒙主義的な立場や覇権・普遍・主流・ 超克する知見を生み出す学

対する「継続的な働きかけによる領域維持」を行い、 越地震によって被災した新潟県旧山古志村の山村集落である楢木の人々が、 (七)「受動的な主体」という観点は、 植田今日子の議論に倣ったものである。 「楢木の時間体系に従いながら半ば受 自らの土地に 植田 は、

\( \frac{1}{11} \) \( \frac{1} \) \( \frac{1}{11} \) \( \frac{1} \) \( \frac{1}{11} \) \( を明らかにした。これは決して伝承が人間の主体性や創造性と対立するものではなく、生活動的に働く主体」と化すことで、全村避難後も「先祖の土地」を守る営みを続けてきたこと の場に対する能動性を発現させるものであることを示している〔植田 二〇一六 一二一

### 序章 本研究の問題意識と課題

浅井良夫 二〇一〇「日本の高度経済成長の特徴」『高度経済成長と生活革命』 吉川弘文館

一九九八 「解題 民間伝承論」『柳田國男全集』八 筑摩書房

岩本通弥 <u>二</u> 〇 八 「珍奇なるものから平凡なものへ―柳田国男における民俗学と民族学

の位相」 『超域文化科学紀要』 二三

岩本通弥編 二〇〇七『ふるさと資源化と民俗学』吉川弘文館

岩本通弥・菅豊・中村淳編 二〇一二『民俗学の可能性を拓く― -野の学問とアカデミズム』

青弓社

大藤時彦 一九八〇「あとがき」『民間伝承論』伝統と現代社

門田岳久・室井康成編 二〇一四『〈人〉に向き合う民俗学』森話社

クリフォ ド、ジェイムズ 二〇〇三『文化の窮状 ―二十世紀の民族誌、 文学、 人文

書院

桜田勝徳 一九七六 「『近代化』と民俗学」『桜田勝徳著作集』五 名著出版

佐藤健二 一九九九 「近代化」『日本民俗大辞典 上』吉川弘文館

島村恭則 二〇〇二「近代」『新しい民俗学へ―野の学問のためのレ ツスン26 せりか

房

学院大学出版会 二〇一〇『〈生きる方法〉 の民俗誌 ―朝鮮系住民集住地域の 民俗学的研究』 関西

二〇〇八「American Folklore (アメリカ民俗学) と日本民俗学 (Japanese Folklore)

の対照―民俗学は変わらねばならない」『日本民俗学』二五六

二〇〇九「民俗学の陳腐化―使えない民俗学用語と概念」『現代民俗学研究』|

二〇一二「民俗学の悲劇―アカデミック民俗学の世界史的展望から」『東洋文化』

九三

田中宣一(二〇一七『柳田国男・伝承の「発見」』岩田書院岩波書店

二〇一三『「新しい野の学問」

の時代へ―知識生産と社会実践をつなぐために』

谷口貢 一九九八「特集:シンポジウム『近代』と民俗」『日本民俗学』二一五

千葉徳爾 一九九八 「今は昔ではないのだよ」『柳田國男全集』五、月報4 筑摩書房

塚原伸治 二〇一四『老舗の伝統と〈近代〉―家業経営のエスノグラフィー』吉川弘文館

二〇一八『増補・ハーバー マス―コミュニケーション的行為』筑摩書房

二〇一八「『復興に抗する』経験を生きる」『復興に抗する-地域開発の経験と東

日本大震災後の日本』有志社

マス、 ユルゲン 一九八七 『コミュニケイショ ン的行為の理論 (下)』未来社

濱嶋朗ほか編 二〇〇五『社会学小辞典〔新版増補版〕』有斐閣

俵木悟 二〇一八『文化財/文化遺産としての民俗芸能―無形文化遺産時代の研究と保護』

勉誠出版

福田アジオ 〇 九 『日本の民俗学 ―「野」の学問の二〇〇年』吉川弘文館

福田アジオ・菅豊 塚原伸治 二〇一二『「二〇世紀民俗学」を乗り越える― 私たちは福

アジオとの討論から何を学ぶか?』岩田書院

松崎憲三編 一九九八『近代庶民生活の展開--くにの政策と民俗』三一書房

柳田国男 一九九八 (一九二八) 「青年と学問」『柳田國男全集』四 筑摩書房

一九九八 (一九三一) 「明治大正史世相篇」 『柳田國男全集』 五 書房

一九九八 (一九三四) 「民間伝承論」 『柳田國男全集』 八 筑摩書房

(一九四七)「現代科学といふこと」『柳田國男全集』三一 筑摩書房

山下晋司 一九九九『バリー -観光人類学のレッスン』東京大学出版会

吉田集而 一九八七「エティック・エミック」『文化人類学事典』弘文堂

渡邊欣雄 『民俗知識論の課題― -沖縄の知識人類学』 凱風社

#### オンライン文献

現代民俗学会-本会の設立趣旨 http://gendaiminzoku.com/about\_us.html (2018.7.10)

208

文部科学省―我が国の文教施策(平成五年度)

http://www.mext.go.jp/b\_menu/hakusho/html/hpad199301/hpad199301\_2\_055.html (2019.5.3)

文部科学省―平成十一年度 我が国の文教施策

http://www.mext.go.jp/b\_menu/hakusho/html/hpad199901/hpad199901\_2\_216.html (2019.5.3)

GARAGE SALE―講義「地域をどう捉えるか」小田亮

http://d.hatena.ne.jp/araiken/20151102/1446413717 (2019.5.3)

#### 【第一部 伝承概念再考】

### 第一章 伝承をめぐる研究史

家永三郎 一九七八『新日本史 改訂版』三省堂

猪瀬浩平 二〇一五『むらと原発―窪川原発計画をもみ消した四万十の人びと』農文協

岩本通弥 一九九八「民俗学と『民俗文化財』とのあいだ―文化財保護法における『民俗』

をめぐる問題点」『國學院雑誌』九九(一一)

遠藤新之助 「徳川期に於ける 『村共同体』 の組成 本百姓身分を中心に」『史学雑誌』 六四

門田岳久

二〇一七 大窪一志 大石泰夫

その経緯と意義」『日常と文化』六

二〇〇七『芸能の

加藤秀雄

金子祥之

<u>一</u> 八

シュッツ、

アルフレ

ッド

島村恭則

関沢まゆみ 高木敏雄 『日本文学』二月号 一九一三「郷土研究の本領」『郷土研究』一(一) 二〇〇一「村落研究と民俗学」『日本民俗学』二二七

田中宣一 田澤晴子 二〇一八『吉野作造と柳田国男―大正デモクラシーが生んだ「在野の精神」』ミ ネルヴァ書房 二〇〇九「『伝承』の全体像理解に向けて」『日本常民文化紀要』二七

谷口陽子 俗学』森話社 二〇一四「村落研究の再考―同質化に抗する個人の生活史」『〈人〉に向き合う民

中里亮平 二〇一〇「変更からみる祭礼の現代的状況― 祭の事例から」『日本民俗学』二六一 東京都府中市大国魂神社くらやみ

濱嶋朗ほか編 二〇〇五『社会学小辞典〔新版増補版〕』有斐閣 永原慶二 二〇〇一(一九五五)『日本封建社会論』東京大学出版会

平山和彦 一九九二『伝承と慣習の論理』吉川弘文館

二〇〇〇「民間伝承」『日本民俗大辞典』 吉川弘文館

福島真人編 一九九五『身体の構築学』ひつじ書房

福田アジオ 一九八二『日本村落の民俗的構造』弘文堂

一 九 八 四 『日本民俗学方法序説―柳田国男と民俗学』弘文堂

二〇〇六「市町村合併と伝承母体―その歴史的展開」『日本民俗学』 二四四  $\overline{\mathcal{H}}$ 

二〇〇九 本の民俗学 「野」の学問の二〇〇年』吉川弘文館

二〇一二「二つのモノの狭間で-柳田民俗学がめざしたもの」『現代思想』

松田素二 二〇〇九 『日常人類学宣言! 生活世界の深層 /から] 世界思想社

山本質素 田国男 関敬吾 二〇〇〇「伝承母体」『日本民俗大辞典』吉川弘文館 二〇〇一(一九四二)『日本民俗学入門』名著出版

1000

(一九一八)

「神道私見」『柳田國男全集』二五

筑摩書房

湯川洋司 一九九八「伝承母体論とムラの現在」『日本民俗学』二一六

イヴ、 ジー ン/ウェンガー、 エティエンヌ 一九九三 (一九九一) 『状況 に埋め 込まれ

学習—正統的周辺参加』産業図書

## 第二章 伝承概念の脱/再構築のために

石田英一郎 一九五〇『民族学の基本問題』北隆館

伊藤幹治 二〇〇二『柳田国男と文化ナショナリズム』岩波書店

二〇〇六『日本人の 人類学的自画像 -柳田国男と日本文化論再考』筑摩書房

岩竹美加子 未来社 (編訳) 一九九六 『民俗学の政治性─アメリカ民俗学一○○年目の省察から

岩本通弥 にして」『国立歴史民俗博物館研究報告』一三二 二〇〇六 「戦後民俗学の認識論的変質と基層文化論― 柳田葬制論の解釈を事例

及川高 二〇一〇「来たるべき日の民俗学―ルーチン・ 民俗学研究』二 フ イ F バ ツク・ スケー ル」『現代

大月隆寛 化 九 一九八六 「常民 ・民俗・ 伝承 -開かれた民俗学へ向け ての 理論的考察」 『常民文

折口信夫 一九六七 (一九三四) 「民間伝承」『折口信夫全集』二五 中央公論社

鹿島徹 二〇〇六『可能性としての歴史―越境する物語り理論』岩波書店

門田岳久 二〇一一「生の全体的記述は可能か -空間・文脈・民族誌」『現代民俗学研究』

川島秀一 二〇一一『魚を狩る民俗―海を生きる技』三弥井書店

川村湊 一九九六『「大東亜民俗学」の虚実』講談社

菊池暁 一○○一『柳田國男と民俗学の近代 奥能登のアエ コト の二十世紀』吉川弘文館

小池淳一 二〇〇〇「伝承」『新しい民俗学へ』せりか書房

小林康正 九九五 「伝承の解剖学― その二重性をめぐって」『身体の構築学』 S つじ書房

畑村洋太郎 野家啓一 二〇〇五『物語の哲学』岩波書店 平山和彦 一九九二『伝承と慣習の論理』吉川弘文館 二〇〇〇「伝承」『日本民俗大辞典』吉川弘文館 二〇〇六『技術の伝え方』講談社

福田アジオ

一九八四『日本民俗学方法序説―柳田国男と民俗学』弘文堂一九八二『日本村落の民俗的構造』弘文堂

ベンヤミン、ヴァルター 一九九五 クション』ー (一九四〇)「歴史の概念につい て」『ベ ンヤミン・ コ

前川智子 二〇〇九 「民俗学の差異化に関する一考察―他領域との対話を通して」『現代民

務台理作 一九四〇『表現と論理』弘文堂三田村佳子 一九九八『川口鋳物業の技術と伝承』聖学院大学出版部

二〇〇〇(一九三九)『社会存在の論理』燈影社

村井紀 二〇〇四(一九九二)『南島イデオロギー の発生―柳田 國男と植民地主義』 岩波書

柳田国男 一九七四(一九三九)「民俗資料と村の性格」『山口麻太郎著作集』三九九八(一九三四)「民間伝承論」『柳田國男全集』八 筑摩書房

山口麻太郎 版社 侠成出

ン/ウェンガー エティ -エンヌ 一九九三 (一九九一) 『状況 に埋め込まれ

学習—正統的周辺参加』産業図書

和歌森太郎 一九五八 「歴史学との関係から」『日本民俗学研究体系』 平 凡

一九七二「民間伝承」『日本民俗事典』弘文堂

一九八一(一九四七)「日本民俗学概説」『和歌森太郎著作集』 九 弘文堂

四『民俗知識論の課題―沖縄の知識人類学』凱風社

# 伝承研究の現代的課題―柳田国男による自治論の再検討

岩本通弥 俗学の可能性を拓く 二〇一二「民俗学と実践性をめぐる諸問 題 『野の学問』とアカデミズム」

「野の学問」とアカデミズム』青弓社

牛島盛光 一九九三『日本民俗学の源流―柳田国男と椎葉村』岩崎美術社

内山節 <u>一</u> <u>五</u> 共同体の基礎理論』農文協

大塚英志 二〇〇七『公民の民俗学』作品社

柄谷行人 二〇一四『遊動論 ―柳田国男と山人』文藝春秋

川島秀一 二〇一七『海と生きる作法―漁師から学ぶ災害観』 冨山房インター ナショナル

クライン、ナオミ 二〇一一(二〇〇七)『ショック・ドクトリン(上・下)―惨事便乗型

資本主義の正体を暴く』岩波書店

絓秀実・木藤亮太 二〇一七『アナキスト民俗学― 尊皇の官僚・ 柳田国男』 筑摩書房

杉本仁 二〇一一『柳田国男と学校教育-教科書をめぐる諸問題』梟社

ハーヴェイ、 デヴィッド 二〇〇七 (二〇〇五)『新自由主義―その歴史的展開と現在』

ハーバーマス、ユルゲン 一九八七(一九八一)『コミュニケイション的行為の理論

未来社

橋川文三 一九六八 『近代日本政治思想の諸相』未来社

古川美穂 二〇一五『東北ショック・ドクトリン』岩波書店

松崎憲三 二〇一二「二つのモノの狭間で― 柳田民俗学がめざしたもの」『現代思想』

室井康成 二〇一〇『柳田国男の民俗学構想』森話社

モース研究会 二〇一一『マルセル・モースの世界』平凡

柳田国男 筑摩書房

筑摩書房

一九八八「第五章 官僚時代」『柳田国男伝』三一書房一九九八(一九三一)「明治大正史世相篇」『柳田國男全集』五一九九八(一九二九)「都市と農村」『柳田國男全集』四 筑摩一九九九(一九○四?)「農薬政策学」『柳田國男全集』一 筑摩書 筑摩書房

#### オンライン文献

一般財団法人移住· 交流推進機構 ―ニッポン移住・ 交流ナビ JOIN 田舎暮ら

https://www.iju-join.jp/ (2017.4.30) 自治体が理解してい ない  $\mathcal{O}$ 問題点

https://news.allabout.co.jp/articles/d/92462/] (2017.4.30)

## 第二部 伝承の仕組みと動態をめぐる考察】

## 第四章 役割交替と伝承の相関性--主婦権とトウヤのワタシ儀礼周辺から

石田英一郎 九四八年一一月号)』朝日新聞社 一九四八「西洋の鍵と日本の杓子―継承される主婦権の性格」 『婦人朝日

ガーフィンケル、 考の解体』せりか書房 ハロルドほか 一九八七 (一九八六)『エスノメソドロ ジ 社会学的思

加藤秀雄 二〇一六「奈土のオビシャ (千葉県成田市奈土)」『市 書』市川市 川のオビシャとオビシャ文

金子祥之 二〇一八 世界―関東の村の祭りと記録』岩田書院 「オビシャとオニッキ儀礼 千葉県印旛郡栄町酒直」 『オビシ

栗岡幹英 一九九三『役割行為の社会学』世界思想社

シュッツ、 ゴフマン、 アルフレッド アーヴィング 一九八五 一九八○(一九七○)『現象学的社会学』紀伊国屋書店 (一九六一)『出会い 相互行為の社会学』誠 心

新谷尚紀 二〇〇四『柳田民俗学の継承と発展―その視点と方法』吉川弘文館

瀬川清子 二〇〇六 (一九五七) 『婚姻覚書』 講談社

関沢まゆみ 二〇〇〇『宮座と老人の民俗学』吉川弘文館

ダーレンドルフ、ラルフ 一九七三 (一九五八) 『ホモ・ソシオロジクス ネルヴァ書房 ―役割と自由 3

中村羊一郎 一九九四「遠江における宮座とその特徴」『静岡県史研究』 バーガー、ピーター・L/ルックマ ン、 ۱ ا 7 ス

成 知識社会学論考』新曜社 二〇〇三 (一九六六)『現実の社会的

パーソンズ、タルコット/シルス、 理論をめざして』日本評論社 エドワ K 一九六〇 (一九五三) 『行為の総合

濱嶋朗ほ か編 二〇〇五『社会学小辞典 [新版増補版]』有斐閣

原田敏明 一九七六『村祭と座』中央公論社

肥後和男 一九四一『宮座の研究』弘文堂

一九九六 「役割理論の再構築のために」『廣松渉著作集』五 岩波書店

福田アジオ 一九八二『日本民俗学方法序説 -柳田国男と民俗学』弘文堂

--- 一九九七『番と衆-日本社会の東と西』吉川弘文館

二〇〇二『民俗に学んで六〇年 純粋培養民俗学徒の悪戦苦闘』大河書房

松田睦彦 二〇一一「家を継ぐのは権利か義務か?--今治市宮窪町 の家継承に見る選定相

続」『宮窪で考えた』瀬戸内民俗調査団

ジョージ・H 一九七三 (一九三四) 『精神 自我 青木書店

柳田国男 一九九八 (一九三一) 「明治大正史世相篇」 『柳田 國男全集』五 筑摩書房

(一九四四) 「史料としての伝説」 『柳田國男全集』一四 筑摩書房

ラドクリフ=ブラウン、 能』新泉社 アル フレ ツド 二〇〇二 (一九五二) 『未開社会における構造と機

渡部圭一 二〇〇八 学論叢』一三 「神事と禁忌の高度経済成長 近江 における宮座の戦後史分析」

### オンライン文献

国立歴史民俗博物館 -民俗語彙データベ ースの検索

https://www.rekihaku.ac.jp/up-cgi/login.pl?p=param/goi/db\_param (2019.5.5)

-みんなの文化財 第 24~26 回 刀根・気比神社の秋祭り  $\widehat{\underline{1}}$ 3

njya\_1-3.html(2020.3.30) https://www.city.tsuruga.lg.jp/smph/sightseeing/culture/minnanobunkazai/tonekehiji

## 第五章 伝承意識と伝承の変化―芸予諸島・鵜島の氏神祭祀を事例に

飯沼賢司 二〇一四『八幡神とはなにか』角川書店

伊藤幹治 一九八八『宗教と社会構造』弘文堂

井之口章次 一九七七『伝承と創造―民俗学の眼』弘文堂

今治郷土史編さん委員会 一九八八『今治郷土史 資料編 近世三』今治郷土史編さん委員

愛媛県史編さん委員会編 一九八三『愛媛県史 民俗 上 愛媛県

愛媛県神社庁編 一九七四『愛媛県神社誌』愛媛県神社庁

愛媛新聞社 一九八七『愛媛県人名辞典』愛媛新聞社

小川正恭 二〇〇〇「地縁」『日本民俗大辞典 下』吉川弘文館

木下靖子・門馬一平 二〇一五「海を渡った鵜島の人たちの話」『鵜島風土記』

俗研究会

合田博子 二〇一〇『宮座と当屋の環境人類学』風響社

斎藤潤 二〇一五「瀬戸内海の今を歩く 鵜島」『しま』二四一

加藤論文へのコメント」『現代民俗学研究』五

真野純子 二〇一二「祭祀を続けるために―沖縄の祖先祭祀における代行者と禁忌の変容」 二〇一〇『宮座祭祀儀礼論 ―座と頭役の歴史民俗学的研究』岩田書院

『現代民俗学研究』五

武井基晃

島村恭則

二〇一三「批評

関沢まゆみ 二〇〇〇『宮座と老人の民俗学』吉川弘文館

野本寛一 一九九八「西瀬戸島嶼巡航記」『民俗文化』一〇

萩原龍夫 九六二『中世祭祀組織の研究』吉川弘文館

九七五『村の祭祀』中央公論社

「宮座 の研究』弘文堂

宮窪町教育委員会編 福羅逸己 二00七 『鵜島 一九九三『文化財散歩』宮窪町 歴史と文化』私家版

一九九四 『宮窪町誌』宮窪

田 国男 (一九四八)「氏神と氏子」『柳田國男全集』 六 筑摩書房

二 〇 九 九 九 (一九二〇)『南島旅行見聞記』 ] 森話社

九九〇 『宮窪むかしむかし』私家版

弓削町教育委員会編 一九八六『弓削町誌』弓削町

和歌森太郎 一九八〇 (一 九五〇)「中世祭祀協同体の研究」『和歌森太郎著作集』 弘文

渡邊欣雄 二〇一三「批評 武井論文へのコメント」『現代民俗学研究』 五.

#### オンライン記事

愛媛県神社庁―神社を検索 http://ehime-jinjacho.jp/jinja/?p=1491 (2020.4.2)

## 伝承の仕組みと動態をめぐる考察―鵜島における "歴史 の構成

有馬道子 二〇一二『もの忘れと記憶の記号論』岩波書店

井之口章次 一九七七『伝承と創造―民俗学の眼』弘文堂

今治郷土史編さん委員会 一九八八『今治郷土史 資料編 近世三

|| 今治郷土史編さん 委員

鵜島歴史民俗研究会編 二〇一五『鵜島風土記』鵜島歴史民俗研究会

及川祥平 二〇一七『偉人崇拝の民俗学』勉誠出版

大石泰夫 二〇〇七『芸能の〈伝承現場〉論―若者たちの民俗的学びの共同体』 ひつじ書房

大場千景 二〇一三「無文字社会における『歴史』の構造 ―エチオピア南部ボラナにおけ

る口頭年代史を事例として」『文化人類学』七八(一)

オジェ、マルク 二〇〇二『同時代世界の人類学』藤原書店

鹿島徹 二〇〇六『可能性としての歴史―越境する物語り理論』岩波書店

川島秀一 二〇一一『魚を狩る民俗―海を生きる技』三弥井書店

二〇一二「漁師の呪術観 気仙沼市小々汐、 尾形栄七翁の伝承」『国立歴史民俗

物館研究報告』一七四

二〇一二「集合的記憶概念の 再考— ア ル ヴ アック ス  $\mathcal{O}$ 再評価をめぐっ て プフ オ ラ

ム現代社会学』一一

工藤宣 一九八九『江戸文人のスクラップブック』新潮

小林康夫・松浦寿輝編 二〇〇〇『表象 構造と出来事』東京大学出版会

小山由 三 三 五 「鵜島の民俗」『鵜島風土記』 鵜島歴史民俗研究会

三 五 「瀬戸内海の今を歩く 鵜島」『季刊しま』二四一

佐原真 一九九三「原史時代」『日本史大事典』平凡社

島村恭則 一九九四「民間巫者の神話的世界と村落祭祀体系の改変― 宮古島狩俣の事例」

日本民俗学』

- 二〇一三「加藤論文へのコメント」『現代民俗学研究』 五.
- 白石尚寛 地域における流動する人・物・ 二〇〇九「松山藩越智島における難船処理と積荷処分について」『近世伊予越智 情報』 京都府立大学
- 鈴木正崇 二〇一四「伝承を持続させるものとは何か―比婆荒神神楽の場合」『国立歴史民
- 田島節夫 二〇一一(一九六八)「歴史と構造」『読解レヴィ= スト 口 ス』青弓社

俗博物館研究報告』一八六

- 田中真砂子 一九八七「機能主義」『文化人類学事典』弘文堂
- 徳丸亞木 二〇一三「口頭伝承の動態的把握についての試論」 『現代民俗学研究』 五.
- 西澤治彦 二〇〇九 「機能主義」『文化人類学事典』丸善
- 平山和彦 一九九二『伝承と慣習の論理』吉川弘文館
- 福羅逸己 二〇〇七『鵜島―歴史と文化』私家版
- ベン=アリ、 イヤル 二〇一〇「戦争体験の社会的記憶と語り」『戦争記憶論 忘却、

そして継承』昭和堂

- 保苅実 二〇〇四『ラディカル・ オー ーラル Ł ストリ 才 ストラリア先住民アボリジ
- 歴史実践』御茶の水書房

室井康成

二〇一五『首塚・胴塚

千

人塚

日本

人は敗者とどう向きあってきたの

か

洋泉

柳田国男 九九 八 (一九三三) 「退読書歴」『柳田國男全集』 七 筑摩書房

### オンライン文献

鵜島カフェー ホー  $\Delta$ https://www.facebook.com/ushimacafe/ (2017.4.7)

## 近現代的状況と伝承】

# 伝承の変化に見る高度経済成長―千葉県浦安市の事例から

- 逸見友紀恵 二〇〇九 『光』と『陰』 曲げられた漁民の人生」『変わりゆく浦安と21の
- 浦安市教育委員会編 安市教育委員会編 一九九六『浦安の想い』立教大学社会学部・桜井ゼミ 民俗-社会組織 年中行事· 信仰』 浦安市教育委員

- 浦安市郷土博物館編 九九六 『浦安の投網師』浦安市郷土博物館
- 九九七 『浦安の伝統芸能』浦安市郷土博物館
- 二〇〇八 『おらん ハマ んゆくえ 浦安・黒い 水事件から5 0 年上

市 郷土博物館

安市郷土博物館

浦安市史編さん委員会 一九五三『浦安年鑑』浦安中学校 九九九 『浦安市史・生活編』浦安

浦安中学校社会科研究部

浦安調査研究グループ 九七一「東京湾埋立に伴う地域の変貌 浦安町 ス スタデ

浦安町誌編纂委員会編 一九六九『浦安町誌・上』 浦安町

一九七四『浦安町誌・下』浦安町

王子製紙株式会社 二〇〇一『王子製紙社史 合併各社編』王子製紙社史編纂所

大石始 二〇一九 『奥東京人に会いに行く』晶文社

小川徹太郎 二〇〇〇「山あて」『日本民俗大辞典 下』吉川弘文館

尾上一明 二〇〇九「明治四一年『東京湾漁場図」 を読む」「東京湾漁場図」 を読み解き、

東京湾のいまを考える会

影浦順子 二〇一〇「下村治経済理論の一考察―経済成長と金融調整のあり方をめぐって

 $\ |\ \, |\ \, \| \ \, \text{Core ethics} \| \ \, | \ \, | \ \, |$ 

菅野剛宏 一九九四「海苔製造家の生業複合―千葉県浦安市を事例として」『常民文化』一

佐藤照美 一九九五「貝の町浦安―千葉県浦安市における調査報告」 『民俗学論叢』  $\overline{\phantom{a}}$ 

下村治 二〇〇九 (一九六○)『日本経済成長論』中央公論社

関沢まゆみ 二〇一一「高度経済成長と生活変化―第6展示『現代』 のテーマから」『国立

歴史民俗博物館研究報告』一七一

二〇一八「共同研究の概要」『国立歴史民俗博物館研究報告』二〇七

鶴見和子 一九九八(一九七六)「われらのうちなる原始人―柳田国男を軸にして近代化論

を考え直す」『鶴見和子曼茶羅IV 土の巻』藤原書店

一九九八 (一九九一) 「国際比較における個別性と普遍性 柳田国男とマリオン・

リーヴィ」『鶴見和子曼荼羅IV 土の巻』藤原書店

中尾尭 一九六八『中山法華寺史料』吉川弘文館

中村政則 二〇一一「美濃部都政と「東京ごみ戦争」」『国立歴史民俗博物館研究報告』 一七

本州製紙社史編さん室 一九六六『本州製紙社史』

宮内聡美 二〇〇九「女性からみる浦安」『変わりゆく浦安と21の前田智幸 一九九九『いのちがけの陳情書』創英社 想い 立教大学社会学

・桜井ゼミ

二〇〇三『海苔』法政大学出版局

山本周五郎 一九六四『青べか物語』新潮社

若林敬子 二〇〇〇『東京湾の環境問題史』有斐閣

### オンライン文献

江戸投網保存会— ホ ্ব http://www.edoyakatabune.com/toami/ (2018.3.26)

## システムと伝承―平成の市町村合併を事例に

今井照 二〇〇八『「平成の大合併」の政治学』公人社

岩崎正弥 二〇〇六「現代山村経済と過疎―三遠南信の現実から」『日本民俗学』二四五

岩本由輝 一九七八『柳田国男の共同体論』御茶の水書房

内山節 二〇一三「地域・自治概念の再検討」『市町村合併による防災力空洞化 -東日本大

震災で露呈した弊害』ミネルヴァ書房

雲藤等 二〇〇九「田辺・湊・西ノ谷三町村合併問題と南方熊楠」『社学研論集』一三

小田亮 二〇〇一「生活世界の植民地化に抗するために―横断性としての『民衆的なもの』

再論」『日本常民文化紀要』二二

片岡正人 二〇〇五『市町村合併で「地名」を殺すな』洋泉社

小島孝夫 二〇一五「町村合併と地域社会のくらし」『平成の大合併と地域社会のくら

関係性の民俗学』明石書店

小原隆治偏 二〇〇三『これでいいのか平成の大合併』コモンズ

シュッツ、アルフレッド 一九八〇『現象学的社会学』紀伊国屋書店

庄司俊作編 二〇一四『市町村合併と村の再編―その歴史的変化と連続性』農山漁村文化協

『村が消えた―平成大合併とは何だったのか』 祥伝社

谷川健一 二〇一一a「新地名は安易すぎない菅沼栄一郎 二〇〇五『村が消えた―平成大合 か」『谷川健一全集』 <u>一</u> 五. 冨山房イ ンター

ナショナル

「地名『大虐殺』 の愚挙」『谷川健一全集』 <u>一</u> 五. 冨山房インター

ショナル

二〇一一c「平成の大合併の功罪」『谷川健一全集』一五 冨山房インター

ョナル

鶴見和子 一九九八 (一九七六)「われらのうちなる原始人― 柳田国男を軸にして近代化論

を考え直す」『鶴見和子曼茶羅IV 土の巻』藤原書店

一九九八 (一九八〇) 「自治思想の系譜」 『鶴見和子曼荼羅 V 水の巻』藤原書店

野中廣務 二〇〇六「蜷川革新京都府政との対峙」『都市問題』九七

ーヴェ デヴィッド 二〇〇七『新自由主義―その歴史的展開と現在』作品社

マス、ユルゲン 一九八七『コミュニケイション的行為の理論 (下)』未来社

## 二〇〇〇『近代―未完のプロジェクト』岩波書店

松田香代子 フッサール、 四 五 田アジオ 二〇〇六「『伊豆の国市』とはどこか-エドムント 二〇〇六「市町村合併と伝承母体-一九九五『ヨーロッパ諸学の危機と超越論的現象学』中央公論社 -その歴史的展開」『日本民俗学』二四五 大合併と民俗の本質」『日本民俗学』二

南方熊楠 一九七三 a 「田辺町湊村合併に関し池松本県知事に贈れる南方先生の意見書」

『南方熊楠全集』六 平凡社

一九七三b 「南方熊楠翁の書簡」『南方熊楠全集』六 平凡社

一九七三c 「新庄村合併について」『南方熊楠全集』六 平凡社

室崎益樹·幸田雅治編 二〇一三『市町村合併による防災力空洞化―東日本大震災で露呈し

た弊害』 ミネルヴァ書房

柳田 国男 「明治大正史世相篇」『柳田國男全集』五 筑摩書房

二〇〇六(一九〇六)「自治農政」『柳田国男全集』二三一九九八(一九三一)「明治大正史世相篇」『柳田國男全年 筑摩書房

結城登美雄 二〇〇六「市町村合併の現在―合併で村はどうなるのか」『日本民俗学』

米田実 二〇〇六 「市町村合併と民俗 滋賀県を事例として」『日本民俗学』二四

渡部治 二〇〇七「日本の新自由主義 ハーヴェイ『新自由主義』に寄せて」『新自由主義

その歴史的展開と現在』作品社

#### オンライン文献

全国町村会-- 今後の基礎的自治体のあり方について (私案)

http://www.zck.or.jp/activities/h141112/nishio\_shian.pdf (2018.3.27)

合併デジタルアーカイブ -合併特例債の考え方

http://www.gappei-archive.soumu.go.jp/db/02ao/2-17oi/state/tokurei.pdf(2018.3.27)

## 第九章 伝承と自治の再生に向けて―震災被災地における中間集団と相互扶助

伊藤幸男ほか 『国立歴史民俗博物館研究報告』二一五 二〇一九 「宮城県大崎市鬼首地区の開発と契約講による資源管理の展開」

今井良広ほか 情報―静岡県立大学・経営情報学部研究紀要』三〇 (二) 二〇一八「合併旧町のレジリエンス―南三陸町歌津地区を事例に」『経営と

今関信子 版社 二〇一八『デニムさん―気仙沼・オイカワデニムが作る復興の ジ ・ンズ』 佼成出

大場あや と社会』二四 <u>二</u> 〇 八 「地域社会と葬儀の互助組織 農村と町場の契約講の 比較 から」

岡田知弘 二〇一二「『創造的復興』 論の批判的検討」『現代思想』 四〇 

岡山卓矢 研究』九 二〇〇九「『ムラ』なき契約講 民俗学における地域観の再検討」『アジア文化史

小田亮 恩田守雄 と」『ストリート人類学― 二〇一八「災害ユートピアが終わるとき―ストリートを〈コモン〉にするというこ 二〇〇六『互助社会論―ユイ、モヤイ、テツダイの民俗社会学』世界思想社 二〇一三「同族と契約講についての若干の考察」『アジア文化史研究』一三 方法と理論の実践的展開』風響社

加藤秀雄 れた家」『東日本大震災と気仙沼の生活変化』国立歴史民俗博物館 二〇一三「解説 三浦家のモノにみる本吉地域の生活文化 津波のあとに興さ

川島秀一 クライン、ナオミ 二〇一一 (二〇〇七)『ショック・ドクトリン (上・下) 木村周平 資本主義の正体を暴く』岩波書店 二〇一三『震災の公共人類学―揺れとともに生きるトルコの人びと』世界思想社 二〇一八『海と生きる作法―漁師から学ぶ災害観』 冨山房インターナショナル -惨事便乗型

桜井徳太郎 一九八八『講集団の研究(桜井徳太郎著作集1)』吉川弘文館

篠原雅武 二〇一一『空間のために―偏在化するスラム的世界のなかで』以文社

関根康正 二〇一八「ストリート人類学という挑戦」『ストリート 人類学 方法と理論の 実

践的展開』風響社

ソルニット、レベッカ 二〇一〇『災害ユートピア』亜紀書房

竹沢尚一郎 二〇一三『被災後を生きる― 吉里吉里・大槌・釜石奮闘記』 央公論新社

デュルケーム、エミール 一九八五 (一八九七)『自殺論』中央公論社

東洋大学民俗研究会(一九八二『小泉の民俗』東洋大学民俗研究会

中村元ほか編 一九八九『岩波 仏教辞典』岩波書店

濱嶋朗ほか編 二○○五『社会学小辞典〔新版増補版〕』有斐閣

平野健 二〇一二「CSISと震災復興構想―日本版ショック・ 構図」

思想』四〇(四)

福武直 一九四九『日本農村の社会的性格』東京大学出版会

福田アジオ 一九八二『日本村落の民俗的構造』弘文堂

真島一郎 二〇〇六「中間集団論―社会的なるものの起点から回帰へ」『文化人類学』

松崎憲三 二〇〇八 「自治組織」『宮城県白石市福岡蔵本尾篦の民俗』

松本誠一 一九九九「契約講」『日本民俗大辞典 上』吉川弘文館

宮崎学 二〇一四『談合文化――日本を支えてきたもの』祥伝社

二〇一八「生まれ育った地域で生きる--清原正臣氏による東日本大震災  $\mathcal{O}$ 

みえる日々の関わり」『ストリ 人類学 方法と理論の実践的展開』 風響社

本吉町誌編纂委員会 一九八二『本吉町誌』本吉町

二〇一四「漁業権の形成と宮城県水産業復興特区政策 東日本大震災を契機とす

### オンライン文献

朝日新聞―復興庁、2030年度まで延長、政府が閣議決定

https://digital.asahi.com/articles/ASMDM778HMDMULZU02F.html~(2020.5.1)人口34万人流出、 避難なお4万人超 東日本大震災9年

 $https://digital.asahi.com/articles/ASN3B62L9N36UTIL03M.html \ \ (2020.5.1)$ 

N H K -9年たっても復興しない~被災者2000人の 「復興カレンダー」

経済同友会 $https://www3.nhk.or.jp/news/html/20200304/k10012311741000.html \ \ (2020.5.1)$ -東日本大震災からの復興に向けて〈第2次緊急アピール〉

生活クラブ―民間企業への https://www.doyukai.or.jp/policyproposals/articles/2011/pdf/110406a.pdf(2020.4.30) 「漁業権」開放に思う

民俗語彙データベース  $https://seikatsuclub.coop/news/detail.html?NTC=0000053171 \hspace{0.2cm} (2020.4.30)$ 

https://www.rekihaku.ac.jp/up-cgi/searchrd.pl (2018.3.27)

## 終章 本研究のまとめと今後の課題

イリイチ、イヴァン 二〇〇五(一九八一)『シャドウ・ワー 波書店 クー 生活のあり方を問う』岩 221

植田今日子 二〇一六『存続の岐路に立つむら―ダム・災害・限界集落の先に』

大窪一志 二〇一四『自治社会の原像』花伝社

小田亮 二〇〇一「生活世界の植民地化に抗するために―横断性としての『民衆的なもの』

再論」『日本常民文化紀要』二二

島村恭則 二○一八「民俗学とは何か─多様な姿と一貫する視点」『現代民俗学のフィー 小長谷英代 二〇一六「『ヴァナキュラー』 -民俗学の超領域的視点」『日本民俗学』二八五

ド』吉川弘文館

二〇一九「民俗学とはい かなる学問か」『日常と文化』

新谷尚紀 二○一八「民俗伝承学の視点と方法」『民俗伝承学の視点と方法― -新しい歴史学

への招待』吉川弘文館

関沢まゆみ 二〇一八「比較研究法の有効性―時差ある変化:その研究実践例 から」『民俗

伝承学の視点と方法―新しい歴史学への招待』吉川弘文館

室井康成 二〇一九「重出立証法の可能性―福田アジオ理論の誤謬的受容とその影響に関 連させて」『柳田国男以後・民俗学の再生に向けて―アカデミズムと野の学の緊張』

柳田国男 一九九八(一九二九)「都市と農村」『柳田國男全集』 兀 筑摩書房

山之内靖 二〇一五『総力戦体制』筑摩書房

#### 初出

序章 書き下ろし 田国男以後・民俗学の再生に向けて』二〇一九、梟社による) (※「はじめに」のみ「伝承母体論再考― -共の民俗学のために」『柳

第一 伝承概念再考】

第一章 民俗学の再生に向けて』二〇一九、 二項」と「第三節」は「伝承母体論再考-題」 『民俗的世界の位相-「はじめに」と「第二節一項」 変容・生成・再編』二〇一八、慶友社による。 は「柳田国男の伝承観と自治論―現代民俗論の 梟社による。 -共の民俗学のために」『柳田国男以後・ その他は書き下ろし。 「第二節

第二章 「伝承概念の脱/再構築のために」『現代民俗学研究』四、二〇一二

「柳田国男の伝承観と自治論―現代民俗論の課題」『民俗的世界の位相― 変容・

成・再編』二〇一八、 慶友社

伝承の仕組みと動態をめぐる考察】

【第二部

第四章 「役割交替と〈伝承〉概念の相関性―主婦権と当屋の「ワタシ」 儀礼周辺から」『常

民文化』三三、二〇一〇

第五章 「氏神祭祀の場と伝承意識の生成 - 鵜島・宇佐八幡社の事例から」 『宮窪で考えた』

第六章 「芸予諸島・鵜島における "歴史" 本民俗学』二九二、二〇一七 の構成--伝承の仕組みと動態をめぐる考察」『日 222

【第三部 現代社会と伝承】

第七章 『国立歴史民俗博物館研究報告』一七一、二〇一一 「東京湾沿岸部の大規模開発に伴う生活変化-高度経済成長期の 浦安を事例に」

第八章 「合併に対するまなざしの過去と現在―システムと伝承の関係性を問う」 大合併と地域社会のくらしー -関係性の民俗学』二〇一五、 明石書店

第九 章 「震災被災地における中間集団と相互扶助―伝承と自治の再生に向けて」 『成城文

藝』二四〇、 二〇一七

終章 田国男以後・民俗学の再生に向けて』二〇一九、 (※「第五節二項」のみ「伝承母体論再考― 梟社による) -共の民俗学のために」『柳